

令和 3 年 9 月 8 日（水）

（第 1 日目）

令和３年第５回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和３年第５回苓北町議会定例会は、令和３年９月８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員は次のとおりである。

８番	野崎 幸洋	９番	山本 政人
----	-------	----	-------

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡 学	書記	田中 めぐみ
------	------	----	--------

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教育課長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会計課長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第5回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、高戸幸雄君、5番、松本良人君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、日程（案）を作成し配付しておりますとおり、本日から9月16日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

6月11日、日本風力エネルギー株式会社荅北風力発電所竣工式に出席しました。

7月27日、天草広域連合議会議会運営委員会に出席しました。8月議会提出議案等について協議しました。

8月2日、電源立地協議会の会計監査をいたしました。

8月11日、天草広域連合議会全員協議会、定例会に出席しました。

8月17日、県町村議会議長会理事会、オンライン会議に出席しました。

8月25日、県町村議会議長会正副議長研修会、オンライン研修会に田嶋副議長とともに出席しました。

8月26日、天草地域国県道路整備促進期成会の会計監査をいたしました。

荅北町監査委員から、令和2年度令和3年5月分、令和3年度令和3年5月、6月、7月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

皆様ご承知のように、新型コロナウイルスの感染拡大は第５波となり、７月下旬から感染者の拡大は全国的に急増し、現在、２１都道府県に緊急事態宣言、熊本県を含む１２県にまん延防止等重点措置適用が９月１２日までの期間で発令されております。

また、天草管内におきましても、特に隣接する天草市において急増しておりますので、町民皆様方には、感染拡大防止のため、今後も不要不急の外出を控えていただくなど、引き続き感染拡大予防対策にご協力いただき、苓北町から感染者が発生しないようお互いに努力していくようお願いをしております。

次に、７月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

まず、７月４日（日曜日）、苓北町消防団の夏季訓練を農村運動広場において開催いたしました。

また、７月１１日（日曜日）の令和３年度苓北さわやかクリーン作戦は、前日までの雨で足場が悪くなっていることと、当日が雨天の予報でございましたので、中止いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、７月に予定しておりました苓北町避難訓練、苓北じゃつと祭、長崎ペーロン選手権大会、８月の各地区における盆行事等も中止となっております。

次に、今後の苓北町主催及び各団体主催行事等についてのお知らせでございます。

苓北町の行事では、各地区の町民体育祭、敬老会、秋のオルレは、中止することと決定しております。

また、夕やけマラソンも、町内コースでの大会は昨年に引き続き中止にいたしますが、コロナ収束後を見据え、オンラインマラソン大会として実施を計画し、参加者の方々へ苓北町の観光情報ツールである、「れいほくスマートガイド」や夕やけマラソンの動画などの発信、参加賞として地元特産品を贈るなど、次回大会へ向け積極的なアピールをしていく計画としております。

なお、１１月に予定しております防災訓練につきましては、１０月上旬に消防団の役員会で検討することにしております。

また、各地区文化祭については、作品展示のみとする予定となっております。

次に、今後の各種団体における諸行事等につきましては、１１月２７日開催予定の

「熊本天草幹線道路の早期完成を求める『天草島民集会』」は、リモートで開催する方向で検討されております。

なお、熊本県民体育祭、富岡城お城まつり、関東ふるさと苓北会総会が中止となっております。

また、第33回天草西海岸秋の窯元めぐりにつきましては、今後、検討されるのとのございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を行います。

それでは、通告1番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告1番、6番議員の石田みどりでございます。本日は、町長に大きく2点の点で質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、安心安全の町づくり、災害に強い町づくりでございます。

8月11日から1週間降り続いた梅雨末期のような前線による集中豪雨によって、県内各地、また全国各地で被害が出ており、尊い人命も失われております。この期間で年間雨量の半分の降水量となっている所もあり、苓北町でも警報や避難指示が幾度となく出されました。このような中で、特に山間部では山から谷筋を鉄砲水が流れ、町道を破壊し、県道でも、町道でも崖崩れが何カ所も発生しました。

先日の全員協議会の折、町からの報告では、都呂々木場の天竺では945ミリの雨量だった。町道では、災害申請予定7路線9カ所、補修及び土砂撤去30カ所、河川は災害申請予定4河川の6カ所、林道災害申請予定3路線3カ所、補修及び土砂撤去3カ所、農地災害申請予定農地2カ所、農道2カ所、その他農道、用水路等補修6カ所、ほかに断水が1戸であったとの報告を受けました。その後の報告はなかったのかお尋ねをいたします。

私も15日に都呂々木場に状況把握に行ったのですが、県道の土砂崩れの箇所は土砂が撤去されていて通行できましたが、林道は通行できないところがありました。また、その後、20日にも行きましたが、15日には通行できていた町道は道が見えないほど迂回路となるべき町道からの崩れで、2路線とも通行は不可能、下の刈り取り寸前の田んぼまで土砂や流木で埋まっていました。27日にも行きましたときには、土砂は取り除かれてはいましたが、まだいつ崩れるか、通行はできるものの危険な状態でした。全面通行止めの看板が出ておりました。この路線を通院、買い物、農作業などで常時利用

している人もいらっしゃいますし、その上の集落には、7世帯が生活をしていらっしゃいます。移住してこられた若い世帯も2世帯あり、小学校へ通っている児童もいます。迂回路として町道善亀線を利用しておられましたが、あの路線は急な坂道で道路幅は狭く、カーブが多く、離合もできない、夜は暗くてとても危険です。今後のこともあり、迂回路として整備をしていただけないものかお尋ねをいたします。

また、ほかの迂回路も検討することが必要ではないでしょうか。

今回の集中豪雨で、人家や人命に被害がなかったことが何よりであったと質問通告提出の折には書きましたが、その後わかったことでは、人家にも被害は出ておりました。裏の畑が崩れて家の裏まで土砂が押し寄せているところがあります。また、地すべりによるものと思われるのですが、玄関外や庭に大きく亀裂が入り、段差ができているお宅もあります。小屋の傾きや住まいもサッシや網戸が動かしにくいなどの支障が出ています。そのお宅の上の林道も亀裂が入り、段差がひどく通行できないので、このままでは住んでいても怖くて安心できないと思っております。

町も県も見には来てくれたとは言われておりましたが、早急に対策を考える必要があるのではないのでしょうか。町としての対応はどのようにしておられるのかお尋ねをいたします。

また、谷筋の調査もしていただき、治山ダムの設置も必要と思われるのですが、その点もお聞きをいたします。

今1カ所は建設済みのところもあります。

今回は雨だけではありましたが、今から台風シーズンにも入ります。去年は9号、10号と苓北町にも接近をしました。台風で強風が吹き荒れると国道389号の木が大きくなっていて、枝も張ってきているので、風にあおられ根こそぎがけ崩れを起こす危険があります。町民も心配しています。今までも根こそぎ崩れたケースがあり、通行止めにもなりました。木を伐採するなり、枝落としをするなりの対策を取る必要があるのではないかと思いますので、町長のお考えをお聞きいたします。

先日の集中豪雨のときも崩れてもいないのに全面通行止めとなりました。それだけ危険度が高いということだと思っておりますので、早く手を打つべきではないかと思われま

す。

また、関連することですが、小枝やかずらが歩道に垂れ下がり、自転車で通学している子どもの親から危ないとの声もあがっておりますし、外灯付近が小枝で隠れ、外灯の役目を果たしていないところもあります。日没が早くなり、子どもたちが帰るときは暗くなってきています。早急に対処していただきたいと思いますが、その点ではどうでしょうか。

また、危険な橋のたもと、それも町中ですが、外灯がないところがあります。住民の

方からの訴えがあり、私も夜に何回か見に行きました。なるほど暗いし、橋のたもとは危険です。見るに見かねてご近所の人がセンサーライトを設置してくださっていますが、光が足りていません。住民の話では、けがをされた方もあったと聞きました。このような危険なところへの外灯設置は急を要すると思います。早く外灯設置をしていただきたいというふうに思っております。

また、富岡海水浴場に貴重品を入れるコインロッカーが欲しいと利用者から聞いているのですが、設置することができないものかお尋ねをいたします。熊本方面から、また本渡からも富岡の海水浴場は波も静かだし、きれいだからと言って来てくださっております。そんな人が車のキーとか、ちょっとした貴重品を入れるコインロッカーがあればと声を聞きました。もし何かあったらみんなに迷惑もかけるのでということでした。担当の方には伝えてあるのですが、来年に向けて設置できないでしょうかお尋ねをいたします。

大きな2点目でございます。

小中学校のトイレの改修、多目的トイレも含めますが、洋式化と校内のバリアフリー化についてお尋ねをいたします。

学校のトイレの印象としては、皆さんどんな印象をお持ちでしょうか。暗い、汚い、臭い、怖い、壊れたままになっている。今までこの5Kと言われてきました。今では水洗化が進んで学校のトイレ環境も良くなっていますが、いまだに臭いという声も聞こえてきます。この数年、学校設備は耐震化やエアコン設置で整備は進んできていますが、トイレの改修がまだまだ遅れているのではないのでしょうか。苓北町の小中学校5校もまだ和式トイレもあると思うのですが、各学校のトイレ状況をお聞きいたします。

今、各家庭ではほとんどが洋式化され、児童生徒たちも洋式に慣れてきているのに、学校ではいまだに和式トイレがあるというのはどうなのでしょう。明るく清潔なトイレは、子どもの健康やモラルの向上にもつながるとともに、コロナウイルスの感染症拡大を阻止する衛生対策としても欠かせないのではないのでしょうか。学校トイレ環境を改善する工事には、国庫補助3分の1があり、補助の範囲も排水工事、電気等の附帯設備の改修工事、床、壁、天井、建具など内装の改修工事を含め、全体の上限が2億円までとなっております。ご存じだろうと思いますが、実質の地方負担は26%に縮減できるようで、予算の厳しい自治体においては、改修を後押しする材料になっているということです。

また、公立小中学校の約8割に特別支援学級が設置されているし、障がい者の雇用の促進に関する法律も改正されていますので、障がいのある教職員が働きやすい環境を整備することも求められています。多目的トイレやバリアフリー化についても、令和元年6月議会で苓北中学校の校舎の整備で質問した折に、町長答弁では、「できるだけ早く

設置を考えたい」とのことでしたが、その後はどうなっているのでしょうかお尋ねをいたします。

トイレの改修については、国庫補助を活用していただいて早急に改修をしていただき、今、コロナ禍の中だからこそ改修する必要があるし、急がれるのではないのでしょうか。町長の答弁を求めます。

以上、大きく2点でございます。あとは自席で再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、安心安全の町づくり、災害に強い町づくりについてのご質問でございます。

1 番目の通行不能となっている町道の迂回路の早急な整備についてであります。都呂々木場地区におきまして、町道と久登線の路肩部分が町道涼松線へ滑り落ちており、2 路線とも全面通行止めとなっております。迂回路といたしましては、森林基幹道苓北天草線や町道野田線等を利用させていただいております。

現在、涼松線の復旧につきましては、仮設防護壁等の設置を進めており、完了後は、和久登線の迂回路としても利用していただく予定であります。

次に、治山ダムの設置についてであります。8 月 11 日からの大雨により林地内から雨水とともに、大量の土砂が林道等へ流出した状況が複数箇所あったことは、議員ご承知のとおりであります。このような箇所は、熊本県天草広域本部林務課へ報告し、県担当者の現地確認も済ませているところでございます。

なお、治山ダムの設置を始め、治山事業の施工を要望するにあたりましては、土地所有者の承諾も必要となりますので、関係者にて協議のうえ、その必要性も含め、検討の上、要望してまいります。

2 番目の国道 389 号の法面に繁茂している木々の枝等の伐採についてであります。熊本県所有の法面につきましては、県の担当者に伐採を要望いたします。

都呂々財産区所有の法面につきましては、今回の議会で伐採費用の補正予算を提案させていただいております。議決をいただきましたら、早急に着手をしたいと考えております。

3 番目の国道 389 号の歩道部分や外灯に差しかかる木の枝等の伐採につきましても、県の担当課へ要望いたします。

次の 4 点目の外灯の設置であります。ご指摘の箇所につきましては、担当課の方で現地の確認を行い、必要であると判断いたしましたので、区長さんへの連絡・打ち合わせ及び設置に係る申請等を済ませ、9 月上旬に設置できる予定となっております。

小中学校のトイレの問題であります。ご指摘のとおりだと私も考えているところであります。

ちなみに、各学校単位のトイレの内訳でございますが、坂瀬川小学校が洋式7基、和式7基、計14基、志岐小学校が洋式8基、和式19基、計27基、富岡小学校が洋式11基、和式14基、計25基、都呂々小学校が洋式が7基、和式が9基、計16基、芥北中学校は洋式が12基、和式が11基、計23基となっており、ご指摘のとおり、洋式と和式では、和式が非常に多いように感じております。

また、体育館やグラウンド等のトイレでは、洋式23基、和式42基で、洋式化率が35.4%となっております。

小中学校の洋式トイレ設置につきましては、各フロアに男女とも最低1基は設置しておりますが、設置率については、各学校間でばらつきがあり、特に坂瀬川小学校と都呂々小学校は、他校に比べ設置率が低い状況でございます。

洋式トイレの設置につきましては、必要な分を来年度から2年間で整備を進めてまいりたいと考えております。と申しますのも、今、国庫補助があるというご指摘がございましたが、これは1校当たり400万円以上の整備費がないと該当にならないということでございますので、この一気にというわけにはいかないということで、このトイレの数も整備をいたしまして、必要な洋式トイレを来年度と再来年度で整備をしてしまうというような考えでおります。

今後、多目的トイレの設置、校内各所のバリアフリー化については、検討をしてまいりたいと考えております。

また、富岡海水浴場のコインロッカーの設置の問題でありますが、海水浴場の中にですね、適当なと言いますか、安全で管理できるコインロッカーの設置場所がございます。大半の方が自分の車の中で管理をしておられるようではありますが、鍵とか、そういうものを、小物をですね、は車の中に入れられませんので、これをどう保管をしてもらうか。どこにそれを設置するかですね、この辺のところを検討してまいります。

以上で、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） まず、災害時の迂回路の件でございますけども、藤の元集落へ通じる道路は、今、土砂で埋まった野田組の横から入る町道とその上の迂回路として使用できる元の和久登道路でございます。もう1本近道があるのですが、個人の道が入っているということで整備はされておられません。そこを買収して町道として整備をし、迂回路とすることも可能ではないかと考えますが、その点はどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） お尋ねの私道ですかね、私道も一応現地を通ってきました。しかしですね、やはり離合箇所がですね、ないということで、大変危険であると

いうことで、そこは断念させていただいた経緯がございます。

町長が先ほど答弁申し上げましたように、町道涼松線ですね、今、土留壁をですね、設置中ではございまして、それが完成しましたらですね、そこを通すと。涼松線をですね、通しますということで、和久登線も涼松支線から降りてきて、涼松線に降りられるという計画をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今、迂回路となってます下木場から入る町道ですね、そこを整備するということではできないでしょうか。今回みたいに、二本がもう迂回路として使う道路、それから、ほかの町道も二本が本当に通れなくなってしまって、児童の通学、本当に通勤、それ支障をきたしているんですよ。だから、そこら辺では、遠いですけども、下木場から上がるあの町道、暗いし、カーブは多いし、それこそ離合もできないという不便はありますけども、そこを少し整備していただいたらと思うのですが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 先ほど申し上げましたので、土留壁はですね、近いうちに完成予定でございますので、その整備するよりも、そちらをですね、急いで通行できるようにしたほうが早いと思いますので、そちらに力を入れております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今のその課長が言ってらっしゃる町道ですけども、上から崩れてきたところだけじゃなくって、その少し先も田んぼのほうへ崩れているところがありますよね。善亀線の工事をしているときに、ダンプカーがですね、4台、5台と本当にたくさんあの道路を通りました。道路がですね、すっごくでこぼこが出てますし、それこそ亀裂が入ったりしているところもございます。だから、まだあそこも崩れる可能性というのはあるので、やっぱりほかの道路を迂回道として考えていただくということも必要ではないかなと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） ご指摘のとおりですね、今、土留壁をしている上も確かに崩れております。ちょうど善亀線と涼松線の三差路でございますね。幅員が広うございますので、当面は通しますけども、議員おっしゃいますとおり、万が一のときがあればですね、やはりそこも通行止めをしなくてはなりませんので、先ほど申されたですね、迂回路についてはちょっと整備を検討させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私が言ってるのは、養上幸吉さんのところの下じゃなくて、中村さんの田んぼの上、今崩れて土砂取っているところがあるじゃないですか。あの上の左側がですね、田んぼのほうに結構崩れて、鉄板を敷いてあるんですよ。だから、そこも崩れる可能性というのは大なんですね。だから、ちょっとやっぱりそういう崩れる箇所がたくさんあるし、それこそその下のカーブのところから下も亀裂が入っているんです、道路にですね。ずっと亀裂がいっぱい入ってまして、下に1軒家があるんですけども、もう崩れはしないかと思って怖くてということを聞いております。だから、やっぱり迂回路としてほかのところをちゃんと、その下木場から上がるところも迂回路としてやっぱりきっちり整備をしていただけないかなというふうに思いますが、どうでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その点につきましては、今後検討させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 以前ですね、耳にしたことがあるのですが、今回の集中豪雨で家にかかった土砂、家にかかっている土砂は個人の責任で取り除かねばならないということをちょっと聞いたことがあります。公的補助はないということ聞いたことがあるんですけども、個人でも限界があると思うんですけども、町として何らかの支援ができないものか、お尋ねをいたします。

それと地すべりと思われるところも、今後、台風の接近や再度の大雨にならない早いうちに何らかの手を打っていただかないと、怖くて住んでいられないだろうなと。上もすごい林道がですね、段差がすごいんですよ、地すべりな形で。もうそこからも崩れてくる可能性はあるし、もう本当に家のところの亀裂がすごいんです。段差も出てます。小屋も傾いています。だから、住んでいる人はすごく怖いということを言ってらっしゃいますので、何らかの手を早急に打っていただきたい。それこそ県とかに申請がいろいろあると思うんですけども、そこら辺ではどうなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず1点目、木場のことを言われているかと思います。ここについては、住宅のほうにかかる土砂については、町のほうで対応して、畑の法面が崩れておりますので、それについては、受益者の方と相談してですね、農災のほうで申請するように進めております。

もう1点は、林道陰平線から町道大場線一帯のことを言われているのかなと思うんですけども、あそこです、住田さんのところですよ。

○6番（石田みどり君） はい、そうです。

○農林水産課長（宮崎良成君） あそこにつきましてはですね、複数箇所、道路に亀裂

等が生じております。その原因が何なのかというようなことをですね、まずは突き止めたいて考えておまして、予備費を充当しまして、そのボーリング調査等を実施して、地すべりなのかどうかをですね、調査するよう現在発注の準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） もう準備を進めていらっしゃるということですが、できるだけ早くしてもらわんと、また台風シーズンに入って、今、台風何号でしたか、14号ですかね、こっち向いてきそうな感じもしております。だから、台風でも来て、また、雨でも降ったら本当に大変だなと、本当に私がそこの家に住んでいるんやったら怖いだろうと思うんです。住んでいる人も怖いとおっしゃっていただきましたので、できるだけ早く手を打っていただきたい。調査することも大事でしょうけども、できるだけ早く手を打っていただきたいということをお願いしときたいというふうに思います。

それから、山から谷筋への鉄砲水についてですが、谷筋の調査もしていただいて治山ダムの設置も必要と思われるのですが、治水対策の基本として、オランダ人技師のヨハネ・ゲレーテという人が示しています。この人は、明治時代に日本で治水対策の基本を指導した人です。洪水の予防策としては、まず、山の上流を見に行く。荒れた山が原因であることが多いので、そこへ植林をする。そして、無数の砂防堰堤をつくる。そして、浅くなった川底の浚渫をする。それが洪水予防、治水対策の基本であると説いて指導をいたしました。そのことも踏まえていただき、谷筋の調査をしていただいて、そして、治山ダム、砂防堰堤を設置する必要があると思うのですが、その点ではどうかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 山の管理も含めましてですね、林業事業関係で間伐等を今随時進めているところでございます。

先ほど町長から答弁がありましたとおり、林地から林道等に流れている場所についてはですね、県の確認も終えておりますので、必要箇所については、今後、所有者さんも含めて協議の中でですね、治山ダムの設置をですね、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それはそれでちゃんとしていただくということですので、ちょっと安心はしました。

外灯設置の件ですけども、質問通告を出す前々日にも夜見に行きました。その時点ではまだ設置をしていなかったなので、質問に入れさせていただきました。7月19日の臨

時議会の折に、総務課長にはお願いをいたしました。今まで私は何回か「報・連・相」ということを口にしてきました。依頼されたことについては、どのような状況にあるのか。どう対処されているのかという報告をするべきではないかというふうに言ってきました。そのことで依頼者も安心できるし、信頼関係もできるのではないのでしょうか。そのことが理解されていなかったのか、通じていなかったのかということで、今回もこのようなことになりました。9月上旬には設置していただけるということですが、夕べも見に行きましたが、まだ設置してごさいませんでした。9月上旬というのはいつまでのことを言うんでしょうかね。

これで相談を受けた人には途中経過も報告をしております。設置していただけるということなので、住民の方も安心されると思うんですけども、今日没が早くなっております。いつごろになるか、お答えをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の石田議員のご質問ですが、確かに、ご質問の中と言いますか、おっしゃいましたとおりですね、私のほうが相談を受けまして、そのあと現地調査を夜にですね、行って、担当者のほうに設置をするということで区長さんへの説明等も含めて手続きをするようにと指示をしておりました。そういった関係で、その指示のあと、実際、いつ頃つくのかという確認をちょっとしておりませんでしたので、石田議員のほうにもですね、まずは設置することにしましたのでという報告をするべきだったと思っております。

時期につきましてはですね、九電の申請等もありますので、そちらの確認を今日させていただいて、今日中に石田議員のほうにはですね、いつ、つく見込みであるということはお答えさせていただきたいと思います。すみません。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当に住民の方が危ないということで相談を受けたんですけども、本当にその危ないところにはやっぱり役場としても早く手を打っていただきたい。住民の方の訴えでは、けがをされた人もあるということも聞きました。で、私も気になるもんですから、何回か夜、それこそ見に行っております。あら、まだついてない。あら、まだセンサーライトのままだ、このセンサーライトでは本当に光が足りないな。あそこの橋の際もものすごく危ないんですよ。だから、できるだけ早くつけていただきたい。いろいろな申請業務とかもあるでしょうけども、やっぱり住民の安全を守るということを第一に考えていただいて、早急につけていただきたいと思います。今日、問い合わせをして返事をしていただくということでございますので、また、そのことも相談者には報告をしておきたいというふうに思いますが、本当に一日も早くつけていただきたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 2点目のトイレの件でございますけども、学校のトイレの件でございますけども、2020年の全国的調査では、公立小中学校の洋式トイレ率は57%だとの結果が出ております。前回の調査、2016年からすると4年間で13.7%も増加しているということですが、まだ半分近く和式のままとということで、先ほども町長から答弁がございましたように、本当にまだ半分以上が和式のままと、この苓北町でもそうだということでございます。

文部科学省の学校のあり方に関する調査研究協力者会議が出した報告書においても、公立小中学校における洋式トイレ設備の普及率は、住宅の洋式トイレを大きく下回っており、生活様式からの乖離、教育環境の確保などの観点から整備が求められると指摘をしております。そして、洋式便器を採用するなど、生活様式や児童生徒のニーズなどを踏まえた便所を整備することが重要であると改善を促しています。

また、昨年5月にバリアフリー法が改正されて、新築する場合はもちろんのこと、既存の校舎でも整備の改善が求められるようになったとのものでございますので、トイレの改修を早急にしていきたいと思います。コロナ対策としても考えてほしいと思います。

先ほど町長の答弁では、来年、再来年のうちに改修をするという答弁でございましたけども、上天草市では、コロナ対策として洋式トイレの改修と手洗い所の改修をしたと聞いておりますので、この対策としてでも改修は可能と思いますが、その点ではいかがでございましょうか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今のコロナ対策でというお話が出ました。コロナ対策につきましては、現時点ではですね、昨年度からの繰り越しという形で、苓北町ではコロナ対策事業を実施をいたしております。今、国会のほうでもですね、今後、補正の対応とか、そういった論議がされておりますので、そういった補正の状況等を見ながらですね、コロナ対策の財源をいただくようなことがあればですね、コロナ対策でも検討してまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） できるだけ早くですね、子どもたちに安心安全な学校生活を送っていただきたいというふうに思いますので、コロナ対策の予算が、予算が出ればということはおかしいですけど、予算が出た場合には、その予算を使っていただいて、早急に改善をしていただきたい、整備をしていただきたいというふうに思っておりますので、それがなくてもですね、国の補助がありますので、それを使ってできるだけ早く整備をしていただきたいということを伝えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告２番、高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君） おはようございます。通告２番、４番議員、高戸幸雄です。議長より、一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

さて、９月に入り少しだけ過ごしやすい感がしてまいりました。しかし、台風の発生は例年７月から１０月にかけて比較的多く、まだまだ油断ができないような状況化であるようでございます。最近では地球温暖化の影響によって台風はますます大型化の傾向にあるとのことなのです。

私は、自然災害に向け、日頃から命の尊さを守るため準備を重ねていかなければならないと考えている次第でございます。

なお、いざというときは、ためらわず、ハザードマップを基に安全を確保できる行動をすることが求められているかと解するところでもございます。

市町村にあっては、空振りを恐れず、いまだコロナが収束の域から抜け出すことができない状況を考慮し、的確な判断のもと、避難所の開設、設置が望まれているかと思えます。

なお、９月定例会は、決算審査議会でもあります。そこで、このことにふさわしい財源確保の手段の１つとして、その１つに着目をしたところでございます。

私は、今回、以上のようなことを鑑み、１つ目に、緊急事態時における避難所の開設設置について。２つ目に、ふるさと納税寄附金に対する取り組みについて。以上の２点について質問を行います。

それでは、まず最初に、８月１１日から１９日にかけて発生した２回目の梅雨末期の様子をなした大雨に係る質問を行います。

今回の総雨量、いまだかつてないような雨量が観測されたわけであります。８月１３日深夜、突然の県管理河川松原川における避難判断水位到達の警報、それに伴う緊急の避難所開設、また、連日、テレビではテロップで、今後の雨の見通しに対し、「状況が悪化する前に早めの避難を」と、同じくテロップの中で、「今回は避難を」として、苓北町では、「特に山沿いと川沿いの住民は早めの避難を」という、いずれも早めの避難を呼びかける放送がなされていたところでございます。なお、大雨にも関わらず、人的被害がなく大規模な被災がなかったのが不幸中の幸いであつたと思っているところでもございます。

しかし、今回の大雨に対し、避難の呼びかけにも関わらず、避難所の開設があまりにも遅かったような感を持っているのは私だけではないとは思います。いつの時点において避難所の設置、開設を行うか、まずお伺いをいたします。

苓北町地域防災計画の定めによると、避難計画の中で、災害により被害を受け、また、受ける恐れのある町民を安全な場所及び施設に収容し、保護するために必要な事項を定

めるとあります。

避難措置においては、最初に、災害発生時により身の安全を図る必要が生じた場合、自らの判断で最寄りの安全な場所へ自主的に避難するとうたっています。何事においても、まずは自己責任・自己判断が求められているかと解するところでございます。

次に、避難所の設置・開設については、町は、避難場所の安全性を確認した上で、あらかじめ指定していた施設において避難所を設置するものとあります。今回も3地区公民館、そして役場の4カ所に避難所が開設され、防災行政無線を通じ、避難の呼びかけが行われたわけであります。結果として、4カ所で9世帯19名の避難があったとの報告を受けたところでございます。

私は、従来から役場が避難所としてはいかなものかと疑問提起を行ってまいりました。いまだ収束が見えないコロナ禍の中で、確かに、避難所そのものの数が少なく、諸問題を鑑みの結果とは思いますが、1日何回となくコロナに関し注意喚起の放送を行っている中で、避難所として役場を開設すること自体、私は安易な考えと言わざるを得ません。いかがですか。

私は、町民総合センターを志岐地区及び町内全域を範囲とした重点避難所として開設すべきだと考えております。本施設は、昨年発生した台風10号の時は避難所として開設されております。

なお、ご存じのとおり、大規模改修時、緊急防災・減災事業債を充当し、その改修事業を行った経緯もございます。本事業債の目的に照らしても避難所として開設すべきであると解しますが、いかがですか。

なお、現在は、指定管理施設でありますので、管理者の理解は自ずと必要かと思えます。

以上、大雨に関し、まずは、いつの時点において避難所の設置の判断を行い、その結果、設置を行うのか。そして、町民総合センターを避難所として開設すべきだと思うがいかかが。

この2点について答弁をお願いしたいと思います。

次に、前回に引き続き、ふるさと納税寄附金の取り組みについて質問を行います。

さて、先日、総務省から、令和2年度全国市町村別ふるさと納税額ランキングが示されました。その中で熊本県を見ると各市町村もそれぞれ本事業に取り組む姿勢から自ずとその結果が納税額に表れているかと思えます。

私は、前回の定例会質問時、令和元年度と比較し、令和2年の寄附金額及び民間事業者を利用したその取り組みに対し、賛意を表し、引き続きの努力を願ったわけでございます。

しかし、その思い、考えを打ち消すような金額が示されています。コロナ禍の現在、

しばらくの間は、ふるさと納税制度は今のようによく継続していくのではないかと解するところでございます。努力次第では、現在進めておられます過疎地域持続的発展計画にも匹敵するような事業費も考えられるのではないかと思います。ここは、コロナ対策により、全面的に中止となった各種のイベント事業の余力というか、時間をそれぞれが持ち寄り、ふるさと納税対策に各課の領域を超え、役場全体で取り組むべきだと考えますが、いかがですか。

そのときは、新たな考えを取り入れるという趣旨からして、地域おこし協力隊及び地域活性化起業人の意見、協力も取り入れることを望み、お尋ねをいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得たのち、一問一答方式により議席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1つ目の災害時の取り組みについてのことでございます。避難所の設置についてのご質問がございました。

ご質問の中にありましたように、8月11日から19日にかけての停滞前線においては、梅雨の末期と同様に前線が北上、南下するとともに、その雨雲の範囲は全国的なもので、線状降水帯の発生等により各地に大雨特別警報や記録的大雨をもたらしております。

苓北町の状況につきましては、8月24日に開催された議会全員協議会において説明をさせていただきましたが、大雨警報が発表されました8月11日から、警報解除となった19日において、役場設置の雨量計で累計646.5ミリを計測しております。なお、熊本県の観測点がある都呂々の天竺岳では、945ミリを観測しており、山間部では平地の約1.5倍の降雨があつておりました。特に、8月11日の22時から24時の2時間で100ミリを超える雨量があつたことから、松原川にあつては、満潮時刻と重なり、避難判断水位に達したことから、深夜ではございましたが、下流の3行政区に対し、避難指示を発令するとともに、坂瀬川公民館を避難所として開設をいたしました。その後、气象台から苓北町に大雨が降るとの情報がございましたので、町内全域に避難指示を発令するとともに、各地区公民館を避難所として開設したところでございます。幸いにも心配された降雨とはならず、安堵をしているところでございますが、やはり、この間の我々の動きというのもご指摘のとおりだと考えているところでもあります。

ご質問の避難所の設置・開設をいつの時点で行うかにつきましては、苓北町防災計画では、警戒レベル3「高齢者等避難」の判断基準としては、洪水等河川の氾濫については、大雨・洪水警報が発表された時、対象河川（町内の水位情報周知河川は、松原川、上津深江川、志岐川）において、水位観測所における水位が避難判断水位に達すること

が想定される時としております。

また、土砂災害につきましては、大雨警報が発表された時、土砂災害危険箇所付近にて前兆現象が確認された場合としておりますが、いずれも基準はあくまでも目安として定めるものであり、河川状況や気象情報等も含めて総合的に判断をするとしております。

今回の大雨に照らし合わせてみますと、大雨警報は8月11日の14時40分、洪水警報は8月12日の23時16分に発表されております。松原川の避難判断水位の状況といたしましては、8月12日の17時において、避難判断水位の1.87メートルに対して1.04メートルであり、その下の水防団待機水位1.2メートルにも達していなかったこと。町における降雨量及び夜間の雲の動きや降雨予測等の気象状況を確認いたしました。その時点で大きな雨雲の通過や降雨予測ではなかったことから、避難所の開設は行っておりませんでした。

しかしながら、12日の19時以降に急に発達した雨雲が山間部を通過することとなり、22時から23時に約40ミリ、23時から24時に約60ミリの降雨となり、水位が急激に上昇し、23時16分に洪水警報が発表され、避難判断水位に到達したことから、職員が河川状況の確認も行い、深夜ではございましたが、0時11分に松原川下流の3行政区に対し、避難指示を発令いたしました。また、土砂災害警戒情報は19時10分に発表されましたが、既に暗くなっていたことと、その時点での、その後の気象情報等を踏まえた中で避難所の開設とまでは至りませんで、災害への警戒及び自宅での垂直避難・水平避難の放送を実施いたしました。先ほど申し上げました急発達した雨雲による豪雨発生の経緯により、深夜ではございましたが、13日の1時15分に町内全域に避難指示を発令するとともに、避難所の開設を行ったところであります。

只今の答弁の中でも、非常に複雑な判断材料でやっているわけですね、だから、それはもう土砂災害警戒情報が出たときに、もう即避難指示を出すということに改めまして、今後はですね、少し早くなったり、空振りになるかもしれませんが、そのような体制をとってまいります。実際、8月18日の土砂災害警戒情報が出たときには、即避難指示を出したところでもございます。この点がですね、非常に職員が熱心にいろんな情報を勘案してですね、指示を出して、出す材料を私に持ってきたということでございますので、もう単純に、土砂災害警戒情報が出たら、すぐ避難指示という形に持ってまいりたいと考えております。

また、役場ではなく町民総合センターを避難所として開設すべきとのご指摘でございます。

避難所の開設につきましては、気象状況等を踏まえ判断しておりますが、役場を避難所としている理由といたしましては、警報が出た段階から職員が既に待機しておりますし、休憩室や大会議室等での早急な受け入れが可能であることによります。

しかしながら、昨年の台風10号のときは、気象庁からも過去にない最大級に匹敵するほど「非常に大型で危険」である。「命を守る行動を」と呼びかけが強くあったことにより、苓北町においても多くの方が避難されると想定されましたので、各地区2カ所ずつ、志岐地区は、町民総合センターと総合武道館を避難所と開設をいたしたところでございます。

避難所の開設につきましては、災害の種類や規模等によりますが、気象状況、避難者の想定等も踏まえた上で、開設箇所等について、適宜、判断を行い、早めの避難となるよう、今後とも取り組んでまいります。

この中にはですね、やはり避難指示を出したら、やはり町民総合センターも開けるという方向性を今後出していきたいと考えているところであります。

次に、ふるさと納税の寄附金であります。

苓北町は、令和2年度で1,551万1,000円、これは他の町に比べたらもう信じられないほどの少額でありまして、もうこのことについては、皆さん努力をしているにも関わらず全く伸びていかない。いや、伸びたことは伸びたんですね、今までよりも。だから、その伸びがですね、本当にお恥ずかしい限りであります。そういうことをご指摘の中にありましたように、これはもう職員全員、あるいは町民の方のご意見もですね、お伺いしながら、今後ですね、ふるさと納税を全国に苓北町のことを知っていただけるようにいろんな方、知恵を動員してですね、今までよりもですね、少しでも多くなるように、格段の伸びが出るように頑張っていかなければならない。ただ、今そうはいいまずけれど、なかなかお恥ずかしい感じでございます、この辺のところは私もお詫びを申し上げたいと思っております。ただし、頑張ります。よろしくお願いします

以上で、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速、再質問に移りたいと思います。

まず、災害発生時の避難所の開設、設置の件でございますけれども、私を含めてですね、このあと数名の議員がこの問題について登壇をいたします。いかに今回の開設のタイミングが悪かったという言い方は語弊になりますけども、正直申しまして、クエスチョンマークがつくのかなと、それぞれの議員もお持ちだと思います。先に全員協議会でも説明がありましたけれども、やはりそれでは納得できないという議員が多かったその表れということで、このことについては検証を1回されたと思いますけど、再度、確かなですね、検証をお願いしたいと思います。

私は、町民総合センターに避難所をとという件でございますけれども、町長、コロナ禍の中でですよ、1日何回となく注意してください、注意してくださいという注意喚起の放送がっております。町民の中には、1日何回やっていう正直な意見もあるようでご

ざいます。しかしながら、そのことが苓北町に隣接の天草、上天草にはそれぞれ毎日のように数名の方が出ておられますけれども、苓北町では、その感染が広がっていかないという努力の表れと思っております。しかしながら、そこにそれぞれ議員も葛藤しているのではないかなと思うところでございます。とにかく役場にですね、何回も申しませども、せめてこのコロナ禍の中、このコロナが収束する間だけでもですね、やはり役場に開設することは、私はいかななものかと思えます。何かあったときには、苓北町全体の機能がまひするわけでございます。当然のごとく、言い方は悪いですが、避難された方の中からコロナの陽性患者が出たときには、消毒、そして役場の1ないし2日の閉鎖が保健所等々からくると思えます。その間は機能が本当まひしてしまいます。ですから、このことについては、あと1回ですね、確かに、もう職員が災害のときには待機をしておりますので、開設が一番いいと思うんですけども、せめてコロナ禍が収束する間だけでもですね、本部だけは設置しないような考えを、再度考えていただきたいと思えます。

それから、町民総合センターは、確かに広いし、そして、いろんなことがもしあった場合にはですよ、畳の部屋もあるし、ロビーもございます。大勢の避難者の方の受け入れが可能でございますので、先も申しましたけれども、指定管理施設でございますので、指定管理者の考え方、それに対する補償といえますか、それも必要となってくるかと思えますけれども、そこは指定管理者の方とよく打ち合わせをした上で、どうか、先ほど町長が町民総合センターにも開設するというふうな答弁をいただきましたので、一安心をしているところでございます。

それから、志岐地区の場合にですよ、役場に開かないならばどこに、町民総合センター以外はどこがあるかと言われた時に、私は、実績からするとですね、10名以下の避難者の方のようでございます。隣の志岐集会所、これでもいいのではないかと思います。あそこは畳の間と会議室、これはクロス貼りですけどですね。まあ最悪の場合は、その短時間の避難ですから、そこでも結構だと思います。

それから、志岐集会所は大規模改修が終わったばかりでございます。台風時には、恐らくその管理は教育委員会でしょうね。そのどこも雨漏りはせんとだろうかというふうな、やっぱり確認の意味でもですね、やっぱり竣工してからしばらくの間は見に行くような努力も必要かと思えます。ですから、避難者を考慮すると、志岐集会所でもいいのではないかと思いますけど、この件についてはどうですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 志岐集会所でも可能だと思いますが、もう役場よりももっと小人数、そこは念頭に置きながらですね、開設はできると考えております。

町民総合センターでありますと人数が増えた場合は板の間でありますけど、体育館も

ございます。また、もっと増えたなら武道館もございます。もっと考えれば温泉センターもあります。そういった意味でですね、志岐集会所は避難指示を出した時、そういう状況の時には一番最適ではないかと考えております。

また、コロナ禍の中では、やはりご指摘のとおり、この役場は非常に危険をはらんでおりますので、やはり避けたほうがいい。ただし、コロナが済んだらですね、やはり即近くの人を入れるという段階ですから、これは検討の範囲の中に入れていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） くだいようでございますけども、せめてですね、コロナが収束する間だけでも役場のほうをやはり避難所として開設するのは不適だと思えます。先ほど当初の質問の中で町長が空振りをということを恐れるということで、私も言いましたけれども、とにかく、その発令されたら、そのいろんなことも考えることも必要でしょうけれども、最低限のその避難所の開設はやはりすべきだと思います。よろしく願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税の取り組みについて再質問を行いたいと思います。

私は、6月定例会についての2回目のふるさと納税の質問でございます。このことは、先ほど申し上げましたけども、市町村別の納税額の発表があって新聞記事をとるか、読んでからびっくりし、これはあと1回質問ばせんばいかんだろうなと思ひ、今回、再質問という形で2回目の質問をしたわけでございます。

そして、その中でですね、私、協力隊と起業人の方の意見を取り入れたらどうかという質問をいたしました。これはですね、2人の活躍する場がなかなかないのではないかなと思ったからこそ、新しい意見を取り入れてほしいというふうに申し上げました。

まず第1ではですね、やはり役場の体制の強化だと思います。イベント事業がなくなって、その間のやはり余剰と言ったら語弊になりますけれども、その時間をこのコロナに集中して取り組む必要があるのではないかと思います。

そこで、現在の対策推進室のその構成といいますか、それをお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ただいまの対策室の構成ですけれども、構成といたしましたは、副町長及び総務課長、税務住民課長、企画政策課長、商工観光課長とそれぞれの課長が推薦する職員、それと会計課長ということで、合計10名で構成をしております。

ただ、寄附金確保の推進にありましては、対策室で協議した事項については、副町長及び全課の課長等をもって構成をしております役場内の活性化庁内検討委員会で報告をいたしまして、全職員の意思統一と情報の共有を図りまして、全課、全職員で意見等出させていただくようにあたっているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 役場全員でですね、今のところ、教育委員会と、課をあげてはいけませんけども、あえてあげさせていただくと、商工観光課等々がやはりイベント事業がなくなったということで、手持ちぶさたと言いますか、なかなか自分たちが活躍する場が少なくなっているのではないかと思います。ですから、この際、その2課の時間が余っているところがあるだろうと思いますので、これに特化して、その期間だけでも結構なんです。しばらくの間、ふるさと納税に取り組んでいただきたいと思います。

それからですね、これもまた新聞報道なんですけども、8月14日付け、これは郷土紙の中に、コロナ禍のために帰省を自粛ということで、お墓の代行サービスが載ってありました。そして、あわせて、県内の複数の自治体でふるさと納税のこの返礼品の中にこの代行サービスと言いますか、それがあるようでございます。これを行うには、代行する事業者のまずもって協力が必要だと思いますけども、この時世にあったですね、返礼品を考えることも一理あるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私たちもそのことには同感でありまして、既に返礼品の中に入れております。入れてありますけれども、一体どこに頼んだらいいのかとか、そういう情報がですね、発信されていない。やはり、そのところも含めて、これ全体のふるさと納税の問題ですけど、せつかく地域おこし協力隊とか、起業人にですね、来ていただいているんですから、この方たちの発信能力を十分に活用した中で、役場職員全員でですね、このふるさと納税の中で墓のことについては、今後ますますですね、重要になってくると思います。これ地元においてもですね、高齢化すればですね、墓の掃除にも行けないというような状況が出てくると思いますので、このことについては、しっかり情報発信をして、受け手のお寺ともよく相談をしながらですね、頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 幸いなことに、町内には2つの葬祭業を営む業者の方がいらっしゃいます。町長から門徒、檀家と言いますかね、その方とも、お寺とも相談をしながら、過去にですね、私たち議員の中の1人からぜひともこれをやったらいいかだという話もあっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税に関連でございますけど、内閣府のほうから27日、企業版ふるさと納税についてということで、令和2年度の集計結果が示されております。内容については省きたいと思いますが、令和2年度から企業に対し、法人税関係の軽減額を大幅に引き上げる優遇措置をとり、自治体の手続きの簡素化の1つの効果によって今回の

ような大幅な企業版ふるさと納税の金額が上がったということで、自治体の財源確保の有力なツールの1つであるという、政府側、総務省の見解もあっているようでございます。よって、引き続き、企業や自治体にこのふるさと納税の活用を呼びかけるとありますけど、本町、苓北町の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 苓北町が寄る辺とするような企業というのが少のうございます。そんな中で、一番は身近にある九州電力だと、九州電力は社長にもお会いしまして、その制度ができるというときにですね、お願いをしました。ただし、ご存じのように、今、大手電力業界は非常に疲弊をしております。ですから、今のところはちょっと勘弁をいただきたいというところでしたが、この辺のところ、我々ももっとほかの企業にということも考えながらですね、やっていかなければならないと考えているんですが、やはり、やっぱり相当関係の深いところでない、全国に対して出すわけですから、なかなか難しいと思います。九州電力、あるいは今後レノバという会社は非常に素晴らしい会社でもございますので、そういうところにですね、よくご相談をして、ぜひ積極的な協力をしていただくように努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） となると、現在は取り組んでまだいないと。これを活用するにはですね、これ私も手元の資料持っておりますけれども、何か認定をして、そのあとに活用ですよということであってあるようでございます。ちなみに、熊本県では45市町村のうち、活用団体16市町村がもう既にこれを活用し、行っているようでございます。

また、本件の適用期限は令和6年度までということで、過疎と似たように時限立法かなと。これもひょっとしたら今のような情勢でございますので、また繰り返ししばらくの間は延びるのではないかと思いますけども、とにかく、一刻も早くですね、この認定を受けていかないと取り組むことが不可能のようでございますので、まずもって、認定をされるようお願いしたいと思います。

その場合、その事業等にですね、私は、上津深江の広域避難地、あそこは広域避難地として事業に携わった1人でございますけれども、なかなかそのあとの事業が思うようにまかせないような状況でございます。あそこに防災運動公園でもなという1つの考えがございます。そして、消防庁舎、新しい庁舎の改築に取り組んでいるところでございますので、目玉として新しい防災まちづくりとしてこの企業版ふるさと納税に取り組まれることについて、何かご意見ございませんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今、高戸議員のほうからありましたようにですね、企業版

ふるさとづくり寄附金については、先ほど申されましたように、2020年度は、全国で寄附総額が110億円、寄附件数で2,249件ということで、いずれも制度開始となった平成28年度、2016年度ですね、以来、最高となったということで報道がされております。その要因といたしましても、おっしゃいましたように、寄附企業の法人関係税を税額控除する優遇措置が令和2年度から令和6年度までの特例措置ということで、改正前は約6割だったものが9割ということで拡充されたということがあげられるということに記載がなっておりました。

また、昨年度は特に新型コロナウイルス対応、それと災害対策事業への寄附が相次いだということもあわせて報道がなされております。

企業版ふるさと納税につきましては、活用の流れといたしましては、まずは地方公共団体が地方版総合戦略を策定し、その総合戦略を基に、地域再生計画を策定をし、その地域再生計画について内閣府の認定を受ける必要がございます。企業につきましては、その地域再生計画に記載されている事業へ事業費の範囲内で寄附をすることができるという制度となっておりまして、寄附の下限は10万円ということで10万円以上の寄附をすることができるとなっております。

今申しましたように、まずは、その地域再生計画をつくった中で、内閣府のほうに申請をし、認定を受ける必要がございますので、地方版総合戦略につきましては、町のほうでは、まち・ひと・しごと総合戦略をつくっておりますので、この計画がそのまんま使えるという状況ではありますが、それを元にした再生計画ですね、こちらのほうをつくる必要がありますので、計画づくりについては、企画政策課が担当しておりますので、企画政策課のほうと連携をいたしまして申請をし、企業版ふるさとづくり寄附金ですね、納税が受けられるように図っていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私、特定のその会社をお願いするのはどうかなと思うところもがございます。しかしながら、それによってですね、その企業のイメージ、そして、より一層地元とその寄附をいただいた企業間の協力というか、信頼関係が図られるんじゃないかなと思い、今回、あえて新たな防災まちづくりとして、企業からのふるさと納税をお願いできないだろうかという考えを示したわけでございます。

最後に、今後もふるさと納税寄附金をはじめ、なお一層、新たな財源確保に取り組まれることを望み、今回の私の全ての一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前１０時５５分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告３番、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） こんにちは。第５回苓北町議会定例会一般質問通告３番、７番議員、浜口雅英。質問の相手は町長。質問形式は一問一答です。なお、質問の内容は、８月２７日が一般質問の締切日でしたので、このとき作成しております。若干内容が違ってきている、現況と違っている可能性があります、よろしくお願いします。

まず、質問事項１番、安心して住めるれいほく。

質問要旨（１）都呂々木場地区地形変動の恐れ。

１、道路の点検と対応。

平成２８年４月、熊本県と大分県で震度７を観測する地震が発生し、被害地域は熊本県、大分県、長崎県を中心とする九州地方の中央区域に影響を与え、当時の発表では、死者２７３人、負傷者２,８０９人にのぼるたくさんの皆さんが被害に遭われました。被災された皆様方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

ところで、２０２１年、令和３年３月の第２回定例会の一般質問で都呂々木場地区の地すべり対策についてお尋ねをしました。この木場地区の地すべりについては、平成３０年、２０１８年の第１８回定例会でも木場地区の地すべり対策の一般質問をしております。このとき、国道３８９号に巨岩が落石した事案は、熊本地震の影響ではないかという話が出ておりました。木場地区は、海拔５３８メートルの天竺から西側の鎌久保方面へ、そして、東側六本松を経て天草市境沿いに北の柱岳へ向かう尾根に囲まれた集落に３つの行政区があり、１０１世帯の皆さんが居住しておられます。

近年、この木場地区において、町道、林道等の災害が複数件発生し、町は、平成３０年から令和３年にかけてこれらへの復旧工事に取り組んでおられます。先日、この木場地区に出かけましたが、方針から陰平に至る方針２号線、陰平支線は路面が波状に隆起している箇所を複数件見受けました。現在、災害復旧工事施工中の町道善亀線の復旧工事前の形状を思い起こします。２本の町道は現地確認の上、何らかの対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

２、生活用水の確保。

本町の生活用水普及整備状況では、世帯数及びその人数は、令和３年３月末現在、３,１１０世帯、６,８５８人で、このうち水道供給区域の人口は６,６５１人、供給区域外は、８８世帯２０７人。この供給区域外の人数２０７人のうち水道施設整備事業補助金

を受けておられる人数は１８０人。さらに、このうちの１０３人が共同地区を結成され生活用水を確保しておられます。

このような中で、先ほど申し上げました木場集落には、赤仁田、藤の元、六本松の３組の共同地区が構成されており。このうち、藤の元共同施設は６世帯９人で構成され、各家族構成は高齢者世帯や、先の東北震災から移住してこられた２世帯がおられます。

最近、この水道組合で確保されていた飲料水等生活用水に濁りや異臭などが見られ、これの使用活用に支障を来しておられるようです。このため、水源と施設の組み合わせを新たに求めるのか、あるいは、現有施設の改善を進めるのか等の検討を重ねておられるようです。いずれにしても、現有施設確保のための水道施設整備事業補助金交付規則はありがたい制度だと認識しておられますが、安全、安心、相当量の水源が確実に確保できるのか不安がってもおられます。

また、規則に基づく申請者負担額も、高齢者家庭、さらに震災から最近避難してこられたばかりの家庭で、この事業への取り組みに二の足を踏んでおられる状況も伺えます。

しかし、飲み水は人が生きていくために絶対必要です。町におかれても対象者の年齢や生活状況等、各種の状況を検証され、安心して暮らせるための施策を取るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

３、炭山地区の治山事業。

都呂々字炭山地区に、平成２７年６月の豪雨で、山林溪流からの土砂流出による道路等への被害を防止するため、平成２８年度治山事業で谷止工が施工されています。この溪流には、旧涼松炭鉱の坑口もあり、上流部は、天草市との境界の尾根に至り、長い距離によりこれを伝って流れる水量も大きなものが予測されます。２７年６月の溪流被害時の写真を見れば、土地が大きく深く洗掘されている状況があります。しかし、本谷止工の設置により道路への溪流土砂の流入が防止され多いに役立っています。

ところで、平成２８年のこの治山事業から５年が経過し、この溪流に設置されている谷止工の、約１０メートル付近の下流右岸裾部から水が流出しています。現在、この流出水量は少量ですが、この谷止工に何の異常も発生していないのか気にかかります。昨今の異常気象状況等から溪流下側の道路や、道路を通過している都呂々川に溪流土砂が流れ込まないよう、さらに、周辺には薪用の目的で樫の木の植栽も行われていることから、林業振興の妨げにならないのか不安視されます。

このようなことから現状を調査され、異常があるとすれば早急に適切な対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

この現場は、先日の大雨でかなりの土砂、山土砂が個人の道に、コンクリートで整備してある個人の道に大量に流れ込んでいることは関係各課はご存じでしょう。

質問要旨（２）民営土木工事の検証。

九州電力の苓北火力発電所は、平成７年に１号機が、１５年に２号機が運転開始され、発電量はそれぞれ７０万キロワット、これの合計は１４０万キロワットで、熊本県内の需要量の３分の２を供給できると言われています。

発電所運転に使用する燃料は、外国石炭であり、今日、地球温暖化防止が叫ばれている中で、これの活用には厳しい取り組みが求められており、発電機の運転方式にも多様な見解が示されています。

また、発電所が建設されている電源立地自治体へは、建設着工時、運転開始時、そして運転中にそれぞれ国からの交付金や当該企業からの税金が納入され、豊かな財源を有する自治体としての位置づけがなされています。

しかし、この苓北発電所の建設に当たっては、当時、建設反対の立場で複数の尊い命が無くなっていることを忘れてはなりません。

ところで、発電所の建設、そして運転開始に伴い、電力の供給にかかる鉄塔等の施設や、これらの維持管理のための作業道、水路の建設が行われたようです。中にはこれらの工事に関連して人家の保全等のために家の裏のコンクリート擁壁工、法面保護工、舗装路面のアスファルトの設置等々幾種類かの土木工事が民間の業者によって施工され、中には目新しい工法で施工されている箇所も見られます。このような中で、町が直接工事に関与していなくても、町民の安全性の担保がなされているのかという位置づけから、これらの全容は把握しておられると思いますので、その状況、内容が、隣接する住民の日常生活への課題などはなかったのか。さらに、２０年経過した現在もこのような問題はないのかお尋ねします。

また、現在、町道年柄線の起点から、３００ないし５００メートルの区間の東側へ約５０メートル付近の山頂付近に設置されている鉄塔の補修も行われているようです。町道から離れているとはいえ、あってはならないことですが、例えば、金属製部品の落下等による道路通行者へ危害が及ぶことは想定しなくてもよいのでしょうか。

そして、このような工事で、道路管理者である町への届け出等は義務づけされていないのか、あわせてお尋ねします。

質問要旨（３）通学路の安全管理。

町内小中学校通学路のうち、限られた区域ではありますが、児童生徒の登校時の現状をお知らせしますので、このことについて町長の考えをお聞きします。

１つには、県道４４号線の中通区区間の速度制限の問題です。国道と県道、町道の交差点、通称中通交差点東側の釜、城下、平山、中通方面から徒歩通学する児童約６０人、ほかに自転車通学する中学生と若干の高校生１５人程度の利用があります。

右側に徒歩通学児童、左側に自転車通学の中高校生、中央にはこの間を縫うようにし

て通勤の自動車が走行するという構図があります。そして、この通行車両は、この区間が時速30キロメートルに速度制限されていることを承知されていないかのように、恐らく、それ以上の速さで走行しています。

何かあってからでは遅すぎます。これから未来に向かって大きく羽ばたこうとしている児童生徒の夢を遮ってはなりません。通学する児童生徒の安全を守るため、例えば、通学時間帯の車両進入禁止の手段を取るなどの施策を打つべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

もちろん県の公安委員会の業務範囲なのかもしれませんが、当該自治体の首長としての考えをお尋ねします。

また、志岐小学校児童の通学で、三区方面、中通方面からの児童が利用している町道天神木線の側溝蓋はガタガタです。以前、重すぎるランドセルとして当議会で一般質問したとき、歩道がないため、通行状況によっては側溝のふたの上を歩かなければならない状況もあり、新1年生が県道44号線の側溝蓋につまずいて、顔に擦り傷を作ったという事例を紹介した経緯があります。現地確認のうえ、ガタガタしている側溝蓋に対して適切に対処すべきと考えます。

質問要旨（4）河川の適正管理。

河川現況図によれば、二級河川4本、準用河川4本、普通河川64本の河川が町内に分布しています。このうち、普通河川西原川、L＝800メートルの現況と今後の維持管理について再度お尋ねします。この件は、これまでも本議会の一般質問でお尋ねをいたしました。

ハザードマップに示されているように、現状では河川の浸水想定区域には含まれていませんが、問題提起した箇所区域には、十数軒の住家が存在し、その横には水色に着色された川と思われる表示がされているにも関わらず、現地で本河川の区域を確認する事はできませんが、工事には多量の水による臨時河川が発生します。

この件について、前回の回答では現地確認のうえ、検討するということでしたが、どのような結論に達したのでしょうか。

質問事項2、いきいきと暮らせるれいほく。

質問要旨（1）農業の振興と道路の維持管理。

これまで産業の振興の主要手段の1つとして、熊本天草高規格道路の早期貫通が重要であるということを幾度となく提起してきました。企業の誘致のためには最も重要な施策であることは万人が認めるところです。

さて、町は産業の振興に農林漁業の第一次産業を基幹産業として捉え、予算費目の中でも、農業振興費、畜産費、農地費等、そして、経営基盤対策事業、堆肥センター事業等の取り組みが見られ、これらの施策が農業の安定経営の後ろ盾になっていると感じま

す。

ところで、これまで、幾度となく町の取り組みの甘さを提起してきたのが道路管理のありようです。予算配分等の問題、課題もあるとは考えますが、平野部に張り巡らされた町道の路面には、えぐれたようなくぼみ、クラック、隆起、路側の落ち込みなどが随所に見られます。

町の基幹産業としての振興をうたうのであれば、先ほど申し上げました各種農業振興事業の取り組みとあわせて、この農業を営まれるうえでの主要作業である圃場の整備時や、生産物の収穫時の適切な作業環境を保持するための施策にも注視すべきです。今議会において、そのうちの幾つかを問題提起します。

例えば、志岐平野、白木尾平野の主要道路である西原向田線の国照寺周辺を経て内田に抜ける区間の路面は、凹凸が連なり、運搬時の生産の傷み等の影響、生産物等への影響が懸念されます。

そして、若干低地ではありますが、1834年、天保5年に富岡の道田氏が行き組まれた干拓地である富岡新地平野の連絡道路として活用されている町道東目線。この東目線には、起点から約50メートル位の所に、町交通安全協会の「事故多発地点」の立て看板が設置されています。この看板が指摘している箇所は、志岐漁港臨港道路の接続点の箇所のことと思われます。この箇所は農業従事者のみならず、中学生徒の通学路でもあり、一般町民の富岡から志岐、坂瀬川、都呂々、そして町外への通行路としても重要で、利用車両が非常に多いことは町長もご存じでしょう。この区間約30メートルが海側半分は路面が土砂で、陸側がアスファルトで舗装されていることも交通事故多発の要因と考えます。このような場合、車両の通行はどうしてもアスファルトのほうを走行しようと思います、従いまして、左側通行が右側通行になる場合もあるということです。例え工事期間中であっても、早急に全面舗装すべきです。

次に、上津深江地区の椎葉線です。沿線には、稲作や野菜そして畜産用飼料等の作付けが行われています。この町道の維持管理には、沿線の個人が所有されているトラクターを使い、路面の崩土の片づけ等にご奉仕いただいているようですが、今回、溪流の水により路体の半分が流出した箇所があります。これの対策として漏れ聞いたところによれば、応急的工事の常とう手段であるトン袋による補修工事を考えておられるようですが、なぜ、国の災害復旧事業による対応をなさらないのか不思議です。管理者の道路整備の不備により遊休農地が増えたり、事故が発生するやもしれません。基幹産業である農業振興充実のため、これ以上遊休農地をつくるべきではありません。安全な復旧が必要と思いますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、農地周辺の町道はもちろん、全ての町道、林道、そして、農道等の整備に力を入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）観光振興施策の充実。

第１３期基本計画に基づく、令和２年度から４年度の実施計画書が令和２年９月に配布されました。町の短期計画、実施計画の中で、観光の振興では、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産により、長崎市と崎津集落を結ぶ観光交流拠点になることが重要と位置づけておられます。苓北固有の資源を活用した苓北観光交流ブランドを創造し、長崎、福岡都市圏からの誘客を図る。とされ、食を連携させた新たな観光商品や、６次化による土産品を開発し観光客の域内消費の拡大を図るとされています。

そして、これらの事業内容が記述されています。開発商品の力を高め、販路を確立し、新たな着地型観光プランの商品化を図ると説明されていますが、これを具体化するための絶対要件である財源は、実施計画に示されている令和２年、３年、４年はいずれも０円です。どのような手段でこの実施計画に計上された新たな観光、交流資源の掘り起こしを進めようと考えておられるのか、お尋ねいたします。

このような中で、町内の貴重な観光資源の１つである海岸の景観の富岡半島東海岸、西海岸に目を移してみますと、東海岸は壊れかけた防風網が破れたまま放置されており、西海岸は、風で倒された防風垣は片付けてありますが、丈夫な垣は残してあります。一見この歯の抜けたような形状を、デザインを、新たな観光資源、新たな観光名所として活かしていこうと考えておられるのか、お尋ねします。

この、東、西の松原は落ち葉の管理はさらに検討しなければなりません、白砂青松の素晴らしい海岸線を構築していることと、海からの潮風、越波の防風林として一定の役割を果たしています。

それから、町内の観光案内看板の表記に課題があると提起していましたが、これらの看板の対象者はほとんどが町外の人でしょう。正しい情報を素早く発信して、苓北町の良さをお知らせし、そして、リピーターとして今後も末永く来町していただく取り組みが重要です。そのためにも優先的に予算を計上し、早急に看板表記の修正を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、地方交流施設として国の指定を受けた富岡港きずなステーションの横には、黄色の大きな進入禁止の移動式柵が長期間設置されたままです。設置理由は、子どもを連れた家族が魚釣りに来られ、子どもが海に落ちないようにとの説明だったと思います。とすれば、苓北町内で簡単に堤防釣りができる所には全てこのような柵を設置するか、管理者の責任で恒久的な防護柵を設置すべきではありませんか。この富岡港一帯には、このような危険立入禁止の柵が多く配置されていますが、この区域の中で、家族連で釣りを楽しんでおられる光景をよく見かけます。観光振興のメインの箇所に危険防止や、立入禁止の移動式の柵は置くべきではありません。このことは観光客の印象を悪くするとは思いませんか。

質問要旨（３）デジタル化への取り組み。

国は、令和３年９月１日を施行日として、デジタル社会形成基本法を策定されました。

この法律は、第１条目的で、国際協力の強化及び国民の利便性の向上、急速な少子高齢化への対応、その他、我が国が直面する課題の解決にデジタル社会形成への基本理念や、施策の策定に係る基本方針を定め、官と民の責務を明確にし、デジタル社会の形成に関する施策を推進し、経済の健全発展と、国民の幸福な生活の実現に寄与するとなっています。

定義として、デジタル社会は、インターネット等を通じて情報通信技術を用いた情報の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義され、これの適切な運用に基づけば、これまでにない先端的な成果が期待できると思われます。

基本理念は、第３条で、全ての国民が情報通信ネットワークを容易かつ主体的に利用し、情報通信技術を用いた情報の活用によって、デジタル社会の活動に参画し、情報技術の恵沢を享受できる社会の実現に努めるということのようです。

このようなことから、町におかれては、これに関連する関係法律を熟知していただき、基本法が目指す町民の幸福な生活の実現に寄与していただきたいと考えます。

このため、行政には、我々一般町民へ対して日常的なデジタル項目の習得のための取り組みが求められると思います。このような中で、坂瀬川公民館が主催者となって天草スマートカレッジ坂瀬川スクールを開講しておられます。参加されている生徒数は２４人です。スマホが普及し高齢化が進んでいる現在、高齢者のスマホによる事件が起こらないようにするという坂瀬川公民館の素晴らしい取り組みではないでしょうか。

質問要旨（４）学園都市構想の再々提起。

天草市では、進学や就職による若者の転出が進んでいる状況の中、オンライン授業を見据えた大学の設立に向けたプロジェクトチームの発足を進めておられるようです。この大学の設立が実現すれば、地元への就職、地域の特色を取り入れた研究が進められるとの考えを示されております。

苓北町議会でも、私は、平成２８年６月の第９回定例会で、教育の振興という立場で本町に立地している高校や、大学の実験所等多様な教育施設が設置されている現状と、豊かな自然環境を活かした学園都市の構築を提起しました。また、２９年９月の第１５回定例会では、人口減少対策として、現有高校への新たに海洋土木関係学科の新設を提起してきました。

これらに対して、町長は、方向性は私共も同じような考えを持って只今進めている。県とも打ち合わせを行い、町内の研究機関の機能連携の強化を相談していきたい。海洋土木と限らず、海洋関係のことに研究検討し、県に要請をしたいと考える。との意向を

示されましたが、現在はどうのような進捗になっているのでしょうか。

このことに対する町長の前向きな考えの中で、天草は1つになって天草市などと協働して大学の誘致の取り組みをされたいかがでしょうか。そのために、本町においても、天草市の考え方をより深く理解し、意思統一を図るために、これに掛かるプロジェクトチームを立ち上げ、このことを具体的に進めて行くべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項3、ふるさとと呼べるれいほく。

質問（1）国旗掲揚台の整備など。

町道志岐山線の起点から約900メートルの左側に海拔約90メートルの小高い丘があります。一時期は津波避難所として指定され、標高指示柱も設置されていたように記憶しておりますが、現在はありません。この丘は、招魂場、愛宕山と呼ばれています。

招魂場の名のとおり、ここには、西南の役から太平洋戦争まで戦役でお亡くなりになられたご英霊がお祀りされております。数年前までは、遺族の方々はもちろん、その他の志岐地区住民等が会して慰霊祭が執り行われておりましたが、今は、慰霊碑に隣接している地区行政区の氏神様のお祭りの時に区民と遺族会有志により慰霊の祭事が執り行われています。

この慰霊碑の横に国旗掲揚台が設置されていますが、永年の風雨に耐えきれず、柱の先端に取り付けられていた滑車が落下しており、国旗掲揚台本来の役目を果たすことができない状況です。日の丸は、平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律によって交付施行され、公式に日本の国旗として定められております。柱の頭の滑車がないばかりに国のシンボルともいえる国旗の掲揚ができない状況を放置することはできません。早急に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、本町道志岐山線の起点から約700メートル付近がS字形状でヘアークラップしております。この道路構造の影響もあるのかもしれませんが、左側の路側が深さ約30センチほど、長さ10メートルほど落ち込んでいます。この箇所の幅員は広めですが、すぐそばには牛舎があり、飼育者が大量の糞や牛フンを積載したトラックを使用しておられます。路肩の傾きによる事故等が発生する前に何らかの対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員の質問に答えさせていただきます。

まず、安心して住めるれいほく、都呂々木場地区地形変動の恐れについての質問でございます。

1番目に、道路の点検と対応につきまして、ご質問の町道方針線、陰平線を現場確認

いたしましたところ、議員ご指摘のとおり、路面が波状に隆起している箇所が確認できました。

現地は、今のところ地すべり等の兆候は見られませんでした。今後は、補修等でまずは対応させていただきます。

次に、生活用水確保についてのご質問ですが、地理的条件等により、町簡易水道から給水が困難な位置にある世帯において、飲料水及び生活雑用水確保のために整備する施設を対象に、町水道施設整備事業補助金を交付しております。

補助金の額は、対象経費からその他の補助金を控除した額の10分の8以内で、1世帯当たりの上限を100万円と定め、補助支援を行っているところでございます。

本補助事業申請者は、対象経費の2割を自己負担のうえ事業を実施していただく必要がございます。

町内の簡易水道供給区域内においても、配水管の工事延長を行う場合、受益者工事負担金と加入金、さらに毎月の水道使用料金を徴収しておりますので、水道料金を徴収していない未普及地域対策の事業対象に限定した、年齢や状況に応じた、きめ細かな水道施設整備事業補助金の補助率の嵩上げ等による負担額の軽減については、大変難しい状況ではありますが、その人たちの状況をですね、しっかり見定めた中で、今後、検討を深めてまいりたいと考えております。

本質問の都呂々木場地区内の水道共同利用組合においては、水道環境課で補助金の説明を行い、その際、再度地区内で協議を行って方向性を決めて相談すると回答をいただいているところでございます。

町といたしましても、再度利用組合の皆様方に個々の調査を行い、水源の確実な確保等の不安解消に向けて支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の炭山地区の治山事業についてであります。ご指摘の箇所は、8月11日からの大雨により谷止工の下流に設置された暗渠がはけきらず、道路路側を洗掘し、道路内に土砂が堆積した状況があり、この土砂の除去については、対応済みであります。

なお、本地区の状況につきましては、県担当課へ現地確認の依頼をしており、必要に応じて治山事業等の施工を要望することといたします。

次に、当時の発電所関連工事の中で、隣接住民の日常生活に課題等はなかったのか、20年経過した現在も問題はないのかについてであります。建設当時、発電所関連工事につきましては、九州電力において、近隣住民の安全管理を考慮された中で施工されていると承知しております。その後、近隣住民からの生活に支障等があると考えられる場合や相談があった場合は、町といたしましても現地確認等をして対応をしてまいりました。建設後に、現在まで、隣接住民から数度の相談を受けております。昨年、12月には、地元住民1世帯から、自宅裏法面の件で相談を受け、九州電力グループ会社と一

緒に現地を確認し、九州電力グループ会社に対応をしていただいております。

次に、鉄塔の補修についてであります。点検により発見された部分の補修だと説明を受けております。九州電力グループ会社がボルトの取り替え作業を施工されますが、施工箇所にネットを張り、周辺に危害が及ばないような落下防止柵を取った上で施工されます。道路管理者への届出については、今回の補修については、道路占用ではないため、届出は必要ございません。

次に、通学路の問題であります。

県道44号線の速度規制は、時速30キロメートルとなっております。歩道等はありませんので、通学時間等においては、運転者の法令遵守とモラルとして歩行者等に注意していただければならないものと考えます。ご指摘の件は、苓北町以外でも同様と考えますので、通学路時間帯の車両進入禁止等については、熊本県公安委員会の業務範囲ではございますが、まずは天草警察署と打ち合わせをしたいと考えております。この件については、通学路に指定されているところは、全てに関してですね、30キロのマークがしてあるにも関わらず、質問の中にありましたように、相当スピードを出して行かれる方たちが多いようでございますので、この件は、やはり警察署の立ち会い等で、その地点地点をですね、一遍にやるというわけにはいかないわけでしょうから、やはり、よくチェックをして、しっかりとその速度制限を守っていただく。このことが大事だと。そしてまた、速度制限を表示してある看板がですね、やっぱりあまりにも少ない、この件については、公安委員会、まずは天草警察署と相談して、県の公安委員会にも早速対応をしていただけるような検討をしていただくようお願いをしたいと思っております。

町道天神木線の側溝蓋についてでございますが、現地を確認いたしましたので、今後、早速補修等に対応してまいりたいと思っております。

次に、河川の適正管理についてのご指摘、ご質問でありました。

河川の適正管理、普通河川西原川の現状と今後の維持管理についてでございますが、以前にも同じ質問をいただいております。その後、現地調査を実施しております。

当該住宅地の一部は、昔はため池を埋め立てて宅地化されており、住宅地内には側溝が設置してあるようですが、大雨には、側溝から雨水があふれる状況のようでございます。

今後、住宅地の下流から町道城山五反田線を暗渠により横断する区間の河川内の草木の伐採等を実施し、管理対策を行ってまいります。

次に、農業の振興と道路の維持管理についての質問であります。

1点目の町道西原向田線の整備についてでございますが、現地を確認いたしましたところ、全体的に舗装の傷みがみられました。今後、路面の変状調査等を行い、国の舗装事業等として実施できるかどうかを国にも相談をしてまいりたいと考えております。

2点目の町道東目線の未舗装箇所についてであります。この区間は、現在発注しております志岐漁港臨港道路1号橋上部工工事の施工において、重機等の使用が見込まれる箇所であることから、現時点での全面舗装は行わず、随時、段差の解消等に対応することとして、臨港道路の舗装工事にあわせ、舗装復旧する計画といたしております。

3点目の町道椎葉線の被災箇所についてでございますが、当初、単費での補修を予定しておりましたが、再度現地を確認し、検討した結果、国の災害復旧事業として申請することといたしました。

なお、今後も町内の町道、林道、農道につきましては、適切な維持管理に努めてまいります。

適切でないかどうかというのは、浜口議員もお気づきになられたらすぐにご指摘をいただければありがたいと思っております。

次に、観光振興施策の充実についてのご質問であります。

実施計画に記載しております新たな観光、交流資源の掘り起こしをどのような手段で進めようと考えているのかについては、特別交付税の財源措置のある総務省の地域活性化起業人制度を活用いたしまして、本年7月から株式会社ジャパックスより社員を派遣いただき、観光振興に向けた取り組みを行っているところであります。

現在、まず、取りかかりとして、あまくさ苓北観光協会の組織の充実と観光情報発信強化に向け、観光協会員全員にアンケートを実施し、それを基に会員お一人お一人との面談を行っているところであります。これはどうしてかということ、観光協会としてのそれぞれの会員の方たちのやはり観光振興に対する自覚と意欲、これを高めるためと私は解釈をしております。

会員の面談を踏まえて、新たな観光資源の掘り起こしと観光情報及び物産情報の収集整理を行い、これを基に、あまくさ苓北観光協会独自のホームページの新設を行います。そして、このホームページには、町内事業者のホームページとリンクを張り、観光情報及び物産情報等を広めていくよう計画をしております。

次に、富岡半島東海岸の壊れかけた防風柵への対応についてであります。これは熊本県が設置しておりますので県の担当課において、倒壊した防風柵については、順次撤去をしていただいております。今後、残りの防風柵につきましては、順次撤去していただくよう、さらに県に要望いたします。

また、西海岸の防風垣につきましては、これも熊本県で設置したものでありますが、熊本県の協議にて、上部な箇所はそのまま残し、今後、老朽化し倒壊の危険があると思われる箇所については、順次撤去するということを申しておられるようでございます。

次に、本年6月議会でご指摘をいただいた危険箇所への安全防止策の設置及び観光案内看板の表記修正等につきましては、観光案内板につきましては、今回の9月議会に補

正予算として計上いたしているところでございます。

次に、富岡港の危険防止、立入禁止の移動式の柵についてであります。熊本県の担当課に恒久的な防護柵の設置の要望をしているところではありますが、県からは、「恒久的な防護柵の設置については、慎重に検討したい」との回答がございました。

その後の検討結果につきましては、再度、県と協議してまいりたいと考えております。

次に、学園都市構想の件についてであります。

平成28年6月議会及び平成29年9月議会の答弁でお答えしておりますが、その後の学園都市構想の進捗状況についてのお尋ねでございます。

まず、地元の水産系高校に海洋土木関係学科の新設についてであります。現在、天草拓心マリン校舎には、普通科総合コース40名、海洋航海コース20名、栽培・食品コース20名の3学科、1学年の定員は合計80名でございます。本年度の入学状況は、普通科総合コース8名、海洋航海コース18名、栽培・食品コース6名の合計32名でございます。苓北中学校からは10名の入学がございました。マリン校舎におかれましても新しい学生寮の建築やPR活動の取り組みを行いながら学校の魅力を発信しておりますが、少子化の影響の中で入学者増は、依然として厳しい状況でもあり、海洋土木関係学科の新設は、難しい状況だと聞いてはおります。しかし、私どもも熊本県立水産高校がある町だということで誇りに思っており育ててまいりました。今の状況では、この少子化のせいもあるかと思いますが、マリン校舎では、あまりにも寂しい名称だと、ということで海洋土木学科と一緒に付けた上で、名称も変更していただきたいという思いで、非公式の段階ですけど、そういう発言を学校関係者にしております。ところが、今のコロナの状況です、この2年ほどは、ほとんどじっくりとした話ができておりませんので、まだ話は進んでおりません。

大学構想にいたしましてもですね、今、指摘のありました天草市で今年5月からですね、5人ほどのグループで、大学構想を検討しておられるグループができましたので、私たちも天草市と同様ですね、そのことについて研究をしまして、天草にはどういった大学がふさわしいのか、あるいは、どういった大学をつくれば全国から学生が集まってくれるのか、こういうことを含めて研究をしていきたいと。これはもう天草市、上天草市も一緒になって、よき知恵が出てくるような状況をですね、勉強していきたいと考えておりますし、実際、苓北町の富岡には、昭和の3年からですね、九州大学の臨海実験所があります。ここには大学院が設置されておりますので、通常ですね、教授も助教授も全部そろっております。これを何とかもう少し一般的な方たちが入学できるようにですね、していただけないか。これもやはりコロナの中であまり話が進んでおりませんが、浜口議員には大変申し訳なく思っております。

今後はですね、ぜひこういうことの中で、天草の全体がですね、活性化される、その

ことを期待して、今申し上げた具体的な行動に移らせていただきたいと考えているところでございます。

デジタル化の取り組みにつきましては、議員からのお話にありましたように、坂瀬川公民館においてスマホ教室を開催し、高齢者の皆様方から大変好評を得ております。

他の地区においてもこのような取り組みができないか、公民館長会議において検討を行っていただいておりますが、講師の不足により難しい状況にあり、現在、講師の育成に努めているところでございます。

教育委員会といたしましても、学校におけるＩＣＴ教育の推進とあわせ、デジタル化に向けた公民館活動について検討を行い、町民の学びの場の確保に努めてまいりたいと考えております。

これに直接は関係ないですけれども、今、コロナ禍の中で学校が始まっております。非常に私も心配しております。特にまた天草でもですね、中学生が感染したりしております。こういったときに、教育委員会でもしっかりした休校ラインとか、学級閉鎖ラインを決めておられるようでありますが、こういったときにＩＣＴ教育をしっかりと、家庭でできる人は家庭で、できない人はその受け手になるような施設でですね、一緒になって勉強して、密にならない状況を作り出していきたい。まさに、デジタル化をですね、今始まっておりますので、それをしっかりと活用していただきたいと考えているところでございます。

国旗掲揚台の問題でございますが、これはもう既にですね、地元の遺族会と話が決まっております。あとはいつ頃時期がいいのか、その辺のところを模索しているところでございますので、しっかり地元の遺族会とですね、相談しながら、なるべく早く掲揚台の修繕ができるようにやっていきたいと考えております。

これでよかったですか、あまりにも多かったから、抜けているのがあれば。

どうも失礼しました。

次に、町道志岐山線の路肩の陥没についてであります。

現地を確認いたしましたところ、今後、補修等について検討させていただきます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、1番目の道路の点検と対応の中でですね、波状の現地確認は済ませられたということです。先日の、これは当初申し上げましたように、この一般質問は、この前の大雨の前の段階です。その後、私も木場に登りましたが、あっちこっちが壊れています。これは単に、今後その部分を補修すれば済むということじゃなくてですね、やはり木場地区に、前の議会のときに地すべりということでお尋ねしましたけれども、やっぱ、やはり木場地区に何かそういう地形の動きがないのかということ

ですね、地域的に大々的に調べるべきじゃないかと思います。先の委員会の中では、お金が足りんから、お金がないからというような話でしたけども、人の命とお金はどっちが大事ですか。次の水の問題と同じですよ。水がなければですね、畜産も牛もだめ、今、牛はかなり高いようですけども、牛もだめ、もちろん人もだめなんです。だから、そこら辺のところはやっぱり十分安心して住めるれいほくの大きな課題もありますので、題もあげておられますので、再度そこら辺はもうちょっと、その辺についての取り組みはないのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、そのできないということを聞いたことがなかったんで、やはりこういう大々的なことは国にしてもらうのが一番だと思いますので、県と国とよく相談しながらですね、あそこ全体がもう地すべりの塊ですから、今も農林水産課でどうなるかですね、心配しながら県と相談しているところでもございますから、やはりこの苓北町だけでやるのにはあまりにも大きすぎますから、県と国と一緒に調べてもらいながらですね、検討していただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 次の水の問題で、水源の確認を何か町がしてもらえんというような話がありましたけども、どの程度の確認ができるんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 先ほどの水源の確認が町でできるということではなくてですね、まずは、再度利用組合の皆様の個々の調査を行いまして、水源の確実な確保の不安解消につかまして支援を行っていききたいというところで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ぜひですね、先ほど言いましたように、人の命がかかっておりますので、田尻課長の優しい心遣いを表してください。

それから、3ページで発電所関係の工事ですが、何か2、3件、何か申し入れがあったということですが、どのような事例なんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 昨年の12月にですね、地元の方から町長答弁あったとおり、自宅裏の法面の御相談、亀裂だったんですけど、ご相談を受けて九州電力グループの会社の方と一緒に現地確認をしております。その前にしましては、数年前からですね、同じ世帯の方なんですけど、ご相談を受けまして、九電の方と一緒にですね、町の職員も出向きまして相談を受けるとか、対応を九電のほうにさせていただくような相談は受けております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 法面のクラックではなくて、法面工からプラスチック片が出てきたということじゃなかったですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 昨年の12月の件なんですけど、すみません、私がまだ企画におる前の話で、聞いたところによりますと、法面の件ということで、クラックなのか、その今、浜口議員さんがご指摘受けました、何か異物ということは、私もちょっとすみません、確認をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） えっとですね、直径はちょっと1ミリ以下ですけども、3センチか4センチぐらいのバルチック工法というのが施工されています。これは当然、コンクリートは長期化することによって水とかそういうもので洗い流されますよね。ところがですね、このチップはどうもならない。ですから、それだけですね、表面に浮いてくるわけですよ。そうすればですね、その近所に小さな子どもさんがおられれば、何か遊びに行ったときとか何とか、そういうものを口に入れる可能性もゼロではない。そういうこともありますので、ぜひ現地を確認されてですね、誰が施工したのか。九電がしたのならば九電が、そこら辺のですね、絶対安全策を取るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 今のご指摘の部分は、再度、九電の方と打ち合わせをして、対処したいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 海岸の中で答弁は、東海岸と西海岸を間違えられたんじゃないかなかったですかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 間違えておりません。熊本県の港湾課でやったやつと、熊本県の漁港課でやったやつで、板塀でやっているのが漁港課でやった西側です。金網を中心にやっているのが熊本県でやった港湾課です。間違っておりませんので、はい。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 安全柵の問題がまだ慎重に検討する必要があるという熊本県の話ですが、人命に関わる部分をですね、防止するために移動柵を立てているのに、それを永久的なものに設置、代えるのに慎重にならざるを得ないというのは、どういう考えの、蒲島さんの考え方はどういうことなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） そこをですね、完全に締め切ってしまうと、当然何かあったときですね、入られないということで、扉を付けるのか、それとももう移動というか、移動式の簡易な部分ですのかというのを検討したいということでございました。はい、だから、そういうことで、いったん恒久的にしてしまうと変更がきかないということで慎重にならざるを得ないという回答でございました。

○議長（錦戸俊春君） 時間がきましたので、これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで昼食のために1時5分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。通告順番4番、2番議員の野田謙二でございます。さて、今回は近未来の苓北町のあり方についてを質問させていただきます。近未来と言っても、いつごろ終わるのかは、まだ分かりませんが、新型コロナウイルスの終息後のことを意味しております。

苓北町は、熊本県内で県庁所在地である熊本市から通行時間的に最も遠いところにある自治体です。それは、「平成の大合併」で天草郡内の市町の中で唯一合併しなかったためだと、皆様もご承知のことで、よくご存じのことと思っております。

さて、その小さいながらも自立している苓北町が、このままで良いのかとの思いで、今回質問をさせていただきたいと思い、この場に立っている次第です。

さて、苓北町が小さいながらも自立しているのは、町長をはじめとした役場職員たちの努力の賜物だと思っています。しかし、それだけではこんな小さい町は自立していけないとも思っています。

苓北町には、九州電力以外に大企業がありません。あとは小企業と零細企業、個人事業です。風力発電の事業は来年以降の話にしかありません。つまり、今までは、九州電力の存在があるから経済的な目算が立てやすく、自立できていたとも言えると思っております。九州電力には、引き続き、苓北町で頑張り続けていただきたいと切に願う次第です。

しかし、いよいよ九州電力からの税収の見込みも小さくなり、例えば、先ごろお示し

いただいた今後の苓北町の基本計画が令和7年まで決められてはおりますが、その基本計画どおりに実現できたとしても、町の存続に苦勞が絶えないとも思っております。なぜなら、現在でも、苓北町は県内有数の債権自治体であるためです。

これは、債権の発行数に無理があるために言っているわけではありません。例えば、私は何度か町民に、「火力発電所が閉鎖されたらどうするか？」との質問をしたことがあります。もちろん複数の人々に対してです。9割方の人が、「天草市と合併すればいいじゃない」との答えが返ってきます。大変安直な答えです。しかし、ある意味、現実的な答えかもしれません。安直な答えと思うのは、債権を抱えている自治体が合併することとは、相手先である天草市には負担が増えるだけでしかありません。今でも本渡以外には行き届いていないとの声が多く出ているのに、これ以上負担が増えることの判断を安直にすることは少ないはずです。そのためにも、自立し続ける苓北町であってほしいと願っています。

実際に、世界で今、「カーボンニュートラル」が言われております。そのためにG7各国から石炭での発電はやめてほしいとの声も上がっています。しかし、現在の日本国内の発電状況から、安易に石炭火力発電が止まるとは思っていない。しかし、他の発電の状況がどのように発展するかは誰も予想ができないのが事実です。つまり、九州電力がいつ苓北発電所を閉鎖すると発表してもおかしくはない状態というのが現実と捉えるべきだと思っています。

さて、そんな中で、苓北町を発展を考えるならば、町の商業化による発展を図るべきではないかと考えています。もちろん、苓北町の人口が減っていて、商業地としての魅力が無いのは十分に解っています。そんな中でも、観光客の誘致は可能だとも思っています。観光局の消費地として商業が発展していくのならば、人口が減少していても商業の発展は可能です。

ところが、現在の苓北町は、観光客は通過点としか思っていないのが現実です。それは宿泊拠点の少なさだけではありません。町からの発信力のなさが一番の原因と考え、昨年はホテル誘致のために一般質問をさせていただいたこともございました。しかし、現実のことを考えるとホテル誘致だけでは難しいのも事実です。ホテルを誘致しても、ホテルが顧客誘致のための発信はしても、町のための発信につながる保証がないのが現実です。進出ホテルにも苓北町の歴史的価値を知ってもらい、町を好きになってもらわなければ難しいでしょう。

苓北町は、観光のための事物はそれなりにあります。しかし、世界有数の、誰が見てもわかるような物があるわけではありません。歴史を知り、マニアックな見方をすればわかる、好きになる、というのが多いのが現実です。友人にホテル経営者がいるのですが、「苓北町に進出してよ」と冗談半分で申し上げたことがあります。その答えは「苓

北はちょっと・・・」との返答でした。

今、崎津は、世界文化遺産というインパクトのある事象が起こったために、観光客が増加しました。ところが、苓北町にはその恩恵と考えられるような観光客の増加はありません。今、誰もが一目見ればわかる物として「おっぱい岩」がございますが、そのおかげで町の経済が潤うものではありません。通りすがりに見られればそれで良いという程度が現実です。つまり、苓北町には、経済的に効果のあるような観光客を引き付けるだけの事物は今のところないのが現実ということです。

それでは、観光客の誘致ができないのかといえはそんなことはありません。一番簡単な方法は、観光の目玉になるものをつくれれば良いだけの話です。

例えばですが、テーマパークをつくるとかすれば良いのです。実際にテーマパークをつくとすれば、少なくとも数百億円の予算が必要です。ところが、残念ながら、そんな予算は苓北町にはありません。しかし数百億円程度なら東証の一部上場企業では、1年間の利益だけで軽く稼いでいる企業もあります。そして、その多くを内部留保して翌年の投資額に加えることで課税対象から外しているのが現実です。例えば、企業誘致する際に、具体的な町の計画としてテーマパークという発言ができるだけで、相手方の企業の反応も変わる可能性が高いというのが現実です。実際にテーマパークの建設を希望している企業にターゲットを絞るだけではなく、予算として数年後には利益が見込めるなら、新しく投資も考えるのが一部上場企業ではないかとさえ思っています。

これまでは、商売のことを考えないのが地方公務員と考えられていました。ところが商売のあり方をも考えないと交渉の場での会話は弾みません。地方公務員でも商売のノウハウくらいはわかってもらいたいものです。

では、実際、どのようなテーマパークかといえは、それは、現実には苓北町に進出する企業が自由に決めれば良いだけの話です。それもテーマパークに限る必要はありません。苓北町が環境が企業に都合がよければ企業は進出します。私は、あくまで交渉の場で、企業側が興味を持てる交渉のあり方を提案しているだけです。あくまで観光客が苓北町に留まり、苓北町で消費をしてくれるのに都合が良い話として掲げているのにすぎません。

実際に企業誘致する際の交渉の場に立つのは町長が多いと思います。町長としても実際の苓北町が環境に合う企業を見込んで交渉する企業を選んでいるのではないかと思います。その選ぶ企業のあり方に、顧客誘導型の観光企業を加えていただきたいというのが今回の質問の狙いです。また、実際の計画のない希望的観測だけでも、町長だけでなく、議会に出席している執行部職員でも、機会があればこういう好奇心をそそる話を持ち掛ける必要が出てくると期待をしています。相手企業からその話に好奇心を持ってもらえれば、あらためて町長を紹介するという必要になると思います。

商売をして実利を上げるのはあくまで企業です。その企業を誘致するためには、商売としての夢のある話が必要ということです。

さて、実際の苓北町の観光資源は、歴史のマニアックな知識がないとわからないものが多いのが現実です。それを効率よく発信できるために、例えば、「オール天草の歴史発信テーマパーク」などがよろしいのではないのでしょうか。

天草といっても、1日で回るのには広すぎます。また、各地域で文化や風習が異なります。それは歴史的事情や地理的事情で、ある意味当然の結果なのですが、それに対して天草で生まれ育った人々は、それは普通のこととして捉えています。今の時代は、例えば、苓北町議会で「天草は一つ」と決議しても、現実には他の天草市内や上天草市内で苓北町の産物を販売しようとしても制限がかかるなどの事例が当たり前にあるのが現実です。それが天草の常識です。地域間の交流に関心が低いのに、それがおかしいとも考えないし、気づかないのが、天草で普通に暮らしている人たちではないかと考えています。そのような天草人の欠点を無視したテーマパークが面白いのではないかと個人的には考えています。

また、先の東京オリンピックで日本選手が数多くのメダルを受賞したスケートボードの競技場などを開設し、スケートボード・パークとスケートボード・ストリートが日常的に経験できる公園の設置なども面白いと思います。スケートボードの会場は、国内にはまだ数が少なく、同時に設置にはそれなりの金額が必要らしいです。しかし、つくってしまえば、その維持費は100円などの入場料が取れるのであれば、客数さえあれば可能ではないかと考えます。そして、町長杯という名称でも結構でございます。建設が早ければ、ある意味世界大会が開催される可能性さえあります。このような、個々の人の自由な発想での交渉が持てるように、役場職員にも発想の転換を持ってもらい、実践してもらいたいと望んでいます。

さて、そのテーマパーク等の大規模遊技場等をどこに作るかですが、苓北町には苓北火力発電所の灰捨て場としてできた広い土地があります。所有権は九州電力にあるのですが、この土地は資産としても価値がないとして課税対象にはなっていません。この土地は、現実には今までガスの発生とかの問題も起こっていませんし、大規模テーマパークの場所として有効利用すればよいのではないかと考えます。地盤的に地震発生時には地面が流動化するので居住地には向きませんが、公園としては少しの補強で利用できるのではないかと考えています。この土地の隣の海岸では、今でもサーフィンを楽しむ顧客があります。スケートボード専用の公園をつくるだけでなく、サーフィンまでも楽しめる公園とかも面白いのではないのでしょうか。

それでは、発電所の石炭灰はどうするのかといえ、今の灰捨て場ができた土地を九州電力が売却するのだから、売却費用で九州電力が新しい灰捨て場をつくれば良いだけ

の話です。また、石炭火力発電が国の方針が変わり閉鎖することになれば、それでもかまわないということになります。実際に、九州電力がその場所にテーマパークをつくる、運営するのもありますが、九州電力にテーマパークの運営は難しいと思っている次第です。

それに加えて、公園化された九州電力の灰捨て場で大規模ショップを誘致し、海外からのクルーズ船が停泊できるようにすれば、消費税抜きのショップがつくれます。加えて、このショップは海外との扱いになりますので、町民はスマホ1つで手続きをし、出国して無税の消費ができるようになるなどもおもしろいと思っています。個人的な無責任なことではございますが、苓北町発展のためにこのようなことなども考えております。

大型の大規模公園作成を前提に企業誘致を行うならば、新型コロナウイルスの発症が低下し、観光客が当たり前のように動けるようになる前に準備が必要だと思っています。役場の公共事業には時間がかかるのが当たり前だからこそ、今のうちに準備が必要と思い、発言をさせていただいております。

こういった思い切った発想の転換で企業誘致をしていただき、苓北町に観光客を誘致し、宿泊していただき、消費をしていただく。この考え方を取り入れていただけないでしょうか。個人的な発想ではありますが、町長のお答えをお聞かせください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

苓北町の輝やかしくない未来を考えて自分で提案をなさいました。非常にすばらしい提案だと思います。ただし、そこを九州電力の灰捨て場にするということについては、ちょっとできないんじゃないかと思っています。それはどうしてできないかというと、今、九州電力もほかの大手電力会社もですね、生き残りに非常に命をかけているといいますか、頑張っているところでありまして、今、質問の中にありました、CO₂の削減、炭素をなくしてということですが、電力の需給のバランスをしっかりとっていくということについては、再生エネルギーだけではやっていけないわけです。要するに、再生エネルギーが使えないときの電力の調整電力というのは、火力発電でしかできない。これ原子力でもできるんですか、1回1回心筋を抜いたりなんかしていかなければなりませんので、これ大変危険で厄介な話になってきます。ですから、この火力は絶対に必要だという前提の中で、この火力発電をやるに際しては、CO₂をできるだけ減らす方策を今考えているっていうか、もう実証をしております。実証をして、今はちょっと小型化ですけれども、アンモニアと混焼することによって、今のところは20%の混焼が成功しております、これは今の発電所の設備そのままに使うことができるという実証です。今後は

ですね、中部電力の愛知県にある碧南発電所で100万キロワット級のこのアンモニアとの混焼を間もなく国の補助で実証を始めます。そうなったときにですね、それが成功いたしますと、相当のCO₂が削減される。あるいは、50%、60%の削減が可能である。しかし、今度は、それが実行すればどうなるかという、アンモニアを貯留する施設がいる。これは1基につきですね、約1万5,000から2万平米いります。これを土地を安定させた中でつくっていくということになっています。そこの代替期限というのは2030年、できあがってしまっただけで運転するというのは、2030年。これまでにできないと、今心配なさったように、もう止めてくれないかと、そういう法律ができる可能性があります。ですから、九州電力もですね、今、その研究にですね、懸命な努力をしておられるわけですけど、一番足りないのがお金です。お金が、これはもう数百億かかる、もっとかかるかもしれないと言ってますので、これを国の補助があれば、これ九州電力のみならず、ほかの大手電力会社も全てそっちに変えていく。だから、国の補助があればということですけど、国もですね、電力をしっかりと確保していくということは絶対の条件でありますので、このことについては、前向きに検討をなさっていると聞いております。いつ頃結論が出るかわかりませんが、そういった意味でですね、あの灰捨て場はとっとなきゃいけない。そして、それをつくられた後はどうですか、もし500億円かかったとすれば、その1.4%は苓北町に入ってくるんです。そういうことも期待できるわけです。まず、第一関門が1号機を2030年までにCO₂がなるだけ減った中での発電設備を稼働しなければならない。もう2030年なんて言ったらすぐですよ。そして、地盤もですね、しっかりとさせなきゃいけないから、そんなのに2、3年かかる。そして、あといろいろ設備をつくるのにやっぱり2、3年はかかる。試運転もすればもうちょうど8年です。だから、そういった意味で九州電力のは使えない。これが成功すると、少しではありますけれども、苓北町の収入はですね、それなりのものになってくると。それとあわせて、過疎地域の指定も受けておりますので、あと10年は過疎地域の法律の中で、そしてまた、暫定期間もありますから、そういった意味でですね、苓北町の財政も今までより以上にですね、安定をしていくということです。

ただし、今の考え方は、どっかほかの土地にできればまた素晴らしいことでありますので、例えば、そういうことができるかどうか。大きなテーマパークだったら、九州電力のあの土地だけでも足りないかもしれませんが、スケートボードあたりだったらどっかに探せばあるんじゃないかなと思います。これはできるかどうかは別にして、面白い発想ですから、我々もですね、役場職員って固い形にならないで、そういうことを全員でですね、研究できるように頑張りたいと思っております。だから、残念ながら九州電力のあの土地はそういうことで、まだ使い道があると。それがまた、ゆくゆくはじゃなくて、それができた途端、次の年から苓北町には大きな税収が入ってくるという

ことがありますので、また、別の土地でできるかどうかの研究をするのをおもしろいテーマじゃないかなと考えているところであります。

ご提案ありがとうございます。

これで、野田議員のご質問に答えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 私、今回、こういう案を思いついたのは、単純に九州電力のあの灰捨て場が、要は何も使わないで利用できない状態で、そのまま、もし仮に石炭の火力発電が閉鎖してしまったら、あの余った土地はどうするんだっていう思いで考えただけです。

実際に、その観光客を誘致して、そのためにテーマパークであったり、スケートボードの公園をつくるっていう案というのは、逆に、あくまでこれは個人的な妄想ではありますが、こういう発想っていうのは、役場の職員に限らずですね、公務員全般が現実的な発想をする。これっていうのは非常に大変よろしいことなんですが、妄想から始まる、それから始まって、それがおもしろいってやる気を出すっていうのが一般の民間企業の首脳陣のあり方なんです。で、役場の職員だけでなく、公務員全般にその発想というのが欠けていると思って、こういう案を提案させていただいただけでございます。逆にですね、おもしろければ、民間の人、民間の大きな会社の上層部の人たちってそれぞれ個人的にすごく変わった発想をするんですね。そういう方たちの発想に響くような案を持って行くというのは現実にはできることです。ですから、逆に、妄想だから役場内ではこんな発言はできないっていうのが確かに正しいんでしょうけど、それっていうのは首都では発想してんですよ。そういう意識を皆さんに持っていただきたくて、今回、こういう案を発想いたしました。実際に、今回、僕は今朝の読売新聞で読んだですけども、カナダで、その発電用のアンモニアをつくる。それを日本が輸入するっていうようなニュースを今朝見ました。実際に、それだったら苓北町にもそのうち来るかもしれんって、確かに、私も思いました。で、今、お話を町長からお伺いすると、実際にその日本でもその実証実験に入るといことのようにございますので、実際、それで灰捨て場をその土地を利用するとなったら、その土地の税収っていうのが苓北町に入ってくるようになります。そして、あの土地が利用できて、九州電力が長々発展ができる可能性があるんだったら、もうそれが一番だと思っております。

役場の皆さんには、今後ですね、自由な発想というのを、庁内で仕事の業務を町民相手にするときには、確かに不必要でございますけれども、外で自分から発信をするとき、今度企業の方たちとご挨拶するときには、もう自由な発想をどんどんぜひやっていただける習慣を付けて、新しい自由な発想で業務にも取り組むっていう姿勢を、仕事には、今の現状の仕事に迷惑にならない程度にはやっていただきたいと願っております。

今回、町長のお話を聞いて、僕の話は実際妄想ではございます。しかし、おもしろいと、ちょっとは興味は持てた話だったろうと思っています。どうか、今後追加の質問というのが今日ではございませんけれども、皆さんには違った発想、今までにない発想ができるんだと、それをやったほうがいいんだっていう可能性があるということをご理解いただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

次に、5番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告5番、1番議員、山口利生です。質問通告書に沿って、町長へ質問いたします。

まず、大雨時の避難情報の発令についてお聞きいたします。

九州北部に停滞した前線の影響で8月11日から熊本県内は県北部を中心に大雨となり、熊本地方気象台は、12日午後、県北部に線状降水帯が発生したとして、顕著な大雨情報を発表し、県内は14日まで線状降水帯が発生しやすい状況が続くとして、土砂災害や河川の氾濫などに厳重に注意するよう呼びかけました。気象台の発表を受け、菊池市や和水町は、「緊急安全確保」を発令、山鹿市や天草市など複数の市町村が「避難指示」や「高齢者等避難」を発令し、指定避難所への早期避難を住民へ呼びかけ、各テレビ局も各市町村の避難情報や避難場所をテロップで常時放送していました。熊本地方気象台によると、11日午前3時の降り始めから13日午後6時までの総雨量は、天草市本渡で544.5ミリ、山鹿市で535ミリ、玉名市で444ミリと平年の8月一ヶ月分の2倍から2.5倍と記録的な大雨を観測したとのことです。この大雨の影響で、天草市の県営亀川ダムは、13日午前2時23分から午前7時46分までの約5時間半にわたり、昭和58年のダム完成後、初めての緊急放流に移行しました。地元の県営都呂々ダムを木場地区一帯がものすごい豪雨に見舞われ、ダムの放水量が12日午後4時に毎秒10トン超、午後7時に25トン超、午後11時17分に毎秒50トン超、30分後の午後11時47分には、毎秒75トンを超え、最大放水量は毎秒約85トンまで増加し、これは平成2年3月のダム完成後、最大放水量となったとのことです。

さて、今回の大雨に対する町の対応状況については、8月24日に開催された全員協議会において、総務課長から詳細な説明を受けたところです。熊本地方気象台は、苓北町に対して8月11日14時40分に大雨警報を発表、翌12日19時10分に土砂災害警戒情報、同日23時16分に洪水警報を発表しました。その後、熊本県天草広域本部から13日0時2分に坂瀬川の松原川が避難判断水位に到達したとの情報が入り、町長は0時11分に坂瀬川浦区・和田区・松原区に「避難指示」を発令し、坂瀬川公民館に避難所を開設されました。続けて、1時15分に町内全域に「避難指示」を発令し、

役場、富岡公民館、都呂々公民館に避難所を開設し、防災無線により住民への緊急避難を指示されましたが、その時間には、都呂々木場の皆様は、雷を伴う集中豪雨に加え、迫川の氾濫やがけ崩れがあちらこちら発生し、道路は土石流が川のように流れ、家から一步も出られない大変危険な状況だったとのことでした。

町から配布された洪水等ハザードマップによると、大雨等による避難指示の判断基準は、大雨警報・洪水警報・氾濫警戒情報（警戒レベル3）が発表された場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」（現在は、高齢者等避難に一本化されております）を発令し、土砂災害警戒情報・氾濫危険情報（レベル4）が発表された場合には「避難指示」を発令すると記載されています。隣の天草市や上天草市では、気象台から大雨警報が発表された時点で、いち早く高齢者等避難を呼びかけていましたが、苓北町では、「大雨警報」や「土砂災害警戒情報」が発表されても住民への避難情報を発令せず、松原川が避難判断水位に達したとの情報により、住民が寝静まった夜中0時過ぎになって避難指示を発令されました。

昨年7月発生した熊本大水害では、球磨川等の氾濫によりたくさん的高齢者が亡くなり、高齢者等避難計画の策定や住民の早期避難の重要性が強く指摘されています。町では、援助が必要な高齢者や障がい者全員の避難個別計画を策定し、各区長等との情報共有を行っていますが、深夜に突然避難指示が発令した場合には、個別計画に沿って避難誘導することは不可能です。町民の命と財産を守る責務を持っている町長として、今回の大雨に対する避難情報の発令についての考え方をお聞きいたします。

次に、脱炭素社会に向けての取り組みについてお聞きいたします。

今年の夏は、未曾有の大雨により、中国湖北省にある三峡ダムが決壊、カナダ南西部からアメリカ北東部にかけて激しい熱波に襲われ死者も発生、カリフォルニア州デスバレーでは54.4度を観測したとのこと。また、ロシアや中東、欧州やアフリカなどでも異常な高温に見舞われ、大規模な山火事の発生や干ばつが深刻化している国もあり、人間が引き起こした気候変動が世界の食糧危機を悪化させているとの警告が出されています。

去る8月9日に公表された国連の気候変動に関する政府間パネルの最新報告書によると、化石燃料を使い地球温暖化の原因となる温室効果ガスを多く排出した場合、産業革命前と比べた世界の平均気温の上昇幅が、2021年から2040年の間に1.5度を超える可能性が非常に高く、最新データを使って分析精度を上げた結果、到達のタイミングが従来予測より10年ほど早まったとのこと。また、報告書では、「人間の影響が大気や海洋、陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断言し、温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」の実現に向けて対策の着実な実行を迫っています。

日本政府は、去る7月26日、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比

45%削減するとの地球温暖化対策計画案を環境省と経済産業省の審議会の合同会合に示されました。案は、「実現は決して容易なものでなく、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換が不可欠」とし、日本の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー由来の二酸化炭素は、2013年度実績の12億3,500万トンから2030年度は45%減の約6億8,000万トンを目指し、家庭部門は66%、運輸部門は38%、産業部門は37%、それぞれ減らす目標を掲げています。

蒲島熊本県知事は、7月県議会において、6月議会に提出した次期熊本県環境基本計画に盛り込んだ、二酸化炭素排出量を2030年度までに2013年比30%削減、50年に実質ゼロとする目標を、30年度までに50%削減する」と表明され、地球温暖化の影響とみられる豪雨や台風被害が各地で頻発しており、二酸化炭素の排出削減をさらに進める必要があると強調されました。県内市町村においても、令和2年1月に熊本市を中心とする18市町村で熊本連携中枢都市圏連携協定を締結し、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すと表明され、荒尾市は、単独で令和3年3月に二酸化炭素排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、時代を先取りした「新エネルギーの街」としての飛躍を目指しておられます。

苓北町は、苓北火力発電所が立地していることから、県内で一番多く化石燃料による二酸化炭素を排出し、また、発電所から直接海に放流している高温の冷却水は海水温を上昇させる要因となっていると思います。一方では、再生可能エネルギーで電気を生み出す太陽光発電所や風力発電所の建設が進むとともに、地球環境改善のために下水道汚泥や一般廃棄物の堆肥化事業に先進的に取り組んできています。

近年、苓北町の沿岸は海水温の上昇により磯焼けが拡大し、藻場が消失していることから水産業に大きな悪影響が出ており、町としても早急に二酸化炭素排出ゼロ宣言を表明し、脱炭素社会の実現に向けた政策を打ち出すことが必要ではと考えます。

国は、地球温暖化防止のための施策を次々と打ち出し、来年度予算も大幅に増額するとのことです。例えば、毎年1,000万円以上の灯油を使用している温泉センターと温泉プールの熱源を化石燃料から再生エネルギーへ転換したり、事業所や家庭レベルでの二酸化炭素排出量の削減に向けた太陽光発電等の普及拡大等に積極的に取り組むべきではと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

最後に、ふるさと納税の返礼品についてお聞きいたします。

総務省は、これまで再生エネルギーで生み出した電気は地場産品ルールに適合しないとしてふるさと納税の返礼品に認めていませんでしたが、令和3年度から脱炭素社会の実現を目指す政府方針に合致するとのことで、風力発電所や太陽光発電所で作られた電気については、地元の風力発電施設や太陽光パネルであることを明示し、寄附者への供給総量が地元の発電能力の範囲内であれば地元産品として認める通知を6月に発出し

ました。

苓北町には、今年5月に坂瀬川・志岐地区に日本風力エネルギー株式会社の風力発電所3基（総発電容量7,499キロワット）が稼働し、都呂々地区にも株式会社レノバが風力発電所13基（総発電量5万4,600キロワット）を2024年度に運転開始する計画が進んでいます。また、太陽光発電所も町内に複数稼働しており、再生エネルギーで発電した電気を返礼品として最大限活用することで、ふるさと納税が大幅に増加し、苓北町の財政も一気に潤うことになります。そのためには、再生エネルギーによる電気をふるさと納税の返礼品として活用できるシステムを早急に構築し、他の自治体に先駆けて大々的に広報宣伝すべきと考えますが、町の対応状況について、町長へお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により議席にて再質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、大雨時の避難情報発令についてでございます。先ほど高戸議員の質問に答弁いたしましたように、苓北町防災計画では、警戒レベル3「高齢者等避難」の判断基準としては、洪水等河川の氾濫については、大雨・洪水警報が発表されたとき、対象河川（町内の水位情報周知河川は、松原川・上津深江川・志岐川）において、水位観測所における水位が避難判断水位に達することが想定されるときとしております。また、土砂災害については、大雨情報が発表されたとき、土砂災害危険箇所付近にて前兆現象が確認された場合としてあります。

警戒レベル4「避難指示」の判断基準といたしましては、洪水等河川の氾濫については、大雨・降水警報が発表されたとき、対象河川（町内の水位情報周知河川は、松原川・上津深江川・志岐川）であります。また、水位観測所における水位が氾濫危険水域に達したときとしております。また、土砂災害については、土砂災害警戒情報が発表されたとき、近隣で前兆現象の発見があったときとしておりますが、いずれも基準はあくまでも目安として定めてあるものであり、河川状況や気象情報等も含めて総合的に判断するとしておりました。

しかしながら、土砂災害に係る避難指示については、8月15日付けで、国から全国の地方自治体に対し、土砂災害警戒情報が発表されている場合は、雨の降り方に関わらず土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況であることから、避難指示を発令することを基本とする旨の事務連絡がございました。その前にですね、今、ご指摘のあった夜中に避難指示を出したというようなことがありましたので、そういった場合にも、土砂災害警戒情報をいち早くもう出そうと、翌日ですね、副町長、総務課長と決めておりま

した。というのも、先ほども申し上げましたが、判断がものすごく複雑なんです。総務課長以下、担当がいろいろな観点から判断をして避難指示を出すと。もうこれよりもやはり土砂災害警戒情報というのは、もういつ崩れるかわからないという情報でありますので、今まで我々がやってきたことは少し丁寧でありすぎて、返ってですね、この前ご批判されたような状況を招きやすい。幸いにも大きな被害には至らなかったんですが、これは大きな災害につながる可能性もあったということでもありますので、大いに反省をしまして、とにかくもう土砂災害警戒情報が出たら避難をしていただく。その指示を出すということにいたしております。

今回の大雨のように、非常に長期間にわたる降雨と、雨雲等の予想が非常に難しかった状況等を踏まえた上での決定でございました。現に、8月18日午後2時過ぎにですね、土砂災害警戒情報が出ましたので、すぐ避難指示を出しまして、皆さんに、必要な方はですね、避難をしていただくようお願いをしたところでございます。

こういう最近はですね、本当に予測できないことが天候でございます。それに絡めて、脱炭素社会のことでご質問をなさったかと思えます。2015年に合意されたパリ協定、あるいは2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、将来に向けて気温上昇を抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要だとされております。

我が国では、昨年の10月に菅内閣総理大臣の所信表明で、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

また、熊本県におかれましても、令和元年12月の県議会において、蒲島知事が、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現していくため、将来の目指すべき姿として、熊本県内CO2排出実質ゼロと宣言されております。

さらに、令和2年1月には、熊本市が中心となって連携協定している熊本連携中枢都市圏18市町村での地球温暖化計画の共同策定に合意するとともに、熊本連携中枢都市圏2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明されました。また、本年3月には、荒尾市、6月には球磨村がそれぞれ単独でゼロカーボンシティ宣言を表明されておりますが、これには一つ一つの具体的な方法の積み重ねではなく、ただカーボンシティ宣言を表明されているだけであります。

苓北町におきましては、ごみの分別によるごみを燃やさない資源化の取り組みや堆肥センターを建設し、生ごみ、下水道汚泥の堆肥化、さらには小中学校や役場屋上への太陽光発電施設の設置、電気自動車EVステーションの設置、昨年度から今年度にかけては、大型ごみの収集方法の見直しによるリサイクルの推進など地球温暖化対策に関する事業を、各種補助事業を活用しながら取り組みを行ってきたところでありますが、これはご指摘の中にありましたけれども、ちょっと足りないところがあると思っております。

これには1つ1つの数値が入っておりません。この数値をですね、今後入れていって、その上でまた脱炭素化に向けたいろんな試みができないかを考えていきたい。町といたしましても、そういった意味でですね、石炭火力発電、これが今のままでは、これ全くものにならなくなってくるわけでありますので、1つは、再生可能エネルギーの利用促進に向けて、今お手伝いをしているところであります。

言いますとですね、日本風力が3基、そして今のところレノバは13基予定しておられるようで、来年の4月ぐらいから実際の工事に入られるというようなことをお伺いしております。

町では、このように早くから地球温暖化対策に関する事業に取り組んできた経緯を踏まえ、さらなる推進に向けて、九州電力で現在研究が進められている二酸化炭素抑制に向けた新技術の見通しとその方向性を把握しながら、苓北町でできる脱炭素化社会実現に向けた具体的な計画づくりを進めていく必要があります。

今まで申し上げましたように、一番のこの中心はですね、やはり九州電力のまず1号機の炭素排出量をですね、大幅に減らすということが目標です。減らすことによって、先ほど野田議員の質問のときにも申し上げたようにですね、その施設整備に多大な金額がかかります。今、九州電力は、それを模索しておられるところであります。我々もですね、国に対して、そのカーボンニュートラルを目指される国の目的をですね、達成できる、その2050年に向けてですね、大手電力業界が国の補助を受けてしっかりとその炭素排出量の削減に向けて頑張っていけるように、微々たるものでありますけれども、お手伝いをしていきたいと考えております。

また、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、九州電力火力発電所に対応できる新技術等の研究が実証されておりますが、そういうことの実現性がですね、出たときに、全体的な宣言をですね、さしていただきたい。具体的なことを申し上げながらですね、していきたいと考えているところであります。

そういったことがですね、脱炭素社会実現のために、電源立地法として、我々がやるべき責務ということであると考えているところであります。

次に、脱炭素社会に向けて苓北町で取り組める案件でのご指摘がございました。

温泉センターと温泉プールの熱源を化石燃料から再生エネルギーへ転換できないかというご提案であります。これは当然の提案だと思っております。しかし、ここには多額の改修費用が発生いたしますので、どのくらいかかるかをですね、まず、計算をしてみまして、我々の手の届くところにあるのかどうか。それがもしできない場合は、今の化石燃料、石油の使い方が妥当なのかどうかもよく検討をしまして、妥当でどうも私はないような感じがしておりますので、具体的にもうちょっと炭素の発出性をですね、減らせることができるかどうか考えていきたいと思っておりますが、やはり一番のやれるこ

とは、再生エネルギーに変えるということが大事ではないかと考えておりますので、まず、我々の手の届くところにあるかどうか、これを検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、事業所や家庭レベルでの太陽光発電等の普及拡大に積極的に取り組むべきではないかということであります。町も太陽光発電の支援に関しましては、発電設備が高額であったため、平成21年度から1キロワット当たり5万円の補助を実施しておりました。平成28年度に、各家庭への普及が進んだこと、発電設備の価格が低下したこと等の理由により、補助金制度はいったん終了しております。

しかし、経済産業省で来年度に新築住宅等への太陽光発電施設整備に補助金制度の創設が計画されているようでございますので、国の補助金制度の活用も含め、検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、公共施設の維持管理におきましても脱炭素社会の実現に向け、特に燃料費等の削減について研究をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、ふるさと納税の返礼品についてのご質問でありました。

再生エネルギーによる電気をふるさと納税返礼品として活用できることとなったので、早急に活用システムを構築し、広報宣伝をすべきではないかということであります。

県からの通知等でもですね、正式にはまだ届いておりませんでしたけれども、町として把握をしている限りでは、地場産品の基準として、地域資源の活用をして、区域内で発電された電気であって、そして、電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、地場産品基準に適合するものとして扱うこととするということがうたわれております。その際、返礼品として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲とするとのこととあります。簡単に申しますと、寄附をされる人が太陽光発電などで発電した電気を扱う地元の新電力と契約をすれば、寄附額の3割までに当たる電気代を自治体が負担する仕組みとなっているところでございます。

荅北町においても、民間における風力発電事業が始まったばかりであります。今後の計画もございまして、内容について確認を行い、供給元となる電気事業者とも打ち合わせを行いながら、ふるさとづくり寄附金の返礼品とできますよう早期に取り組んでまいります。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、一問一答方式でご質問をいたしたいと思います。

まず、大雨時の避難情報の発令についてお伺いいたします。

先ほど、町長さんのほうから、まあ私のほうで質問した判断基準に対してのご説明を

いただきましたが、高齢者避難ですね、これは大雨警報が発令される。また、このハザードマップに掲載、全町民に配布されている中の、コピーしてきたんですが、避難を判断する災害情報については、大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報が発令したときは、高齢者避難を開始するとあります。土砂災害警戒情報、氾濫危険情報は避難指示というふうになっております。

今回、法律が変わって、避難準備というのがなくなって、避難指示に一本化というふうになっておりますが、今回、私が質問しましたが、上天草市、天草市は大雨警報等が出たときに、もう既に高齢者避難というのを発令されていたと思いますが、先ほど言った、その高齢者の人は動けないですね。まして、先ほど土砂災害警戒情報について、普通は、これでもう避難指示という判断基準になるということですが、もうこの段階になるとなかなか高齢者とか、障がい者の人は避難できない、非常に難しい状況になります。そのためには、前もって避難情報を発令してですね、できるだけ早期に避難してくださいというふうな呼びかけをするというのが基本ではないかと。先ほど基準が曖昧だったというようなことの答弁でございましたけど、そのような曖昧な基準で総合的に判断というような、ほかの市町村ですね、そのような形で発令されているのか、非常にその点はちょっと理解に苦しむところです。

やっぱり、今回も12時ぐらいにですね、12日の夜中、もうすごい大雨で、もう死ぬんじゃないかというふうな危険を感じられた木場の住民の方がおられました。ここ70年以上木場に住んでですね、こんな大雨は初めてだというようなお話も聞きました。やっぱり線状降水帯が発生しやすい状況にあると。特に、天草市の亀川ダムはもう相当貯まって危ないと、都呂々ダムももう夕方から緊急放流といいますか、自然放流は開始しているわけですね。そういう情報は町は把握されていなかったのか。多分、これは町にも都呂々ダムの放水については連絡があつたかと思いますが、そのあたりについての情報をどう配慮されたのか、もう1回お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、まず、天草市、上天草市の警報、高齢者等避難を出したのに対して、苓北町はちょっとしていないということのご質問でございますけれども、天草市、上天草市の資料をちょっと持ってきておりませんけれども、全員協議会のほうでもご説明をいたしましたけど、2市と比べて苓北町では雨量はそこまで降っておりませんでした。高齢者等避難を発令する、この避難指示もありますけれども、その判断といたしましては、これまでの雨量の状況であるとか、その後の雨雲及び苓北町に降る予想雨量ですね、そういったものを総合的に判断して発令するというようにしておりますので、そのところがなかなか判断が難しいということで、町長が先ほど複雑であるという表現をさせていただいたところでございます。そう

いったものを含めた中でですね、土砂避難指示については、今後、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに避難指示を発令する。と、避難所を開設するという方向性を持ったところでございます。

また、高齢者避難等につきましては、今、山口議員ご指摘のとおり、早めの避難をさせるべきであるというのは重々私も思っております。ただ、先ほど申しましたように、そのいつの時点で判断して出すのかというのは、今のところ総合的な判断をするということではしておりますので、なかなか難しい面がございますので、これは担当課、今回、ふり返ってですね、担当課の私と防災担当のほうで話をしたときなんですけども、やはり数値的基準をですね、設けたほうがいいたろうということで、今のところは話をしております。

例えば、これはあくまでも今の私の案ですよ。国道389号につきましては、累計で150ミリ以上となった場合は、交通止め予告であったり、200ミリ以上となった場合には、通行止めをすることかというふうなものもございしますので、そういった面をですね、参考にしながら、今後は町のほうでそこら辺も数値的基準を設けたらどうかというところで、今のところ考えているところでございます。

それと、都呂々ダムの方についてはですね、都呂々ダムはあくまでも自然流下でございしますので、放流ということは行っておりません。停滞から越流ですね、毎秒ですかね、何トンが10トン、それから25トン、50トン、75トンということで、越流が生じた場合には、地域の住民にお知らせをするということで、放送と、地元では赤色灯、回転灯をですね、回してお知らせをされている状況でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） この災害の避難っていうのは非常に大切なことだと思います。それ役場の中でいろんな総合的な判断が必要だということがあってですね、現場では大きな雨が降っていると。そういう情報をですね、その基準がどうのこうのよりも、何とかその各区長さんとの連絡体制あたりを構築するとか、都呂々ダム、さっき放流じゃないですよ、放水じゃないですよ。当然、越流という形できます。ただ、毎秒85トン、最大放水量が12時近くにはあったと、これはどういうことを意味するのかということですね、役場のほうでは十分考えてください。今までかつてないほど、苓北が大雨の大水害が27年だったのですかね、あったとき、あのときは都呂々のほうもそうまでなかったけれども、志岐、坂瀬川にかけてはすごい河川氾濫とかがあって、死ぬ思いをされた方もいらっしゃいます。今回は、木場がそうになっているんですよ。線状降水帯が発生しやすいというふうな気象庁からの情報もあっている中でですね、手をこまねいて、松原川が氾濫危険水域に達したと。これは先ほど町長のほうもちょうど満潮と重なった

ということで、急激な水位が上がったというのは理解できます。そのためにも、広域本部ではですね、その満潮、干潮の感覚というのが非常に薄れていると。大潮の満潮のときに大川が出たときは、当然、河口流域が氾濫したりしますよね。そういう判断をきちんとできるのは役場しかないですよ。そのためには、役場独自で監視カメラをですね、先ほど志岐川、上津深江川、松原川のほうに、この時期だけでも設置して、随時見られるような、県に頼らない防災体制というものを構築すべきじゃないかと。やっぱりそうしないと、もうみんな夜中になったらですね、役場からの情報頼りですよ。今回の避難情報についても、ほかの天草市、上天草市は隣の二江のほうではもう避難指示が出ているのに、こっちは何も出ないで。ああ雨が降ってないんだと。役場と木場、坂瀬川の鶴、そのあたりの雨の降り方は全然違いますよね。そういうことも十分長く役場におられる、生活されていらっしゃる方がたくさんいます。そういう中であってですね、非常に難しい判断基準をつくるなんていうのは、逆に住民にとって危険を及ぼすことですよ。いかに早く避難を早く開始するか。ウェザーニュースあたりの専門的な知見を導入するとかいうようなことも必要かと思いますので、再度、検討をお願いいたします。

次に、私もですね、木場地区のほうに先だって区長さんをお願いしてですね、災害現場を見に行きました。もうすさまじい道路の崩壊、また、迫川、これ都呂々川の支流ですね、そここのところの土砂が入って、それが道路に流れ出し、私が行ったときは、もう土砂の撤去はほぼ済んでおりましたけれども、やっぱりその道路下に暗渠が入れてありますが、その暗渠が詰まってしまって、その土石流が道路に流れ出して、もう通れる状態じゃなかったというようなことをお聞きいたしました。

そこでお聞きいたしますが、災害復旧事業、先だつての全員協議会においてはですね、町道が7路線9カ所、河川が4河川の6カ所、林道が3路線の3カ所、農地が4カ所というふうな報告がありました。災害復旧事業についてはですね、緊急復旧事業が求められて、また、莫大な費用が必要ということで、国の手厚い補助が入っております。通常災でも国は3分の2を負担、地方の負担は地方債が充当されて、これ100%でございしますが、その元利償還金の95%は交付税措置がされるということで、実質的負担は1.7%で復旧ができます。もう1カ月足らずたちますけれども、最終的な災害報告、件数がどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 河川10河川と道路9路線で最終的に報告をする予定でございます。河川10、道路9です。

○1番（山口利生君） いやいや、箇所数を。今、路線数だけ聞きましたが、箇所数もお聞きしたんですけど。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい、じゃあすみません、農林水産課のほうから先に

御報告申し上げます。

林道が3路線3カ所でございます。農地等災害の申請予定が、農道が3カ所、農地が3カ所です。計6カ所の申請予定でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今資料を持ってきておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） えっとですね、もう1点、これ町長はもう災害が発生したあと、現地のほうには赴いて、住民との対話あたりはされましたでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 現地に赴きましたけど、住民との対話は、近所の方と言いますか、その対象者とはしておりません。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 8月24日、人災とか、家屋災害がなくてほっとしているというふうなお話を町長からお聞きいたしましてですね、私も一安心しとったところです。そのあと、やっぱり議会前には、現地をどのような状況かを確認する必要があるということで赴きましたが、本当に惨たんたるといえますか、もう涼松線は3カ所、大崩落、その上の和久登線は2カ所崩落、その土砂もすさまじい高さであります。それと迫川、これは都呂々川の支流になるので、ちょっと私が町と県の管理区分がどこら辺にどう変わるのかがよくわからないですけれども、ダムの上流の都呂々川は、当然これはダムができて県管理かと思います。ただ、そこに流れ込む支流は町の管理じゃないかと思っています。先ほど申し上げたように、道路の下をくぐっている支流といえますか、そこに暗渠が大体1メートル、大きくとも1メートルぐらいですよ。当然、上から今回のような大雨が降ってくるとですね、詰まってしまいます。詰まったらどこに行くのかと。そういうことも考えながらですね、その災害復旧と、これだけ手厚い補助がある中にあってですね、今回の大雨で相当被災していると。全て調査した上でですね、できるだけ災害報告をして、災害復旧に当たって、次の被災がないように対応すべき責任が町としてはあるかと思っています。その辺りの災害報告について、どのようにお考えなのか、町長にお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この辺は、実際、大きな災害が起きておりますので、もれなく報告をして、災害と認められて、なるだけしっかりした復旧をすべきだと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町長答弁のとおりですね、なるだけですね、災害で採択いただくように調査して報告をしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、実際にですね、やっぱりその林道とか、農地、農地も相当田んぼに河川が氾濫して土砂が流れ込んでいる状況にあります。これは生活に直結します。また、道路に、特に町道はですね、木場の人にとってもう死活問題ですよ。涼松線は上に7人の子どもの通学路になっていると。先ほど防護柵の設置をされたというふうな、まだ完成はしとらんとかな。でも、こないだ行ったら穴を掘ってありました。やっぱり早急な対応を町としてはされているというのはわかりましたけれども、やっぱり、ブルーシートを張るとかですね、本当に次の2次災害に向けて万全の措置をとつとかなないと、台風で大雨が降ったらですね、あれが倍ぐらいになって、流れ出した土砂がまた下流に流れ出すというような、本当に大きな災害につながるんじゃないかというふうに思います。やっぱり、このような木場地区だけが非常に大きな災害を受けておりますが、今回、そういう面では、特別チームをつくってですね、災害復旧にあたると、それは担当だけじゃあれだけの大きな災害はとても対応できないんじゃないかと。それこそ測量会社にもですね、委託をかけて、大至急災害査定に向けた設計書づくりというものをですね、早急にとっていかないと、その経費をですね、災害復旧事業に乗ればしれたもんですよ。全部それは全て国の補助、交付税の対象というふうになっていきます。やっぱりこれだけの職員を削減している中であってですね、職員だけではとてもとても対応が難しいと思いますので、今回、9月補正に乗っております。ただ、単県のもので、補修事業が1,000万円以上乗っております。これは、多分緊急土砂の排出とかで既存の予算を使って、それをまた補てんするという意味で乗せてあるかというふうに思いますが、できるだけ災害復旧でですね、初期の工事、仮設工事も含めてですね、災害にとっていただければ、そこも補助の対象になりますのでですね、ぜひそのところは必至になって災害復旧事業の採択に向けてですね、万全の対策を望んでいただいて、早急な復旧をお願いしたいというふうに強くお願いいたします。

あと時間が2分となりました。でも、それだけ今回の災害は非常に難しいと。先ほど六本松の地すべり、私もこれを見てですね、本当に全体がおちているんじゃないかというふうに思いました。

大場線のもので、ちょうど登り口から50メートル足らずで5カ所ぐらい崩れております。その上流は、家の前は亀裂が相当入っているし、林道も落ちていると。それ堀、平地ですよ、平地が落ちているんだから、やっぱり異常なことかと思います。ぜひ、宮崎課長のほうで、今、手を付けていらっしゃるということですので、県と一緒に

ですね、早急な実態調査を終えていただければと思います。

次に、脱炭素社会に向けての取り組みです。

これはですね、もう先ほど申し上げたように、世界的、地球規模で大きな気候変動があっていると。今年になってそれが倍ぐらい進んでいるような感じがいたします。日本においても、先だって8月にはもう台風が矢継ぎ早に1週間に3個ぐらい日本に向かってきていると。これまでにない進路をたどっているというのもありますし、8月の盆に普通台風で大雨がありますが、前線が停滞してこれだけの大雨が降るというのも異常じゃなかろうかというふうに思います。

そういう面で、やっぱり炭素社会、脱炭素社会に向けてですね、苓北町もどうするんだというような産声を早急にあげていただきたい。それは九州電力の火力発電所はですね、苓北町どころできる問題じゃないですよ。これは、県全体で取り組むべき大きな事柄です。それは熊本県と全体でどう収集するかというのを早急に詰めていく必要がありますので、そこはもうそういう面によしとしながら、実際の火電以外のところで、やっぱり脱炭素社会に向けてどのように対策を組むのかということを真剣に検討をお願いいたしたいというふうに思います。

太陽光発電も設置されてから10年以上、各家庭のほうはなっているかと思いますが、もう切り替えの時期でありますので、再度そのあたりもお願いいたしたいと思います。

もう発言時間なくなりましたので、これで、ただ1点だけ町長にもう1回、脱炭素社会に向けたゼロカーボンシティの宣言についてお伺いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 貴重なご意見をいただいて、我々もやるべきことをしっかりやっていかなければならないということでありますが、これはもう今年の初めにですね、松浦発電所の1号機と苓北発電所の1号機、これはもう早く改善をしていかないと2030年に引がかかるということでありましたので、松浦の市長と、私とで九州電力にまずご意向を聞きに行きました。そして、九州電力としては、やはり立地自治体と県と一緒にになってタッグを組んでやりたいと。そして、やはり補助金等をやはりお手伝いをしていただきたいということでした。

松浦市と長崎県はすぐタッグが組めました。ところが、熊本県は、何だか理解が遅くですね、今の発電所のままで延命してくれというようなことを、何回説明してもそういうふうにとられておりまして、私たちの考え方は、今の発電所ではだめだから、これを改善していくためには、本当に、莫大な金額が必要であるんで、ぜひ国からの補助もお願いしたいと。そのためにもですね、松浦、長崎県、そして、苓北、熊本県、一緒になってやっていこうということでやっており、熊本県にも相当働き掛けをしましたが、長崎県の中村知事は随分もういいよという話でした。でも、多分、蒲島知事には届いて

なかったんじゃないかと思うんです。で、蒲島知事もご理解いただいて、このことについては、苓北と熊本県と一緒にあって、そして、松浦市と長崎県と一緒にあって国に要望していこうということになったところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　これで、山口利生君の一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

明日は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会　午後2時25分

令和 3 年 9 月 9 日（木）

（第 2 日目）

令和3年第5回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和3年第5回苓北町議会定例会は、令和3年9月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	9 番	山本 政人
10 番	倉田 明	11 番	田嶋 豊昭（副議長）
12 番	錦戸 俊春（議長）		

3. 不応招議員は次のとおりである。

8 番 野崎 幸洋

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 早退議員は、3 番 廣田幸英

7. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

8. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則

9. 議事日程

日程第1 一般質問

10. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は11人です。8番議員、野崎幸洋君から欠席届が出ております。なお、廣田議員から早退届が提出されております。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告6番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。通告6番、3番議員、廣田でございます。本日は、3点につき町長に質問をしたいと思っております。

まず最初に、苓北町役場庁舎・保健センター維持管理計画について。

苓北町役場庁舎・苓北町保健センターは、平成8年6月に竣工して、25年が経過しています。

令和3年3月15日開催の、令和3年度苓北町一般会計予算（案）の予算審査特別委員会での審議の際、役場庁舎2階にある議会議場に近いトイレの雨漏りを見たことに触れさせていただきました。

苓北町役場庁舎・苓北町保健センターは、役場職員等の職場ということだけでなく、この町の勢いを表すシンボルタワー、また、指定避難所となる防災拠点の意味合いを持つものと認識しています。

そこで、3点、町長にお尋ねいたします。

最初に、①上記審査時において、概略説明、答弁された、令和2年度に実施された役場庁舎屋上・外壁等劣化調査結果の詳細は。

②この梅雨期及び8月11日から18日の大雨、長雨における雨漏りの状況は。

③上記①劣化調査実施後から約9カ月が経過しようとする聞き及んでいますが、今後の展開としては、いかがお考えでしょうか。

次に、苓北町新生児特別定額給付金について。

正直申しまして、コロナ禍がここまで続くものとは予想していなかったのは、私だけではないのではないかと考えています。令和2年度新型コロナウイルス対策として、国の特別定額給付金（基準日となる、令和2年4月27日において、住民基本台帳に記載されている方で、1人当たり10万円を支給）、その支給対象となり得なかった、令和2年4月28日以降生まれの新生児に、コロナ禍の中で不安を抱えた妊産婦やその家族を精神的、経済的に応援することとして、国において、新型コロナウイルス感染症の収束宣

言なるものが出されるまでの間、遑って、苓北町として給付金を支給するお考えはないか、お尋ねします。

消防団の安全対策について。

令和3年7月16日、苓北町で発生した建物火災において、消防団はマスク着用のまま消火活動にあたったと聞き及んでおります。消防団が火災出動時において、新型コロナウイルス感染症の予防対策としてマスクの着用をした時、実践活動では、大変息苦しい現実があるのではないのでしょうか。ヘルメットに装着するフェイスシールドを装備するお考えはないか。

やはり、消防団の健康管理及び安心して消防団活動に従事することができる環境整備が必要だと思います。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の令和2年度実施の役場庁舎屋根・外壁等の調査結果及び改修計画については、屋根におきましては、町民ホール屋根全面のアルミ材が著しく劣化している状況にあることから、撤去し、ウレタン防水の施工の必要があること。その他の屋根につきましては、著しい劣化は見受けられなかったため、集水個所の樋等に部分的な防水処理を施工する必要があること。外壁につきましては、全面的に劣化が見受けられるため全面塗装の施工と、部分的ではありますが、鉄筋爆裂やタイルの浮きがみられるため補修が必要なこと。建具は、シーリングの劣化が全面的に見受けられることから、全面改修の必要があるとのことであります。改修事業費として概算で約8,000万円と算定しております。

2点目の梅雨期、8月の大雨による雨漏りの状況につきましては、これまで雨漏りが確認された場所につきまして、梅雨期の雨で1カ所、場所は2階の監査委員室横女子トイレで雨漏りを確認しておりますが、8月2日に該当箇所付近の屋根の集水個所の応急処理を施工し、8月11日からの雨では、雨漏りはございませんでした。

3点目の今後の展開であります。当初計画では、令和2年度に調査・設計を行い、令和3年度に改修工事を予定しておりましたが、ご承知のように、新型コロナウイルス感染症対策が必要となっており、今後も継続していく状況の中で、約8,000万円の事業費を単年で計上・実施することは、その財源として緊急防災・減災対策事業債、これは充当率100%、交付税措置率が70%ではございますが、この起債を活用するとしても、財政的にも厳しく、町民の理解も得られにくいと考えましたので、令和4年度以降に延期したところでございます。

しかしながら、後年になるほど、劣化個所の拡大が懸念され、資材の高騰や人件費の

改定等で工事費が増額となることも考えられますので、コロナ禍の状況や財政状況等も考慮しながら、令和4年度と令和5年度の2カ年計画で施工できればと考えているところでございます。

志岐集会所の二の舞はしたくないという気持ちも強く持っております。

次に、苓北町新生児特別定額給付金についてであります。

まず、10万円支給の「特別定額給付金事業」とは別に、子育て支援に係る新型コロナウイルス感染症対策事業であります。令和2年度に国が「ひとり親世帯臨時特別給付金」を59世帯93人に対し合計397万円を2回支給されております。

そして、令和3年度におきましても、61世帯106人に対し、合計530万円が支給されております。

また、熊本県におかれては、令和2年度に「ひとり親世帯への生活支援給付金」として、国の支給先と同じ59世帯に対し、合計118万円を支給されております。

苓北町におきましても、令和3年度市町村民税が非課税の児童手当受給世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業」を今年度を実施いたしており、32世帯75人に合計375万円を8月末現在で支給いたしております。

この他に、町独自の施策といたしまして、1人目1万円、2人目3万円、3人目以降は5万円を支給する誕生祝い金を令和2年度中に27人に対し、合計79万円を支給いたしております。

議員ご提案の新生児特別定額給付金についてであります。令和2年4月28日から令和3年7月末までの町内の出生数は38名であります。先ほど申しました、これまでの国等の施策と町独自の施策の結果を踏まえながら、今後また国の支援対策等の施策があると考えられますので、その状況も見ながらどう対応していくか検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、消防団の安全対策についてのご指摘がございました。

現状、消防庁のほうからは、訓練・教育等における感染症対策として、マスクの着用等の通知はきておりますが、火災活動等の実働時におけるマスクの非着用やフェイスシールドの装備等の方策については通知がございません。

天草広域連合中央消防署及び苓北分署に確認をいたしましたが、現状として、火災活動時の現場活動につきましては、マスク非着用で活動しているとのことでした。

廣田議員のご指摘のように、消防団においては、実践活動に際し、マスク着用は大変だと考えますが、火災出動時におけるマスク着用に変わる装備品等につきましては、なかなか適当なものがないようでございます。まずは、一番効き目のあるのは、消防団員に早く全員の方にワクチンを打っていただくことが大事ではないかなと考えております。

なお、消防団のワクチンの接種状況であります。9月2日現在で273名中、1回目の接種済みが227名、2回目の接種済みが196名でありますので、全団員がワクチンの接種を早急に済ませていただくよう、各班長を通じてお願いをいたしているところであります。

今後、火災出動時における装備品等が出てきましたら、消防団活動における健康管理及び安全な環境整備となるよう配慮させていただきます。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 役場庁舎・保健センターの修理につきましては、維持管理につきましては、3月に質問したときとあんまり変わってない答弁だったと思います。今の財政状況を鑑みて、非常に厳しい状況であるということはわかっておりますけれども、先ほど町長も申されました、志岐集会所の二の舞にはならないようにということでございますので、どうか町の中心でございますので、役場庁舎、大事に考えていただきたいと思っております。

次に、苓北町新生児特別定額給付金についてということでございますけれども、このコロナ禍におきまして、子どもが生まれる、もう本当子どもは宝物だということは常々町長もおっしゃっておられる。課長たちもそう思っておられると思っておりますので、あえてお尋ねをいたしますけれども、令和2年4月28日から令和3年7月末日までの町内の出生数は38名と答弁がありましたが、令和2年4月2日から令和2年4月27日までの町内の出生数は何名ですか。

次に、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの町内の出生数は何名ですか。

また、令和3年4月2日から令和3年7月末日までの町内の出生数は何名ですか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず、令和2年の4月1日から4月27日までの数ですが、1名出生でございます。

続きまして、4月28日から令和3年の3月31日まででございますが、27でございます。

続きまして、令和3年の4月1日から7月末までが8人で、申し訳ございません、1件訂正がございまして、令和2年の4月28日から3月31日までの数ですが、30でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 令和2年の4月28日から令和3年の4月1日までの町内の出生数は30名、間違いありません？

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございませんでした。令和2年の4月1日から令和3年の3月31日までの出生の数ですね。が31でございます。

○3番（廣田幸英君） 31。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） とにかく時間がないのでさっと終わらしましょう。私の計算では、40名になるような気がするんですが、違います？

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） もともと令和2年の4月28日以降で令和3年の7月末までが38名でございます。令和2年の4月1日から4月27日が1名でございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ということは、国からの給付金に該当したのは1名。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。

○3番（廣田幸英君） 1名ということですね。残念ながら該当しなかった子どもが37名ということですね。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。

○3番（廣田幸英君） どっちが大事ですか。どっちが大事ですかとお聞きしました。大事という言い方は悪いですけども、多い方の人たちはやっぱり不公平、平等ということから考えれば、どう考えます？

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 平等という観点からいきますと、平等とはちょっと違うかなという思いはいたしますが、この今回の特別定額給付金という制度そのものがですね、もう既に基準日が設けてあったものですから、そういうことになっております。この方々に関しましては、今後の国の支援対策等の状況も見ながら、どう対応していくかを検討させていただきたいという、町長の答弁もございましたとおりで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） あのう平等、不平等、不公平というのは、同級生でほとんど判断をするじゃないですか、世の中。同級生で、私はいただきました。1日違いで私はもらえませんでしたとかいうところを、町のほうとしては考えなかったかというのを私は聞きたいわけです。考えました？

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 同級生というと、やっぱり今度は3月31日までということに

もなります。ですから、その関係については、国が4月27日までということ区切ったわけですから、いったんはそこで区切ったもので支給をして、今後、私が答えましたように、国の施策も取り入れながらですね、町独自の施策でその4月1日、4月27日生まれ以降の方々にどうするかと、支給をするということ、どんな支給をするかということを検討をするということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私も今言いましたけれども、今度も高戸議員が昨日申されました、ふるさと納税寄附金、これなんかちゅうのはほとんど縛りはない寄附金だと思いますので、こういうものをもっと頑張って、増やしていくことによって町民の方々に喜んでいただける政策ができるのではないかと思いますけど、いかがでしょう、町長。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） やはり、区切りがありますので、その後のやっぱり区切りも、今度は町の考えの中で、平等性を保つように。例えば、同級生3月31日まで生まれた方、一緒にやると。あとは具体的にはどういう金額で、どういう形でやるかですね、今後、国の政策とも抱き合わせながらですね、検討したいと思っておりますので。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ちょっと今かみ合わなかったような気がしますけど、課長はどう考えますか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 私も町長と同じ考えでございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、最後です。コロナ禍と言われる緊急事態の中、新たに生まれてくる子どもたち、その保護者への公平となる精神的、経済的支援こそ、今、苓北町が取り組むべき最大の課題であると考えます。検討をお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告7番、5番議員、松本良人です。通告に基づき、質問をいたします。

まず1点目。国道389号、これは竹の迫地域でございますけれども、この通行止めについてお伺いをいたします。

8月12日から降り続いた豪雨に伴い国道389号、これは都呂々竹の迫地域が交通止めになりました。このことについては、町の防災無線により町内に周知されたところでございますが、この交通止めに伴い、迂回路として、町道狸河内線、年柄線が案内板

により案内されました。

今回の豪雨は、雨量が大きかったにも関わらず被害が少なかったことは不幸中の幸いでありました。特に、国道３８９号、都呂々竹の迫地域でございますけれども、それと町道狸河内線、年柄線についての今回の豪雨では被害はありませんでしたが、国道の交通止めに対する町道狸河内線、年柄線については、安全性は万全であったのかお尋ねをいたします。

それから、２つ目でございますが、先の６月議会におきまして、これまでに、事あるごと毎に都呂々、年柄間、国道３８９号についての災害防止、迂回路対策等を要望して、お願いをしてきました。その度に、国県に要望しているとの回答でありましたが、国県に対しどのような要求をしてこられたかということを再度質問いたしました。しかしながら、６月議会では、その回答はありませんでした。その後、担当課により、小松地区の国道について説明がありましたが、常々要望してきたものとは別件であり、国県には要望していないと理解したところでございます。

これまで、度々国県に要望しているとの回答は虚偽の答弁であったのか、再度お尋ねをいたします。

続きまして、感染予防接種、これは消防員団員の方でございますけれども、これについて、先ほど廣田議員からも質問がございましたけれども、重複かと思っておりますけれども、私なりにお尋ねをいたします。

先に行われた全員協議会の中で、コロナ感染予防接種についての説明会の折に、火災と災害発生時、いち早く現場に駆けつけ、その任務を全うしていただく消防団員の方々に優先的に予防接種をしていただくようお願いをいたしました。その団員の方々に対する経過についてお尋ねをいたします。

３つ目でございます。有害鳥獣対策についてお尋ねをいたします。

有害鳥獣駆除対策、特に、イノシシ対策については全精力を上げて取り組んでいただいていることに対し、敬意を表するところであります。今回、鳥類の被害についてお尋ねをいたします。鳥類の被害は、農作物、魚類養殖をはじめ様々なものに被害を与えます。特に、鶏インフルエンザ、豚コレラの感染は渡り鳥をはじめとする鶏類によるものであるとも言われており、その被害額はとても大きな額でございます。

本町においても、カラス、ヒヨドリ、スズメ、かも、シギ等の被害が増大し、関係者を悩ましておりますが、その被害について把握されているかどうか。２点目、また、対策について、どのような対策をお考えであるのかをお尋ねをいたします。

４番目でございます。苓北町巡回バスについてでございます。

８月２４日、議会全員協議会におきまして議題としてあげられ巡回バスについての説明がありましたが、質問回数の制限により十分な質問、また、納得のいく回答が得られ

なかったので、本会において再度質問をさせていただきます。

高齢化が進む中に、町民の移動手段の充実を図ることを目的に、これまで1台にて運行していたバスを2台とし、町民の移動手段の充実に取り組むことでありました。しかしながら、今回、巡回計画の改正点多々あります。次の点について尋ねをいたします。

1つ、この巡回バスの主たる目的は、町民の移動手段の充実ということになっておりますが、間違いはございませんか、お尋ねをします。

2番目、これまでのダイヤと今回の改正点と比較をいたしますと、不便になった点が多いと思われます。どのようにお考えか、お尋ねをします。

3番目、今回、バス1台の増車は、運行便の不足による増便と理解をいたしました。が、少なくなった路線もあります。その理由をお尋ねをします。

4つ目でございます。全便、温泉センター経由として計画がなされております。その理由は何か、お尋ねをいたします。

5番目、観光の振興、苓北観光汽船の有効利用と、町にはいろいろな問題がありますけれども、考慮はあったのでしょうか、お尋ねをいたします。

6番目、先に提示された時刻表の中に「下田・崎津方面への案内」として、産交バス下田温泉発が12時6分と掲示されています。崎津方面にはこの1便でしょうか、お尋ねをします。

7番目、天草～長崎航路との接続ダイヤの充実は、長崎への日帰りツアー、長崎からの富岡周辺観光と併用した、下田温泉日帰りツアー、崎津日帰り観光ツアーと運行バスによる活躍が期待されると思われます。観光対策はどのように考慮されましたか、お尋ねをいたします。

8番目、これまで、この巡回バスにスクールバスの有効活用はできないか、要望をしてまいりました。ダイヤに組み込まれない理由は何か、お尋ねをいたします。

9番目、運行時間帯が、1号車、2号車ほぼ同じ時間帯になっております。ほとんど同じ時間帯になっております。無駄と思われますが、いかがでしょうか。

10番目、時刻表が曜日によって変わっている。同じにできないか。

11番目、町民の移動手段であることは、路線バスの職務も担うことになると思われます。運休は考えられないと思います。また、そうあつてはならないと思われませんが、いかがなものかお尋ねをいたします。

12番目、町内の職場は、主に志岐、富岡に集中しております。町民の移動手段である以上、原則マイカーなしで8時30出勤、17時15分退社に適応する体制は必要であります。考慮されておりますませんが、その理由はなぜか、お尋ねをいたします。

13番目、世界的に地球温暖化に伴うCO₂の問題が深刻化しております。苓北火力発電所が本町の主力産業である以上、あらゆる角度からCO₂削減には努力、検討が求

められます。公共車両であるバスについては検討されたのか、お尋ねをします。

14番目、新たに追加された路線があります。推定乗車数はどれくらいでしょうか。

15番目、この巡回バスの減価償却を含めた年間のおおよその必要経費をお尋ねをいたします。

以上、ご質問をいたしますけれども、質問内容によった回答を1つよろしく願いいたします。回答次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の迂回路としての町道狸川内線、年柄線の安全対策についてであります。8月13日9時40分に国道389号の年柄から下田までの通行止めが開始されました。これは降雨量が200ミリを合計超えたということでの対応だと県の説明であります。その直後、迂回路として利用できる町道狸川内線、年柄線が安全に通行できるかを確認いたしました。同日午後からは、同路線の通行に支障となりそうな法面の草木等の伐採を実施し、あわせて年柄線の入り口付近に誘導看板を設置いたしました。8月14日と8月15日には、災害待機職員が定期的に迂回路をパトロールし、通行の安全を確認いたしました。8月16日には、タイヤショベルにより路面整備を行っております。その後、8月19日の規制解除まで、迂回路の安全確認を行ってまいりましたので、安全であったと認識をしております。

2点目の国道389号の災害防止対策等についての国県への要望についてであります。これまで389号の法面对策について要望を行ってまいりました。あわせて、センターラインが入らない狭い部分を拡張していただくようお願いもしております。松本議員にもそのようなお答えをしておりました。その答えの成果が、まずは4,000万円かけた全面的な調査、調査の結果、ランクを付けて、危ないところから順々に整備をしておられます。そういうことで、我々の要望を県がしっかり受け止めていただいて、工事にかかっておられます。もうしばらくで全面が終わるというようなことでありますので、期待をしているところでございます。ですから、要望はしっかりしてきております。そういう意味でですね、徐々にではありませんが、もう相当この苓北町内では国道の389号法面は安全性が高くなったと考えております。

苓北町としましても、一刻も早い法面对策事業が完了するようにお願いすることが最優先であると認識をしております。その上で、法面对策事業完了後に、苓北町区間の全面通行止めに係る通行規制等の基準等の改定について、県に要望をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、新型コロナワクチン接種について、火災等の災害発生時にいち早く現場に駆け

つける消防団員の方々への優先接種に係る経過についての質問でありました。

苓北町におきましては、個々から提出された申込書を取りまとめ、期間を区切った中で、接種を希望された方の情報を希望された医療機関へ提供しながら、これまでワクチン接種を進めてきている状況でございます。

この中で、苓北町における16歳以上64歳以下の方々の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、基礎疾患のある方や障がい者の方で基礎疾患に該当する方で、町に申し出がありましたの方々について優先接種を進めてまいりました。

また、園児や児童・生徒への感染リスクを抑えるため、保育園、学校関係者、担当課を通じ、新型コロナワクチン予防接種申込書を、この消防団もあわせてでございますが、早めに町へ提出し、接種いただくよう依頼をいたしました。

そして、ご質問にもありましたように、消防団やその他にも清掃会社従業員の方など、不特定多数の方と接触する機会のあるの方々につきましても、同様に申込書を早めに提出していただき、接種いただくようお願いをしてきたところでございます。

消防団につきましては、8月末現在で団員273人のうち、218人が1回目の接種、183人が2回目の接種まで済んでいる状況でございます。これ数字が違うのは、区切った日にちが違うからでございます。未接種の消防団員には、改めて、総務課を通じてなるべく早く接種いただくようお願いをしているところでございます。

次に、3点目の有害鳥獣対策についてであります。鳥類による被害の状況につきましては、熊本県農業共済組合にて調査されており、町においても情報を共有して把握しております。

なお、鳥類の被害対策につきましては、農業従事者各々にてその対策に努めておられますが、町におきましても、イノシシ防除のための電気柵の購入設置を含め、鳥類防除のためのネット購入措置についても補助対象とした「イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金」を毎年度予算計上し、その活用が図られているところでございます。

次に、苓北町の巡回バスについて15項目のご質問をいただいております。

この巡回バスの目的は、町民の移動手段の充実なのかについての質問であります。町民の移動手段の充実ということで間違いはございません。

また、少子高齢化が進む中で、特に車の運転ができない方、車の免許を返納された高齢者の方々など、交通弱者と呼ばれる高齢者等の皆様方の移動手段の確保を目的とさせていただきます。

2番目に、次に、これまでのダイヤと今回の改正点とを比較すると不便となった点が多いというご質問であります。今回の改正により、新たな路線の追加や変更により、これまでのダイヤに変更はございますが、特に、現在、巡回バスをよく利用されている町民の方々にとりましては、大きな時刻の変更や、運行する曜日の変更をせずに、不便

とならないよう、また、引き続き利用しやすいように、現行の運行を維持するようなダイヤとさせていただいております。また、都呂々地区におきましては、これまで国道・県道沿いの運行であった1つの路線をバス2台の運行により、2つの路線にわけております。1つの路線は、都呂々地区の集落の中央を運行するルートで、もう1つの路線は、アンケート調査で要望がございました、都呂々木場地区を延伸するルートを運行し、幹線から枝線へこれまでの運行より、町民の方々にとって利便性が向上するようなダイヤを設定させていただいております。他にも、巡回バスの利便性向上のために唐干田地区への延伸、年柄地区周囲を運行するルート、中尾・志岐山・平山地区を運行するルート、元袋地区への延伸などバスの小型化で枝線を延伸するルートを設定しております。

次に、今回、バス1台の増車は、運行便の不足による増便と理解していたが少なくなった路線の理由についての質問であります。下田・富岡港間の路線につきましては、今回の改正により、朝と夕方の便を減便しております。その理由といたしましては、令和2年度の巡回バスの利用実績が、高校生を除くと朝の便が0.03人、夕方の便が0.04人となっており、利用者が極めて少ない状況となっております。また、これまで利用されていた拓心高校マリン校舎への高校生につきましては、県の助成により、自宅から学校までタクシーにて通学できるようになりましたので、学校側とも協議の上、減便させていただきました。なお、その他の路線につきましては、週7便から週9便の運行計画としており、増便となっております。

4番目に、次に、全便、温泉センター経由として計画がなされている理由についての質問ですが、令和2年度の巡回バス利用実績を見てみますと、全体で4,367人の利用がっており、そのうち、温泉センターへの利用が3,603人となっております。特に、コロナ禍で外出自粛を余儀なくされている中で、温泉を楽しみにされている高齢者の皆様方が引きこもりや認知症、介護予防などの健康保持のため、引き続き利用できますように、温泉センターを経由する運行とさせていただいております。また、昨年実施をいたしました、町民アンケート調査におきましても、65歳以上の、その他の外出目的が多かった回答として、温泉センターの利用が上位となっておりますし、「温泉センターへ週2回巡回バスを利用しています。助かっています」というご意見もいただいているところでございます。

5番目に、次に、観光の振興、苓北観光汽船の利用増等の検討はされているのかについてであります。観光の振興と航路利用者増による検討につきましては、富岡港・下田間の朝と夕方の便は、極めて利用者が少ない状況であったため、やむを得ず減便いたしております。なお、只今はコロナで、長崎、熊本両県がまん延防止等の指定を受けておりまして、両県知事とも県をまたぐなと言うことでお達しがあっておりますので、不要不急の利用はですね、皆無に等しいというような状況であります。早くコロナが終わ

って、今までより以上の活用が進めばありがたいと考えているところでもあります。

富岡港からの2次アクセス強化策として、土曜、日曜日のほか、現行では運行していない平日昼間の時間帯にも、富岡港から下田間を接続する便を追加させていただいております。

6番、次に、提示された時刻表の中に、下田・崎津方面への案内として、産交バス下田温泉発12時6分が掲示されていると。崎津方面へは、この1便かについてのご質問でありました。

下田・崎津方面へのご案内として提示しておりました、下田・崎津方面の1便につきましては、現在の運行で、土日・祝日のみ12時5分に下田温泉発で崎津方面へ接続できるような案内となっております。先ほど申し上げましたとおり、2次アクセスの強化策として、富岡港・下田間を接続する便を追加いたしましたので、今回の改正により、土日・祝日だけでなく、平日も下田温泉12時5分発で崎津方面へ接続できるようになります。なお、現行では、夕方の便で下田までは運行しますが、崎津方面への接続はしておらず、利用者が極めて少ない状況でございます。もし、下田での宿泊等の目的がはっきりされている場合は、事前に予約をして、宿泊事業者の送迎を利用されたほうが待ち時間等も少なく、効率よく移動できるものと考えられます。

7番目、次に、天草～長崎航路の接続ダイヤの充実は、長崎への日帰りツアー、長崎からの富岡周辺観光と併用した、下田温泉日帰りツアー、運行バスによる活躍が期待されると思われるとのことについての質問であります。

ご質問のとおり、天草～長崎航路の接続ダイヤの充実は、今後の重要な課題であると認識しております。これからのアフターコロナに向けた苓北町の観光施策の進捗、それに伴う今後の観光客を含めた航路利用者の動向や新たな巡回バスの利用状況により、その対応に向けた検討を行ってまいります。それまでの間は、宿泊事業者の送迎やレンタカー、タクシー事業者と連携をとりながら、航路の2次アクセスの対応を検討してまいります。なお、先日、KIZUNAⅢを活用した観光プランの造成に係る打ち合わせを、商工観光課、観光協会、町内及び天草市天草町の宿泊事業者と行わせていただきました。観光プランとあわせて宿泊事業者の送迎なども提案いただいております。課題である富岡港からの移動手段につきましても、巡回バス利用を含めたもろもろの協議をさせていただいている状況でございます。

8番目に、この巡回バスにスクールバスの有効活用はできないか、ダイヤに組み込まれない理由についての質問でありました。スクールバスの有効活用につきましては、朝・夕の時間帯における坂瀬川方面及び都呂々方面の苓北中学校スクールバスの空き座席を活用した一般住民の混乗や都呂々小学校スクールバスの木場地区の中学生が混乗などができるよう仕組みを検討しております。

次に、運行時間帯が、1号車、2号車ほぼ同じ時間帯になっている。無駄と思われるについての質問ですが、運行時間帯につきましては、ほぼ同じ時間帯になっております。しかし、それぞれが別の路線、別の地域へ運行し、町民、特に交通弱者と呼ばれる高齢者の方々の移動手段の確保のために運行をしております。

10番目、次に、時刻表が曜日によって変わっている。同じ日にできないか。私もこれは同感ではありますが、技術的に非常に難しいということで、只今のところ、そういった措置がなされておりますが、いい考えはないか、もっと研究をさせてみたいと思っております。例えば、坂瀬川方面の便を曜日が変わっても9時台出発に時刻を固定いたしますと、都呂々方面も、あるいは富岡・志岐方面、どちらかの路線が10時台出発のみの時刻に固定されるダイヤとなってしまいます。それでは、利用者の公平性を保つことができませんので、曜日で時刻が変わってはいますが、それぞれの地域から同じ条件で利用できるようにダイヤを設定させていただいております。なお、私の考えではですね、高齢者の方は、特に時間というのが毎日変わらないというのが大事なことだと思いますので、これは担当課の考えで、いろいろな方面から検討したが、これしかできなかったと言っておりますが、さらに研究を進めてみたいと考えております。

なお、路線図・運行表の世帯配布の際に、曜日で時刻が変わりますので、ご利用の際は運行表の時刻を確認してご利用くださるよう、とりあえずはこういう注記をしているところであります。

次に、町民の移動手段であることは、路線バスの職務も担うことになるので、運休は考えられないについての質問ですが、今回、運転手3名の方を9月21日から採用いたしました。勤務時間の8時30分から16時30分までの7時間勤務、有給休暇を取られた場合の勤務日数の調整日、車検や車両の点検日、故障等の対応としての運休等の関係で検討を行いましたが、第1と第3の木曜日を運休することとなりました。

次に、町内の職場には、主に志岐、富岡に集中しているわけでございます。町民の移動手段である以上、原則マイカーなしで8時30分出勤、17時15分退社に適應する体制は必要である。考慮されていないが、その理由についての質問であります。

1番目で申し上げましたとおり、今回の巡回バスの運行につきましては、特に、交通弱者と呼ばれる高齢者等の方々の移動手段の確保を目的としております。運行時間帯につきましては、昨年実施しました、住民アンケート調査における65歳以上の外出時間帯の調査の結果に基づきまして、時間を設定させていただいております。アンケート結果では、午前10時台、午後は2時が最も回答割合が多く、高齢者ではない一般町民につきましては、通勤は利便性の高いマイカー等での利用を想定している。65歳以上を除くと外出手段の自動車利用が64.5%と高い割合でございましたが、炭素社会に対する対応としては、ノーマイカーデーというのもつくってやっているところも相当あ

ります。そういった面ですね、今後そういう考え方を進める中で、これは費用はかかりますけれども、もう1人多く雇って、いろいろ時間を考えるということも検討しなければならないと、私は考えているところでございます。

次に、13番目に、世界的に地球温暖化に伴うCO₂の問題が深刻している。公共車両である以上、あらゆる角度から検討が必要である。検討をなされたかについては、今回の改正により、バスが1台から2台になることで、総運行距離が現行の約1.5倍になります。新しい燃料機能の小型バス化により、幾分CO₂排出量は抑制できることとなります。全体といたしましてもCO₂の排出量は増加するかと思います。高齢者等の移動手段の確保という観点からやむを得ないと考えているところでもございますが、これも今後のですね、財政的な裏付けを持った、やはり新しい車を今後どうするのか。これは全体的な話です。なるだけCO₂が出ない車を公用車として使えるような状況が出てくるように、我々も国の支援、県の支援をお願いしたいと考えているところであります。

次に、新たに、14番目ですが、追加された路線がある。推定乗車数はどれだけかについての質問ですが、今回、運行距離が約1.5倍に増加すること等により、令和2年度延べ乗車数4,367名から令和3年度は約6,500名に増加することを目標としております。

次に、巡回バスの、15番目ですね。次に、巡回バスの減価償却を含めた年間のおおよその必要経費についてであります。令和2年度の青バス1台の必要経費807万9,000円で、今回の2台の必要経費は約1,200万円と見込んでおります。減価償却費につきましては、5年償却となっております。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、1点目、国道389号の交通止め関係についてお尋ねをします。

確かに、町では道路パトロール等を行われた上でなされたということで、大変お疲れでございました。今回の降り続いた豪雨の割には、被害が少なかったのは不幸中の幸いでありました。これは強風がなかったことが影響したものだと思っております。

お尋ねしますけれども、土砂災害はどこから崩壊するかわかりません。1回は、一旦通行を許可した以上、もし大惨事が起こった場合、管理者の責任が問われ、その賠償に応じなければなりません。そこを理解された上で規制をされなかったということでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 国道389号が全面通行止めになったということで、

都呂々方面へのアクセスがなくなると考えまして、町道年柄線、狸河内線を迂回路として、町でですね、設定をいたしました。確かにですね、過去の災害では道路でも被災しておりますけれども、通行止めとなった経緯がございますけれども、都呂々地区がですね、孤立しないようにということで、迂回路として誘導看板等を設置をいたしました。幸いですね、国道が完全に遮断されてはおらずですね、県が警備員を配置し、随時、車両を通行させていたようございまして、迂回路の利用は少なかつたということでございます。当然ですね、そこを定期的に安全を確認してですね、通したということでございます。今後はですね、国道の通行規制のですね、緩和等について県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、突然事故が起きたときの対応についてお尋ねをしております。そこら辺をもう1回。特に、トラクター、ショベルカーが出てですね、土砂をはねたという経緯がございますので、その間、事故が起きた場合の対応等についてお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 当然、事故が起こるということは予想できますのでですね、管理瑕疵があったということであれば町が責任を負うべきであるということだと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 町が責任を持つということでございますので、町民も安心していらっしゃると思います。

規制されていなかった全ての町道、林道については、同様の安全性を確認をされましたか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 主だった町道につきましては、パトロールですね、しまして、当然、土砂がきいているとか何とかの町民からのお知らせ、またはパトロールで見つけたところをですね、通行に支障がある場合は、通行止め等を行っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は13日の日のですね、あの豪雨の中に都呂々の木場地区を巡回してまいりました。そのときには、かなり危険があつて、もう途中でですね、引き返してまいりました。しかし、交通規制の標識はありませんでした。壊れた箇所、危険な箇所が多々ありましたが、危険や注意等の表示は全くありませんでした。これは早急

に対応されましたか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町道涼松線につきましてはですね、涼松線と町道善亀線との三差路付近の路肩が被災しておりました。被災箇所につきましては、道路幅が広いと、それと、その上のほうに住民の方がいらっしゃいましたので、まあ通してほしいということで土砂撤去等して通行可と判断してですね、通そうといたしましたが、8月17日にですね、同涼松線の下の方にまた新たな被災がありまして、以来、涼松線は通行止めといたしております。それはもう通行止めの表示はしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 国県道につきましてはですね、かなり厳しい措置をとっております。交通止めをしておってもですね、通します。あなたの自己責任で通りますかと聞いて通します。そういったぐらいに慎重な規制をやっております。全ての対応に町が責任を持つということでございますので安心をいたしましたけれども、今後、そこら辺をじっくりですね、煮詰めてもらいまして対応していただきたい。そう思っております。

それから、竹の迫地域をした防災工事でありますけれども、私の調査したところでは、一度も竹の迫線についての防災の申請等はあがっておりませんでした。その旨、町からも常々非公式には伺っております。それをですね、ここの公式の場でですね、堂々とですね、389号のその問題を質問いたしましても常に要望はしておる、要望しておるということでございますが、これは県とかですね、この真実はですね、県とかですね、議案を見てみればわかると思いますので、今後ですね、そういったことのないように注意していただきたいと思います。

それから、有害鳥獣対策でございますが、ウリ、スイカ、冬はミカン、いろいろ被害があります。把握されている範囲内で件数と被害額を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 過去5年間の累計で申し上げます。被害面積で221アール、被害額で192万7,000円でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 鳥獣対策の防除施設災害補助金の活用方法は、その補助金をですね、有害鳥獣防除施設補助金を適用していいということでしょうかね、そのことについては、鳥にも適用されるということですかね。その場合、町民にどのように周知をされているか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 有害鳥獣防除施設の補助金ですけども、鳥についても対象となります。

周知の方法なんですけども、この補助金については、毎年度予算計上しておりまして、その他の農業振興補助金とあわせまして、農協等を通じて周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） その例えば、鳥の場合、ネットの購入、そういったこともできますかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ネットも補助対象となります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） J Aれいほくのですね、パンフレットの中にですね、こういったパンフレットでございませうけれども、この中に鳥追いカイト鷹セット、農業用ガン、ラインネットというところがございませうけれども、これも対象になりますかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 補助金の対象となる設備についてですけども、補助金の交付要綱にですね、イノシシ等有害鳥獣による被害防止のため、農地等対象面積2アール以上に電気柵等の防除施設を設置する場合の資材購入に要する経費を補助するということでしております。鳥追いのカイトやラインネット、農業用の網については、有害鳥獣の防除用であり、かつ対象面積ですね、2アール以上に設置されているものであれば対象になります。

ただ、農業用のガンにつきましては、対象となる農業地の設置がですね、ちょっと確認できませんので、補助対象外となります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） あのう、そこら辺が問題ですよ。例えば、ヒヨドリ、スズメ、どこを対象にするかなんです。スズメなんかというのは、木の根っこからずっと入ってきますからね。そこら辺をどのくらいの面積を対象にするかということです。そこら辺は検討されましたか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 補助金は先ほど申し上げましたとおりですね、その圃場を守るということで、2アール以上の圃場ということで対象としておりますので、その基準に基づいて補助をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 鳥追いのカイトこの辺についてはですね、どうですかね、銃、

ガン、鉄砲、脅し用の鉄砲、そこら辺は対応されますかね、されませんかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 先ほど申しましたとおりですね、ガンについては対象外としております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） カラス、スズメ、ヒヨドリ、相当な被害ですよ。そこら辺十分にやっぱり検討していただきたい。特にですね、これ私の経験ですけれども、ヒヨドリ、スズメはですね、捕獲用のカスミ網があります。これはかなり効果がありますけれども、この辺は検討されましたか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 松本議員もご承知かと思えますけれども、日本に生息する鳥獣というのは、鳥獣保護法によりですね、基本的には捕獲できません。この鳥獣保護法にはですね、捕獲用としてカスミ網は禁止されておりますので、カスミ網については検討しておりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） カスミ網は検討されているということですかね。

○農林水産課長（宮崎良成君） いや、いない。

○5番（松本良人君） このことはですね、例えば、猟期以外は捕っていかないというような規制があるわけですよ。それが有害の場合は捕っていいということに、許可ではなるわけですね。これも当然そういった形でできるとはじやなかですか、できんとですかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 先ほど申しましたとおりですね、鳥獣保護法の中でカスミ網はですね、使用禁止となっておりますので、それで捕獲することは許可をしてもできません。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） イノシシ、タヌキは相当皆さん話題になっておりましたけれども、この鳥の場合は隠れた害ですよ。表面には出ていなくて、田んぼ半分くらい食いつぶすですからね、スズメあたりは。それが何の対応もないということは、大変不公平だと思います。今後、検討の余地があると思いますので、そこら辺の対応は検討なさっていただけますか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 初めに申しましたとおりですね、この補助金には鳥類

も付いて、もう対象となりますのでですね、農業者それぞれにおいて何がその圃場に一番いい防除なのかというのを検討されてですね、町のほうに申請していただければ補助対象として補助金を交付することはできます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これ特にですね、あまりその面積とか云々とかがあってですね、できないように、例えば、ガンなんかはですね、鉄砲、そういったことはできんようになっております。なかなかやりにくいということでございますので、ぜひですね、再度見つめていただいて、条項等をプラスしてでもですね、対応いただきますようお願いいたします。

それから、前後しますけれども、コロナ感染予防の消防団の団員の方についてでございます。これ私が質問した内容とちょっと違います。私は、消防団員の接種についての経緯をお尋ねいたしました。その経緯を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 消防団のほうにどのようにお願いをしたかということだと思いますので、その件につきましては、新型コロナに対する有用な対策としましては、ワクチンが現状一番であると考えておりますので、全国的に感染が広がる中で、消防団員、個々、個人個人それぞれの方もですね、危機感を感じてワクチンを受けていただけるものと思っておりましたので、消防団の役員会等で特に議題としてお願いはしていませんが、役員会開催の折、町長の挨拶の中でですね、消防団の方にもワクチンを早めに打っていただくようにというお願いはされております。

総務課といたしましてもですね、今回、ワクチンの接種状況を調査をいたしまして、その折に申請をされていない方については、早期に申請をして、ワクチンの接種を受けていただくようお願いをしたところです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はですね、先の全員協議会の中で、消防団員の方は特別扱いしてですね、質問書のとおりですよ。早くやってくれんかということでお願いをしました。私はあるものと思いましたが、何かだらだらですね、住民と同じような回答が返ってきました。私、団員の方に聞きました。消防団員として別に何かあったか。何もない。私たちは全員協議会のときに、優遇してから早めに打ってくださいとお願いしたんですよ。その経緯を聞きよつとですよ。もう1回お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） ワクチン接種の優先順位でございますが、国のほうにおきましては、消防団員ということでの優先接種は申し上げておりませんので、町とい

たしましては、早めに申込書を提出していただきたいというお願いをしたところでございます。全員協議会の説明の中では、優先接種、順位につきまして、消防団のほうで特にするということでは、私は説明はしていなかったと思うんですけど。順位ですね、国の基準に基づいて、町としては手続きを行っているところです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は危険度が高いということで、消防団の団員の方には優先して打つような体制はでけんかということでお願いをしました。今回、それについてお尋ねをしております。もう1回お願いします。国のどうのこうのじゃなくて、町で打たれる範囲があつとじゃなかですかね。

○町長（田嶋章二君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 町長の答弁にもございましたように、学校関係や保育園、あと、合わせてですね、消防団員、そのほかにも清掃会社、不特定多数の方と接する機会が多い方々に対しましては、なるべく申込書を先に出してくださいというお願いをしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はそういったことは聞いとらんとですよ。団員にですね、直接ですね、団としての団体に呼び掛けして、そこら辺はしたか、せんかを言うのとですよ。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 総務課を通じまして、消防団員のほうにですね、その手続きをしてくださいということでお願いをしておりますので、総務課のほうの担当のほうからですね、消防団員のほうにそういったお願いがされていると私は思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は団長にもお聞きしました。何もなくて。今の本当ですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 先ほどですね、私のほうでお答えさせていただいたことなんですけれども、当然、ワクチンがコロナに対しては一番の有用な対策であるということで、消防団に限らず、個人個人がですね、判断をされて、早くワクチンを受けていただけるものということで思っていたところでございますので、ワクチン自体は、接種が義務ではなく、任意となっております。そういったこともございますので、消防団のその会議等でワクチン接種についての強制といいますか、そういったお願いは正式にはしておりません。ただし、先ほど申し上げましたように、役員会の折、町長のほうからご挨拶をしていただきますので、その町長のご挨拶の中でもですね、ワクチン接種が始ま

るので消防団員の方には早く接種をいただくようにということでお願いの挨拶をされた経緯がございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は全員協議会でお願いしたあとですね、町内で家屋の火災が発生をいたしました。火災現場で消防団員の方々のマスクの対応、どのようにお考えになったか。もしそれをお手伝いに行かれた方の感想を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 残念なことです、7月に火災が発生をいたしました。その折、現場のほうに行ったわけですが、廣田議員のほうのご質問でもございました。火災活動においては大変息苦しいということでご心配をいただいたところでございます。ちょうど暑い中でございましたので、マスクをしての消火作業については、大変本当に活動しにくいものであったと思っております。そういった中で、先ほど廣田議員の答弁にも町長のほうからしていただきましたけれども、マスクに代わる装備品というのが、現状発売といいますか、出ていないようでございますので、今のところコロナから身を守るには、マスクの着用でありますけれども、そういった実働作業にあたってはですね、ワクチン接種を済まれた方については、実際に消火をされる方については、マスクを外して作業にあたってください。ただし、そのほか、現場で誘導とか、そういった部分に関わる方についてはですね、マスクを着用してあたってくださいというようなことを次回の役員会のほうで消防団としての、役員の方の意見も聞きながらですね、消防団のほうの行動の統一を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 総務課長の答弁とちょっと違うんですけど、もう次回じゃなくて、もう今日からっていうか、もうやっているんですけど、まだ手ぬるい。そこはですね、今日からまたさらにですね、一人一人打ってない人は早く打ってもらうように声掛けをしていくべきだと思いますので、健康増進室、あるいは総務課からですね、早く打てるように努力をさせますので、そういうことで消防団全員に打っていただく。強制はできませんけれども、自分にとってどうなのかと考えていただくとですね、ワクチン接種というのは、非常に有用なものであります。そういうことで、そのこともわかっていただいて、ぜひですね、打っていただきたい。昨日のニュースでも若い方が亡くなりました。ワクチンを打っていなかったということでした。やはりワクチンを打ってれば少しはですね、重い病気がやっばり軽症になるということでもありますので、そのこともしっかり消防団の方にも理解をしていただいて、強制ではありませんが、やはり強力な要請をしていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 町長はご理解をいただいて大変ありがとうございます。この前の私、火災現場にいました。作業服のままですね、団服とヘルメットをですね、握って駆けつけてこらすとですよ。そして、その休む暇もなく消火活動をなさる。消防団員の方はそれだけじゃなくて、いざという有事の場合は全て出にやいかんとですよ。やっぱりそれが上官の指揮におってもう何でもせんならん。そういったことでございます。やはりそのそういった作業の内容、相当過酷です。私も団員になっておりましたけれども、ぜひですね、もう本当に予防接種が一番ということでございますので、今はですね、マスクは仕事されんとですから、マスクはめては。これ熱中症の場合とか何かもあるわけですから、こういったシステムがあるわけでございますので、ぜひですね、何はさておき、そういったことを考慮の上ですね、1つ対応していただきたいと思います。何か今までですね、課長連中んとはあやふやでわけくちやわからんですよ。

以上でございますが、次に、巡回バスについてお尋ねをいたします。

この巡回バスは、町民の移動手段の充実となっておりますが、その中で、交通弱者ということが出てまいりました。この言葉は、大阪、東京都でもそういったことがありますかね、ちょっと教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 交通弱者のという表現が東京、大阪等の大都市圏でもあるのかということなんですけど、大都市圏では、公共交通機関が充実しておりまして、過疎地域で呼ばれるような交通弱者の方は少ないと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 車の運転ができない方、免許証を返納された方、高齢者などが弱者と呼ばれるということでございます。私は、それにもう1つですね、苓北町、これは苓北町に限りませんけども、過疎地域においては、これまでは車はぜいたく品とされておりました、昔は。しかし、今は1家に1台が必需品、その後、今じゃなくて、その後。しかし、今はですね、1人1台でなければ生活できん時代ですよ。これは車の必需品はですね、収入の多い少ないの都市、都市では収入は多いんですよ。そういった、しかし、田舎では少ないですけども、この車の必要経費は全国どこでも一緒なんですよ。これ田舎のですね、少ない収入の中から車の維持管理に努められて、食費や子どもの教育費、生活費など切り詰めてこの車の償却にあたっておられると思いますが、私は、このことも交通弱者と、私はこの方たちが一番の交通弱者ではないかと思っておりますけれども、どうお考えですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 過疎地域における交通弱者の方等はですね、車の運転をできない方、免許を返納された高齢者では考えておりますが、今般の自動車中心の社会においては、要介護の方、一部高齢者の方や障がい者の方など、自分で運転することができない方をそういう総称で交通弱者と言われております。松本議員ご指摘の車を何らかの理由で低所得であることで車を所有できない方も交通弱者だと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 実は先ほど、大都市圏では交通弱者が少ないということでございましたけれども、これは交通網が発達しておるからということですね。苓北町は交通網が発達しておりません。そしたら、交通弱者に一番に掲げられない問題でしょう。で、ですね、そこら辺を十分考えていただきたい。

それから、利便性がよくなった、この利便性というのはどういう問題ですか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 利便性というのは、一般的な総称でお答えしますと、公共交通の利便性とは、利用者のニーズに対応できることができ、利用者が利用しやすい移動が円滑に行われることが利便性だと考えております。今回に関しましては、青バス1台から14人乗り2台に増やしておりますので、そこで利便性を向上させているということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この町営バスはですね、当初ですね、富岡～下田間の路線廃止によるものと認識をしておりますけれども、そこら辺は認識ございますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 当初、巡回バスの運行に関しましては、松本議員、ご指摘のとおり、富岡～下田路線の廃止の路線を含めた全体的な町の巡回バスということで認識をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 全体的に素晴らしい回答でございますけれども、富岡～下田線は減便してあります。この路線は、町営バスの主幹幹線じゃないかと思っております。マリン校舎だけをいろいろと取り上げられておりますけれども、現実にはですね、天草市内に通学する子どもたち、また、毎日、志岐まで送ってこられる。その方たちは毎朝早起きして志岐まで送ってきている方が都呂々には現実においででございます。

そういった方は、このダイヤが悪いから、お1人、2人、3人とおいでになれば、そ

うしたら、往復6名になつとですよ。利用状況はですね。そういうことでございますが、そこら辺はですね、この低さ、なぜ利用率が低いかということはご検討なされましたか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 全員協議会のときも議員さんからご指摘いただいた分で、朝の高校生の通学とかの分もご指摘をいただきました。その中の回答では、保護者の方にご迷惑かけますが、巡回バスの時間とあわない部分もありましたので、保護者の方に協力していただくような形でご回答しております。富岡～下田間の朝夕につきましては、町長答弁のとおり、マリン校舎の県の支援による運行廃止をしておりますが、昼の便に関しては、新たに追加をしておりますので、その分で今回改正をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まだいっぱい書いておりますけど、やめにします。利用者はですね、4,367人のうち3,600人が温泉センター利用者となっておるということですね。これは、これこそ温泉センターバスとした組み方ではございませんか。3,600人のうち、これをですね、365日で割ったら1日10名ですよ。温泉センターに5人の入館者の方ですよ。それから、そのほか都呂々1名、この方は順行の利用者と思いますが、これはどう思われますか。運行が悪かけんでしょう。温泉センターが主力としてダイヤを組んであるからこういう形になつとじゃなかですか。5人の方ですよ。そこら辺どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 今回の計画は、巡回バスの温泉利用の実績を勘案いたしまして、今まで利用されている方が引き続き利用できるよう、温泉センターを経由をさせる運行をさせていただいております。ご指摘のとおり、松本議員が計算された入館された1日平均は往復がありますので5名でございます。その中でも、町長の答弁にもありましたが、たくさんの方が利用できるよう、今までの便を活かしながら枝線を含めた中で計画をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今、病院でですね、送迎をなさっております。JAのほうでも送迎をされております。病院のほうにたまに乗っていく。1回の送迎が5、6人ですよ。それでJAにもお尋ねしました。1地区、志岐から坂瀬川、あるいは、都呂々から志岐まで、いつも2人から3人が乗っているということですよ。お宅が計画されている巡回バスはですよ、苓北町内を回って5人ですよ。何便も回って。病院とか、JAあたりは1便、単区間で2人から6人がJA、病院送迎は、1病院が4、5人、5、6人乗って

いかれるんですよ。そこら辺どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 松本議員のご指摘の病院送迎、1日5、6名だったですかね。J Aバスの2、3名の利用があることは、私も聞いております。この前、全員協議会のときもご説明いたしましたが、病院送迎に関しましては、診療のための通院、J Aバスに関しましては、支所の廃止に伴いますAコープれいほくへの買い物、J Aの金融本店へのお金の引き出し等の利用の利用者のニーズと運行の目的が一緒になった利用となっているため、そういう人間になっております。

町といたしましても、この巡回バスを含めまして、福祉保健課で実施しております高齢者移動支援タクシー事業、タクシー券、スクールバスの混乗、今、ご指摘がありました、民間で行っていただいているJ Aの巡回バス、病院送迎事業、タクシーの運行を全体的に考えまして、今回の公共交通に含めました巡回バスの計画になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今全く病院には目的があるから、Aコープ、J Aバスも目的がある。この巡回バスも目的があるから5人しか乗らんとでしようもん。もうおろいかじやなかですか。同じ目的ですよ、そうでない方は1人ですよ、平均。そこら辺どうお考えですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 巡回バスに関しては、町内を様々な町民のニーズにあわせた巡回バスということで、町といたしましても、例えば、先ほど病院バスの送迎の話もしましたが、実際、送迎を行っていらっしゃる坂瀬川の医院のところでも、手を挙げてもらえば止まれるような、そういうニーズにもできるような感じで検討、計画をしておりますので、先ほどちょっと答弁のほうでは、病院の受診、J Aの買い物という形は、それこそ民間の方の力をお借りしながら、巡回バスとあわせて、町の公共交通を確立していくという意味でお答えをしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はその確立がですね、ダイヤの組み方が悪かから、温泉バスになっとつとじゃなかろうかと言いよつとですよ。1日5人ですよ、温泉に。6人のうち。病院の1台に4、5人乗つとですよ。1日中回ってですね、1人1,800円ぐらいですよ、割れば。そこが悪かということで言いよつとですけども、悪かとは思われませんか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 何度も同じ答弁になって、申し訳ありませんが、前も

答弁したとおり、今の青バスの運行形態を変えない中で、それに今回、2台になることで枝線をつけて利用ができやすくなるような運行経路になっております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私たち一般から見れば全く課長の反対の立場で考えますけれども、今後、これについては見積もっていきます。

スクールバスがですね、このダイヤに組み込まれる理由を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） スクールバスがこの巡回バスのダイヤに組み込まれない理由でございますが、スクールバスにおきましては、現在、町長答弁のとおり、混乗ができるようになっております。スクールバスは、町の委託事業でありまして、業者に委託をしております。理由といたしましては、授業のスケジュール等とかですね、学校の行事とかありますので、運行が不規則になりますので、巡回バスのダイヤの中には組み込んでおりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 逆にですね、学校の授業があったときに、町が慰霊祭とか何とかあったときにバスを借り切るように、借り切ってやればよかつじやなかですか。そういった方法もありますけれども、考慮されましたか、そういったことを考えられましたか。考えとられんとでしよう。もう時間がありませんので言います。

運行時間帯がですね、1号車、2号車ほぼ同じですよ。都呂々の場合、坂瀬川の場合、中央に行く時間が。そこら辺、ほぼ同じが2台が行くとですよ、一緒のところに。そこら辺どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 先ほど、町長の答弁にもありましたが、今までどおり同じ時間でですね、目的地が違いますので、そのままの同じ時間で運行させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 新しく組み込まれたそのご利用推定人口はどのくらいになりますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 6,500人でございます。

○5番（松本良人君） 新しくされた路線は。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和2年度実績が4,367人ございまして、目標

が6,500人でございますので、2,133人の増予定でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 新しく追加して2,000人の利用ということは、1日に何人になりますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 365で割りますと5人、6人になりますね、はい。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 世界的にCO2の問題が深刻化してありますけれども、このCO2の問題はですね、この問題ばかりじゃございませんけど、ことある毎にですね、高齢者の移動手段ということが出てきます。それが行き詰まると、答弁が行き詰まると、タクシー機関がありますよとかですね、お医者さんが病院から送ってくれるとか、Aコープがありますよとか、先ほどの答弁が出てきますけれども、これは全く行政が言う言葉じゃないと思いますので注意していただきたい。これCO2の問題はですね、これは増車するだけの問題じゃないと思うとですよ。例えば、利便性がよくなる。そんならもう1人1台はいらんじゃって、1台にしようということで、おれはバスから行くけん、お前はこれば自家用車を使えということになる。相当CO2の問題出てくる、軽減になると思いますよ。ここら辺は、根本的な考え方は行政にはなかったんですか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、町といたしましては、このバスに限らず、今後、脱炭素社会に向けて自然エネルギーを使った事業とか、町内全域でですね、カーボンニュートラルに向けた施策を今後してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まだいっぱいありましたけれども、まあ命拾いされたということでございますが、締めとして、これまでですね。運行ダイヤ、今回の運行ダイヤともに車の運転ができない方、免許証を返納された高齢者などの交通弱者という言葉が旗印にですね、町営バスの運行がまさに温泉センター専用バスと言われても過言な状況で運行されている。昨年度の実績から1日に12人、そのうち10人が温泉センターなんです。往復と考えますと6人ですよ、1日利用者が。そして、そのうちの5人ですよ、が温泉センターのお客さんですよ。このことからですね、まさにこの町営バスはですね、車の運転できない方、免許証を返納された高齢者の方々の交通弱者の移動手段ということだが、その状況には本当に疑問がありますよ。運行当初からですね、これは言われて

おりました。このバスは温泉バスなんじゃないということですね。まあそういったことを言われたが、今、何年になりますけれど、まさにその通りですよ。今回のですね、目的に大きく掲げてある交通弱者の移動手段と苓北町の活性化、他市町との交通網の連帯を考慮に入れた運行ダイヤの改正を強く求めます。

そして、また、地球規模ですね、問題化され、各国真剣な取り組みがなされているCO2問題にも真摯に取り組まれて、そして、スクールバスの無駄な運行、再度見つめ直し、連携によるスマートな運行ダイヤの改正を求めて質問を終わります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで、松本良人君の一般質問を終わります。

ここで25分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告9番、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 通告9番、11番議員、田嶋豊昭です。今回は苓北町における通学時の再度の総点検をと、苓北町における大規模盛土の件で質問いたします。よろしくお願いします。

千葉県で起きた、飲酒をしていた者が運転するトラックの児童の通学時に起こった事故、全国民が驚く大変な事故でした。狭い道路を飲酒後、スピードを出しすぎでの運転につながったようです。

苓北町でも通学時等は、学校も保護者もいろいろ考えて、全町民で見守っておられるようです。集団登校・下校の時も地区の役員、保護者、交通安全指導員等々、安心・安全のために協力をされております。それでも事故は発生します。苓北町でも通学路はいろいろあります。国道には、ほとんどのところで歩道・路側帯などがありますが、県道・町道にはありません。実際の通学が県道・町道を通ることのほうが多いのではないのでしょうか。今は、ウォーキングをする町民の方も多いようです。自動車のスピード規則、時間帯の制限等、規則を考える必要ではないのでしょうか。

また、広報れいほく令和3年8月号7ページに、「災害に備える」と題してのブロック塀が安全か点検してみましよう、との記事が掲載されておりました。通学路にもブロック塀のある場所が複数あり、危険か、危険でないか、再度の総点検が必要ではないのでしょうか、検討をお願いいたします。

苓北町における大規模盛土の件について質問します。

静岡県熱海市で起きた土砂災害、今、全国あちこちで関心が集まっています。また、異常気象で、大雨、長雨化しています。熱海市の場合、違法かどうかは別として、土砂残土処理場の事故のようです。盛土の国のルール、県のルール、町のルールはどのようなになっているのでしょうか。

苓北町内の残土処理の現状はどうなっているのでしょうか。決められた箇所に捨ててあるのか、重量等は守られているのか、また、捨てた後、盛土した後、危険な箇所はないのか、土木業者でも自前の残土処理場を所有しているとも聞いております。苓北町における大規模盛土箇所について、再度の総点検が必要ではないでしょうか、検討をお願いいたします。

以上2点、重要事項と思われるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、通学路等の関係はですね、私の答弁のあと、教育長からさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

近年、地震や豪雨等により、全国的に大規模盛土造成地において滑動・崩落が発生し、土砂災害等が発生しております。このことから、国土交通省では、大規模な盛土造成地の滑動・崩落対策ガイドラインを策定し、自治体が事業主体となって調査を行うよう、令和元年度に熊本県が1次調査を実施し、苓北町内16カ所を該当箇所として公表いたしました。

これを受けまして。町では令和2年度において補助事業として16カ所中、人家等に影響のある12カ所について大規模盛土造成地変動予測調査・第2次スクリーニング計画策定業務を実施しました。結果として、一部、経過観察が必要な箇所がございましたが、現段階では、詳細調査や対策工事が必要な箇所はございませんでした。

また、調査結果につきましては、該当箇所の所有者または管理者に説明をいたしたところであります。

国のルール、県のルール、町のルールについてであります。法的には、宅地造成工事規制区域の指定等は、都道府県知事が指定することができとなっております。都道府県知事等とは、都道府県知事、政令市・中核市・特例市の長、地方自治法に基づいて都道府県知事から許可等の権限委譲された市町村長となっておりますが、苓北町は権限委譲を受けておりませんので、町のルールはございません。

大規模開発行為や林地開発行為等については、全て熊本県への届出が必要であります。県で許可及び完了後の完了検査が必要となっております。

次に、町の残土処理の状況につきましては、公示発生時に残土処理場を指定して発注

する工事や、残土が比較的少ない場合は、残土処理場までの想定距離を設定し発注をする工事等がございます。

町道善亀線他2路線災害復旧工事につきましては、5,000 m³程度の残土を民間の残土処理場で処理をしております。

また、距離を想定して発注した場合、受注事業者がそれぞれ処理場を見つけ残土を処理している状況であります。

なお、残土処理場を所有または管理している町内土木事業者は2社あり、現地を確認いたしましたが、周囲に影響を与える状況ではありませんでした。そういう状況でありますので、やはりしっかりした残土処理、残土処理場がないから不法投棄等が起こりやすくなります。そういうことがないような形ですね、やはり残土処理をどうするか、町もさらに考えていかなければならない状況であると考えているところでございます。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

あとは教育長から答弁をいただきます。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

通学路の安全確保につきましては、平成24年度から毎年、天草警察署と役場総務課、土木管理課、教育委員会との合同による危険箇所の点検を実施しております。

また、平成28年度からは関係機関の連携をさらに図り、改善につなげていくために、通学路安全推進会議を設置して、合同点検を継続して実施しております。

本年度は、各学校からの令和3年度通学路の危険箇所等の状況報告を基に、6月29日と7月6日に教育委員会職員独自で町内全域の通学路点検を実施いたしました。

その後、7月26日に通学路安全推進会議を開催し、関係機関と一緒に合同点検を実施しております。

点検の結果につきましては、県への要望が必要な案件は要望を行うとともに、警察・公安委員会に対応する案件、町で対応する案件については、それぞれ対策を検討し、優先度等も考慮しながら年次的に改善を図っているところです。

また、ブロック塀の点検に関しましては、平成30年度にブロック塀に特化して通学路全域の点検を実施し、既に学校関係につきましては、全ての必要箇所の安全管理、点検・修理、これが終わったところでございます。

今後も関係機関と連携し、危険箇所等の把握に努め、また、町民の皆様方のご協力をいただきながら、児童・生徒の目線に立っての生徒の安全確保、これを図っていきたいというふうに考えております。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君）　ありがとうございます。盛土の件ですけども、本当にこれはもう最近テレビあたりで騒がれておりますけども、もう本当に異常気象で、すごい雨量です。そういう中で、今、点検も入念に行ってくれたということで回答がありましたけども、本当にみんな下にいる人たちはみんな心配しております。そういうことで、本当慎重な点検をお願いできたらと思いますけど、いかがでしょうか。何かありますか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　盛土の点検につきましては、先ほど町長が申されたとおりですね、県のほうでスクリーニングを行った16カ所に基づいて、町のほうで令和2年度に人家に影響のある場所ということで12カ所点検を行って、特に今のところ経過観察は必要であるが、問題ないという結果が出ております。

また、今年度ですね、今、議員のほうからご質問がありますように、熱海のほうで大規模な事故が発生をいたしました。そのあと、国のほうからは、その許可権者である県のほうに対してましてですね、盛土による災害防止に向けた総点検についてということで文書が発出されているようです。これにつきましては、許可権者が都道府県知事ということで、県のほうで、これにつきましては国のほうからもですね、大規模盛土については、農林水産省であるとか、林野庁、国土交通省ですね、それから、環境省といった各省庁の連名ということで、知事に依頼文書が出されております。該当する分として、土地利用規制等については、宅地造成等規制法であるとか、都市計画法であるとか、砂防法とか、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律とか、いろいろな法がございますので、そういった農林土木関係、県の各課において、それぞれ許可した分についての再度の点検、それともう一度そういった許可に基づいて工事がされていたのかという点検ですね。そういったものを行うということで、県のほうで計画をされているようでございます。

○議長（錦戸俊春君）　田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君）　はい、ありがとうございました。今後とも見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、学校通学の件ですけども、今、点検をずっとしていただいて、6月6日と7月26日には会議を開いて、今のところ大丈夫だろうということで返答いただきました。その中で、路側帯の件で、やっぱり国道なんですけども、これもずっと舗装が次から次にされて、路側帯のほうが低くなって通学路のほうに車が突っ込んでこないかとかいうそういう要望も私のほうに来ております。そこら辺も1回点検していただければと思っています。

そして、ブロック塀ですけども、点検したら何の異常もなかったということですけども、富岡方面のほうはほとんど個人の家でもブロックが建っております。そこら辺をも

う1回点検していただいて、本当通学、歩く人たちの安全を保っていただければと思いますけど、今後何かやるようなことを計画してありますか。よかったらお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 先ほど申し上げました対策委員会、そこでの今後の対策とい
いますか、それについて幾つか出ておりますので、その関係の分をご紹介申し上げたい
というふうに思っております。

まず、志岐小学校関係ではございますけども、スピードの出し過ぎ、中通城下地区、
見にくいというのがありましたけど、これはですね、対策として、これみんなに知つと
いてほしいんですが、交通取り締まり、交通安全意識の啓発を図る。ですから、取り締
まりの強化、巡回を強化していくという話し合いができております。

それから、釜地区のコンビニ脇の三つ角、これも出ておりますけど、ポールを設置す
るというふうな具体的な、1つずつですみません、それぞれの校区にあってですね、こ
こをこう改善していこうというそういう対策を出ておりますので、それはもうできるだ
け早急に実際の対応という形につながっていくというふうに思っております。

また、検討中というのも幾つかございまして、と言いますのは、子どもたちの側の通
学路を、今の通学路ちょっと危険すぎる、すぐには対応できない。ということで、当面
の間は学校のほうと相談をしまして、通学路こっちのほうに変えたらどうかという、そ
ういうですね、学校側からの提案もあっているところでございます。これも子どもたち、
それから歩行者の皆さんの意見を聞きながら、より安全な方向にという形で通学路のほ
うも考えていきたいということで、現在、対策ありということと、検討中というその2
つにわかれているところでございますけども、対策のほうはできる分から、先ほど関係
機関の協力っていいましたけども、いろいろ意見を伺いながら、できるところから進め
ていきたいと思います。

先ほどありました、路側帯のほうが低くなっている、早速、私どもも出向いて何らか
の対策ができるかどうか、また、協議をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） はい、ありがとうございます。本当に一応そういうことでか
えりまして、今後のことも聞きました。昨日も浜口議員からも質問がありましたけども、
本当に通学のときは、中通・釜あたり本当大変です。生徒も多いし、みんな誰かが、保
護者がみんなついてきたり、いろんな協力を得てみんなで何とかこう事故のないよう
にということでみんな頑張っておりますので、やっぱり交通規制あたりのあれも30キロ
制限がありますけど、やっぱりスピードが出ているときも多いです。そういう中で、や
っぱり時間帯の規制なんかも、昨日、浜口議員のあれで聞きましたけど、やっぱり警察

の人たちと検討しながらやるということでしたけども、そこら辺を検討しながら、安全で安心して通学できるようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

遅れましたがお知らせをいたします。

8 番議員、野崎幸洋議員の欠席届と一般質問の取り下げ願いがあっておりますので、通告 8 番は欠番となっております。

ここで昼食のため午後 1 時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告 10 番、倉田明君。

○10 番（倉田 明君） 通告 10 番、倉田です。通告に基づき、自然災害（土砂災害等）及び避難対策について質問をさせていただきます。

昨日、今日と豪雨災害等について多くの議員から質問があつておりますが、被災なされた方に改めましてお悔やみとお見舞いを申し上げ、早期の復興を願うところでございます。

今回、機会でございますので、自然災害への対応、対策等についてお尋ねをいたします。

今年の夏の記録的な豪雨は、九州など西日本に大きな被害をもたらし、苓北町でも 8 月 11 日から 8 月 18 日の 8 日間で 646.5 ミリ余りと過去に類を見ないものでありました。

近年、豪雨災害に伴い、災害対策基本法改正により、今年 5 月 20 日から災害時に発令されていた警戒レベル 4 の「避難勧告」等が廃止され、「避難指示」となり、5 段階の警戒レベル内容の一部が変わりました。これを踏まえ、本町もこの警戒レベル変更内容については、6 月 4 日のお知らせ版、また、広報苓北 6 月号等で周知等を図られてきた中、今回、町の資料によると、苓北町は、8 月 11 日 14 時 40 分の大雨警報、12 日の 19 時 10 分、土砂災害警戒情報の中、苓北町災害対策本部を設置されました。その後、23 時 16 分に洪水警報、そして、13 日 0 時 02 分に坂瀬川松原川が避難判断水位到達とのことで、0 時 11 分に浦区・和田区・松原区を対象とし、「避難指示」発令及び避難所として坂瀬川公民館を開設、1 時 15 分には強雨が続くとの予報により、町内全域に「避難指示」発令及び避難所として役場・富岡公民館・都呂々公民館を開設

されました。

そこで1点目に、警戒レベル4の「避難指示」は、市町村長が発令するとされ、今回は松原川が避難判断水位到達とのことで、8月13日0時11分、坂瀬川の浦区・和田区・松原区への「避難指示」を発令されたと思われますが、夜間で、しかも避難地の坂瀬川公民館には松原川を渡る極めて危険が予想される中、今回の「避難指示」に対する町長の見解についてお尋ねをいたします。

あわせて、今回の豪雨期間中、4避難所を利用された世帯数は合計で9世帯19名とあります。今回改正された警戒レベル4の「避難指示」は、必ず避難とありますが、この「避難指示」が出された18日の各避難所の利用は0人でありました。また、今回、行政区独自で地区公民館等を避難場所として開設はあったのか。その場合、町は避難人数等の把握など行政区との連絡は図られているのか。もちろん、「避難指示」で『公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう』。ともされており、住民それぞれの捉え方、考え方があろうかと思われますが、改めて、その結果と避難等のあり方に対し、町の考え方についてお伺いをいたします。

2点目に、熊本県内には、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等指定として、警戒区域、いわゆるイエローゾーンが2万2,428カ所、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、これが2万864カ所あり、うち町内にも、急傾斜崩壊、土石流、地すべりなど、警戒区域が492カ所、特別警戒区域は461カ所となっております。土砂災害防止法に基づき、これらの対象区域は平成27年に示され、これに関わる住民には説明会等が実施されてきました。それを踏まえ、町内全域の洪水、高潮、津波、土砂災害対応版図書の苓北町防災マップが各戸配布されております。この特別警戒区域内に居住する建物から県内の警戒区域外へ移転した場合、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業で、最高300万円の補助事業などがありますが、現在まで苓北町での補助金事業の利用状況についてお伺いをいたします。

3点目に、県内に数多くある特別警戒区域等の改修工事は、緊急的物件を除き、なかなか進まない状況下にあります。平成27年9月議会で、土砂災害防止法に基づく町内の改修状況について質した折り、町長は、「これらはいずれも県営事業での対応で、先般配布した防災マップに指定区域等が示されているように、箇所数があまりにも多く、ハード面での対応が追いつかないのが現状であり、この中で、地すべり対策事業として、今年度、坂瀬川西川内地内で法面对策工事を実施。また、富岡2丁目の城内で急傾斜地崩壊対策事業の測量設計業務を本年度着工し、この他、鶴地区で急傾斜地崩壊防止施設の緊急改築事業を実施する予定となっている」とのことでした。現在、この事業で対応されている物件の状況についてお尋ねをいたします。

4 点目に、現在、町内には警戒区域や特別警戒区域等があり、その土地所有者は国、県、市町村、個人等と思われます。その区域周辺には民家等があり、これまで、その区域の改修対策にはそれぞれのお立場で努力されておりますが、近年の集中豪雨等で特に急傾斜地等では常に危険が伴っております。その急傾斜地で崩壊等が発生し、人的・民家物件等に被害が生じた場合、現場状況にもよりますが、その責任所在についてお伺いをいたします。

5 点目に、豪雨等で、町道、林道、農道、農地、河川等に災害が生じた場合、その被害程度により災害申請対象にかかるか、かからないかで、国、県、市町村の工事費負担割合等が異なり、被害にかからない物件は一概には言えませんが、取り掛かりが遅いようであります。そのため、その物件被害が拡大し、結果的には工事費用が多くかかっている現状ではないかと思えます。町負担軽減等の関係もあろうかと思いますが、町の考え方をお伺いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

自然災害について、及び避難対策について、5 点の質問がございました。

まず、1 点目の8 月 1 1 日から停滞前線に係る今回の避難指示発令についてでございますが、昨日の高戸議員、山口議員に答弁いたしましたように、苓北町防災計画では、警戒レベル 3 「高齢者等避難」の判断基準としては、洪水等河川の氾濫については、大雨・洪水警報が発表されたとき、対象河川（町内の水位情報周知河川は、松原川・上津深江川・志岐川）において、水位河川所における水位が避難判断水位に達することが想定されるときとしております。また、土砂災害については、大雨情報が発表されたとき、土砂災害危険箇所付近にて前兆現象が確認された場合としております。

警戒レベル 4 「避難指示」の判断基準といたしましては、洪水等河川の判断につきましては、大雨・洪水警報が発表されたとき、対象河川（町内の水位情報周知河川は、松原川・上津深江川・志岐川）において、水位観測所における水位が氾濫危険水位に達したときとしております。また、土砂災害については、土砂災害警戒情報が発表されたとき、近隣で前兆現象の発見があったときとしておりますが、いずれも基準はあくまで目安として定めているものであり、河川状況や気象情報等も含めて総合的に判断するとしておりました。只今申し上げましたように、これは見る人の目で見ればなかなか見方が違う、そして、また判断が複雑であるということでありましたので、夜中に避難をしていただいた方々に大変申し訳なく、そして、地域の方にもその辺のところはもっと客観的な基準の中でするべきではないかということで、土砂災害警戒情報が発令されたときに避難指示を出すということで、私と副町長と総務課長で話を決めて、正式に皆さん、課長さ

んたちにもご連絡しようということにしておりましたが、土砂災害に係る避難指示につきましては、その後、8月15日付けで国のほうから全国の地方自治体に対し、土砂災害警戒情報が発表されている場合は、雨の降り方に関わらず、土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況であることから、避難指示を発令することを基本とする旨の連絡がございました。このことから、その後の8月18日午後2時40分に土砂災害警戒情報が発表された際は、直ちに避難指示を発令と、避難所の開設を行ったところであります。

ご質問の松原川下流の浦区・松原区・和田区の3行政区への避難指示の発令につきましては、洪水警報・避難判断水位に達したことから危険が迫っていると判断いたしましたものでありますが、発令においては、職員が川の水位の状況、橋の状況等を確認しております。これ今までの取り決めについては守ってはおりますが、これではあまりにも曖昧である。もう既にそういった場合に、土砂災害警戒情報が出てる状態でありましたので、そういった意味でこれを変えようと。その後、すぐ国からもそういう指示が来ておりますので、早速18日には避難指示をそれに従って出させていただいたわけでございます。

また、行政区の分館等を避難所として開設したケースはあったのかとのことでございますが、今回の大雨に際しましては、開設の相談や開設したとの情報はございませんでした。

今後の災害等における避難所の開設につきましては、行政区及び自主防災会において、分館等を避難所として開設できるとの意向を得ておりますので、具体的に開設及び運営方法、費用負担等について検討・協議を行う予定としており、町民の方が身近な場所に安全に避難ができる体制を整えております。

最後に、今回の大雨のように、非常に長期間に渡る降雨と、雨雲等の予想が非常に難しかった状況を踏まえた上で、町としましても、今後、早めの避難となるように、避難所の開設及び避難指示等の発令を行い、町民の安全を第一に考え、取り組んでまいります。町民の方へも、自分の身は自分で守る。地域で協力して助かる自助・共助及び早めの避難について、さらに周知を図ってまいります。

2点目の熊本県の土砂災害危険住宅移転促進事業の現在までの苓北町での利用状況についてでございますが、町外移転が2件、町内移転が1件の計3件となっております。

3点目の急傾斜地崩壊対策事業等で対応している物件についてでございますが、現在は、事業実施している箇所はございません。

しかし、富岡汐入り地区において、新規要望を行っており、事業実施の順番待ちとなっております。

また、県では、これまでに事業を実施した施設のうち、老朽化している施設の補修事業を実施することと、今回の補正予算に町負担金1,000万円を計上させていただいております。

4点目の急傾斜地地域等で崩壊等が発生し、人的・民家物件等に被害が生じた場合、その責任の所在についてであります。危険箇所等につきましては、土地所有者が適切に管理を行うことはもちろんであります。想定外の自然災害による被害につきましては、その責任につきましては、判断が困難であると思われます。

町といたしましては、危険箇所等の対応と人的被災を回避するためにも、早めの避難を呼びかけてまいります。

5点目の豪雨等による町道等の被害について、国の災害復旧事業対象外の箇所の対応につきましては、被害が拡大しないよう補修等を実施してまいります。

なお、今回の補正予算にそのための補修費等を計上させていただいておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 1点目のいわゆる避難指示の発令、これは非常に発令するタイミング、非常にこう微妙で、非常にご心労があられる、察するわけでございますけども、先ほど国のほうからも18日ですか、いわゆる土砂災害警戒情報が出たときには、速やかに警戒レベル4の避難指示を出すようにという旨の内容だったと受け止めておりますが、やはりこれは時と場合によりけりでしょうけれども、おそらく10回が10回、20回が20回、全部ケースが異なると、その場面は違うんじゃないかと思います。だから非常にまた困難を極める発令のタイミングということになろうかと思います。今後はそういった国の指導のもとで、レベル4の避難指示を出すということでございますが、やはりですね、出すタイミングが難しいですけども、やはり早めにね、やはり出す心、これは大事だと思います。非常にこう出された方ですね、行動もありますけども、そういうことで、タイミングを見計らってですね、躊躇なく発せられればと個人的には思っております。

その中で、いわゆる18日に避難を呼びかける、いわゆる避難指示、レベル警戒4、これは基本的にはレベル3の高齢者等の避難もありますけども、基本的には、レベル4は全部避難となっております。個々の考え方もあろうかと思いますが、まああのう、0人だったというのはいささかこう何か頭かしげますけども、この点についてどう思うわれるか、もう一度見解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほども答弁いたしましたように、土砂災害警戒情報が出た時点で避難指示を出すということで決めましたし、国からの指示もございました。そういうことで、その出た段階ですぐですね、町民の皆さんには避難をしていただく。そのための指示を出したい。そういう対応を考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） そのように対応方お願いしたいと思います。

いわゆる、我々避難する町民の1人といたしましても、何かこの言葉はあれですけども、慣れているのかどうかわかりませんが、非常にこの9世帯19名だったですか、また、18日はゼロということで、何かこう安心感というとあれですけども、どういったことでなされないのか。まあ自分のところが安全と思っておられる部分もあろうかと思ひますし、避難するよりも厳しい面もあろうかと思ひます。そういったことで、あまりにもですね、やはりこの避難指示が出て行動が伴わない、これについての感想はどう思っておられますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の倉田議員のご意見についてはですね、ごもっともだと思っております。全国の自治体といたしましてもですね、そういった部分で、避難所を開設してもなかなか避難される方が少ないというのは、課題として出ております。今回、先ほどの18日の件もございましたが、状況としては、前日の17日の午後から雨はもうほとんど降っていない状況でございます。そういった中で、18日の土砂災害警戒情報が出た時点でもうそれまで雨が降っていなかったということ。で、そのあと急激に発達した雲が苓北を通過する予想の中で、気象台のほうから土砂災害警戒情報が発表されたという状況でございます。

最終的に避難されるのは、それぞれ個人の判断ということでございますけれども、やはり近年の集中豪雨等を見ますと、避難が必要だということを日常的にですね、個人はもとより、地域で認識していただいて、避難に対する備えが必要だと考えておりますので、町長の答弁にもありましたように、避難へのですね、周知をさらに深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今の総務課長が仰せのとおり、やはりですね、なかなか個々の判断もあろうかと思ひますけども、今回、結果的にはですね、大きな災害がなかったということでの結果でございますけども、やはりいろんな警報等が発表なされますが、やはり空振りになってもいいから情報の発令、また、避難の行動、やっぱりこういったことをですね、やはりいろいろ無理もある分もあろうかと思ひますけども、やはりしていく必要があろうと思っております。引き続き、対応方、また、我々もそういうことで従っていくべきだと認識をしております。

今回、行政区の臨時的な避難所は開設なかったということで、結果だったわけでございますけども、やはり過去台風等でやはりうちの区を例にとりますと、やはりお年寄り

の方が2、3人連絡取り合って、やはり避難をなされておりました。最近はそういうお方もですね、施設等に移られまして、なかなかそういう状況は少なくなっておりますけれども、やはりいろんな、先ほども自主防災組織でしょうか、そういったやっぱり近隣の、あるいは組織等のやっぱり横の連絡を取りながらですね、やはり1人でもですね、けがないように、また、尊い命に支障がないようにですね、対応方、注意していただければと思っております。そういうことで、避難指示の発令はですね、やはり躊躇なく、思い切って出していただきたいと思いますと思っております。

それと2点目のいわゆる土砂災害警戒空域等の移転の促進事業住宅ですけども、先ほどの答弁では、3件のうち2件が町内、1件が町外ということだったんですかね。もう一度その辺を聞き取りたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 3件のうち2件が町外に移転されて、1件が町内の移転でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 失礼をいたしました。幸いですね、いろんな、まあ課長はご存じかと思っておりますけども、いろんな条件が合うと最高1,100万円ですか、という事業もあるようでございます。これもですね、個々のお考えの中で利用されるか、あるいは、そのままかということは、もう自己判断に最終的にはなろうかと思っておりますけども、そのPRと言いましょ、その辺の周知についてどういう見解でおられるか、その辺をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） このレッドゾーン、イエローゾーンの対象区域にお住まいの方たちのPRと申しますかですね、周知についてですね、令和元年6月に県のほうから依頼がございまして、対象のレッドゾーン407戸、イエローゾーン625戸の対象の方たちに対しまして、区長様を通じてですね、土砂災害警戒区域内に入っておりますと。災害のときには、早めの避難をお願いします。あわせて、移転される場合は、300万円の補助がございましてよという文書をですね、配布いたしております。

その直後ですね、まあ相談が6件ございまして、いろいろと条件がございまして、先ほど言いました、崖地近接移転事業もあわせまして、まだ増えるんですけども、該当ですね、個々の条件にですね、なかなか該当しないということで諦められた経過がございます。

最近もですね、去年でしたか、2件ですね、相談がございまして、それは条件が、最終的な条件でですね、今住んでいる家を壊さなければいけないと。そこがちょっとネックだということを、やっぱりおっしゃられている方たちがいらっしゃいました。そうい

うことでPRをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） そういうことで、令和元年にPRを区長さん等を通じてしたということでありました。奇しくもと言いましょか、最近非常にこのいろんな自然災害等が多ございます。やはり機会がありましたらですね、少しでもそういうPRといたしておかしいんですけども、お知らせ等をですね、していただければと思っております。そういった6件とか2件のお問合せがあっているということは、そういった周知。徹底がなされている一面かなとも感じております。

最高額1,100万円の条件、多分、厳しいと思いますけども、そういったやはりこともあるということもですね、ご存じの方、また、じゃない方もおられると思いますけども、ちょっとずつでもですね、機会があれば表示いただければと思っております。

次に、特別警戒区域等の改修の状況で、今年度はないということでございます。これは本当相当な数でございます。しかしながらですね、最近のこのいろんな自然災害等を見るならば、やはりもっともっとですね、国も県も積極的に対応していかないと。昨日、今日も出ておりますけども、やはり人命が第一でございます。もちろん、お金もかかりますけども、ご承知のとおり、国土強靱化法ですか、あれもつくられて、多分その中でもそういった自然災害等に対する、いわゆる国の責務、あるいは地方公共団体の責務等々がうたってあるかと思えます。やはりそういった法のもとで、もう少しですね、やはり国も県もちろん地方自治体もですけども、もっと積極的にやっぱり取り組む姿勢をですね、持って行かないと、何か大きな災害があったら激甚法とかの適応で対応されているというのが実情でございますが、その中でですね、やはり人命が亡くなられていく、そういったことがですね、なかなかこう伴っていかないと、ちょっと言葉が悪いですけども、そういった被害が拡大しないとそういう事業に接する機会が少ないような感も持っております。

できたらですね、やはり議会も含めて、町も含めて、やはり関係団体にやはり意見書とか要望書を出すぐらいのやはり行動を今やっぱり取るべき時期でもないかと思っておりますけども、その点について、考えをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 確かにですね、急傾斜地はもう熊本県下、もう全国的にですね、多数ございまして、熊本県に要望しましても順番待ちですとしかですね、お答えがないです。いわゆる順番待ちということは、いわゆるお金がないということです。ので、当然ですね、そこら辺も確保をですね、財源確保のですね、何らかの要望はしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 町長、課長が仰せられるように、やはり財源がこれ一番だと思います。ご承知のとおり、今、コロナ禍の中で非常にこの国もそっちのほうに財源を注ぎ込んでおります。国の財政も4割ぐらいが借入金で構成しなければ予算が立たないという時期を迎えておりますけども、特にそういうことになれば、そういった事業面の推進がやはり進んでいかないというような感を持っております。

コロナも命、やっぱり土砂災害等も命でございます。いずれにいたしましても財源がなければ伴わない事業案でありますけども、やはりですね、もっともっとやはりそういった認識をですね、深めていく必要があるかと思います。今後ですね、あらゆる行動等を取りましてアクションを起こしていただければと思っております。

続きまして、4点目のいわゆる特別警戒区域等の土砂崩れ、この責任所在の件でございますけども、平たく早く言えば、その判断、責任の所在は難しいということでございますけども、もう少しその詳しくと言いましょか、補足があったならば説明を願いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） この警戒区域内でですね、県が急傾斜地等で整備した施設ですね、そういうふうなところに不備があつてした場合はですね、当然、県がですね、何らかの対応をしなければならんんじゃないかと思うんですけども、ほとんどが民地でございますので、未整備地区ですね。それで所有者だからということで責任賠償ということになると、やはり想定外の自然災害ということになりますので、裁判とか何とかそういうふうになるんじゃないかということで、いわゆる責任の所在というのは断定できないということでお答えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） やはりこの問題は、やはりすぐどうこうという答えも出ないかと思います。今、ちょっと思い出したんですけども、上天草の1号橋を渡って、本渡方面に来る、1号橋渡って間もなくと思うんですけど、何年か前に石が落ちて亡くなられた交通事故といいましょか、事故があつたときには、最終的には県ですかね、国だったかな、県と思いますけども、それは答弁はいいんですけど、そういうことで明らかな風水害、そういった場合と、やはり自然的にこう落ちる場合、土石流がですね、大雨の場合、いろんな条件も加味して判断されると思うんですけども、土砂災害じゃなくて、一般的日常でこう石が落ちた、土砂が落ちたというのは、基本的にはやはり土地所有者の方のやはり責任がやっぱり大きい部分があるんじゃないかと個人的には思いますが、その辺、もし見解があらわれれば。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町道もですね、先ほど松本議員にも言いましたけども、管理瑕疵ですね、適切に管理しているかどうかやはり責任の所在の分かれ目だと思いますので、ただ、民地はですね、まあ山とか何とかはですね、個人の方がですね、ずっと点検して回るというのは難しいということでございますので、そこでこの場ですね、所有者にというのはちょっと申し上げにくいということでよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） やはりですね、今後は苓北に限らず、やはりこの高齢化の中ですね、やはり昨今出ておりますけども、やはり道路の樹木のいわゆる差しかかった道路に差しかかった伐採等もね、ほとんど町のほうが手助けして、所有者に代わってですね、しておられます。やはりそういうことでですね、多分多くなってくると思います。そういった問題といいましょうか、課題がですね。そういった落石とかは別といたしましても、やはりそういう何ていいましょうか、状況化であります。そういう中で、今回は警戒特別区域のいわゆるそういった中での崩壊で人的、あるいは物件といいましょうか、建物等の被害が生じた場合ということでお尋ねをいたしましたけども、なかなかですね、ケースバイケースでその件数も1件1件すべて若干異なるケースと思います。いずれにいたしましてもですね、町における最大の責任のパトロールも含めてですね、あるいは県も含めてですけども、そういうことをですね、日常から取り組んでいただければと思っております。

最後に、豪雨災害等で町道、河川、農地等のやはり被害が生じた場合、特にですね、もちろん町道も河川もそうですけども、民間がいわゆる関わる農地等の災害、これ非常に被害の状況によって補助金、あるいは採択になるか、ならないか。そのあれが異なりますけども、なかなかこう積極的に対応されておりますけども、大にしてやっぱり取り掛かりが遅いと言えぱちょっと言葉があれなんですけども、いろんな事業等の補助関係もあるんでしょけども、その辺のこの取り組む姿勢というのはどういう状況でまずあられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 農地等の災害の発生についてはですね、町の職員も回りますけども、なかなかその発見というのは難しいところがあります。所有者の方からそういったご相談があればですね、町のほうで現場を見に行ってお対応するようにしているんですけども、農地と言いましても、田んぼと畑ではですね、補助の限度額が全く異なりまして、特に畑については、大きな被害があってもその限度額が限られているので、まあ受益者の方によってはですね、そこまでお金を出して、負担金出してでもせんでよか、そのままでよかというふうなところもございます。補助にかからなくてもですね、

町のほうでは小規模の農災の補助もしておりますので、そちらのほうを含めてですね、受益者の方には案内して対応するようにしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、課長がご答弁なされたように、ある程度こう積極的に対応されているという感を持っております。ただ、やはり高齢化といいましょうか、やはり農業人口の減少する中で、もう災害かかってそのまま放置している田んぼ、あるいは一部畑もあります。ちょっと非常に寂しんですけども、やはり受益者負担ということも伴いますし、一定の条件があります。だからやむを得ないかなと思いますけども、やはりですね、農地も含んで国土ですから、強靱化もありますので、いろんな角度からですね、もっともっと積極的に対応していただいて、やはり日本を守るという言葉はあれなんですけども、そういった国土を守るという観点からですね、もっともっとやはり取り組んでいただければと思っております。

一応、もう時間がきましたので、これをもちまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時43分

令和 3 年 9 月 1 0 日（金）

（第 3 日 目）

令和３年第５回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和３年第５回苓北町議会定例会は、令和３年９月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	９番	山本 政人
１０番	倉田 明	１１番	田嶋 豊昭（副議長）
１２番	錦戸 俊春（議長）		

３．不応招議員は次のとおりである。

８番 野崎 幸洋

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
監 査 委 員	登本 玄一		

8. 議事日程

日程第 1	認定第 1 号	令和 2 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	令和 2 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	令和 2 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4 号	令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5 号	令和 2 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6 号	令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 7 号	令和 2 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 8 号	令和 2 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 9 号	令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 10 号	令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 11 号	令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	報告第 5 号	令和 2 年度決算における健全化判断比率について
日程第 13	議案第 40 号	苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 14	議案第 41 号	苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 42 号	苓北町税条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 43 号	苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 44 号	苓北町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 45 号	苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第 19	議案第 46 号	苓北町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する 条例について
日程第 20	議案第 47 号	苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正す る条例について
日程第 21	議案第 48 号	苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン 共同受信施設の設置に関する条例を廃止する条例につ いて
日程第 22	議案第 49 号	苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業費分担金徴収 条例を廃止する条例について
日程第 23	議案第 50 号	苓北町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 24	議案第 51 号	令和 3 年度苓北町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 25	議案第 52 号	令和 3 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 26	議案第 53 号	令和 3 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 27	議案第 54 号	令和 3 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 28	議案第 55 号	令和 3 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 29	議案第 56 号	令和 3 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）
日程第 30	議案第 57 号	令和 3 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 31	議案第 58 号	令和 3 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 32	議案第 59 号	令和 3 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 33	議案第 60 号	令和 3 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 34	発議第 7 号	苓北町長の専決処分事項の指定についての一部改正に ついて

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

ここで、認定第1号から決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員に出席を求めています。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和2年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和2年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和2年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 令和2年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第11号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

一般会計から順次提案理由の説明を求めます。

認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第23条第1項及び第2項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から令和3年6月28日付けで提出を受けました、一般会計及び特別会計に係る決算書につきまして、令和3年6月30日付けで監査委員に審査をお願いをいたしました。

監査委員におかれましては、令和3年6月30日から7月30日までの間、各費目ごとに担当課から内容聴取をしていただきながら慎重に審査をしていただき、その結果につきまして、令和3年8月30日付けで、適正であるとの審査意見書をいただきました。膨大な資料と長時間に渡り審査をしていただきました監査委員のご労苦に対しまして、深く敬意を表するものでございます。

この後、各会計における決算の状況につきまして説明をいたさせます。

認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の詳細につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせます。

また、認定第2号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定から認定第11号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどをお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算書の内容について、ご説明させていただきます。

申し訳ありませんが、決算書の7ページをお開きください。

7ページの実質収支に関する調書でございます。決算額は、1、歳入総額が61億9,489万7,549円。2、歳出総額が60億4,062万4,469円で、3、歳入歳出差引額が1億5,427万3,080円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしましては、（2）で繰越明許費繰越額3,353万1,000円を差し引いた、5の実質収支額は1億2,074万2,080円となりました。この残金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定によりまして、全額を

令和３年度の繰越金といたしまして、令和３年度において剰余金の２分の１をくだらない金額、６,５００万円を財政調整基金に積み立てをしております。したがって、決算書の６の欄は、剰余金の金額、全額を繰り越しましたので、令和２年度決算での基金繰入金はございません。

詳細につきましては、歳入が決算書の１０ページから５１ページまで、歳出が５２ページから１７７ページまでに掲載をしてあります。また、２９７ページから３０４ページに財産に関する調書を添付しております。

なお、決算に関する資料といたしまして、令和２年度主要施策成果説明書を別冊で配付しております。

ご認定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第２号、令和２年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 認定第２号、令和２年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の１８０ページをお開きください。

苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額８３３万９,５４１円、歳出総額６６５万６,２５０円、歳入歳出差引額１６８万３,２９１円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は１６８万３,２９１円で、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第３号、令和２年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 認定第３号、令和２年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の１８９ページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額５,４６８万６,０１７円、歳出総額１８５万１,２７３円、歳入歳出差引額５,２８３万４,７４４円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は５,２８３万４,７４４円で、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第４号、令和２年度苓北町国民健康保険特別会計歳

入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 認定第4号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の198ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額10億1,538万5,182円。2、歳出総額9億9,246万5,253円。3、歳入歳出差引額2,291万9,929円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額2,291万9,929円。6、実質収支額のうち苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和2年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第5号、令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 認定第5号、令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

恐れ入ります、決算書の220ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額10億1,860万1,982円。2、歳出総額10億1,425万4,355円。3、歳入歳出差引額434万7,627円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額434万7,627円。6、実質収支額のうち苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第6号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 認定第6号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の239ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額1億2,221万8,722円。2、歳出総額1億2,090万5,507円。3、歳入歳出差引額131万3,215円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額131万3,215円。6、

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第7号、令和2年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第7号、令和2年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の250ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が1億8,039万8,919円。2、歳出総額が1億6,692万9,768円。3、歳入歳出差引額が1,346万9,151円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,346万9,151円です。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和2年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況です。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第8号、令和2年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第8号、令和2年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の261ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が4億1,543万7,117円。2、歳出総額が4億875万5,539円。3、歳入歳出差引額が668万1,578円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費として438万3,000円。5、実質収支額229万8,578円です。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和2年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況です。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第9号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第9号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の２７３ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。１、歳入総額が１,６９９万６７４円。２、歳出総額が１,６４６万４,６７４円。３、歳入歳出差引額が５２万６,０００円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。５、実質収支額５２万６,０００円。６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和２年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第１０号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第１０号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の２８２ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。１、歳入総額が４,６５５万２,３１２円。２、歳出総額が４,６５４万９,９１１円。３、歳入歳出差引額が２,４０１円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。５、実質収支額２,４０１円です。６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況です。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第１１号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 認定第１１号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の２９２ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額３７８万７,３６１円。２、歳出総額３４６万７,８００円。３、歳入歳出差引額３１万９,５６１円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。５、実質収支額３１万９,５６１円。６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上が令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ただし、来週月曜から決算審査特別委員会において審査をお願いする予定でございます。

すので、総括的な質疑に限らせていただきます。

質疑は各会計ごとに行います。

なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和2年度苓北町国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第７号、令和２年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和２年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第８号、令和２年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和２年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第９号、令和２年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和２年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第１０号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第１１号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

認定第１号から認定第１１号については、議長と議選の監査委員を除く１０人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、

地方自治法第98条第1項の権限を、この決算審査特別委員会に委任することにししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号については、議長と議選監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月13日月曜、14日火曜、15日水曜のいずれも午前9時30分から大会議室及び第1、第2委員会室で行います。

—————○—————

日程第12 報告第5号 令和2年度決算における健全化判断比率について

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、報告第5号、令和2年度決算における健全化判断比率についてを議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 報告第5号、令和2年度決算における健全化判断比率について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和3年9月8日。苓北町長、田嶋章二。

健全化判断比率の財政指標について説明をさせていただきますので、2ページをお願いいたします。

健全化判断比率の状況ということで、①番から④番まで番号を付けております。まず、①の実質赤字比率は、一般会計の赤字比率ですが、赤字がございませんので、数値はありません。

次に、②の連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく、一般会計、各特別会計とも赤字はございませんので、数値はございません。

次に、③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、広域連合負担に関わる公債費分まで含めた公債費比率の3カ年平均で13.4となり、早期健全化基準値は25%以内となっております。

次に、④の将来負担比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合に係る公債費分負担金まで含めた地方債など、現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表し

た割合で83.6%でございます。早期健全化基準値は350%以内になっております。

3ページから5ページまで、①から④までの各指数の計算式等を用いた数値を示しております。

また、決算審査意見書の51ページに、只今申し上げた数値を監査委員さんに審査していただいた意見書を記載しております。

以上、令和2年度決算における健全化判断比率についてのご報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 質疑というか要望なんですけども、私はいつもこの将来負担比率について意見を述べております。今までは、3桁ということで、熊本市と町村では確か桁北だけだったと思うんですけども、今回はコロナでいろんな影響があったんでしょう。全ての事業がストップして、財政調整基金にも多額の積立金があるようでございます。よって、久しぶりと言ったらなんですけども2桁ということになっているようでございます。いつも9月1日に県のほうから、これについては県下の状況が報道機関に発表され、それ新聞に載りますけども、私が見間違えかわかりませんけども、今年度だけ1番知りたかったのに新聞に載っておりませんでした。できたらですね、資料と言いますか、県下の中における苓北町の状況を知りたいということで、よかったらそういった資料があったら後日というか、この議会内でも結構でございますので、お示し願えないかと思っておりますけど。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 私どものところにも県平均とかですね、順位とかはまだいただいております。もし届いておりましたら、決算審査特別委員会のときに間に合えばご提示したいと思っております。

今回の20%、前年が107.6%で、今回は83.6%の理由でございますが、地方債の現在高が前年に比べまして2億3,100万円の減、基金の積立額が2億6,400万円の増、それが原因で今回107.6から83.6の数字に動いた経緯でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 4ページの実質公債費比率についてお伺いしたいと思っております。

この数字を見ますと年々一般会計の元利償還金が若干増額になっておりますが、公営企業に係る償還金は減になってきているということと、標準財政収入額と普通交付税が

昨年に比べて大きく増加になっているというのが13.4という実質公債費比率が下がってきていると。昨年14.4ですから、これを見ると年々実質公債費比率も下がっていくのかなというふうには思いますけれども、今後の傾向としてですね、いろいろと人口が大幅に減少してきております、ここ数年ですね。このままでいくと、あと10年後ぐらいには5,000人ぐらいになるんじゃないかなろうかという推定がありますけれども、公債費の残高がこのまま大きな公共事業をしなければ減少していくんだと思いますけれども、その辺りのその標準税収入と交付税あたりをですね、どのように見ているのか。また、公営企業、特に下水道関係の借入金が非常に大きい状態でありますけれども、今後、経年変化で大幅な改修等がこの近年ないということで、ある程度人口が減ったら収入も減っていくというようなこともあろうかと思いますが、大体おおむねほぼ何年間、ここの5年間ぐらいを見たときですね、この数値も減少していくというふうな見込みを立てられるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 今、公債費比率の関係で、単年ではですね、平成30年が13.2、元年度が14.4、令和2年度が12.6で、今回3カ年平均ということで13.4という数字になっております。この数字にいたしましては、苓北町の元金、地方債現在高のピークがそろそろきておりますが、それを含めまして全体的に考えますと、令和3年度あたりも複雑な計算でございますが、12点台、13点台で落ち着くかなと考えております。

元金の推移でございますが、令和3年度で6億9,000万円、令和4年度で、同じく6億9,000万円、それから、今の町の計画では、起債の発行の予定が毎年臨時財政対策債を含めまして4億円ほどの借入れを計画しております。元金が6億9,000万円ですので、毎年2億円以上、元金が増えるような財政計画をしております。あとで審議されますが、過疎対策事業債に関しましても、毎年ハード事業、ソフト事業に関しまして、2億円を町の目標といたしまして借入れをしていく予定になっております。

これからの公債費比率でございますが、なかなか急には落ちないとは思いますが、これくらいの数字から若干落ちていく予測になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

本日は、これでご退席いただいて結構でございます。来週月曜日からの決算審査特別

委員会へのご出席につきましてもよろしくお願いをいたします。

-----○-----

**日程第 13 議案第 40 号 苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の制定について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第 13、議案第 40 号、苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第 40 号、苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定することとする。

令和 3 年 9 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号）の施行に伴い、自治体の長及び議員の選挙運動に関する費用の一部を自治体が負担するにあたり、必要な条例を整備する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）。

本条例の内容につきましては、8 月 24 日に開催された議会全員協議会の中で説明させていただいておりますので、本日は、条例の構成について説明をさせていただきます。

まず、条例第 1 条で、本条例の趣旨として、公職選挙法第 141 条第 8 項、第 142 条第 1 項及び第 143 条第 5 項の規定に基づき、苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車の使用、第 142 条第 1 項第 7 号のビラの作成及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとするとしております。

第 2 条から第 5 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する事項、第 6 条から第 8 条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する事項、第 9 条から第 11 条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する事項を規定し、第 12 条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は委員会が別に定めるとしております。

附則としまして、施行期日は、公布の日から施行する。

適用区分は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用することとし、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとしております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私は、全員協議会を体調不良で欠席をしておりましたものですから、なかなかこの条文を読んで理解することができず、議長に説明をいただきましたけれども、再度、課長、お尋ねをいたします。

この条例（案）の第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続きの条文内容で苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における候補者のポスターの上限額はいくらとなるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） お尋ねの件でございますけれども、ポスターの1枚当たりの単価につきましては、施行令のほうで算定式が設けられておりますので、それに当てはめて苓北町で計算をいたしますと、ポスター掲示を55カ所ということで、1枚当たり上限が6,171円ということになります。この単価につきましては、ポスター掲示場がですね、少なければ高い、多ければ安くなるというようなことになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 選挙運動用ポスター作成の実勢単価を見極める上で見積り等を何社からか取られましたか。お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今回の条例提案にあたって見積書は徴収はしておりません。県内の他の自治体の情勢を確認はさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） このままの条例（案）で可決されれば、写真撮影、デザイン料、印刷費用が対象、消費税相当額を含めた1枚6,171円、枚数として55枚までのポスターを作成することが公費税金でできるということになるわけですね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） はい。今おっしゃったとおりでございますが、あくまでも条例上はですね、上限額ということで設けておりますので、実質かかった経費、それ以下ということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 条例の中身の中です、第4条に、町は、候補者（前条の規定に係る届出をした者に限る。）が同条の契約に基づきというふうにあるんですが、この同条っていうのがよくわかんないんですけど、これ同条はこの第4条を指しているのか。もしかしたら、これ第3条の契約締結ということを指しているのか。というのがちょっとわかんないのでお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、おっしゃるとおり、契約については、第3条のほうで契約ということですので、ここについては、3条の契約に基づき当該契約の相手方ということになります。

○議長（錦戸俊春君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時16分

再開 午前10時19分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 先ほどの山口議員のご質問に対してでございますけれども、ここで言う第4条の同条の契約に基づきという部分につきましては、前段で、前段でいいますか、第3条のほうで自動車の使用の契約締結を行い、選挙管理委員会に届出をしなければならないということですのでしております。第4条では、その候補者ということで、その候補者のあとに括弧書きで、前条の規定による届出をした者に限るということで、ここで第3条の部分が出てきております。この候補者が、この括弧書きですね、前条の規定による届出をした者に限るということが同条の契約に基づきということで、前に括弧書きで前条が出ている。これがそのまま第3条ということで、そのあとの同条は第3条ということになりますので、ちょっと文言上解釈しにくいと思いますが、そういうことでお捉えをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今回の条例によって、一部公費負担ということになるわけだと思いますけれども、これはあくまでも申請主義ということで、本人が、いや、自分は公費負担でなくて自己負担でいいですよというふうにして申請するならば、対象外ということで理解していいのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） おっしゃるとおりでございます。一応、候補者の方がそれ

それ契約等を結んだ中で選挙管理委員会に届出等していただく必要がございますので、そういった手続きを踏まれない方につきましては、公費負担がないということでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 前回の全員協議会の説明の折に、お願いとして、この条例の制定については、相当問題があるんじゃないかなろうか。やはり、町民の方々のやはり気持ちも知るべきじゃないか。我々独自で決める問題じゃないじゃないかということで、町民にアンケートを取っていただくようお願いをしました。そして、この条例は、今回出さなくてもまだ12月、3月でも存分に間に合いますのでそこら辺でようはなかかということをお願いしました。

それと、できることなら、申し合わせ事項等も含めてでございますけれども、もう選挙カーも廃止、ビラも廃止、もう町からそういったハガキあたりも廃止してしましまして、町から配付されている選挙の公報だけでもいいんじゃないかなろうかということでお願いをしましたけれども、そこら辺の経過についてお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 全員協議会のほうでもその旨おっしゃったことは認識しております。選挙運動の公費負担につきましては、これについても全国的な議員のなり手がないという中で、公職選挙法のほうがですね、改正をされておりますので、全国的にそういったことで条例を制定し、公費負担という流れになってきておりますので、苓北町といたしましても、やはり前回は無投票ということもございましたので、今後も踏まえますと、条例を制定し、候補者の方の負担を軽減するというところで、今回、条例をあげさせていただいております。

また、町民アンケートをとということでございましたけれども、議員皆様方におきましては、町民の代表の方でございますので、町議会で議員の皆様方でそこはご決定していただいてよろしいのではないかと考えております。

それとポスターとかそういうものを全て廃止でということでございますけれども、そちらについてもですね、こちらのほうでその提案するということはなかなか難しいと思いますので、そこについては、こちらから提案するのは難しいということでご理解をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この苓北町は案外民主的になっておりまして、すぐ町民の方のアンケート、特に前回、私、一般質問しましたけれども、運行バスの利用状況とか、あるいは、数年前に行われました朝のラジオ体操の問題あたりは、一般の町民にお尋ね

して決めようというルールがあります。そんな中で、この一番大事な問題ですよ。我々選挙運動の費用をですよ、こういったその財政が緊迫している中でですよ、町費で出させていただくということは、それはありがたいかもしれません。しかし、そうでない方もおいでじゃなからうかと思います。まして、町民の方々は、我が選挙費用まで、おっどんが税金で、すつとかというような問題が、これは絶対起こります。それでそこら辺をここで言うアンケート調査というもとでしたら51%やったですよって、町費でみるもんがということになれば、それは応分な言い訳になろうかと思いますが、そこら辺の手立ても何もしないがままにですよ、私たちにしてくれると言え、私は欲の深かけん、「わあ、それはよかですね」って、「また出んばんですな、ただで出らるっとなら」ということですよ、そういった形になるかもしれませんよ。そこら辺をですよ、私は、ポスターの作る云々なら、それは法で規定されたならば、皆さんが全部寄って、話し合いして、それはもう何ですかね、打ち合わせていろいろ決めるということもあろうかと思いますけれども、この公費負担というのは問題があるから、ぜひアンケートを取ってくれろということをお願いしたはずですよ。今、アンケートを取るということについての経過はありませんでしたけれども、そこら辺をもう1回、私にわかるようにご説明をお願いをしたいと思います。

なぜアンケートは取らずにそのまま今回の提出に至ったかという経緯、なぜあせがらんばならん経緯、そこら辺の理由、じっくり構えていいんじゃないかということを私は言いました。先にも申し上げましたけれども、12月もある、3月もある、6月もある。言いましたけれども、なぜ今回、そこら辺を、私のお願いした分を無視された形で今回提出になられたのかという理由を、明確な理由を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 理由はですね、先ほど申し上げました、全国的なそのなり手がないという状況の中で、全国的にそういうふうに条例を制定し、公費負担になってきているということで説明を差し上げました。

アンケートということで強調されますけれども、アンケート自体、実際にやったとして、じゃあそれが回収率が何%になれば有効と認めてもらえるのかですね。その有効、例えば、極端ですが、10%ぐらいの回答率であつてもそれが賛成だ、反対だ、どちらが多かったに基づいてするというのが、果たして適正なのかということもございしますので、今回は、特に、特にと言いますか、全国的な情勢を見た中で提案をさせていただいたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は資料もなんも持たずに、全国的な情報も持ちません。ただ、本当に今期、9月期までほとんどの自治体が決めるかどうか。それは全国的だと思います

よ。しかし、まだ足踏みしている市町村とか何かがあったならば、全国的にやってもうたから、うちが一番遅いから、今回、決めさせてくださいというような意見も出るかと思います。そうしたならば、そういった傾向にあるならば、もっと早くこの問題に取りかかるべきですよ。私はそう思います。今の全国的、全国的という言葉については、できれば全国的な熊本県でも43市町村ですかね、全国的には3,800くらいの市町村があると思いますが、そこら辺を明記していただいて、出していただいて、もう99%この条例はこういった形で進んでいるということを、今回出してください。そして、金額にもばらばらがあると思います。この金額にも。あるいは、これは無償にしよう、これは補助金を出そうというようなことがあろうかと思います。そこら辺をですね、出してください。今の全国的にあったからやったということが、総務課長、直々に我々に教えられたならば、その内容がわかっているはずですので、そこら辺の提示を強く求めます。

もう3回目ですので言われませんので、議長、責任をもってこの件についてはよろしくお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） この件につきましては、先の説明会でもお話をしましたけれども、全国の各自治体の中から全国町村会、そして全国町村議会議長会からの要望がまず出されました。それを踏まえまして、令和2年6月に成立、公布をされました、公職選挙法の一部を改正する法律に基づきまして、全国の各自治体におきまして、この選挙公営の動きが出ているところでございます。今、言われました、全国の動きについては、まだ把握、ちょっとここに資料等もございませんので確認はできませんけれども、熊本県下の状況につきましては、先だつての議会全員協議会の中で説明をいたしたとおりです。調査時点まででは、県下の45市町村のうち、既に実施をされている市町村が22、実施していない自治体のうち、残りの8自治体は次回のそれぞれの自治体選挙時までは議会に上程する方針との回答がございまして、あわせまして30市町村、苓北町は除いております。30市町村が次回の選挙までには、それぞれ各自治体で条例を制定するという動きでございます。現時点では、そういった情報を掴んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） いろいろと賛否の質問等も出ているところです。これはもう条例は最後にどうするかというので決定するかと思いますが、1点だけ、今度の選挙公営のですね、財源ですね、については、これは国の総務省が決定として、町村、全国する

わけでしょうから、この財源措置はどのように総務省のほうは考えておられるのか。わかっていれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 財源措置につきましては、特別交付税の12月ルール分で、2分の1を交付するということになっております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先の全員協議会の中でですね、地方自治体における議員のなり手不足が叫ばれている。そのことに基づいて、この新たな条例をつくるということのようですが、説明のときには、議員のなり手がいないということでしたけども、この一番、本条例の中には一言もその言葉が書いてないのはどういうことなんでしょうか。

それから、全員協議会の中でですね、22自治体の資料はいただきましたが、これはこのことに対する感情論ですかね、数値というかな、議員からの要望はあったとか、12月議会に上程予定とか、検討中とか、年内で調整とか、12月議会に上程予定とか、丸印が書いてありますけども、果たして、このことが町民の皆さんの意向に沿ったものなのかということです。

それと、この議員のなり手不足の解消のために、このポスター代とかですね、ビラ、ビラは議員の場合なかですかね、ハガキ代とか、そういうものを公費負担にすることによってなり手が増えるんですか。そこをお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） そのなり手不足については、条例何もないということをおっしゃいましたけども、条例上はですね、そこは記載する必要はございませんので入れておりません。

それと当然、選挙運動、町長、町議、5日間ございます。皆さん、候補者の方ですね、選挙運動に労力を使われますので、その経費負担ということで、本条例の提案をさせていただいているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これは条例に記載の必要はないで、そしたら、なぜこの前の説明会のときは第1行目にきているんですか。それはそれだけ議員のなり手がいないということは全国的な、特に過疎化が進んでいる地域の自治体の中で大きな問題になっているんだということでしょう。とすれば、やはりこのことは、今、総務課長、載せる必要がないということですが、載せるべきじゃないですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 条例上はですね、根拠となる法令に基づいて本条例を制定

するということで趣旨にも書いてございますが、公職選挙法の第何条に基づいて、この条例をつくるんだということで定めております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） だからこそ今の日本の地方自治の状況をこの中にうたって、だからそれを解消するために立候補に関わる費用を税金でみるんのですということですかですよ。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 浜口議員おっしゃることもわかりますけれども、これにつきましてはですね、その条文の法令となります、公職選挙法の一部を改正する法律、この中で町村の選挙公営の拡大ということで、この法令の趣旨自体が、人口が減少する中で様々な地域社会の課題について民主的に合意形成を進めていく地方議会の役割は重要ですが、一方で、地方議会に対する住民の関心は低下しており、人口減少、高齢化も相まって、地方議員の議会の議員のなり手不足が深刻化していますということで、趣旨として申されております。ということは、公職選挙法の一部を改正する法律自体がですね、そういった意味合いの中で改正をされたということでございます。ご理解をいただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 条例案に対して修正動議をさせていただきたいと思いますので、受理をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 只今、廣田議員からの条例案の修正動議が提出されました。

議長として、これを受理します。

資料作成のため、暫時休憩をします。

—————○—————

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） この修正案が出ております。私はそのものに反対をします。

ただ、その中で、やり方として、これに賛成をするなら賛成をする。反対するなら反対をしたあとに、修正したあとにもまた賛否をとるわけですか。修正案を出して、それが通るといえることですか。

○議長（錦戸俊春君） わかりません。

○5番（松本良人君） いや、仮に修正案がですね、通るか通らんかしたあとに、また採決をする、せんを。採決をするわけですか。

○議長（錦戸俊春君） 修正案についても賛否をとります。原案についても賛否をとります。

○5番（松本良人君） そして、そこら辺がわからんとですたい。

○議長（錦戸俊春君） 結果はわかりません。

○5番（松本良人君） いや、そこら辺のやり方を聞きよつとですよ。やり方を。ここでこれを修正して、もう1回提案し直すわけですか。し直して、そしてこれでし直したと。そして、また再度これでし直したのを、これに賛成ですか、反対ですかというのを、いや、この条例の制定を賛成ですか、反対ということをするわけですか。

○議長（錦戸俊春君） 私は、この条文についても議題にあげられるかどうかはわかりません。皆さんのあくまでも。

○5番（松本良人君） いや、やり方ば聞きよつとですたい。わかった場合はどうすつとですか。何題か例をあげて、教えてください。今回は初めてのケースです。

○議長（錦戸俊春君） この動議が提出されました。この動議について、議案にするかしないかは、私はわかりません。

○5番（松本良人君） わかる、わからんな、ぴしゃつとした法的には聞きよらんとだけん。やり方ば聞きよつとやけん。

○議長（錦戸俊春君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時48分

再開 午前10時52分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この動議は、本案と関係がありますので、あわせて議題とし、発議者の趣旨説明を求めます。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） それでは、趣旨説明に入らせていただきます。

令和3年8月24日開催の議会全員協議会を私、体調不良のため欠席をいたしましたけれども、その後、議長より、その内容についての説明をいただきました、

特に「選挙公営」について、その中でも、公職選挙法施行令に準拠したこの条例案では、苓北町の選挙のポスター掲示場の数が55カ所ということで、6,171円がポスター1枚当たりの作成単価上限となるということのようです。いくら上限額とはいえ、私の経験値となる作成単価と大きくかけ離れており、このままだと、いわゆる公費で、ものすごく高価でぜいたくなポスターを作成することも可能。そして、そのことを助長することにもなりかねないと思うのです。

繰り返しとなりますが、この財源は公費負担、つまり町民の税金なのです。町長・町議選挙の立候補に係る環境改善のための条例制定ということは理解しますが、実勢単価を参考とした作成単価を上限とすべきです。私の経験値を踏まえ、修正案として2,000円とさせていただきました。この条例案における金額については、すべて消費税相当額を含むこととされておるようです。

なお、この条文の字句については、先に申し上げた全員協議会の資料にもありました。1枚当たりの作成単価の上限を1,150円とされている熊本県御船町の条例文を取り寄せ、参照させていただきました。なお、御船町の場合は、作成枚数については、破損等を考慮し、公職選挙法施行令の範囲内での補正值1.1を掛け、1円未満切り上げた枚数までは認めるような条文になっております。

趣旨説明は以上です。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

これから、動議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） これ非常に大きな事柄だと思います。やっぱり先ほどから話あったように、金額自体できるだけ低くというのはわかりますけれども、今、廣田議員、この2,000円というのが自分で作ったポスターをつていうような説明がありましたけれども、やっぱり条例等で定める場合には、ある程度きちんとした金額というのは明示すべきじゃないかというふうに、基礎をですね、きちんとした形じゃないとやっぱり条例の中で金額を置くというのは厳しいんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり、最初に出るとき、やっぱりこうよくわかんないからですね、そのポスターの会社によっては、写真を撮ったり、どういうふうなポーズをするかということで、もとの金額自体が結構かかるというようなケースもありますので、やっぱりその辺りの金額等も加味すれば、全国的な数値ということを基礎に置くというのも1つの案じゃないかと思いますが、これは何社からか見積もりを廣田議員自体が取られてのこの単価設定でしょうか。お伺いします。

○3番（廣田幸英君） 私のこの2,000円につきましては、野田議員、また、ほかの議員さんたち、2名、3名の議員さんたちの意見を聞きました。意見といたしますか、

実勢を聞きまして、1,000円以内、1,150円、また産山村におきましては2,150円、御船町は1,150円ということを勘案しまして、私の場合は1,000円以内でおさまりました。そういうことを勘案しまして、これから先、値上がりをするということも考えまして2,000円というのが一番妥当ではないかと。これは私個人の考えでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） この額を決定するにあたり、今、提案者の方がその財政が厳しいので下げますという言葉も一言あったと思いますが、私はこのポスターもさることながら、自家用車ですね、自家用車もほとんど持っとつとですよ。そして、車の場合は、わナンバーしか借られないとかいろいろあると思いますので、そこら辺のをこれに追加するとか何かというのは、お考えはなかったわけですか。自家用車の場合も一緒にしようかなというようなお考えはありませんでしたか。相当な、私、陸運事務所の許可を取った車しか借られんと思うとですよ。それで、仮に今の10人の定員のうちが15人の例えば候補者が出た場合、そのどこにそのわナンバーの車貸し出される車があるかというの、また新規の方はわかられんと言わなかろうかなと、ですね。そこら辺のご検討はなさりませんでしたか。

○3番（廣田幸英君） 貴重なご意見ではございますが、私が出しましたこれはポスターに関してだけでございます。もう本当貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今の説明では、町民負担をかけるのがいかんというふうな発言の中でですね、ポスター代を2,000円にされました。2,000円はOKということなんですか。ここは町民の負担にはならないということなんですか。

それと町民の負担にという考えをお持ちならば、選挙運動用自動車の使用に係る借入金とか、燃料費とか、運転手報酬、それから、選挙運動用ビラの作成、こういったものは対象にしなくてもいいということなんですか。

○3番（廣田幸英君） 最初申し上げましたように、浜口議員は私よりも経験が豊富でございますので、ポスターにつきましても詳しいかと思います。そうした中で、6,170円ですか、このポスター1枚当たり、これを頼むとすればちょっと私たちでは考えられないようなものすごく立派なポスターが出来上がるんじゃないかと。私はもう1,000円のポスターで満足をしております。そうした中で、新たに出たいと思われる人が、公費で出たいというときに、皆さんはどれぐらいんとを頼ますとですかと聞かれたときには、私は1,000円から1,500円と、今まではですねという答えをした。あくまで私個人の考えでこの案を出しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私はこの条例には反対をしていこうと思いますけども、これは第12条でですね、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定めるというふうになっています。とすれば、このポスターに限らず、第8条で選挙運動ビラですか、それから、ほかにも第9条も公費負担が書いてあるですね。

それから第10条、それから第11条でそれぞれの金額が示されています。これは、全てこの12条、このまま、私は反対ですけども、このまま通過させて、本案はですね。それでこの12条で対応するということはできないんでしょうか。

○3番（廣田幸英君） その点は、私のこの動議とはちょっと違うと思うんですが。それは個々の議員さんたちの判断ですべきだと、私はそう思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の質問でございますけれども、おっしゃるように、第12条において別に定めるということにしておりますので、その中で定めることができます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ほんならば、今、廣田議員の言うた、浜口の意見はこれに、あの、修正案に逸れたということは違うたいな。

○3番（廣田幸英君） 私が言ったのはそういう意味ではございません。浜口さんの意見も貴重な、先ほどの意見と一緒に貴重なご意見でございますので、勉強させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから修正案と原案についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

起立されない議員は反対とみなします。

まず、修正案について、起立によって採決します。

修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、只今修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

起立されない議員は反対とみなします。

修正部分を除く部分を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩、２０分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前１１時０５分

再開 午前１１時２０分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第１４ 議案第４１号 苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１４、議案第４１号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第４１号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

苓北町個人情報保護条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、デジタル庁設置法（令和３年法律第３６号）の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町個人情報保護条例（平成１７年苓北町条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きください。

右が改正前で、左が改正後、下線の部分が改正部分となります。今回の改正は、国においてデジタル庁設置法が制定され、令和３年９月１日から施行されるとともに、デジタル庁が設置されております。これに伴い、国の管轄が総務大臣から内閣総理大臣となったことにより、条例第２８条において規定しております、情報提供等記録の訂正をし

た場合の通知については、提出先が総務大臣から内閣総理大臣とし、番号法の条項ズレが生じておりますので、第19条第7号を第19条第8号に改正するものです。

それでは、条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 資料のですね、改正前と改正後のこの表現の仕方ですけども、第28条の2段目で、総務大臣はOKですが、この番号法第19条第7号、これは第7号だけでいいんじゃないですか。それで、改正後も第19条はそのままにして第8号だけ、この19条は変えないわけでしょう。それとも19条第何号を一体と考えてこういう表現の仕方をしてあるのかどうかですか。その点いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 条例改正のルールとしまして、その改正部分については、第19条第7号が第19条第8号ということに変わりますので、第何条第何号ということを含めて改正ということで下線を引かせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第42号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、議案第42号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第４２号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第１０７号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第１０８号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年総務省令第３４号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和３年総務省令第３５号）が、令和３年３月３１日にそれぞれ公布されたことに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

なお、令和３年度税制改正分につきましては、施行日が令和３年４月１日から施行されるものにつきましては、令和３年３月３１日付専決処分し、令和３年第３回定例会においてご承認をいただいているところでございます。

今回は、施行日が令和４年１月１日及び令和６年１月１日とされているものを改正するものでございます。

次のページ、条例本文をお願いいたします。

苓北町税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和４０年苓北町条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお願いします。

新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

第２４条第２項から附則第５条第１項までは、「個人住民税の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直し」に伴い、扶養控除の対象外となる国外居住親族は非課税限度額の算定基準から除外することとされたため、扶養親族概念の規定の整備を行ったものでございます。

まず、第２４条第２項は、均等割の非課税限度額における所得金額算定の際に考慮する「扶養親族」概念を「年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族」に限定したものです。控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢１６歳以上の者を言い、国内に居住する親族はこれまでと変更はございません。国外に居住する親族につきましては、扶養親族の要件の１つである合計所得金額要件について、国外源泉所得を含めず、国内源泉所得のみで判定していたため、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも、控除の対象とされているという問題がありました。このため、控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件を厳格化し、国外居住親族については、年齢１６歳以上２９歳

以下の者及び70歳以上の者に限って控除の対象とする改正が行われたため、扶養控除の対象外となる年齢30歳以上69歳以下の国外居住親族は、一部の者を除き非課税限度額の算定基準から除外することとされたものです。

続きまして、第36条の3の3第1項は、非課税限度額の算定基準に必要な扶養親族の数を把握するため、年齢16歳未満の扶養親族を有する者には、扶養親族申告書にその氏名等を記載して提出することが義務づけられており、改正前では、年齢16歳未満の扶養親族を「扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）」と規定されておりました。今回の控除対象扶養親族の見直しに伴い、控除対象扶養親族以外の扶養親族には、1つ、「年齢16歳未満の扶養親族」及び2つ目、「年齢30歳以上69歳以下である一定の国外居住親族」の2種類が存在することとなりますが、扶養親族申告書に必要な情報は、引き続き、年齢16歳未満の扶養親族に係る情報のみであることから、改正前「扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）」を改正後「扶養親族（16歳未満の者に限る。）」と改めるものです。

続きまして、1ページ下段から2ページ上段の附則第5条第1項は、所得割の非課税限度額における所得金額算定について、第2条第2項と同様の理由により改正するものです。

2ページをお願いします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、対象をより効果的なものに重点化した上で、令和9年度まで5年の延長を行うこととされたものです。

恐れ入りますが、条例本文へお戻りください。

附則としまして、施行期日、第1条、この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

また、第2条で、町民税に関する経過措置を規定しております。

以上が苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第１６ 議案第４３号 苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第１７ 議案第４４号 苓北町公民館条例の一部を改正する条例について

日程第１８ 議案第４５号 苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１６、議案第４３号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第１８、議案第４５号、苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてまでの３件は、提案理由が同一であるため、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

議案第４３号から議案第４５号までを一括議題とします。

議案第４３号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第４３号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、行政手続きの簡素化と住民の利便性向上を目的に、申請者からの申請等における押印を見直すことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町固定資産評価審査委員会条例（昭和３０年苓北町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きください。

右が改正前で、左が改正後、下線の部分が改正部分となります。

今回の改正は、審査の申出について規定している条例第5条において第4項の押印規定を削除し、第5項及び第6項をそれぞれ繰り上げることと改正するものです。

それでは、条例（案）本文に戻っていただきまして、附則です。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第44号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 議案第44号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例について。

苓北町公民館条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和3年9月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。行政手続きの簡素化と住民の利便性向上を目的に、申請者からの申請等における押印を見直すことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町公民館条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町公民館条例（平成17年苓北町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第45号、苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第45号、苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町火入れに関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和3年9月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由です。行政手続きの簡素化と住民の利便性向上を目的に、申請者からの申請等における押印を見直すことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをご覧ください。

苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町火入れに関する条例（昭和59年苓北町条例第42号）の一部を次のように改

正する。

様式第1号中の「㊟」を削る。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回、非常に押印廃止というのは、住民にとって利便性が上がると思います。そこで2点ほどお聞きします。今回の押印廃止ではほぼ苓北町の条例の押印廃止は完了するというふうになっているのか。まだ、残りの分、今精査している最中なのかを1点。

それと、火入れに関する条例、押印自体については何もないんですが、この火入れというのが、今現在も実際に行われている状況なのか。その関連として1点伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） まず、1点目の条例における押印廃止の件でございますが、今回の9月議会で、今3議案一括で今提案させていただきました。このあと、あと2本も押印廃止とその他の分がありますので、別々に審議いただきますが、今回、5条例を提案をしております。条例については、この5本で終了、終わりでございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） お尋ねの火入れ関係ですけれども、ここ数年といえますか、私が知る限りでこの旨、届出があったことはございません。ただ、野外焼却等ですね、農作業等のそういう処理につきましては、廃棄物処理法のほうでの届出というふうな形になりますので、この火入れに関しての届出は私が知る限り、ここ十数年届出はあっておりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 農作業の場合は、確かに、今、農作業とか、浜に上がったやつを一時業者が焼却するというのは認められていますけれども、この苓北町の火入れ条例そのものがですね、本当に必要なのかどうかというところで、これ山を焼く野焼きして、そのあとに焼き畑農業とかを前提にした条例なんではないでしょうか。ちょっと条例自体見てなかったもんですから、そういうこと自体が今もうやっぱり山火事の原因とかいうふうになるのであれば、そういう火入れ事体条例で認めるということ自体も根本的に考えるべきではないかなと思います。今後、その必要性とかを十分精査した上で、条例廃止なり

の検討をお願いいたしたいと思います。まだ、それは今後の検討としてよろしくをお願いいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 今、押印の関係の問題が出ましたけれども、これについて、個々にいろいろあると思いますが、もし関連してよろしければ、少しちょっと関連するので、議長からただめだという厳しい意見が出るかもしれませんけれども、苓北町で押印が必要な分というのをできたらですね、教えていただければ、町民の方々自体も大変助かられると思います。今、押印されないがずっと今決まってきたでしょ。でも、押印がぜひ必要だという分をできれば教えていただければいいんじゃないかなと思うんですけども、回答があれば回答をお願いします。私はお願いでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 現時点ではですね、ちょっとどれがということははっきりしませんけれども、例えば、戸籍の届出ですね、こういったものあたりは今いろいろ論議をされておりまして、押印はしなくていいけれども、やはり今までの印鑑を打つ習慣があるというふうな状況の中ですね、打ってもいいというようなお話等も出ているようでございますので、そこら辺は資料を集めた中で、今回の決算審査特別委員会の中で間に合うようであれば資料を提出したいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これ、今も副町長も発言されましたように、我々、今までずっと印鑑を押すことによって何か心を表すというか、そういうことでしてきたわけですが、相手方からすれば、まあ役所からすれば、これが本人だということはどのような形で確認されるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） はい。今回の押印廃止に伴う措置としましては、基本自署、または記名押印ということで、その記名というのは、パソコンとかそういった部分で印字でされてきた部分についてはですね、本人確認はできませんので、認印を押していただくということになります。

また、部署によってはですね、本人確認のために免許証の提示とか、特に窓口関係ですが、そこはですね、これまでどおり必要だということになります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私がお尋ねしているのは、そのサインですが、サインをどのような形で、これは尾脇宣宏さんの書類だ、提出書類だというふうな形で確認するんです

かということです。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） その点についてはですね、先ほど申し上げましたように、自署、署名ですね、本人署名。それと部署によっては免許証であるとか、保険証であるとか、そういった本人確認の提示が必要が残るところがあるということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） そうですね、その窓口で書く分ならいいんですよ。おっしゃるように、免許証を見せながら、これは尾脇ですよと、ところが、そういう書類ばかりなかでしょう、家で書いて、特に高齢化が進む中で、当事者がなかなか、例えば役所まで出向けないと、そういうときには、書かれたものを預かってくるわけでしょう、誰かが。それで前は認め印鑑とか、あるいは実印とか、印鑑の種類があって、実印なら印鑑登録ですか、印鑑登録証明書、そういうものを持ってくれば本人ということが確認できたけども、署名ならばその確認がでけんわけでしょうが、そこですたい、ですね。そのあなたが目の前で書けば、ああこの人は間違いないんだと、ちょっと確認しますけん免許証を見せてくださいと、顔も同じなので間違いありませんねという確認が取れますけれども、その書類を預かってきたときはどのような対応をするのかということですよ。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今の件についてはですね、調べまして、あとで回答させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 押印の際ですね、もし、例えば、自筆でサインして申請した場合、そのままで受け付けとくとですかね。例えば、今までは、何か証明書取りに行けば、免許証見せてください、保険証見せてください、本人確認を必ずする。それはまたあるわけですかね。ただ印鑑がいらんだだけで、今はですね、返って昔は印鑑ついてはいいって私が持って行けば、松本良人で通りよったですけども、かならず免許証を見せてください、保険証を見せてください。免許証を持たん者はどがんすつとですかね、保険証が、まあだ持たんとですばいとか言われたらどがんすればよかですかね。私はそこら辺ですね、返ってですね、便利かと言いながら、不自由なんです。例えば、火入れの場合、名前を、私が高戸幸雄になりすましてですね、高戸幸雄って火入れの申請をした場合、こういった形でするんですか、免許証ば見せてくれろっというて免許証で確認すつとですかね。そこら辺がどうもわからんとですよ。もうほとんどですね、窓口では免許証見てくださいっていう。私は、逆に免許証よりも印鑑のほうがよかつすもんね。免許

証車の中に積んでいっちょといけんですね。そういったことですが、そこら辺の簡素化、簡素化というても、どういった形で簡素化なるのかを教えてくださいなと。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 押印廃止につきましてはですね、内閣府のほうから地方公共団体における押印見直しのマニュアルということで、マニュアルが提示をされておりますので、この部分について議員の皆様方のほうにもですね、お示ししたいと、あとでお示ししたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） はい、よろしくお願いします。

ただですね、お尋ねしたいのは、身分を証明するものを出してくださいというて、逆にですね、厳しい身体検査が出てくつとですね。そこら辺の感覚をどのように扱われておるのか。保険証あたりを見せてくれ、保険証でいいのかどうか。免許証は写真もありますのでね、本人確認はできますけれども。例えば、私が登記のを親父んとばすつとにですたい、まだ親父生きとった場合、すましてですね、親父、保険証貸せろといって、住民票でん、戸籍でん取れるわけですね。そこら辺どのような対応で、どのような奨励をされるのか。お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 現状はですね、運転免許証とか、マイナンバーカードとか、顔写真付きのですね、証明がない場合は、例えば、保険証ともう一つ本人を証明できる部分、複数の証明でですね、確認をさせていただいておりますので、まず今後もですね、そういった部分でいいのかどうか、あわせてですね、確認をしたいと思います。

おって、皆さんにご説明をしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第４４号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第４５号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第１９ 議案第４６号 苓北町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１９、議案第４６号、苓北町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

なお、対象の定義として、苓北町農業近代化資金利子補給条例第１条に定める「農家」に該当する個人が議員として在籍しておられますが、その議員だけでなく、先に述べた、「農業」であれば対象となり得ることとされ、利害関係が間接的でありますので、議事をそのまま続けます。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第４６号、苓北町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について。

苓北町農業近代化資金利子補給条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由です。行政手続きの簡素化と住民の利便性向上を目的に、申請者からの申請等における押印を見直すこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをご覧ください。

苓北町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町農業近代化資金利子補給条例（昭和３７年苓北町条例第９１号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新

旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後、下線部分が改正部分です。

条例第2条にある「農業近代化資金融通法第2条第2項、各号に掲げる融資機関」には、農業協同組合だけでなく、農林中央金庫や銀行、その他金融機関も明記されていることから、第9条中の「所属農業協同組合」を「融資機関」に改め、第2条中の「融資機関」の次に、「（以下、融資機関という。）」を加えます。

次のページの様式第1号、「利子補給申請書」は、申請者からの押印の印を削り、「利子補給ありたく」を「利子補給を受けたく」に改めます。

次のページ、「申請書添付書類の別紙」は、「農業協同組合御中」を「融資機関御中」に改めます。

次のページ、様式第2号の「事業完了報告書」及び次のページ、第3号様式の「資金の内容に関する報告」は、申請者からの押印の印を削り、「農協長」を「金融機関の長」に改めます。

以上が改正内容で、条例（案）に戻っていただき、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 実は、私、以前、役所に勤めていた折に近代化資金と当時総合資金という資金がございました。これはいずれも農協のほうのですね、意見書というのが取り入れられておりまして、農協と取り引きのなかったある大きな経営体にどうしても融資ができないということで、これ総合資金だったんですけども、やむを得ず金融機関のほうから借り入れるという事案がございました。今、農林水産課の課長の話をちょっと私が聞き間違えなら何なんですけども、今度から農業協同組合が金融機関ということに変わっているようでございます。そうすると、この近代化資金も自ずと金融機関のほうからの借り入れが可能かどうか。お願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 先ほど説明しましたとおり、この農業近代化資金の借り入れ先には農業協同組合だけでなくですね、普通の銀行等も含めて対象となりますので、そちらのほうからの借り入れも可能でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 最近、農業法人がですね、それぞれ大型農業法人が出ているようでございますので、そういったことが可能ということであれば、地元の金融機関等々の利用も可能になるということで理解していいんですね。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい、そのとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第４６号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号、苓北町近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２０ 議案第４７号 苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する 条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第２０、議案第４７号、苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

なお、対象の定義として、苓北町中小企業振興資金利子補給条例第２条に定める中小企業信用保険法第２条第１項第１号に定める会社及び個人が議員として在籍しておられます。その議員だけでなく、先に述べた、会社・個人であれば対象となり得ることとされ、利害関係が間接的でありますので、議事をそのまま続けます。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 議案第４７号、苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例について。

苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、行政手続きの簡素化と住民の利便性向上を目的に、申請者からの申請等における押印を見直すこと、並びに利子補給の対象について、対象者、対象事業及び対象借入金融機関に区分整理を行うとともに、道路旅客運送業及び道路貨物運送業を新たに対象事業として追加すること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町中小企業振興利子補給条例（平成３年苓北町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、９枚めくっていただき、新旧対照表の１ページをお開き願います。

左側の欄が改正後、右の欄が改正前で、下線の部分が改正部分となっております。

まず、第２条は、中小企業者の定義について、定義規定を定めた中小企業信用保険法第２条においては、第１項の第１号から第７号までにわたって規定してあることから、「第２条第１項第１号」を、「第２条第１項」に改めるものです。

次に、改正前条例第３条では、利子補給の対象について規定していますが、内容が対象者と対象事業及び借入金融機関をまとめて規定しておりましたので、これを改正後では、第３条に（対象者）、第３条の次に、新たに第４条と第５条を加え、第４条として（対象事業）、第５条として（対象借入金融機関）をそれぞれ規定し、わかりやすく区分整理を行うとともに、第４条第５号ただし書きにおいて、道路旅客運送業と道路貨物運送業を対象事業として新たに追加するものです。

それでは、第２条から第５条について、内容をご説明いたします。

改正後の条例第３条は、対象者に関する規定として、第１号から第３号まで規定するもので、（対象者）、第３条、この条例による利子補給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第１号、中小企業者。第２号、法人の場合は本店の所在地、個人の場合は住所を町内に有する者。第３号、町税等の未納がない者であって、苓北町暴力団排除条例（平成２３年苓北町条例第１５号）第２条第１号及び第２号に規定する暴力団等でない者と規定するものです。

次に、改正後の条例第４条は、対象事業に関する規定として、第１号から第６号まで規定するもので、見出し、（対象事業）、第４条、利子補給を受けることができる対象事業は、次の各号に掲げるものとする。第１号、事業用店舗、倉庫（事業用倉庫を含む。）、工場、事務所の新築又は増改築事業（住居その他の用途に使用する部分を除く。）。第２号、製造又は営業を目的とする機械設備の導入事業（間接的な機械設備を除く。）。第３号、顧客用の無料駐車場の新設又は改良事業（用地取得費及び自家用駐車場設備を除く。）。第４号、公共事業等の施行に伴い改装又は移転する事業（補償の対象となっていた部分については、その額を控除し、かつ住居その他の用途に使用する箇所を除く。）。第５号、利子補給の対象となる設備には、車両は含まない。ただし、道路旅客運送業又は道路貨物運送業を営む者、宅配サービス又は移動販売を目的とする

車両を導入する者については、この限りでない。第6号、経営安定資金と規定するものです。

次に、改正後の条例第5条は、対象借入金融機関に関する規定として、第1号から第2号まで規定するもので、（対象借入金融機関）、第5条、利子補給の対象借入金融機関は次のとおりとする。第1号、政府系金融機関。第2号、天草管内に事業所を有する銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する金融機関、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び漁業協同組合と規定するものです。

次に、条ズレに伴い、改正前条例第4条第1項中、「前条」を「第3条」に改め、同条を第6条とするものです。

次に、改正前条例第5条の見出し中、「補給期間」を「利子補給期間」に改め、同条第1項ただし書き中、「第3条」を「法第2条第1項」に改め、同条に改正前条例では、第3条第2項で定めていた面積比等による費用並びに資金の算出方法に係る規定を第4項として加え、同条を第7条第4項とするものです。

次に、第8条の次のページの第9条は、各々条の繰り下げによるものです。

次に、改正後条例第10条では、各号の様式番号の次に、「を提出すること。」を加えるとともに、同条第5号中、「第4条第1項に規定する補給期間中は」を、「第7条第1項に規定する利子補給期間中は」に改めるものです。

次に、第11条から第14条までは、各々条の繰り下げです。

また、条の繰り下げに伴い、様式に記載の適用条項に条ズレが生じたので、様式第1号から第6号までの規定をそれぞれ改めるとともに、様式第6号については、押印の見直し、廃止により、報告者の「㊟」を削除するものです。

条例（案）本文2ページに戻っていただきまして、附則として、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、改正前の条例の規定に基づいて決定を受けた利子補給については、なお、従前の例による。こととしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号、苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、１時５分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後０時０５分

再開 午後１時０５分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第２１ 議案第４８号 苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例を廃止する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第２１、議案第４８号、苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第４８号、苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例を廃止する条例について。

苓北町民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町地域情報通信基盤施設の整備に伴い、ひかりネットワークを活用したケーブルテレビが町内に普及したことから、難視聴解消事業の必要性がなくなったためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例（平成６年苓北町条例第２９号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をいたします。

苓北町では、平成２１年度から２２年度において実施した苓北町地域情報通信基盤施設整備事業において、光ケーブルの整備を行いました。また、平成２３年７月２４日か

らテレビ放送の地上波は、アナログからデジタルに完全移行することになっており、町内の難視聴地区において設置されていた共同アンテナ組合では、その回収等の対応に苦慮されておりました。このことから、町で整備をいたしました、ひかりケーブルの整備事業において、町が親となるケーブルテレビ、これにつきましては、テレビの再放送ということになりますが、ケーブルテレビを整備したことから、町内の難視聴地区において設置されていた共同アンテナ組合は解散されたことによりまして、難視聴解消事業の必要がなくなったためでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第４８号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号、苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２２ 議案第４９号 苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業費分担金徴収条例を廃止する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第２２、議案第４９号、苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業費分担金徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第４９号、苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業費分担金徴収条例を廃止する条例について。

苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業費分担金徴収条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例の廃止を先ほど議決いただきましたが、これに伴い、本条例もあわせて廃止する必要があるためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第４９号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号、苓北町、民放テレビ放送難視聴解消事業費分担金徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２３ 議案第５０号 苓北町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第２３、議案第５０号、苓北町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 議案第５０号、苓北町過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定に基づき、苓北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和３年９月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画を定める場合は、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

令和３年４月１日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、苓

北町が新たに同法に基づく過疎地域として公示されたことから、過疎地域持続的発展市町村計画を策定いたしましたので、同法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本計画は、同法第8条第7項の規定に基づきまして、熊本県とあらかじめ協議を行っております。

また、8月24日に開催されました議会全員協議会で、議員の皆様からご意見をいただいた部分についても熊本県と協議をして修正を行っております。本計画の計画期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これ先の全員協議会でも説明を受けましたが、計画そのものについてというよりも、表記の方法について6点ほど伺います。

まず、4ページの17行目に陸路については、「熊本市まで車で約2時間30分を要す」と、これはよく使われる言葉なんですけども、これに、これの試算に使った車種は乗用車なのか、貨物車なのか。

それから、2番目で18ページの7行目にですね、「新規漁業者の参入と併せ漁場の拡大を推進」とありますけども、今の状況で、私が町内の皆さんに聞いた中では、果たして新規参入があるのか。あるとすればどのような形ですね、新規参入を進めるのか。

それから、海岸の白化減少ですか、とかいろいろあつて海藻も植わってこないというような状況の中で、この漁場拡大はどうしていくのか。沖合に求めていくのか。それとも新たに養殖場的な、海藻の養殖場的なものをつくっていく考えなのか。

それから、19ページで3行目と12行目にですね、国指定史跡などと観光客がきれいに管理された施設のために環境整備に努めるとありますが、これの計画は策定した中でこの表記になっているのかどうか。

それから、23ページの中段にですね、舗装の「損傷が著しい区間、約15.7キロメートル」という具体的な数値があがっていますが、それはどういう形で15.7キロメートルを決められたのか。

それから、修繕が必要と認めているということですけども、これも具体的な対応をされていくのか。

それから、下から3行目にですね、「天草圏域と長崎市を結ぶ海上交通はと、国庫補助航路として」とありますけども、この国庫補助航路をですね、株式会社苓北観光汽船が高速船を運航していますが、ここに赤字経営のために国庫補助航路として、国や関係

機関と連携して進めていくとしたほうがですね、実態とあっているんじゃないかと思います。この赤字航路というのは、それが元で国の補助金を受けるということになったわけですので、この赤字経営をあえて隠す必要はないというふうに思います。

それから、25ページに「上・下水道」とあるんですが、これは上水道のことなのか、下水道に対する水道を上と書いてあるだけなのか。それとも簡易水道なのか。そこら辺のこういう計画の中に記載するというのであればですね、やはり正式な呼び名をあげるべきではないかというふうに思います。下水道に対して上ば書いているんだということじゃなくて、簡易水道なら簡易水道、下水道というふうに表記すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、27ページの下から4行目にですね、「資源循環型社会の形成に寄与します」と表記になっているんですけども、これは何かちょっと他人事のような感じがするわけですね。自然循環型社会は苓北町の大きな特徴だと、環境整備のための大きな特徴だというふうに思うわけですよ。ですから、この寄与しますを振興しますに、寄与という言葉は、役に立つことを行うということですので、悪いことではないんですけども、振興は物事を盛んにするという形で広辞苑に書いてあります。ということであれば、やはり自然循環型社会を盛んにする。特に、今温暖化防止とか、カーボンゼロ化とか何とかいろいろ話があっておりますので、そういうふうな表記な仕方はどうかと思います。

あと計画の中身についてはですね、今後の議会の中でいろいろ問題提起していきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） まず、4ページの2時間半の定義でございますが、乗用車かという話なんですけど、一般的に私たちが使われている熊本までの時間と言えば、出張とかですね、そういう形で2時間半ということしております。

18ページの養殖業は農林水産課長が答えます。

19ページは商工観光課が答えます。

23ページの15.7は土木管理課が答えます。

国庫補助航路、表現が悪いですが、赤字経営という形で認めていただいておりますので、浜口さんのご意見もありましたので、表現的には修正はできますので、ちょっと検討をさせていただきます。

あと25ページの上・下水道の表現につきましても指摘がありましたので、わかりやすい表現に変えたいと思います。

27ページの自然循環型社会の形成に寄与しますというところなんですけど、ここもご指摘いただいたので、積極的に推進しますのような表現に変えさせていただきます。

あとは担当課長のほうからお答えします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、18ページの漁業における新規漁業者の参入と併せ、漁場の拡大を推進しますという文言につきましては、まず、新規参入を図ることにつきましては、このあとの補正予算の中にですね、1点、地域づくり夢チャレンジ推進事業補助金を活用しまして、短期就労及び観光型の移住体験業務委託料というのを計上しております。この中で都市部から若手の農業及び漁業に関心を持つ方をですね、地域の農業者、漁業者とマッチングしながらそこで従事していただき、あわせて、観光もしてもらう中でですね、将来的な移住・定住につなげればというふうなことで考えておりまして、そのような中で新規参入も考えていきたいと考えております。

あと漁場の拡大の推進につきましては、ヒオウギ貝、岩カキを営んでおられます2業者につきましては、漁場のほうを、いかだを増設したいというふうなお考えもありまして、そのようなことも含めて漁場の拡大を図るというふうなことで記載をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 19ページの観光の振興の計画ですけれども、現在、7月から地域活性化起業人ということで、株式会社ジャパックスからご意見いただいて、今、観光素材の掘り起こしと整理、あるいは新たな観光スポットの整備を少しずつ計画に向けての作業を行っているところです。現計画はございませんで、今からそういった計画をしっかりしたものをつくっていくということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 23ページの15.7ですね、舗装をですね、これ変状調査を行った結果、これぐらいあるということで交付金事業を活用して順次舗装の打ち替えを行うという計画でおります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） それでは、まず4ページですが、この一般的という表現じゃなくてですね、もう少し具体的な形を示すべきではないでしょうか。自分たちも熊本に行ったときには、時間帯によっては3時間を切るぐらいで行くこともできますが、時間帯では休みを2、3回とらねば熊本に着かんやったとか、あるいは帰って来れなかったとかいうことがあります。これは何ていうですかね、観光振興上も、企業誘致上もやっぱり非常に重要な時間だろうというふうに思います。そういう意味で2時間30分という切り方をせずともですね、例えば、2時間35分とか、そういう数字でも、いや、笑い

ごっじやなかですよ。私は一生懸命ですよ。でしょう。無理して2時間30分に数字をあわせんでもよかです、35分でも、36分でも。そのことが返ってその町の企業誘致とか、観光振興に取り組んでいる姿が見えると思います。適当に、だから笑いが出るということはですね、課長、だから曖昧なんです。だから一般的で言うていっちゃけていう感じでしょう。それは関係者の方はそういう感じにしかならんわけですよ。

それから、この漁場拡大は、これは漁場拡大じゃなくて、事業拡大ですな。今の説明によれば。要するに、ヒオウギ貝とかそういう養殖漁場を広げるということなので、ここで言う漁場拡大というのは、やっぱり一般的な部分も、自然なものを言うんじゃないかという気がします。私が間違っておれば、私、今の意見は取り消しますが、今、課長の説明では、養殖場の拡大というふうに思いますので、これは漁場拡大よりも事業拡大に、もしどうしてもするならばですね、すべきだと思います。

それから、若手の都市部からということですが、新規参入は当然都市部からだろうというふうに私も想像しますが、そこら辺の目安は、目安といいますか、何人ぐらいは来そうだとか、そういうものが具体的に、例えば、最近なんかカタカナの団体を言われましたけれども、そういうところに依頼をして、確実に来そうなところがあるのかどうかです。

以上かな。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず1点目の漁場という表記なんですけども、これにつきましては、その養殖場も含めて漁場というふうな解釈で私は捉えてよろしいんじゃないかと思っております。

2点目の短期就労等の事業の内容につきましては、現在、考えているのはですね、10経営体、農業、漁業も含めてですね、10経営体に1から2名程度の受け入れを考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 肝心のば忘れとった。4番の舗装の15.7キロ、これは変状調査ということのをされたそうですけども、これは変状調査は、専門家の方がされているんですか。それとも苓北町役場独自で実際行ってみて、ここはでこぼこやっかいとか、ここは舗装の切れとっじゃっかとかいうことなのか。それで、これの具体的な対応というのは考えておられますか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 委託をですね、行って、専門家が見ております。その後はですね、それに沿ってですね、職員がですね、また新たに出てきた所は、対象にな

るかならんかを職員で判断しております。具体的対応と申しますのは、先ほど申しましたけども、交付金事業を利用して一応舗装の打ち替えを行っていくという対策を考えています。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 23ページです。下のほうにですね、移動手段、交通手段等がいろいろ書いてありますけれども、私は昨日一般質問いたしましたけれども、その実際のここの巡回バスの形態とですね、ここに書いてある形態と全く違う。私はこういった形にならんかということをしきりにいうてから言ったんですけれども、そうじゃないと。今の形を引き継ぐというような回答がほとんどでございました。特に巡回バスについては、温泉センターの専用バスじゃなかかということも指摘しましたけれども、そうじゃないと。しかし、ここにはすばらしい提案がなされております。ここをちょっと読みます。「幹線的な公共交通及びそれに持続する支線的な移動手段について、将来にわたって持続可能なものにするために広域的な取り組みが必要とされています」。ここにこういったことを書いておきながらですよ、温泉センター専用バスのように今使われている。

それから、その下3行目、「天草圏域と長崎市を結ぶ海上交通は国庫補助航路として（株）苓北観光汽船が高速船を運航しています。高速船については、国は関係機関と連携しながら利用促進を進めていく必要があります」と、天草広域圏と長崎市を結ぶ海上交通とあけてあつとですよ。しかしながら、この天草広域圏というのは、確かに、富岡～本渡間には産交バスが通っておりますけども、高浜のほう、富岡、高浜、特に下田の観光、それから、崎津、全く1便しか連携がない。行っても帰りがない。そういった形で組んであります。私はこれについても何でその連携しないのかということもしましたけれども、全くですよ、こういった関係とですよ、現にですね、現在、実施されている。また、今後やろうとする計画が違っておりますけれども、そこら辺の回答を求めます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 昨日の松本議員の一般質問の中でもお答えしましたが、この過疎計画上でも巡回バス、スクールバスの混乗、高齢者移送事業、民間移動のサービスの連携によって公共交通の維持を図っていくこととしております。この表現はそのままでございます。

天草圏域、例えば、（株）苓北観光汽船を使いました高速船の運航にいたしましても、8月に旅館組合の方とも話をしまして、巡回バスが利用できない部分に関しては、ホテルの送迎等々で崎津文化遺産のところに行く運行ルートとかですね、協力していただきながら、天草と長崎を結ぶ海上交通を含めた天草圏域の観光についての運行を計画しております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 例えば、高速船1つに捉えましてもですよ、私が言ったとおり、長崎から朝一番に来ればですね、崎津を見て帰られる。もしここがそれに継続しとけばですね、ここのバスが。しかし、ここのバスは継続しとらんとですよ。1便はしておりますとかいうことで、1便、行くだけあげてどぎゃんすつですか。戻られんとやけん。ここにあげておきながらですよ、旅館から迎えが来るごて交渉してください。そういったことでしょう。他んとは、医療機関においては、医療、その病院の車を使ってください。ほんなら歯医者とか何かはどがんすつとですか。歯医者は送迎せんですよ。それから、買い物に行くとはAコープを使ってください。行政サイドでありながらですよ、そういったですね、特に天草市の旅館あたりから送迎ばしてもろてくださいというようなと言えますか。そういったことが書いてありましたよ。

ここにあげんとならよかですよ。できませんので、全てそういった形にしてくださいということであげんならよかばってん、上手な言葉をいっぱい書いてですよ、並べたくってですね、実際はですね、昨日の今日の問題ですよ、この問題は。いきあたりばったりじゃなかですか、全ての計画が。ほつで、私は、本当に活性化できるような計画をしてくださいということを常々に要求してきたはずですよ。ですね、町長。私はそういった形で言うてきたですよ。それはいくらかですね、淘汰するところもあるですよ。淘汰するところもあるから、見せれんけれども、いかさんばならんところはいかさんばいかん。それが本当の誠意だと思うとですよ。

1日に5人しかこんですね、温泉センターのためにですね、苓北いっぱいば2台のバスが回つとですよ。

しかし、長崎あたりから5人ぐらい旅行に来らっせば、その分はですね、1便で取り戻すとですよ。そういったことを考えたことあられますか。私はそがんとばかり考えとつですよ。1,800円の1人、今の経費が、バスの経費は1人1,800円ですよ。1,800円かかっつとですよ。4,000人で割れば。それはその温泉センターに落とす金が1,800円プラスの500円というのと一緒ですよ。それを天草あたりから観光客受け入れれば、そこの富岡港でも土産品が売るっだろう。あるいは、観光汽船が利益が潤うだろう。そして、またよかればこん次も来て、それが広がっていくだろうということをぜひ考えてください。こういったことをして上手に書かんでください。されんとならば。私はそう思います。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 今の件につきましては、昨日、町長のほうが答弁した分を再度申し上げます。

2次アクセスの強化策といたしましては、富岡港～下田間を接続する便を追加いたし

ますので、今回の改正により、土日、祝日だけではなく、平日も下田温泉 1 2 時 5 分発で崎津方面へ接続できるようになります。夕方の便はありませんが、もし下田での宿泊等の目的がはっきりされている場合は、事前に予約して、宿泊事業者の送迎を利用されたほうが待ち時間等も少なく、効率よく移動できるものと考えているということで、昨日、町長が答弁をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5 番（松本良人君） 私はそこら辺はたこんでくるごつ読んで、全部 1 回 1 回ここで読んでもらわんやったっちゃわかつとですよ。そして、ここからは 1 便しか出とりませんけれども、下田からですね、高浜便は 6 便あるとです、6 便。そこら辺は研究なさつとつとですかね。6 便ですよ、往復とも。そして、長崎からの 1 番のバスでくれば、ここに天草に 6 時間ぐらいの滞留期間があつとですよ。逆に、苓北の方が、例えば、都呂々の方が、あるいは天草町の下田の方が観光汽船を使って、それから長崎に行って遊ばれば、かなりの長か時間遊ばるつとですよ。それは、またあとでしますとかいうて、検討します。こんぐらいの検討は 1 日あればでくつとですよ。そうせろば、土産品店が、長崎に行かるつとときに、土産なつと買うていかんばんやつかつて、あそこ富岡のステーションで買うて持っていかる可能性もある。そういったことを考えていただければ、相当やっぱりここは浮き上がつてくつとですよ。特に長崎あたり、その近郊からお出での方は、「ああ、よかったもんない」て「ばってん、港から富岡城が見えたけん、今度は富岡城ばみぎゃいこやつか」て、また 2 回来られるかもしれんとですよ。そういったことをぜひ考えてください。町長は、この前、そのときに言われたことは、「今、コロナがいっぱい流行っておるから、もう長崎は出さんもんない」と、出さんとよかつですよ、しよんなかつですよ、コロナは。それは我々も出て行かれんわけですから。しかし、コロナあたりをですね、念頭において計画つくつですか。コロナあたりを念頭においてつくれば、これ全部やりかえですよ。そういったことでございますのでですね、1 日 5 人しかこん温泉センターのですね、バスに 1, 2 0 0 万円、去年までは 8 0 0 万円ぐらいのお金だったですけども、それを投入してですね、するよりも、こういった大規模な、大きな目で見たやつにお金はかけてください。

もう 1 つ言います。天草市には同じ町営の廃止したバスがあります。これ栖本がやつととですが、朝昼晩 3 回の路線です。2 台の車で効率よく運行しとる。朝昼晩というのは、朝 7 時 1 9 分か何分の 1 番バスです。多分、朝と昼と夕方は 5 時頃着くバスが 3 便、そういったバスはここにはなかつですよ。それが 2 地区あつて、2 地区ともそういった形を取っていますよということですよ。それが本当の、それは何でしたつてつかつて、産交バスが撤退したからそれにしましたということですよ。それが本当の幹線を利用し

た交通体系ですよ。ここは幹線道路をなかごてなしたそん銭で幸い温泉バスばつくれと
いうような考え方を持つとは困るわけですよ、町民は。ぜひ今後注意してもらいたい。
そして、即座にですね、今の町の町営バスなんかちゅうのは、もう1回、再度案を練り
直していただきたい。そう思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 19ページなんですけども、キリシタン関連遺産ということで、観光交流ブランドを構築するということになってますけども、やっぱり苓北には、キリシタンの処刑所とか、いろいろまだ整備をされてないところがあると思います。一般質問でも言ったことがありますけども、そういうところの整備というのは考えていらっしやるんでしょうか。考えていらっしやったとすれば、そこら辺も拠点整備ってということで、観光拠点整備ということで載ってますけども、そういうことも考えてのことでしょうか、お聞きいたします。

それともう1点ですが、28ページなんですけども、中ほどに水銀灯が使用されている外灯のLED化ということでございますが、これはLED化も必要でございますが、やっぱり支障木の伐採をやっぱり定期的にやってもらわないと、昨日、一昨日の一般質問では389号だけ言いましたけども、ほかの路線でもね、支障木が邪魔をされていて、外灯がやっぱり外灯としての機能を果たしてないところもありますので、そこら辺もちょっと入れていただくべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 先ほど浜口議員のご質問にお答えしましたとおり、今、素材の掘り起こしと、新たなプランですね、町長からも町内を回遊するようなコースの設定ということも言われておりますので、その中の1つにキリシタンの関連の町内をずっと巡る、あるいは、その中でスマートフォンを活用して、そこに行った後にそのポイント制とかで食事と町内の事業所が協力していただいてお金を落としてもらうというふうな、そういったコースのいろんな設定をですね、考えております。ガイド協会の神崎会長さんのほうとも昨日かな、一昨日、出向きましてですね、いろいろな話もさせていただいておりますので、石田議員からご提案あった分も含めてですね、いろいろなコースの設定を計画にできるだけ入れ込んでいきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 28ページの外灯の件ですね。水銀灯が使用されている外灯のLED化を図りということにつきましては、外灯につきましてはですね、水銀灯が今付いているのが主でございますが、もう製造がなくなっているということの中で、L

ＥＤ化に計画的に変える計画を立てております。

また、その中で、支障木の伐採関係はですね、日常的な適正管理でございますので、その分については、ご指摘いただいた部分、今でも連続して伐採を進めておりますので、今後も適正処理には随時努めてまいります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○６番（石田みどり君） 適正処理がなされていけばいいんですけども、なされていないから私も一般質問でも質問をさせていただきましたけども、本当にね、気になるところが本当何カ所もあるんですね。それがいつになっても伐採されなくて、もう外灯が木々に埋もれているという部分がね、何カ所もあるんです。だからそういうところをやっぱり気にかけていただいて、定期的にやっぱり伐採するような計画を立てていただきたいというふうに思うんです。もう言われてからやるということじゃなくて、やっぱりそこら辺は気がけていただかないと、本当に町民の安心・安全は守れないなというふうに思いますし、外灯が、電気代だけ払って、外灯の意味をなしてなかったら何にもなりませんのでね、そこら辺を私は指摘をしておきたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 外灯につきましてはですね、今、ご意見いただきましたけれども、住民の方等からも球切れであるとか、支障木については随時ご連絡いただいております。その中で、適正管理ということのご意見だと思っておりますので、その分につきましては、課のほうで検討いたしまして、年に何回かですね、確認するなど、そういったことで適正管理に努めてまいりたいと考えます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第５０号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号、苓北町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第51号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第24、議案第51号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第51号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,081万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,898万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、歳入では、前年度決算による繰越金確定、過疎対策事業債への振り替え、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業によるプレミアム商品券発行事業、豪雨災害による道路維持補修費や農業用施設、林道施設、河川等災害復旧費等に係る補正予算を提案するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 議案第51号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,081万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,898万1,000円とするものでございます。

申し訳ありませんが、5ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正です。1、追加で、（過疎対策事業債）漁村再生交付金事業ほか7事業を追加するものでございます。2、廃止で、（公共事業等債）漁村再生交付金事業及び（公共施設等適正管理推進事業債）町道舗装事業を過疎対策事業債へ振り替えをすることによる廃止でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入です。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1地方特例交付金は、額の確定により220万3,000円の増額です。

9ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金は、療育医療国庫負担金から未熟児療育医療費等国庫負担金への名称変更、目3災害復旧費国庫負担金、節1公共土木施設災害復旧費国庫負担金、災害復旧費国庫負担金（現

年災）は、５月豪雨に伴う小路川及び町道涼松線の災害復旧費国庫負担金８１４万２、０００円の増額です。

１０ページをお願いいたします。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節１個人番号カード等交付事業費補助金、個人番号カード交付事業事務費補助金は、休日申請受付の追加等に係る国庫補助金３５万９、０００円の増額。

節２社会保障・税番号制度システム整備費補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金（法務省分）は、戸籍情報システム改修に係る国庫補助金２６万４、０００円の増額。

節３新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ対策としてプレミアム商品券発行事業などの事業に充当する国の臨時交付金１、５６５万６、０００円の増額。

目２民生費国庫補助金、節２児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金事業補助金（放課後児童健全育成成分）は、当初計画より減となったため、４万３、０００円の減額。

目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、ワクチン接種等に必要な集団接種のための医師謝金や会場使用料、事務補助として採用する会計年度任用職員１名等の経費に充当する国庫補助金２８４万７、０００円の増額です。

１１ページをお願いいたします。

款１５県支出金、項１県負担金、目２衛生費県負担金、節１健康増進事業負担金、健康増進事業負担金は、交付額決定により１０万１、０００円の増額。

節２保健衛生費負担金は、療育医療県負担金から未熟児療育医療費県負担金への名称変更です。

１２ページをお願いいたします。

項２県補助金、目１総務費県補助金、節１総務費県補助金、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、コロナ対策として実施するプレミアム商品券発行事業などの事業に充当する２分の１の県の総合交付金１、１９６万５、０００円の増額。地域づくり夢チャレンジ推進事業補助金は、歳出の農業振興費の短期就労及び観光型移住体験業務委託事業３００万円分の４分の３の県補助金２２５万円の増額。

目２民生費県補助金、節３児童福祉費補助金、放課後児童健全育成事業補助金は、当初計画より減となったため４万３、０００円の減額。

目４農林水産業費県補助金、節２農業費補助金、経営継承・発展等支援事業県補助金は、補助金の交付元が県から全国農業会議へ変更され、雑入の取り扱いになったため８

2万1,000円の減額。県管理土地改良施設等総合マネジメント事業補助金（志岐ダム分）は、本年度から創設された志岐ダム管理に関する県補助金として434万9,000円の増額。

目5 商工費県補助金、節1 商工費補助金、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業補助金は、観光施設看板、案内板の多言語化に要する経費220万円の2分の1の県補助金110万円の増額です。

13ページをお願いいたします。

款18 繰入金、項1 特別会計繰入金、目3 後期高齢医療特別会計繰入金、節1 後期高齢者医療特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金は、前年度分事務費繰入金精算によりまして10万3,000円の増額。

14ページをお願いいたします。

款19 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 繰越金は、1億320万5,000円の増額です。

15ページをお願いいたします。

款20 諸収入、項5 雑入、目1 雑入、節1 健康増進事業収入、新型コロナワクチン集団接種実施収入は、町外の方が接種されたため9,000円の増額。

節2 雑入、苓北町農業再生協議会補助金返還金から果樹共済掛金補助金返還金まであわせて322万円の増額。

目2 過年度収入、節2 富岡港船客待合所過年度収入から節6 衛生費県負担金過年度収入、未熟児療育医療費県負担金過年度収入まで額の確定により、あわせまして34万5,000円の増額です。

16ページをお願いいたします。

款21 町債、項1 町債、目1 農林水産業債、節1 水産業債（公共事業等債）漁村再生交付金事業は、過疎対策事業債へ振り替えのため、また、充当率が90%から100%へ変更になったため560万円の増額。

節2 農業債（過疎対策事業債）農地有効利用補助金は、過疎対策事業債（ソフト分）として借り入れるため200万円の増額。

目2 土木債、節1 道路橋梁債（公共施設等適正管理推進事業債）町道舗装事業は、過疎対策事業債へ振り替えのため、また、充当率が90%から100%に変更になったため100万円の増額。

節2 河川債（緊急自然災害防止対策事業債）単県急傾斜地崩壊対策事業は、西川内地区落石防護柵更新等事業として1,000万円の増額。

目5 総務債、節1 総務債、天草エアライン機材費補助金は、過疎対策事業債（ソフト分）として借り入れるため1,000万円の増額。

目 6 民生債、節 1 民生債、老人福祉センター管理事業及び苓北町子育て医療費助成事業は、過疎対策事業債（ソフト分）としまして、あわせまして 2,300 万円の増額。

目 7 災害復旧事業債、節 1 公共土木施設災害復旧事業債（災害復旧事業債）公共土木施設災害復旧事業債は、5 月豪雨に伴う小路川及び町道涼松線の災害復旧事業分として 400 万円の増額です。

17 ページをお願いいたします。

歳出です。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、節 2 給料、職員給から節 4 共済費（職員）までは、人事異動による減額。

24 積立金は、地方自治法第 233 条の 2 及び地方財政法第 7 条の規定による繰越金の剰余金の 2 分の 1 を下らない金額 6,500 万円を財政調整基金へ積立て。

目 6 企画費、節 18 負担金補助及び交付金、住宅リフォーム等支援事業補助金は、解体等の申請増により 32 万 2,000 円の増額。天草エアライン運航維持確保応援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症により前年度の見込み利用率との実績値の差額経費に係る苓北町負担補助金として 42 万 6,000 円の増額。

目 12 庁舎管理費、節 10 需用費、修繕料は、役場庁舎執務室内ロールスクリーン外修繕料として 80 万 2,000 円の増額。

目 14 情報化推進費、節 13 使用料及び賃借料、電柱共架料は、1 万円の増額。

18 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費、節 2 給料、職員給から節 4 共済費（職員）までは、人事異動による増額。

節 10 需用費、印刷製本費は、納付書等印刷代として 5 万円の増額。

19 ページをお願いいたします。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 3 職員手当等時間外勤務手当及び節 10 需用費、消耗品費は、個人番号カード休日申請受付等を追加実施することにより、あわせて 35 万 9,000 円の増額。

節 10 の需用費、印刷製本費及び節 12 委託料、戸籍情報システム改修事業委託料は、社会保障・税番号制度システム整備事業に係る費用等、あわせて 35 万 9,000 円の増額です。

20 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 2 給料、職員給から節 4 共済費（職員）までは、人事異動による減額。

節 10 需用費、消耗品費から節 13 使用料及び賃借料までは、苓北町戦没者追悼式中止に伴う費用、あわせて 32 万 9,000 円の減額。

節 18 負担金補助及び交付金、苓北町社会福祉協議会補助金は、人件費の増のため 1

2万7,000円の増額。

目2老人福祉費、節18負担金補助及び交付金、老人クラブ運営補助金は、町長杯グランドゴルフ大会に関わる経費4万3,000円の増額です。

21ページをお願いいたします。

目3老人福祉センター費、節10需用費、修繕料は、老人福祉センターにおける新型コロナウイルス感染防止用としてのトイレの洋式化等に関わる経費106万6,000円の増額です。

目4介護保険事業費、節2給料、職員給から節4共済費（職員）までは、人事異動による減額。

節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度分精算により介護給付費分463万6,000円の増額。地域支援事業費分110万2,000円の減額。

目6障害福祉費、節22償還金利子及び割引料、障害者自立支援医療費（育成医療）費県負担金返還金から、次のページの放課後等デイサービス支援事業補助金（臨時休校対応分）返還金まで、精算により、あわせて427万8,000円の増額です。

23ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料、放課後児童健全育成事業委託金は、当初計画より人員減となったため12万9,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金は、特別交付事業（障がい児保育事業）補助金は、対象者増により65万9,000円の増額。感染防止対策事業費補助金（保育所）は、町内保育所の新型コロナウイルス感染症対策の備品の購入補助として250万円の増額。

節22償還金利子及び割引料は、保育所関係補助金返還金は、前年度分精算により303万3,000円の増額です。

24ページをお願いします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金事務取扱費は、節2給料から節4共済費までは、人事異動により、あわせて370万円の減額です。

25ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節2給料、職員給から節4共済費（職員）までは、人事異動により、あわせて880万円の増額。

節19扶助費は、療育医療給付費から未熟児養育医療給付費への名称変更。

目2予防費、節1報酬、事務補助員報酬、節3職員手当等、期末手当（会計年度任用職員）、節4共済費、社会保険料等は、ワクチン接種等に必要な事務補助として採用する会計年度任用職員1名分の費用。

節3職員手当等、期末手当は、職員分を減額。

節7報償費、医師謝金及び節11役務費、事務手数料は、集団接種等に係る経費とし

て、あわせて６５万６,０００円の増額。

２６ページをお願いいたします。

節１２委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料は、ワクチン接種に係る費用として５６万円の増額。新型コロナウイルスワクチン接種移送業務委託料は、接種に係るタクシー利用者の減に伴い、９０９万円の減額。

節１３使用料及び賃借料、会場使用料は、集団接種会場使用料として５５万４,０００円の増額。

目３環境衛生費、節２７繰出金、下水道特別会計繰出金（公債費分）は、償還額確定により１万４,０００円の増額。

目５健康増進事業費、節２２償還金利子及び割引料、健康増進事業県負担金返還金は、前年度分精算により２１万２,０００円の増額。

目６保健センター費、節１０需用費、修繕料は、調理室給湯器等修理費用として２７万３,０００円の増額です。

２７ページをお願いいたします。

項２清掃費、目１清掃総務費、節１報酬、事務補助員報酬、節３職員手当等、期末手当（会計年度任用職員）、節４共済費、社会保険料等、節９旅費、事務補助員費用弁償は、事務補助員として採用する会計年度任用職員１名分の経費。

節２給料、職員給から節４共済費（職員）までは、人事異動により増額。

目２塵芥処理費、節１０需用費、ごみ袋代は、ごみ袋製作費として５８万４,０００円の増額です。

２８ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節２２償還金利子及び割引料、農地中間管理機構集積支援事業補助金返還金は、前年度分精算により３２万１,０００円の増額。

目３農業振興費、節１２委託料、短期就労及び観光型移住体験業務委託料は、歳入で説明いたしました、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業として３００万円の増額。

節２２償還金利子及び割引料、苓北町農業再生協議会補助金返還金は、雇用保険料確定による返還金１,０００円の増額。

目５農地費、節１０需用費、農道等維持管理費は、唐干田地内水路補修等により２６万７,０００円の増額。

節１３使用料及び賃借料、重機等借上料は、豪雨災害により、土砂等の撤去費用として８０万円の増額。

節１８負担金補助及び交付金、農地等小災害復旧事業補助金は、亀の平地内頭首工補修等により６５万円の増額。志岐ダム管理事業補助金は、苓北町土地改良区への補助金

として４３４万９,０００円の増額。

目６農業経営基盤強化促進対策事業費は、過疎対策事業借り入れにより財源区分の変更です。

目７堆肥センター管理費、節１１役務費、法定検査料は、トラックスケール検査手数料として２万５,０００円の増額です。

２９ページをお願いいたします。

項２林業費、目２林業費、節２給料、職員給から節４共済費（職員）まで、人事異動により増額。

節１０需用費、修繕料は、森林基幹林道苓北天草線舗装補修等の費用として１５０万円の増額。

節１３使用料及び賃借料、重機等借上料は、豪雨災害による土砂等撤去費用として３０万円の増額。

節１８負担金補助及び交付金、研修会等負担金は、町職員の小型車両系建設機械運転特別教育受講負担金として２万９,０００円の増額です。

３０ページをお願いいたします。

項３水産業費、目２漁港管理費、節８旅費と節１９負担金補助及び交付金は、参加負担金から旅費への予算節変更によるものです。

目３漁港建設費は、過疎対策事業債借り入れにより財源区分の変更です。

３１ページをお願いいたします。

款６商工費、項１商工費、目１商工総務費は、節２給料から節４共済費まで人事異動により、あわせて２３５万円の減額。

目２商工業振興費、節３職員手当等時間外勤務手当から節１７備品購入費まで、プレミアム付商品券発行に係る費用として、あわせて２３５万１,０００円の増額。

３２ページをお願いいたします。

節１８負担金補助及び交付金、飲食店等営業時間要請協力負担金からプレミアム付商品券発行事業交付金まで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、あわせて１,７２３万５,０００円の増額。

目３観光費、節１０需用費、消耗品費は、花いっぱい運動の追加費用として４２万４,０００円の増額。印刷製本費は、観光パンフレットの印刷代として２２万円の増額。修繕料は、おっぱい岩駐車場等の修繕料として１３９万円の増額。

節１２委託料、看板製作設置委託料は、富岡海水浴場等の看板設置の費用として２２０万円の増額。地域活性化起業人事業業務委託料は、節１８負担金補助及び交付金、あまくさ苓北観光協会補助金に振り替えたため７５万円の減額。

節１３使用料及び賃借料、重機等借上料は、高潮等に伴う海水浴場等の堆積土砂の撤

去費用として１００万９，０００円の増額。

節１７備品購入費は３万円の増額です。

３３ページをお願いいたします。

節１８負担金補助及び交付金、あまくさ苓北観光協会補助金は、節１２委託料、地域活性化起業人事業業務委託料から振り替えにより７５万円の増額。宿泊事業者支援金は、海水浴場の利用制限により、宿泊キャンセル分の助成費用として１００万円の増額。

目４温泉センター管理費、節１０需用費、修繕料は、浴室フィルム等の修繕料として３０万円の増額。

目５富岡城公園管理費、節１０需用費、修繕料は、西角櫓等の修繕料として５１万円の増額です。

３４ページをお願いいたします。

款７土木費、項１土木管理費、目２やまびこ活動費は、節１０需用費、修繕料は、２行政区からの要望により６０万円の増額です。

３５ページをお願いいたします。

項２道路購入費、目１道路橋梁総務費は、節２給料から節４共済費まで、人事異動あわせて１００万円の増額。

目２道路維持費、節１０需用費、町有自動車維持費は、修理費用として３６万９，０００円の増額。維持補修費は、行政通信要望、パトロール及び豪雨災害による町道鶴尾線外修繕料として１，４５９万４，０００円の増額です。

節１３使用料及び賃借料、重機等借上料は、豪雨災害による土砂撤去等の費用として６１０万５，０００円の増額。

目４道路舗装費は、過疎対策事業債借り入れによる財源区分の変更です。

３６ページをお願いいたします。

項３河川費、目１河川総務費、節１０需用費、修繕料１５３万円は、豪雨災害等による小川内川外修繕料として１５３万円の増額。

節１３使用料及び賃借料、重機等借上料は、大谷口川の土砂撤去等の費用として５０万円の増額。

節１８負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、西川内地区外落石防護柵更新分の県営事業負担金として１，０００万円の増額。海岸堤防等老朽化対策緊急事業負担金は、小松海岸分の県営事業負担金として５０万円の増額。単県海岸保全事業負担金は、小松海岸、白木尾海岸分の県営事業負担金として９０万円の増額です。

３７ページをお願いいたします。

項５住宅費、目１住宅管理費、節１０需用費、公営住宅修繕料は、電気温水器等修繕料として１００万円の増額です。

３８ページをお願いいたします。

款８消防費、項１消防費、目１非常時消防費、節１８負担金補助及び交付金、消防団員健康診断補助金は、健診者増により１３万５,０００円の増額。

目４災害対策費、節３職員手当等時間外勤務手当は、８月豪雨の待機、避難所開設及び今後の待機等分を含めて職員時間外勤務手当７３万９,０００円の増額。

節１０需用費、修繕料は、１丁目避難路補修費用として５０万円の増額。

節１７備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策の備品購入として、役場大会議室放送設備のマイク等増設更新費用として９１万７,０００円の増額です。

３９ページをお願いいたします。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費、節２給与、職員給から節４共済費（職員）まで人事異動による増額。

節１０需用費、消耗品費は、町内小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策として、二酸化炭素測定器外購入費用として４５万円の増額。

節１２委託料、学校ネットワーク管理業務委託料は、ＧＩＧＡスクール用ネットワーク機器保守点検のための費用として２１万２,０００円の増額。

節１７備品購入費は、町内小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策としての電子黒板、書画カメラ、モニターサーマルカメラの購入費用として１,３８４万９,０００円の増額です。

４０ページをお願いいたします。

項２小学校費、目１学校管理費、節４共済費、社会保険料等は、小学校英語指導助手分として６６万円の増額。

節１０需用費、修繕料は、志岐小学校通学路ガードパイプ設置等の費用として１３３万９,０００円の増額です。

４１ページをお願いいたします。

項３中学校費、目１学校管理費、節４共済費、社会保険料等は、英語指導コーディネーター分８７万円の増額です。

４２ページをお願いいたします。

項４社会教育費、目２公民館費、節４共済費、社会保険料等は、公民館労災保険料として２万４,０００円の増額。

節１０需用費、修繕料は、豪雨による富岡公民館雨漏り修理等費用として３６万３,０００円の増額。

節１３使用料及び賃借料、重機等借上料は、都呂々公民館入口の樹木伐採、土砂撤去の費用として６７万１,０００円の増額。

節１７備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策の備品購入として３つの公民館

のワイヤレスマイク設備及びポータブルアンプの更新費用として268万2,000円の増額。

目3社会教育施設費、節10需用費、修繕料は、新型コロナウイルス感染症対策としての体育センターの更衣室換気扇取り付けの費用として20万9,000円の増額。

同じく、節17備品購入費は、麟泉運動公園のプラスチックベンチ購入費として28万1,000円の増額。

目5志岐集会所管理費、節4共済費、社会保険料は4,000円の増額。

節17備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策の備品購入としワイヤレスマイク設備及びポータブルアンプ更新費用として146万円の増額です。

43ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節7報償費、地区町民体育祭報償費、節11需用費、消耗品費は、各地区町民体育祭が中止になったことにより減額。

節7報償費、各種大会報償費、節10需用費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、節11役務費、後納郵便代、賠償責任保険料、節12委託料、支障木伐採委託料、夕やけマラソン計測業務委託料、オンラインマラソン業務委託料、節13使用料及び賃借料までは、今年度中止いたしました、夕やけマラソン大会の費用及び代替大会として計画したオンラインマラソン大会に要する費用を増額及び減額でございます。

目2学校給食費、節2給料、職員給から次のページの節4共済費（職員）までは、人事異動により減額。

節10需用費、修繕料では、給食センターの車庫のシャッター巻き上げ機等の修繕料として43万6,000円の増額です。

45ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節12委託料、査定設計委託料は、8月豪雨に係る神の迫地区農地災害外、計あわせて4カ所の査定設計委託料として250万円の増額。

目2林道施設災害復旧費、節12委託料、査定設計委託料は、8月豪雨に関わる林道陰平線外、あわせて3路線の査定設計委託料として250万円の増額です。

46ページをお願いいたします。

項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節12委託料、査定設計委託料は、8月豪雨に係る河川10件、道路9件の査定設計委託料として857万4,000円の増額。

節14工事請負費（補助）は、5月豪雨に係る小路川及び町道涼松線の災害復旧工事請負費として1,264万2,000円の増額です。

以上、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。

ご審議ほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 私のほうから、今回の一般会計補正予算（第3号）（案）に提案をしておりますコロナ対策事業について、概略の補足説明をさせていただきます。

今朝ほどお手元に配付をしました、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に伴う苓北町支援策の実施状況という資料をお開きいただきたいと思います。

この資料に、令和3年度において実施しておりますコロナ対策事業について、概要と8月27日現在の執行状況をまとめております。

この中で、今回の9月補正で提案しております事業について説明をいたします。

まず、資料①の1ページ、①国県補助事業では、ナンバー3は、公共的空間安全・安心確保事業として、老人福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症防止対策の追加分で、トイレの洋式化、温水洗浄便座への改修に係る費用として95万円を計上しております。

次に、ナンバー4は、新型コロナウイルスワクチン接種実施事業として、ワクチン接種に係るタクシー利用者の助成事業について、6月補正では利用世帯を2,020世帯で積算しておりましたが、利用状況を踏まえ、4分の1の505世帯で再積算を行い、909万円を減額し、303万円を計上しております。

次に、ナンバー10は、飲食店等感染防止対策事業として、4件分の60万円を追加計上しております。

裏のページ、2ページをご覧ください。

2ページ、3ページは、国・県補助事業を活用する事業で、今回、新たに申請、実施する事業となります。

まず、ナンバー16は、プレミアム付商品券発行事業として、購入価格5,000円で40%、2,000円のプレミアムが付く1セット7,000円の商品券、4,200セットを販売するものです。事業費は、事務費等も含めて1,049万8,000円を計上しております。

次に、ナンバー17は、公共的空間安全・安心確保事業（公民館）として、各公民館及び志岐集会所のマイク設備及びポータブルアンプ設備について、マイクの本数を増設することによる感染防止のため、設備の更新を行うもので414万2,000円を計上しております。

次に、ナンバー18は、同じく、公共的空間安全・安心確保事業（庁舎）として、役場大会議室のマイク設備について、マイクの本数を増設することによる感染防止のため、設備の更新を行うもので91万7,000円を計上しております。

なお、ナンバー17とナンバー18につきましては、ワイヤレスマイクを含む、旧規

格のワイヤレス機器について、２００５年の電波法関係法令、無線設備規則の改正により、猶予期間である２０２２年、令和４年１２月１日以降は使用できなくなることも考慮し、今回、設備更新を行うものでございます。

次に、ナンバー１９は、公共的空間安全・安心確保事業（社会教育施設）として、体育センター男女更衣室の換気扇取り付け、麟泉運動公園にプラスチックベンチを購入するもので４９万円を計上しております。

次に、ナンバー２０は、小中学校での感染防止対策事業として、各教室への二酸化炭素測定器設置、各学校へのモニター型サーマルカメラの購入を行うもので１００万円を計上しております。

次に、３ページをお願いします。

ナンバー２１は、小中学校情報機器整備事業で、ＧＩＧＡスクール構想に伴うＩＣＴ機器保守点検、並びに老朽化し、不具合がみられる各学校の電子黒板及び書画カメラの更新を行うもので１,３５１万１,０００円を計上しております。

次に、ナンバー２２は、感染防止対策事業（保育所）として、町内保育所における感染防止対策に要する経費として６園分、２５０万円を計上しております。

次に、５ページをお願いします。

資料の②臨時交付金を充当する、②町単独事業となります。

ナンバー１２は、中小企業者等支援事業として追加分１０件分の６００万円を計上しております。

次に、ナンバー１３は、営業時間短縮要請事業者支援事業として、熊本県からの営業時間短縮要請第２弾に伴い、令和３年８月８日から９月１２日まで３６日間の営業時間短縮に応じていただいている町内飲食店等２１事業者に対する支援金として、１０分の１の町負担分に係る経費２０３万５,０００円を計上しております。

次に、６ページをお願いします。

ナンバー１５は、地域公共交通維持確保応援事業第２弾として、令和２年度に実施した天草エアラインへの応援事業分について、令和２年度見込み利用率と実績利用率との乖離分について、今回、県、地元市町が連携してすることになったため、本町の負担割合である２.４８％に係る分、４２万６,０００円を計上しております。

次に、ナンバー２３は、宿泊事業者支援事業ですが、令和３年８月５日の熊本県対策本部会議を踏まえ、８月８日から熊本県がまん延防止等重点措置の適用を受けることになりました。これを受けまして、町においては、８月６日から町内の公共施設等について、苓北町内の方に利用を制限することとしたことによりまして、町内の宿泊事業者のうち、５事業者において海水浴場の利用が制限されたことによる宿泊の予約キャンセルが生じたため、利用制限に伴う収益減少の影響分の一部について支援を行うこととした

しまして100万円を計上しております。

7ページの資料③、それから9ページの資料④につきましては、プレミアム付商品券発行事業、並びに宿泊事業者支援分に係る要綱（案）を参考までに添付をいたしております。

以上が、今回の9月補正予算に計上しておりますコロナ対策の事業となります。

なお、令和3年度に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額は、現時点では令和2年度に国で行った繰越申請額の8,332万6,000円及び令和3年1月から3月の国庫補助裏分の101万5,000円、これに、今年去る8月20日に臨時交付金事業者支援分として追加交付の通知を受けました、令和3年度国の予備費5,000億円の中の留保分2,000億円分と令和2年度国の補正予算の令和3年度への繰越分の中の1,000億円、合計3,000億円分について、その内、全国の市町村へ配分される1,000億円に係る苓北町への配分金、これ804万8,000円でございますけれども、以上を3つの合計の9,238万9,000円が、現時点での臨時交付金の残額ということになります。

前回の6月補正予算で6,055万6,000円、今回の補正予算で1,565万6,000円、計7,621万2,000円を充当しておりますので、残りの1,617万7,000円が今のところ未充当となっております。未充当分につきましては、昨年度に引き続き、使用制限に係る指定管理施設と事業者への支援や利子補給に伴う助成金、そのほか、長引く新型コロナウイルス感染症の町民事業者等への影響を見ながら、必要となる対策事業に対して、今後予算計上をしてまいります。

また、昨日、緊急事態宣言及びまん延防止重点措置地域の延長が決定され、熊本県も9月30日まで延長されることとなりましたので、これに係る営業時間短縮要請、事業者への支援に係る町負担分についても、今後、追加の対応をしてまいりたいと思っております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策に伴う苓北町支援事業の内容等につきまして説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりましたが、ここで2時40まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、過疎債で1億1,000万円近い過疎債に振り分けと、新たに事業で入れておりますが、過疎債はこれ県の承認が必要と思いましたが、これは自由に過疎債を発行できるように、今なっているんですかね。

それが1点。で、この起債の考え方ですね。承認が必要とあれば、この1億以上の額自体がある程度承認を受けているのかどうかはまず1点。

プレミアム付商品券、今度、また第3回を発行するという計画です。これ見ると、1月15日から1月31日までの使用期間というふうになっています。これまで2回、100%の商品券、1人3,000円を2回もらっている中で、今回、5,000円という金額で1つ買わないかんというようなことになりますけれども、その辺りの需要、購入意欲というものに対しては、町としてはどのように、今までただでもらった物が、やっぱり新たに3,000円を追加して買わないかんということに対して。まだ、第2回の分もほぼ消費しているのか、まだ残っているのかという件。

それと、私の一般質問で、再質問でちょっと話をした、災害復旧の考え方の中ですね、ちょっと時間が足りなくて、個別事例の中で、涼松線は大きな崩落が3カ所あって、今回、涼松線が1カ所災害の工事費が出ているみたいですが、これがちょうど真ん中にあたる部分、何か先に崩落しとったという話聞いたんですが、その部分だけ早めに災害査定を受けて、先に災害復旧に入ろうとされていらっしゃるのかどうか。

あと六本松の大場線が大体100メートルまでないと思うんですが、その間に4カ所から5カ所ぐらい法面が崩壊しているんですね。上は畑で、あそこも急勾配になっていますから、相当無理して町道をつくったんじゃないかなというふうに思われますが、今、町道にするためには、地元で土地を用意せないかんというような話も聞いております。法面もそういう面では、町の土地になっていないから対象にならないというふうな考え方もあるとしますけれども、災害で落ちた場合は、法面も崩れたら公共で購入した上で災害復旧するということも認められているんじゃないかと思いますが、今回、災害報告の中で、そのようなケースも報告をしているのかどうか。

それと、河川がですね、相当土石流が流れてきて、護岸があちこち崩れている状況にあらうかと思います。そういう意味で、河川債自体も件数が少ないような気がしますが、どのあたりまで災害報告をされていらっしゃるのかについて、お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 過疎債対策事業債でございます。今回、補正予算あげた分は、ハード事業6,600万円、ソフト事業3,500万円の合計の1億100万円でございます。申請については、現在、1次申請をして、済んでおります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） プレミアム付商品券についてのご質問ですが、まず、地域振興券ですね。第1弾、第2弾しておりますけど、第1弾については、実績が93.6%です。これは100にならないのは、もうちょっとお亡くなりになられたりとか、お一人で入院されて使えないとか、そういった方がいらっしゃるの100にならないということです。

現在、第2弾につきましては、9月8日現在で換金率が55.3%で、まだ換金に出していらっしゃる事業所もございますので、残り12月末までですので、4カ月弱があるので、そういったところで町民の方、全員に3,000円分をお配りしていると。

今回、プレミアムにつきましては、発行総額が840万円ですが、それに5,000円を付加されますので、2,940万円は全部買っていて、購入等いただければ、町内の消費の喚起につながるということで、まん延防止等で移動がなかなか制限されている中で、町内の観光事業所も含めたところで、消費がですね、町外からの今あがっておりませんので、商工会のほうからそのようなご要望もございましたので、このような形で実施させていただければということで計上させてもらっております。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 涼松線につきましては、5月にですね、ちょうど真ん中が被災しまして、本来ならば8月18日に査定だったんですけど、大雨で延期になりまして、10月になりまして、その分をあげております。

大場線につきましてはですね、現地を再調査しまして、災害報告をあげております。

それと、河川ですけども、都呂々川で6件、赤仁田川で3件、掛平をあげております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 災害で採択されれば、土砂の取り除きであるとか、仮設あたりでもそこで補助に乗るといふようなことになるかと思っておりますので、一応単県で出しても最終的にそれが乗れば、公共の災害復旧のほうに乗るんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、そのあたりは力を入れてもらってですね、採択してもらうように。

今回、相当な被災がありますから、ちょこっと目をつぶればとれるとかいうところまで、できるだけ今回取っていただいて、非常に木場の道路も河川もですね、傷んでおりますので、この際、災害復旧で何とか復旧してもらってですね、安心・安全な場所をつくっていただければと思いますので、ぜひお願いいたします。

さっきのプレミアム付商品券ですけども、今回、思い切ってですね、この最後になってえらくたくさんの券を発行されると思いますが、これ売れ残った場合でも、まああまり商品券自体の印刷費はそんなにかからないかと思いますが、あとが大変なことになるのかな

とは思いますのでですね、その辺りの需要自体が十分考えた上で、本当に今プレミアムという形で、苓北の物がですね、それだけの3,000円、自分が手出しせないかんごつなる可能性もある。なったときですね、先ほど第2弾の換金率が55%ということで、私も半分、まだ残っているんですけどね、第2弾のほうは。そういう意味で早く使わんとなと思うんですが、なかなかここずっと今苓北町はほかに比べてですね、非常にそういう地域の経済活性化のためには、商品券を100%のやつを2回も打ってますので、今回、プレミアムで4割引きではありますけどね、その辺りの需要がもう少し、それと期間を1月31日までというよりも、ここもう少し2月いっぱいとか、後ろに延ばして使える期日をですね、再検討していただいたほうがよりみんな購入したあともですね、使えるんじゃないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

第1回の質問はそれで。以上で結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 28ページ、農業振興費の中ですね、委託料の300万円、これどういうものか教えてください。

それから、次の重機借上料がずっと書いてあります。ずっと聞きたいと思いますが、ショベルを買いました。買うてあって、この重機借上料がかなり計上してありますので、この分について、どういった計上かということ。

1ページずつ言いましょうかね。この80万円はどういったものを教えてください。

それから、次のページ、29ページ、ここにも重機借上料が林道費の中にあります。これが今買ってあったトラクターショベルでできないのか、できるのか。なぜここに上げてあるのか。

それから、次のページ、30ページ、漁港大会のですね、旅費とですね、負担金とちようど相殺してあるような感じでございますけれども、これは組み替えかなのかどうか。漁港大会の旅費等と書いてありますけれども、このコロナ禍に旅費がいるのかどうか。

それから、31ページ、プレミアム付商品券関係ですけれども、これは次のページも事業交付金としてありますが、これは何か審査あたりは町がするということだったですね、さっき、じゃなかったですかね。何か同数の場合は抽選とかなんかということで、町が決めらすとですかね。その多かときにどうのこうのというのは。

その後、その商工会かどっかに後のその数でおって、全部ば付ける。そこら辺わかりませんでしたので、ちょっと。町でできるのかどうか。町でできんとかどうかですね。商工会とかに委託せないかんのかどうか。

それから、富岡城公園管理の修繕料が入っております。51万円、これは何をするのか。

それから、35ページ、ここにも重機借上料が600万円ぐらいあがっておりますけれども、これは何をするのか。トラクターショベルを買ってありますけれども、できるのかでいいのか。

これ次の36ページにも重機借上料が入っております。そこら辺をお願いいたします。

それから、42ページの公民館費の中にも重機借上料が入っている。これは富岡城のどうのこうのとありましたけれども、富岡城じゃなかった、その公民館の伐採の関係とか何か、伐採に重機がいるのかどうかですね。クレーンがいるのか。クレーンで切るのか。

それから、志岐集会所の140万円の備品購入費、これはこの前できあがったばかりで、備品の揃とらんとかなと思ったりするわけですが、どういうものを買われるのか。

それから、43ページですね、夕やけマラソン関係、これが夕やけマラソン業務委託料がマイナスになって、オンラインマラソンが139万6,000円入っておりますけれども、夕やけマラソンの特徴ある夕やけを見ながら走るレースをオンラインでどこを見て走るのか。そこら辺ですね、説明をお願いします。

それから、農林道の災害復旧費、45ページですが、査定設計書の件数あたりがどのような件数であがっているのか。林道、これは公共土木も含めてですけれども、こういった形で確認をされたのか。林道、それから農道、いろいろ農業用施設なんかいっぱいあると思いますけれども、そこら辺の確認をされたのか。確認は町が行って、いっちょいっちょ確認したり、河川をずっと眺めたりしてされたのか。あるいは、勘でこんぐらいやってということでしたのか。そこら辺をお尋ね。これ公共土木も一緒です。次のページですね、46ページ、査定設計書が800万円ぐらい組んでありますけれども、件数は先ほど何かありましたけれども、確認の方法ですね。そこら辺をお尋ねをします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、28ページの委託料、短期就労及び観光型の移住体験業務委託料の中身でございますけれども、これは先ほど浜口議員のほうにも説明をさせていただいたんですけども、農林水産業の人手不足の解消を図るために、都市部の若者と本地域の農家等のマッチングにより、農作業等の従事を、それとあわせて、観光体験等を実施する中で、苓北町の魅力を感じてもらい、将来的には移住・定住につなげていくと、そういった事業でございます。

次に、重機借上等の計上でございますけれども、確かに、町に1台重機はございますけれども、1台で全ての町道、林道等を管理すること、維持管理することはできません。林道等に土砂が流れ込んだ場合ですね、早急に対応する必要もありますし、水路等に土砂

が流れ込んでいる場合は、土木管理課が管理している重機では対応できない部分もございます。そういったものも含めて重機借上料は計上しております。

続きまして、30ページの旅費等負担金補助及び交付金については、これは予算の組み替えでございます。

なお、ここに計上しております全国漁港漁場大会につきましては、先日、中止の連絡がっております。

最後に、45ページの災害箇所の確認方法ですけども、林道等につきましては、全て現地のほうは担当職員等もあわせて回って確認しております。

農地等の災害につきましては、こちらで確認できない部分もあります。所有者等からの連絡をいただきまして、現地に赴き、状況を見て、ここに予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 31ページのプレミアム付商品券事業発行事業ですけども、一応、1世帯当たり最大4セットまで購入できるようにということでしております。その後は、応募状況によりまして調整が必要な場合を抽選等公平な形で調整を行って発行をします。

その後、処理ですけども、商品券を使える事業所というのを募集しまして、地域振興券のときもそうだったんですけども、その取扱店がほとんど商工業の事業者でございますので、その換金事務ですね、につきましては、地域振興券同様、現在のところ、苓北町商工会のほうに委託をということで考えております。

32ページの重機等の借上料の100万9,000円ですけど、ここ富岡海水浴場ですね、この前豪雨で、海岸線ずっとですけど、相当な流木な押し寄せてきております。そこから先のほうの遊歩道のところまであがってきておりますので、その流木の撤去、処理に重機等が必要ですので、その予算を計上させてもらっております。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 35ページの重機借上料は、先ほど農林水産課長が申しましたように、大きな崩土、それと迫からのポケットのバックフォーでしたりするもの、そして、側溝の土砂上げ等でタイヤショベルもだいぶ出動したんですけども、タイヤショベルで取れないところを重機借上げで計上させていただいております。

河川の重機借上料はですね、当然、河川の中ですので、バックフォー等で取らんばいかんということで計上しております。

46ページの19件の町道ですね、それと河川ですね、10件と9件で19件ですけども、全て現地に赴きまして確認して、パトロールも行った結果、計上しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 申し訳ありません。33ページの富岡城公園の管理費の修繕料、51万円の内容ですけれども、ビジターセンターのすぐ下に下櫓がございますけれども、その屋根の側面の漆喰がこの前の豪雨等で剥離して落ちてきています。ほかはあと、エアコンがちょっと故障しておりますので、その辺の修理あわせて51万円ということで計上させていただいております。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 42ページの重機借上料ですけれども、これにつきましては、都呂々公民館の樹木の伐採と土砂の除去に伴います重機の借上料でございます。都呂々公民館の入り口に記念碑がありますけれども、そこに桜の木がありまして、桜の木が3本ありますけれども、白蟻が入っております、その樹木を伐採、撤去いたしますので、それに伴います重機の借上料となっております。

それと志岐集会所の備品購入ですけれども、これ42ページです。これはワイヤレスマイク設備一式とポータブルアンプ一式の備品購入となっております。総額で146万円。新型コロナウイルスの感染防止対策の事業となっております。

それと、オンラインマラソンですけれども、オンラインマラソンの業務委託料ということであっておりますけれども、これにつきましては、今年度11月に開催を予定しておりましたけれども、中止となりまして、その代替事業ということで、今回提案するものでございます。予算につきましては、夕やけマラソンに係る当初予算を減額いたしまして、本大会の予算に組み替えて財源を捻出しております。

まず、歳入につきましては、当初予算で81万円予算計上しておりましたけれども、参加料を3,000円としまして、募集人員300人で90万円の参加料を予算計上、補正計上いたしまして、今回、9万円の増額となっております。

また、歳出につきましては、当初予算で報償費が64万8,000円、需用費が67万9,000円、通信費が9万8,000円、委託料としまして73万1,000円、使用料及び賃借料ということで39万3,000円予算を計上しております、合計で254万9,000円ございました。今回、オンラインマラソンをするということで、報償費が90万円、需用費は67万9,000円の減額、通信運搬費につきましては15万円で、5万2,000円の減額、委託料が73万1,000円から139万5,900円ということで66万4,900円増額をしております。使用料及び賃借料につきましては39万3,000円の減額となっております、歳出につきましては10万3,100円の減額となっております。

そもそもオンラインマラソンですけれども、昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして実施が多く採用されておまして、GPS付ランニングウォッチや

スマートフォン専用アプリなどを使用して行うマラソン大会でございます。決められたコースではなく、自分の好きな場所を走ることができるのが特徴で、これまでのように開催地に行く必要がなく、スタート時間も自由で、専用のアプリ等を使用することで決められた開催期間に好きなタイミングでスタートをすることができる実施形態となっております。

また、地域の魅力発信につながる新たなマラソンの実施形態でもございますので、今まで苓北夕やけマラソンに参加をしてこれなかった全国のランナーも参加することができ、広く周知を行うことができるため、情報発信、宣伝にも一役買うイベントの形態となっておりますので、今回、新たに代替事業ということで計画をいたしたところでございます。

以上、説明に代えたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 28ページの委託料の300万円の件ですけれど、観光型っていうのがどういうものかわからんとですよ。なぜ、どういったことが観光型になるのか。

それから、重機の借用の件、これは次の29ページですか、あせがってとらんばんけん。あるいは、その重機買うときには、あせがってせんばんけん買うというようなことですね。この重機は100%稼働はしととですかね。

実は、私、13日の日に山を回ったときにですね、見て回りました。壊れとところですね、その原因がですね、ほとんど今までのですね、管理不足ですよ。町道の管理不足。というのが、溝あたりにですね、落ち葉がいっぱい溜まってですね、それが、それから側溝からオーバーしたやつが1カ所にずっと水が行って、そこから増えてきとるとか。あるいは、その溝がずっと下がったところが下のほうの山が山崩れがしとるとかちゅうのがあります。1つの原因は、側溝に1個の石がこけとっただけですよ。1個の石がこけて、側溝が詰まるととに、その上にずっと落ち葉が乗り、枯れ木が乗り、それでずっとしてしもてから壊れとる。これは重大ですよ。重大な管理ミスですよ。それが何億という災害の原因になっとじゃなからうかなって、見とらんけんわからんとですよけれども、私は雨の降る日に行ったけんですね、そう感じました。

それで、そこら辺はですね、十分に管理していただきたい。そして、そのせっかくの重機を買うととですよから、特に自走できる、私はユンボのほうがようはなからうかなと思たっですけれども、いや、タイヤがついて、タイヤついととともあつとですけれども、それで常時回って、ちょっとした石はそれにぽっと、バケツにぽっと入れて、ちょっとここに持って行って捨てればことすむわけですので、さっちがそのトラクターショベルあたりは、その先でばっかりしてからすくうて持って行ってうすつとじゃなかです

けん。側溝あたりの受け取って、それに取った石をぽつと投げ入れてどっかに持って行って捨てることもできるわけですので、今、あせがってせんばんけんと言わして、もうちょっと早うしとけば、そこは崩れやんかったかもしれんといっぱいあつとですよ。そこら辺をですね、どういった形で今その重機を使っておられるか。せつかく買った重機をですね、どういった管理方で使っておられるのか。8時間駆動しているのかどうか、勤務時間、あるいは勤務日数内に。もったいなか、休ませればですね。そういったことを思っておりますので、それについて、1つお願いします。

30ページの漁港大会、今日、たまたまですよ、同じ金額でございますので、漁港大会が中止されとつとに、漁港漁場大会の旅費に組み込んであるというのはおかしかじやなかつですか。今、そういうことじゃなかつたですかね、中止を決定されておると。じやなかつたですかね。もう1回そこら辺を、すみません、私聞き違いかもしれません。

この観光費の、例えば、重機借上げあたりもですね、私は上手にやればですよ、ショベルのほうにロープでもつけてですね、置きあげたりなんかしてずっと切っていつてされる。これはそのどっかにその観光、富岡のほうにいっぱいよせとるから、ユニックかなんかで吊り上げるわけですか。ユニックで。いやいや、よかです。ユニックで吊り上げて、そがん便利ん悪かところならユニックがよかかもしれませんけれども、タイヤショベルが行くぐらいのところならば、私はタイヤショベルでも十分ですよ。どっちみち人件費もいるわけですので、重機借上げじゃなくて、撤去の費用なんかでもさるつとじやなかろうかなと。これ100万円人件費ば使えば1万円の方を100日頼まれるけんですね、相当な仕事量ですよ。そして、その重機あたり、トラクターショベルあたりでですね、持って行ってどがんかする。何か1本にですね、重機借上料がぽつと1本に書いてありますので、本当は重機借上料じゃなかつたですかね、これ撤去費でしょう。撤去費ならまた違う、借上料じゃなかほうにやっぱりせないかんとじやなかろうかなと、費目は全部。これで濁してあつとはおかしかですよ。借上料じゃなかなら、人件費で払うとなら人件費、借上料で払うとなら借上料、やっぱりぴしゃつとけじめば、これは今の林務、建設も、普通の道路あたりも、河川も一緒ですよ。私はそう思います。

もう一緒に河川とか何かと一緒に言いましたので、そこら辺は、反論があれば言うてください。

それから、43ページの夕やけマラソン、夕やけマラソンのすばらしい歴史をですよ、このオンラインに変えた理由、何ですかね。変えた理由。この夕やけマラソンというのはですね、夕やけを見ながら走りましょうと。私たちも、私、都呂々ですので、ここの石田議員も一緒ですけども、来らつた方にですね、一生懸命やっぱり声援をするわけです。沿道の方もいろいろ楽しみながら声援を送る。そういった今、祭的なことになっているわけですね。ただ、1点ちょっと理由を言わせてもらえば、夕やけが出とつて

沈むときは誰もおらんごてなったというようなことで、時間的なもんがありますのでね、それは行政の怠慢ですよ。日の暮れんうち、決勝までしていっちゃけ。いいらしかもねということですよ。本来の目的はそうじゃなか。そこら辺の目的とです、私、オンラインマラソンがどういうものかわかりませんが、私、ゲームばして、こうゲームで走らすつとかなと思いましたが、今、ゲームがあつじやなかですか。それば人間が走らんばん、走ったつば1回1回こうこっちに報告する。走らんじやったつちや報告でくつとじゃなかですか。そういった形は銭使いですよ。いらん金に投資すると思いませんか。全くこれは最初の目的から外れとる。そこら辺の説明をもう1回お願いします。

それから、査定関係のとは、ぜひですね、私のお願いは、地域の区長さんとか、あるいは、健全な体の元気な方あたりに、どっか崩れとつところはなかですかというようなことですね、やっぱり連絡を取り合いながら、そして、やはり箇所数を見つけて行く。今まではですね、言うて行けばいいらしやとつたのがこの役場の形ですよ。せんほうにずっと理由を付けておられました。例えば、河川幅が狭かけんお宅んとはでけんですもんね。対岸ができとつて、片一方がでけんはずなかでしょう。対岸は対岸でぴゅつとなつとつとに、河川幅が足らんけんできません。せんほうにせんほうに言い訳がついとつたですけれども、そういったことは、課長が変わつてからなかごてなりましたけれども、そこら辺はですね、もうあつたら教えてください。そうせんば、役場の職員でどうせしきらんとですけん。そういった体系をですね、ぴちつとやっぱり連絡網を取り上げながら、ぜひ1件でもですね、多く取り上げていただいて、査定でもしてもろて、もう査定官がですね、してよか、悪かは決むるわけですから、町職員が早うきめちやいかん。そういったことでしてください。特に、離島の過疎債なんかの関係で、相当待遇がようになりましたので、絶対損なせんとですよ、災害しても。補助金が太かけん。そして、起債あたりにもまた交付金がくるけんですね。そういうことでございますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

すみません、お願い、聞いたところのあれば、もうよかところはよかばつてんですね。教えてください。特に観光の関係。な、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 28ページの委託料関係で、観光型という名称なんですけども、この事業がですね、単に農作業等に従事していただくだけではなくて、観光体験等を通じて、町の魅力を知ってもらい、その中で今後の移住・定住につなげていくような形の事業となっておりますので、短期就労及び観光型というふうな形の事業の名称としております。

次に、30ページの旅費と負担金の組み替えにつきましては、予算の提案時以降にで

すね、先日、中止となりましたので、ここはそのままに残っています。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 32ページの重機等の借上料に人件費が入っているか、入っていないかということですが、主に使用するのは、海水浴場砂浜でございますので、バックフォアがメインで使います。その後、処分にダンプトラックで処分をするということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 先ほどの課長の説明に少し付け加えさせていただきたいと思っています。

本来のマラソンでございますけど、やり方としましては、先ほど課長が説明しましたように、それぞれの地域で決められた距離を走って、私どものほうに報告をいただくという形で、1位、2位、3位はございません。参加料として3,000円をいただきます。その3,000円で何をやるかといいますと、苓北町内の特産物、その他を参加賞としてお送りするという形になりますので、私どもの目的としましては、地域の経済の活性化、そして苓北町のアピール、そして、昨年度、今年度できておりませんけども、夕やけマラソンに対するランナーの苓北離れ、これは防いでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、夕やけマラソンが変わった理由を、その根本的に目的が違うとじゃなからうかなと言うたですね。ゲームじゃなかつですよ。今ゲーム感覚でしょう。ゲーム感覚でしょう。我が家で適当に走ってから、連絡してくれると。それで賞品をやりますよ。それで優勝つきますよ。私は、ここでは美しい夕やけを見ながら、ここ夕やけば見られればよかつですよ、そこば聞いたつですよ。夕やけはどがんして見すつとかと。そがんと何もなかつでしょう。ただ走って、走らせて。走るほうも大変ですよ。今、都道府県では、全部じゃなかですけれども、走る場所さえ規制してあつですよ、コロナで。公園で走られんとかですね。ちょっとしたところでな走られんと。あるいは、マスクをして走つとればですね、熱中症でやられるということは、いつもここで後ろのお二人が福祉保健課長とか、健康増進室長がですね、言うけん、用心してくださいと言いつとに、時代逆行しとるような感じでございますね。ぜひここら辺はですね、予算はあっても見直してください。止めることはやぶさかじゃなかつですから。

それからもう1点、都呂々の公民館の桜の木が白蟻でやられとるから木を伐ります。重機借上料に至ったですが、重機で切つとですか。何でもですよ、先ほども言いました

けれども、これ一番典型的ですよ。あそこ中にどがんして重機入っとですか、クレーンで切っとですか。クレーンならクレーンの借上料と人夫賃ばみないかん。賃金をみないかん。企画政策課長、今のこの予算の作り方はそういったふうですか。桜の木を切るのにですよ、重機借上料でみっとですか。あそこの桜はですね、私が何本か切ってやったですよ。どがしこ言うたっちゃ切らんけん。枯れたつば。何本か切ってやったですよ。こんくらいぐらいのチェーンソー1本でよかです。それを大体的にですね、重機借上料かって、人件費はみないで重機だけで切るような感じですが、それは教育委員会から切り行かっとですか。切りに行きますか。教育委員会の職員が切りに行きますか。私はこの前、椿の木にいっぱい寄生の何か葉がただれとるとがついております。どがしこ言うたっちゃ切らんけん、教育委員会に言うてから、すぐに飛んできましたよ、荒木君と課長補佐が、そして一緒になって切りました。35分ぐらいしかかからんとですよ。その前の桜の木も切ったともですね、3時間ぐらいで切つとります。あとは切って置いとってから、教育委員会はわっどんが片付けろと言って、片付けさせましたけれどもね。それを幾らですか、額で。この額はどがんして決めらったですか。重機借上料、恐ろしかな、今の予算の組み方はこういった組み方なら、私たちは相当チェックせないかんですよ。こういった組み方をしとつとなら。これは幾ら組んであつとかな、すみません、何ページやったかな、見つけ出さん。ちょっと待ってください。67万1,000円、私、6,000円もらえれば切ってやりますよ。そういった安易な予算の組み方を止めてもらいたい。企画政策課長、よかですか。もう1回そこら辺の予算の組み方をチェックするならする。せんならせんということをはっきり言うてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 先にオンラインマラソンの件について、私のほうから、私のほうが補正予算の査定に関わりましたので、お伝えをしたいと思います。

担当課のほうからですね、今回のオンラインマラソンの意義等も聞いた中で補正予算に計上するということで提案をしております。ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見えない中でありますけれども、町としても事業者支援、それから、町民の皆さんの生活支援など、様々な支援を行っておりますけれども、以前として町内の経済も停滞している現状でございます。

また、コロナ禍によるですね、先ほど言われましたけれども、運動不足もですね、これも全国的に問題となっておりまして、運動機会の創出もですね、今後各自治体において必要な対策となりつつございます。

このような状況の中でですね、コロナ禍においても安心・安全にスポーツを楽しんでもらうために、また、さらにはですね、停滞する交流人口の増加、と地域活性化、この

今後もですね、これをつなげていくために、今回、2年続けて中止をしております夕やけマラソンのあくまでも代替大会、今回のみでございます。あくまでも代替大会としてオンラインマラソン大会を計画したところであります。オンラインマラソンについては、先ほど教育課長のほうから申しましたので説明は省略しますが、このオンラインでの開催によりまして、事前の周知の段階でですね、苓北町の観光情報ツールであります苓北スマートガイドなどの観光情報の発信、それから、現在のですね、夕やけマラソンのコースの動画の作成、こういったものをですね、PRしていきます。あわせてですね、参加賞として、先ほど教育長が申しましたように、地元の特産品を送るというようなことの中でですね、苓北町の認知度を高め、ぜひ、次回はですね、ここ苓北町にお出でいただいて、実際に夕やけマラソンのコースを走っていただきたい。そういう思いの中でですね、今回、オンラインマラソン大会を開催しようということで計画をしたところであります。

また、大会のエントリーについてもですね、現在、全国のランナー、会員数300万人のですね、数を持っております全国的なポータルサイトがございます。こういったポータルサイトのネットを使ってですね、全国的に苓北の夕やけマラソンを周知して、ぜひ苓北の認知度を高めて、来年度以降の開催日にはぜひ苓北に来ていただいて、走っていただきたいという、そういう思いで計画をしたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） これは私もですね、最初そのオンラインマラソンをやるということで、そがんと無駄じゃなかかということをお願いしました。もしやるのであれば、この夕やけマラソンの特徴、苓北町の夕陽のきれいさ、あるいは苓北町の景観、あるいは苓北町の食、こういうことを全国の参加した皆さん方にちゃんとお見せできる、そういうことができれば、これはやってもいいのではないかとお願いしました。だから、そういった面では、むしろ今回は夕やけマラソンを忘れてほしくないということとあわせて、苓北町の観光のための紹介をします。夕やけはもうとにかく真正面に出してくれと、その夕やけの中で、来年からは一番早い人たちを一番遅く出させて、ちょうど夕やけの出ているときにゴールするような、そういう状況もつくっていただきたいということで、教育委員会にはお願いをしたところであります。そういうふうにとやるということでございますので、私は期待をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 42ページの重機等借上料でございますが、私が副町長と一緒に予算査定をしております。今回は、都呂々公民館の入り口の樹木の伐採、土砂撤去、白蟻等の被害もあっていると聞いております。内容といたしましては、バックフォー、ダンプトラック、重機の運搬の借上料でございます。

予算の組む場所なんですけど、使用料及び賃借料、トラック等には人間が乗りますが、その分も含めまして、町といたしましての予算の節の場所といたしましては、使用料及び賃借料で間違いございません。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） くどいようでございますけども、オンラインマラソンのですね、最終的な経費は幾らなんでしょうか。いろんなこう課長が説明しましたけれども、総経費が、例えば、報償費が幾らですよ、これに係る需用費が幾らですよということをはっきり言って、90万3,000円の300万円の90万円が収入だと私思っておりますけれども、それで間違いはないか。収支、もう少し簡単に結構ですから、お願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 収入につきましては、先ほどからも申し上げておりますけれども、参加料が3,000円としまして、募集人員300人で90万円。当初予算が81万円でしたので、9万円の増額という形になっております。

歳出につきましては、まず、報償費が当初予算で64万8,000円。ああ総額で。オンラインマラソンがですね、総額で244万5,900円、当初予算が。

○4番（高戸幸雄君） よかけんそれは。最終的に幾らになるか。報償費が幾らで、何が幾らっというそっだけでよかつよ。内訳ば教えてくれ。

○議長（錦戸俊春君） 内訳わかりますか。

○教育課長（西川文孝君） 内訳につきましては、報償費が90万円、通信運搬費が15万円、業務の委託料が139万5,900円となっております。

○4番（高戸幸雄君） 90万円と15万円、139万6,000円。

○教育課長（西川文孝君） 139万5,900円。

○4番（高戸幸雄君） うん、よかよか。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○4番（高戸幸雄君） はい、いいです、いいです。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑は、はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 43ページの同じとこの夕やけマラソンのところでですね、支障木の伐採委託料が15万円マイナスなっているんですよね。夕やけマラソンだけに支障木を伐採するということではないと思うんですけども、これ減額にしくなくても、支障木は伐採できるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺をちょっとお伺いしたいなと思うんですが。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） この支障木の伐採委託料につきましては、夕やけマラソンの大会コースの樹木というか、支障木の伐採の委託料になります。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） だから先ほども言いましたように、夕やけマラソンだけのために支障木を伐採するということですかね。そのほかはそのまま、それこそ今でももうすごい垂れ下がってて自転車で通学する本当に中学生が邪魔になる。顔も本当叩かれるんですよ。多分、垂れ下がっているんで。親御さんがもう危ないということで心配なさっているんですよね。だから、本当に夕やけマラソンだけのための支障木伐採というのはちょっと私も腑に落ちないんです。それは邪魔になるから切るというのはわかりますよ。マラソンやる前に。でも、日常的にやっぱり伐採してたら、そのマラソンだけに15万円かけて伐採しなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。だから、ここで減額する必要はないんじゃないかなと、ほかに回せばいいんじゃないかなと、ほかの伐採という形でということでございますけども、どう思われますでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 私、去年、前任でございました。石田議員から昨年度も指摘をいただいた分なんですけど、この部分は夕やけマラソンに関しまして県の土木のほうでまず伐採をしていただきます。それでできない分を支障木ということで毎年させていただいています。ほかの科目にということなんですけど、また県のほうにですね、お願いして、定期的に、盆はちょっと切っていただいたんですけど、多めに切っていただくようなお願いをしたいと考えておりますけど、来年度に向けて、そこの分の支障木が、私も都呂々ですので知っておりますので、当初予算等でまた考えたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当にね、子どもさんの通学に危ないんです。課長も知っとらすってことなれば、知っていらっしゃるんだったらなおのこと。早く対応をしてほしい。怪我してからでは遅すぎます。親御さんが本当に心配なさっています。危ないということで。もう本当、今、日没が早くなっていますよね。余計危ないんですよね。だから、そこら辺は本当に早く対処していただかなかつたら、怪我してからでは遅すぎます。もうそれをしつこい、しつこいようなんですけども、お願いしときたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 42ページの志岐集会所管理費の備品購入費ですね。これ志岐集会所の改修はおとしでしたかね。そのときに放送施設については、式典中にも非常

にこう不具合が何度もあって、これをきれいに整理してから着工すべきじゃないかということで、何か契約変更とか何とかそういう部分もあったように記憶しております。にも関わらず、その当時、教育委員会では、そういうことは完璧に確認しましたと、確認済みですとおっしゃいましたけども、ところがコロナの言うなら交付金が来たから、何かついでに変えるということなんではないでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） これにつきましては、コロナ対策という面もありますけれども、そのほかに電波法の改正に伴いまして、旧規格のワイヤレスマイクが使えなくなるということもありますので、その分もありまして、今回、新たに購入を計画をしております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） その電波法に触れるということですか。電波法が変わったから従来のワイヤレスは使えないということなんですか。私はですね、そういったものを含めて放送施設については、十分に検証してくれると、そうせんと今まで志岐集会所にお世話になったときに、いろんな式典に参加させてもらったときも、急にマイクが聞こえんごてなったとか、そういう事例があったということをですね、今さっき前の課長さんが、おれが前おったとか何とかとおっしゃったもので、つい思い出したんですけども、そういうことがあったにも関わらずですよ、コロナの金を使って整備せろというのは、ちょっとなぜこの前のその志岐集会所の改修のときに、そういう部分を検証しなかったんですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 先ほどコロナの対策事業の件で私のほうが説明しましたので、報告します。

今の件についてはですね、前回の志岐集会所の改修の折には、放送テレビ等の更新、改修は行っておりません。今回はですね、コロナの対策事業ということで、まず、マイクの本数を増やして、これで感染防止対策を図るということでございます。役場のほうもそうなんですけども、マイクの本数が少ない、時々どうしても1回1回消毒をして次の方に回すと、こういう状況が出てまいりますので、まず、マイクの本数を増設する必要があるということです。

それと、ワイヤレスマイクについてですね、これ規格が旧規格ということで、古い規格のワイヤレスマイクがあるそうなんですけども、これにつきましてはですね、既に2005年に電波法の関連法令であります無線設備規則が改正をされておまして、その中で猶予期間は定めてあるわけなんですけれども、これが2022年、令和4年の12月1日以降は、この旧規格のワイヤレスマイク等は使用できないというようなことになって

おります。そういった状況の中です、今回、感染防止対策のマイクの増設とあわせて設備全体を更新しようということで計画をしたものでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、副町長の話は、先般の志岐集会所の改修の折には、そういう情報は掴んでいなかったということですか。だから、その放送施設の修繕はしなかったんだと。それとも、予算を組むとき、手抜きでよかたいということだったのか。改修のときは行っておりません、それは再々私は言ったんですよ。繰り返しになりますけれども、志岐集会所でのいろんな式典とか、当時我々の中の高齢者の集団の中の世話役もさせてもらっておったのでね、そのときも不具合のときがあったので、これはどがんかせんばんな館長という話はしょっちゅうしておりました。だから、そのとき、改修のとき、雨漏りだけでなく、一緒にその放送施設の整備もしたらどうかということは、前ん課長さんおらっさんけんわからんとでしようけども、西川課長は今度こらしたっかな。そういうことありました。十分ですね、今後ですね、先ほど予算の組み方にもいろいろ問題提起されていましたが、やはり現状をよく見て、そして、予算を要求するときは、そういうものも含めたところで要求すべきじゃなかですか。そうせんと同じことの繰り返しですよ。今度は幸い、コロナのお金がですね、地元は出さずとも国から全額くれるということかもしれませんけれども、回り回って言えば、私たちの税金でしょう。町民の税金が1人百何十万円、今度は国税の債権が、いや、そうですたい。そがん話にしかならんとですよ。町長はですね、自分の預金だけ考えとらすとよかばってんか、やはり町民はですね、何でんしよらすばってんて、町は借金持とととやろかいという話が話題にすぐのぼつとですよ。そして、その後、国が幾ら、町は幾らという話が出てくるわけですので、そこら辺も十分認識した中で予算計上してほしいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論があります。

討論がありますので、討論にあたっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、この款9教育費、項5保健体育費、目の1の保健体育総務費のオンラインマラソンの業務の委託でありますけれども、このコロナ禍でですね、

夕やけマラソンの中止による代替的なものであると思われます、これは。夕やけマラソンは、苓北町の天草灘に広がる美しい夕やけを見つつ走ることを目的に企画され、実行されてきた苓北町特有のマラソンです。そのため、沿道からの応援者も選手と一体になって楽しんでおられる様子が伺えます。その本質を忘れ、デジタル、オンラインという言葉に踊らされて、目的から逸脱した事業を安易に取り込むべきではない。また、自分で走り、オンラインで報告となろうと思うが、参加希望者の都道府県でも公園、広場等の使用禁止のところも多い。走る場所の確保の問題やマスク着用での走りのために熱中症の発生等も考えられます。苓北町は財政難で困っているだけに、あえて自主財源を投入し、しかも139万6,000円、先ほどの話では、もうちょっと多かったと思いますけれども、予算の倍以上の経費を投入し、実行することには反対であります。

よって、この予算には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回の補正予算のほうには、災害関係の重要な予算も入っております。今、また、話にあっているオンラインマラソン、これは私は非常にこれから先有効なツールじゃないかと、特に地域を活性化するためにですね、いろんなPR自体の情報発信が非常に弱いというふうな指摘もされております。やっぱりこういうマラソン大会の中で、オンラインでいろんな方が苓北町を見てもらう。やはりマラソンというのは、非常に愛好者が全国にたくさんいらっしゃいます。ただ、今、夕やけマラソンのコースだけをですね、都呂々に行つて九電を見て帰ってくると、非常に景観的には乏しいんじゃないかと。逆に、おっぱい岩から富岡城に向かって海岸線を走ると。今年、三会川に上部工がかかると海岸を伝つて富岡まで行つて、麟泉運動公園、温泉のほうまで返ってくるとするのは、非常に、私も苓北の中で一番景色的にはすばらしい景観じゃないかと。これは全国的にも非常にまれな景観を持っている苓北じゃないかというふうに思います。今まで夕やけマラソンは、町民の健康づくりのために長年培つてこられたと。これはなかなかマラソン大会すること自体は非常に難しいことだと思います。やっぱりボランティアがあつてのマラソン大会という、そういう面では非常にやっぱり歴史的あるマラソン大会、ただそれをずっと続けていった方がいいのか。やっぱりいろんな面でコースも考えながら、より町外からたくさんの人を呼び込むようなマラソン大会にですね、やっていただければ、これから先、苓北町がもっともっとみんなから認知されていくんじゃないかと、そういう面では、やっぱりオンラインを使ってですね、先ほど町長がおっしゃいましたが、やっぱり苓北のすばらしい景観、またおいしい物あたりもやっぱりこのことを通じてですね、みんなやっぱり家にこもっていらっしゃいますので、そういう方たちにもやっぱり情報を流すという意味では、大変すばらしい予算づくりじゃ

ないかというふうに思います。

そういう面で、今回の補正予算、賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 原案に賛成いたします。

今回の補正予算案につきましては、災害における重機の借上げ等、また、先ほどから話題になっております、いわゆる夕やけマラソン。ご承知のとおり、去年、今年というコロナ禍の中でやむなく夕やけマラソンが中止になっております。誠に残念であります。本来ならばですね、今年秋開催される予定でありましたが、そういう事情ということで、今回、オンラインマラソンという形を取られたと理解しております。

また、このいわゆる夕やけマラソン、最近では定員に対して多くの参加申し込みがっております。とりわけ町外からは7割ぐらいの応募があると聞いております。そういう中で、やはりこの歴史的なマラソンが途絶えていくなれば、その回復には相当のエネルギーが、力があると思っております。幸いにも、今回、オンラインマラソンという新たな形で取り組まれる、非常な画期的なことだと思っております。

先程来、オンラインマラソンの愛好者も全国的に数百万人おるといっても言うておられましたが、非常に今、全国各地で流行っております。ぜひですね、この苓北のよさを発信してですね、今後の大会につなげていただき、健康増進と、そしてまた、スポーツの振興、あわせまして、地域活性化につなげていただけたらと思っております。

よって、原案に賛成です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 組替動議をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 只今、浜口議員から予算の組替動議が提出されました。

所定の賛成者のある動議ですので、議長として、これを受理します。

資料作成、配付のため、暫時休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後3時50分

再開 午後4時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この動議は、本案と関係がありますので、併せて議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 発議第10号。令和3年9月10日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。賛成者、苓北町議会議員、石田みどり。賛成者、苓北町議会議員、高戸幸雄。賛成者、苓北町議会議員、松本良人。

議案第51号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）に対する組み替え動議。

記。上記の動議を会議規則第16条の規定により、別紙のとおり提出します。

組み替えの内容。

款9教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節12委託料、オンラインマラソン業務委託料139万6,000円が計上されている。夕やけマラソン大会事業の代替となるオンラインマラソン大会事業に係るものとの説明だが、これに係る予算を歳入歳出予算から削除し、そのことで不要となる一般財源相当額を予備費に充当することを要求する。

提出理由。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった、夕やけマラソン大会の代替事業として計画された、オンライン利用によるマラソン大会であり、新たな方法を用いての開催であるが、費用対効果から町民の理解を得ることができないと考える。

さらに、これは1つには、令和3年9月1日施行されたデジタル社会形成基本法に基づくものとも考えるが、この新たな方法、取り組みが基本法にうたう経済の健全発展と国民の幸福な生活の実現に寄与させるものであれば、全員協議会等における事前説明が必要である。

よって、今回の補正予算（第3号）（案）の組み替えを要求するものである。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

これから動議に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号の予算の組み替え動議を採決します。

この予算の組み替え動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立少数です。

よって、組み替え動議は否決されました。

議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

なお、起立されない議員は、反対とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第51号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第25 議案第52号 令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第25、議案第52号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第52号、令和3年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金が58万9,000円の減額でございます。これは、令和2年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、7ページをお開き願います。

歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目4分収育林事業費、節12委託料25万円の増額は、ふるさとの森分収育林事業の精算処理を行うために、第1次契約林の木材価格調査が必要となるためでございます。

節21補償補填及び賠償金の90万円の減額は、令和3年度当初予算として、ふるさとの森分収育林計画の解約補償金18口分で180万円の予算を計上しておりましたが、令和2年度にそのうちの9口分の処理ができたことに伴い、9口分掛ける10万円の90万円の減額となります。

款3予備費、項1予備費、目1予備費6万1,000円の増額でございます。これは、先ほどご説明いたしました、歳入及び歳出補正額の調整分、残額の6万1,000円を予備費として増額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第26 議案第53号 令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第26、議案第53号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第53号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５,５２５万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、６ページをお開き願います。

歳入でございますが、款２繰越金、項１繰越金、目１繰越金が４５万８,０００円の増額でございます。これは、令和２年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、７ページをお開き願います。

歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費、目２財産管理費、節１２委託料１００万円の増額は、国道３８９号沿いの都呂々財産区有地法面の支障木伐採委託料として１００万円を計上いたしました。

予定場所は、都呂々方面の竹の迫のカーブから国道志岐方面、国道の休憩地までぐらゐを予定しております。

次に、款２予備費、項１予備費、目１予備費が５４万２,０００円の減額でございます。これは、先ほどご説明いたしました、６ページの歳入の増額から歳出を差し引いた５４万２,０００円を減額とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○１番（山口利生君） ７ページの支障木の伐採業務１００万円ですけれども、ここ法面の支障木を一気に伐採したときに、大雨により山が崩れるというような恐れはないんでしょうか。あの一体は石がごろごろしていて、何とか木の根っこでもっているような気がするんですが、よく山を切った後にですね、大雨がきて、どんと地すべり起こしてしまうというケースが結構あります。特に、あそこの角度が非常に急ですので、その下のほうならばいいんですけど、上部のほうだったら、ちょっと直接山肌に雨が打ち付けると、その地すべりを起こす危険性がありますが、その辺りの安全性はどういうふうに見ておられるのか、お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） はい。只今のご質問ですが、そこのところは私どもも十分認識をしております。と、国道３８９号の該当箇所につきましてはですね、保安林指定も受けておりますので、根元から全て伐採となると、そこは県の届けも必要でございますが、できません。伐採したところにはですね、代替でまた樹木の植栽も必要となりますので、そこは状況を見た上で、県のほうとも協議を行って、伐採できる分については伐

採、その他の部分については、枝の伐採ということで考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口議員、いいですか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） そのこのところはですね、十分県と協議をした上でですね、木の伐採というのは非常にああいいう危険地帯の場合はですね、本当に崩土の恐れがありますので、十分注意をして、ある程度大きな木の横の部分ですかね、そういうふうな部分については、特にスギなんかは非常に危ないところがありますので、十分通用した上で、切るなら切るで、安全管理にだけは十分注意した上で行っていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 実は、この件についても、私も一般質問等で一口かんどっとですけれども、早急にですね、予算化していただいております。相当ありがたいことだと思います。あのまま放っておくとですね、大きなやはり雨と、それから大きな風が吹いたときにはですね、ゆれ動かして、大きな災害になる可能性があるのをお願いしたわけですけども。今、山口議員おっしゃったように、上手な切り方をもってしていただければ間違いございませんので、そこら辺ですね、十分に注意していただきたい。

1点だけですね、ここは財産区と、これが県のほうで買い上げたところがありますね。そこら辺の中で、先ほど石田議員あたりから枝がきとるからというふうなことであります。その枝は、多分、県の所有じゃなかろうかなと思うとですよ。やはり、そこら辺、県のほうともですね、連絡を取りながら、下んほうにも法止めの擁壁の上に大きながんなどつとがあるもんな。ああいったやつもですね、財産区んとじゃありませんけれども、何か上手に連携を取りながら、切っていただくように、1つお願いをしておきます。子どもたちの自転車通学の関係もあります。そういったことでございますので、ぜひですね、1つよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。

はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和3年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第27 議案第54号 令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第27、議案第54号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第54号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,180万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定。歳出では、前年度精算に伴う保険給付費等の確定によるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の1、廃止でございます。当初、市町村事務処理標準システム導入事業を令和3年度から令和4年度において計画をしておりましたが、国における行政のデジタル化の中で、令和7年度末までに国保を含む17の基幹業務につきまして、国のガバメントクラウド（自治体の情報システムの標準化・共通化）でございますが、そこへ移行する計画が打ち出されましたため、今回は事業を見送りにより、廃止するものでございます。

補正予算の中身についてご説明をいたしますので、7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分から節3介護納付金分現年課税分まで、あわせて1,938万9,000円の増額は、令和3年度分課税所得に基づく調定見込額の増額により補正を行うものです。

次に、8ページをお開きください。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金は、市町村事務処理標準システム導入の見送りに伴い、特別調整交付金分と県繰入金、あわせて1,162万1,000円の減額。特定健康診査等負担金の概算申請に伴う43万6,000円の増額により補正を行うものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金3,081万2,000円の減額は、市町村事務処理標準システム導入の見送りに伴い、基金取り崩しを行わないこととしたためによるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金2,191万9,000円の増額は、繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料2,183万5,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金1,132万1,000円の減額は、市町村事務処理標準システム導入の見送りに伴い、システム導入業務委託料、システム導入事業負担金に係るものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は、財源区分の変更です。

次に、13ページをお開きください。

項4国保事業費分、目1国保事業費分、節18負担金補助及び交付金40万円の減額は、市町村事務処理標準システム導入の見送りに伴う国保事業費納付金に係るものでございます。

次に、14ページをお開きください。

款5保険事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、財源区分の変更です。

次に、15ページをお開きください。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金、節24積立金3,000万円は、歳計剰余金による国保財政調整基金積立を行うものでございます。

次に、16ページをお開きください。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目5保険給付費等交付金償還金、節22償還金利子及び割引料113万8,000円の増額は、令和2年度の特定健康診査事業費の精算によるものでございます。

次に、17ページをお開きください。

款9予備費、項1予備費、目1予備費172万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る減免による歳入不足に備え、予備費を増額するものでございます。

以上が、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第５４号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２８ 議案第５５号 令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第２８、議案第５５号、令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第５５号、令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第１号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７５１万７，０００円を追加、歳入歳出それぞれ１１億１０５万９，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由でございますが、前年度実績報告によります、国・県交付金の精算及び繰越金の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります、６ページをお開きください。

歳入です。款７繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金、節１現年度分の４６３万６，０００円の増額は、一般会計からの介護給付費の精算によります、介護保険特別会計への繰出金の増額でございます。

目２地域支援事業繰入金、節１現年度分の１１０万２，０００円の減額は、事業費精

算によります一般会計からの介護保険特別会計への繰出金の減額でございます。

7ページをお願いいたします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金の963万7,000円の増額は、主に、償還金に充てるため基金を取り崩すものでございます。

8ページをお願いいたします。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の434万6,000円の増額につきましては、令和2年における歳入から歳出を差し引いた額に係るものでございます。

9ページをお願いいたします。

これより歳出です。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金の217万4,000円の増額は、繰越金からの基金積立金に充てるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金、節2償還金利子及び割引料の31万円の増額は、過年度分保険料の払戻金でございます。

目2償還金、節22償還金利子及び割引料の1,503万3,000円の増額は、令和2年度の事業費確定によります、国・県・社会保険診療報酬支払基金に対しましての返還金でございます。

以上が、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 29 議案第 56 号 令和 3 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 29、議案第 56 号、令和 3 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第 56 号、令和 3 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 8 千 6 百 00 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2,550 万 2,000 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金 5 万 3,000 円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、7 ページをお開きください。

款 5 諸収入、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、節 1 保険料還付金 7 万 3,000 円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの前年度保険料歳出還付分返納金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

8 ページをお開きください。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、節 1 8 負担金補助及び交付金 4 万 4,000 円の増額は、令和 2 年度被保険者保険料負担金の確定によるものでございます。

次に、9 ページをお開きください。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、節 2 2 償還金利子及び割引料 7 万 3,000 円の増額は、前年度保険料歳出還付金の確定によるものでございます。

次に、10 ページをお開きください。

項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金、節 2 7 繰出金 1 万 3,000 円の増額は、令和 2 年度決算額の確定によるものでございます。

次に、11 ページをお開きください。

款４予備費、項１予備費、目１予備費４,０００円の減額は、繰越金確定により調整するものでございます。

以上が、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第５６号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第３０ 議案第５７号 令和３年度苓北町水道特別会計補正予算（第１号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第３０、議案第５７号、令和３年度苓北町水道特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第５７号、令和３年度苓北町水道特別会計補正予算（第１号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,１４６万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９,２２１万４,０００円とするものです。

内容は、歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴うもの、歳出につきましては、その繰越金納付金積立金でございます。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款５、項１、目１、節１繰越金は、前年度繰越金の発生により１,１４６万９,０００円の増額です。

続きまして、歳出につきましては、7ページをお願いいたします。

款3、項1、目1、節2積立金は、前年度繰越金の発生に伴いまして、水道事業基金積立金として1,146万9,000円の増額です。

以上で、令和3年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和3年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第31 議案第58号 令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第31、議案第58号、令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第58号、令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,034万2,000円とするものです。

内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款4、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は、償還金利息確定に伴う一般会計からの下水道事業繰入金（公債費分）1万4,000円の増額です。

7 ページをお願いいたします。

款 5、項 1、目 1、節 1 繰越金は、前年度の繰越金の確定により 2 2 9 万 7, 0 0 0 円の増額です。

続いて、歳出につきましては、8 ページをお願いいたします。

款 1 公共下水道事業費、項 1 下水道管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等は、職員の時間外勤務手当 1 5 万円の増額です。

節 1 0 需用費は、修繕料、マンホールポンプ場 7 カ所の修繕料 2 1 4 万 7, 0 0 0 円の増額です。

9 ページをお願いいたします。

款 2、項 1 公債費、目 2 利子、節 2 2 償還金利子及び割引料は、令和 2 年度借入額の長期債償還利子確定に伴う 1 万 4, 0 0 0 円の増額です。

以上で、令和 3 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 5 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 8 号、令和 3 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 3 2 議案第 5 9 号 令和 3 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 3 2、議案第 5 9 号、令和 3 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第５９号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５２万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１,８３７万２,０００円とするものです。

内容は、施設機器の修繕に伴うものです。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款４、項１、目１、節１繰越金は、前年度繰越金の確定により５２万５,０００円の増額です。

歳出につきましては、７ページをお願いいたします。

款１、項１集落排水事業費、目１一般管理費、節１０需用費は、鶴地区浄化センター施設機器修繕料として５２万５,０００円の増額です。

以上で、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第５９号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第３３ 議案第６０号 令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第３３、議案第６０号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第60号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ747万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページをお開きください。

歳入でございます。款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金31万8,000円の増額につきましては、令和2年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

7ページをお開きください。

歳出でございます。款3予備費、項1予備費、目1予備費31万8,000円の増額につきましては、繰越金をそのまま予備費とするものでございます。

以上で、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第34 発議第7号 苓北町長の専決処分事項の指定についての一部改正について

○議長（錦戸俊春君） 日程第34、発議第7号、苓北町長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） こんにちは。久しぶりにこういう舞台に立ったようでございま

す。落ち着いたため言いました。

発議第7号。令和3年8月25日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、高戸幸雄。

賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭。

苓北町長の専決処分事項の指定についての一部改正について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。地方自治法第180条第1項の規定により、苓北町長において専決処分できる事項を追加するためでございます。

次のページをお願いいたします。

発議第7号、苓北町長の専決処分事項の指定についての一部改正（案）。

苓北町長の専決処分事項の指定について（平成30年3月9日議決）の一部を次のように改正する。

本則1の項の次に次のように加える。

新旧対照表により内容を説明いたしますので、次のページをお開きください。

右が改正前、左が改正後で、下線部分が今回加えるものでございます。

2、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年苓北町条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約について、当初契約金額の100分の10以内の金額に係る変更契約の締結に関する事。ただし、変更額または変更の累計額が1,000万円を超える場合を除く。

前のページにお戻り願いたいと思います。

附則、この指定は、議決の日から適用する。

以上でございます。

補足説明を行います。

今回、提案をいたしました、発議第7号につきましては、先の全員協議会の折、執行部より説明がありました。議会の議決を経て締結した工事等に係る町長の専決処分事項の指定についての一部改正、追加でございます。

本発議案件の経緯につきましては、議員各々ご存じのとおり、昨今、大規模な災害復旧工事が発生し、工事過程において、都度都度工事請負変更契約の必要性が生じてまいっております。現在は、議会の議決を経た事項についての変更は、全て議会の議決を経なければならないと定めてあります。しかし、軽易な事項で、指定したものについては、専決処分することができるとも定めてあります。

よって、工事等の施工を遅滞なくする上から提案するものでございます。

なお、専決処分をした事項については、これを議会に報告しなければならないとされ

ておりますので、議会軽視とはならないものと解します。

以上で、発議第7号、苓北町長の専決処分事項の指定についての一部改正の説明を終わります。

ご審議のうえ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、議員のほうから大規模な災害が発生して工事の施工を遅滞なく押し進めるため、今回、条例の追加指定をというふうなことがありました。令和元年から3年、本日までの議会のほうにあげられた変更契約を見ましたところ、8件契約変更の議案が出されております。このうちですね、1割以上の変更契約は森林基幹道苓北天草線災害復旧工事、前川建設さんがされた、法面が急だということで、勾配を3%から5%に緩やかにする工事、これが1,564万4,000円、率として1割1分5厘という変更があります、

それとあとは、下水道の協定変更ということで、日本下水道事業団とのマイナス4,165万円ということで、これは減額ですが、2割2分1厘というのが2点、変更の1割を超えているところでございます。

ほかを見るとですね、同一工事の変更契約、2回以上ですね、変更契約しているのが2工事の6件、それと精算変更契約が4件ということで、そんなに件数自体は多くないと。ただ、最近、町道善亀線の路線の工事が今年度になって、7月、6月、あわせて2回あがってきているということでありましたが、これは1割も満たず0.11と0.002ということで微々たる変更であります。

ここで確認したいのが、今回、1割未満の変更契約は町長専決、ただし、1,000万円以上になったら議会に報告というふうになっていますが、1,000万円を超えない変更を複数回行ったとしても、これは全て町長専決というふうになるのか。例えば、それは1つ、1点です。

それと、前回、森林基幹道の工事で2回目で1,500万円で1,000万円超えたんですが、そのあとになってくるとどんな軽微な金額であっても、1円増やすということであっても、もう議会のほうにあげるというふうになってくるのか。その確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○4番（高戸幸雄君） はい、只今、山口議員のほうから1,000万円と10%に関するご質問がありましたけれども、ご存じのとおり、今回、善亀線災害復旧工事で2回連続してですね、少額と言ったら語弊になりますけれども、2回で140万円相当の変

更契約がなされております。こういうふうにして小さな工事でも議会を経なければならぬということになると、その一定期間、工事がストップするわけです。私、一般質問でも申しあげましたけれども、地元住民の方々は一刻も早くこの災害復旧工事の竣工を願っておられます。そういった意味から、今回提出させていただきました。１０％の累計額で１，０００万円以上については、山口議員からご質問がありましたけれども、１，０００万円を超えると、その都度その都度、現在のように議会のほうを先にやって、これは山口議員、ちょっと言われましたけども、仮契約という形になるかと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○１番（山口利生君） ５，０００万円の１割、５００万円ですね。１，０００万円の上限ということで、結局、４５０万円、４５０万円で９００万円ですけれども、あわせれば１，０００万円も下回るということで、５，０００万円の工事でも９９０万円までは専決で変更できるというふうな理解でよろしいでしょうか。

それと、この場合はもう金額ですから、工事の内容変更については、金額の以内であれば一切、全て町長に専決させるというふうになるとと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○４番（高戸幸雄君） 数字の上からは当然そうなるだろうと思います。なお、先ほど申しましたとおり、たとえ少額で変更してもですね、次の議会に報告しなければならないという定めがございますので、そこで意見といいますか、それはやってみて審議が可能だと思っております。今回、同様のような損害賠償が専決処分でされております。今回の定例会に報告議案として載っておりますので、そういう形を取らせていただく方法になるかと思います。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○１番（山口利生君） これで最後にいたします。

先ほど申しあげた、その１，０００万円というものがあつたとしても、それは１回１回、１割というのがありますので、軽易とおっしゃってもですね、先ほど申しあげたように、５，０００万円工事でも累計１，０００万円未満まで変更が可能と。これは軽易な変更というふうな、トータルで見ればですよ、軽易とはみなされないんじゃないかというふうに思います。

それと３月の議会の終了後にですね、変更を結んだとした場合は、当然６月議会に専決処分の報告があります。それはもう既に支出してしまっているわけですので、そういった中に、ちょっと問題だなというふうなものがあつたとしても全て処理が終わってしまつて、議会としては追認するしかないという状況になってしまいます。そのあたりについては、高戸議員、提案者としてはどのようにお考えかお聞きします。

○４番（高戸幸雄君） 山口議員仰せのとおり、あくまでも追認という形になります。

専決処分すると議会のほうに報告してもそれを否決するということができませんので、あくまでも追認という形です。ですから、ただ、私は整然説で今回提案をさせてもらっております。意図的にですね、1割以内とか、1,000万円以内で累計していくということはないという前提の元で、今回、提案をさせていただきました。

すみません、5,000万円の場合は1割ですから500万円になります。累計でも1億円の場合に1,000万円。すみません、ちょっと私が勘違いしてました。

○1番（山口利生君） それは、これからみると1割未満というふうに管理してますから、5,000の場合は5,000万円と、最大5,000万円というのはどこから読み取れるんですか。

○4番（高戸幸雄君） 10%ということで。

○1番（山口利生君） いやいや、1割以内の金額に係る変更契約の締結に関すること。ただし、変更額または変更の累計額が1,000万円を超える場合を除くですから、その当初契約の1割を上限というふうな言葉が入ってれば別としても、金額が入ってますから、累計が1割を超える場合は議会の報告が必要と、その場合は除くということになってればですね、今のような議論はしませんけれども、そういう5,000万円とかいう場合の累計っていうのは、あくまでも1,000万円というふうに条文上、当然読めるというふうに思いましたので、質問いたしました。それは、その当初契約の1割が変更の累計額の上限というのは、どこを見ればわかりますか。

○4番（高戸幸雄君） あくまでも10%かつ1,000万円以内ということで、この条文はなっていると思いますが。

執行部、それでいいですね。

○議長（錦戸俊春君） 審議の途中ですが、本日の会議の時間は議事の都合によって、あらかじめ延長します。

副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今の解釈なんですけども、あくまでもこれでいきますと当初契約金額の100分の10以内の金額に係る変更契約の締結に関することということになっておりますので、まずもって、例えば5,000万円以上の工事の場合は、10%は500万円ですので500万円、累計も含めて500万円を超える場合は、今までどおり議会の議決が必要になるかと思います。1億円の場合がちょうど1,000万円になりますが、例えば、2億円の場合の10%でいきますと2,000万円でございますけども、この内容でいきますと、それでも1,000万円を超える場合についてはですね、全て議会の議決に出しなさいというようなことになろうかと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、説明の中でですね、善亀線を例にあげられて、一定期間工事がストップという説明をされましたが、この一定期間とは何日ぐらいなのか。

それから、追認という言葉も出ましたけども、これはどういう意味なんでしょうか。

○4番（高戸幸雄君） 一定期間は、あくまでも私は一定期間と。

追認ということは、次の定例会に報告ということで出しますので、追認という言葉を使わせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私が質問したのは、一定期間ではわかりにくいので、例えば、3日なのか、1週間なのか、1カ月なのか。

それから、追認とはですね、法律上、過去に遡って事実を認めること。法律上はいったんなされた不完全な法律行為をあとから確定的に有効にする一方的意思表示という意味合いがあります。にも関わらず、安易に追認という言葉が使われております。

これは一定期間は一定期間ですよ、それは答えにはならないでしょうが。

○4番（高戸幸雄君） 追認という言葉は不適当だということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

一定期間は、その工事によって変わるということでご理解を願いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 一定期間の理解はできません。これは工事をすればですね、工事の状況は当然その発注者も受注者も状況は掴んでいるわけですね。それはその状況を放置するから一定期間とか、何日か掴みきらんわけでしょう。担当者という言い方かどうか分かりませんが、発注者が随時、その工事現場に、工事を例にとればですね、随時、工事現場に出向いておれば、これはどういう状況になったから今後の法的手続きはどうすればいいということが当然協議できるわけですので、一定期間というのはどうしてもはっきり答えを出してほしいと思います。

○4番（高戸幸雄君） 工事によってその中断というか、それがなされるだろうと思いますので、その工事、工事によってその中断の期日は自ずと変わってくるかなと思っております。

ただし、あくまでも協議簿、指示簿といいますか、それによって工事は進めておりますので、一定期間ということを使わせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 工事にはですよ、各省庁が定めた、例えば、重要変更とか、重変。軽変ありますけれども、重変、軽変に問わずこういうことです。指揮官的、例えば、道路を造る場合、方針を大々的に変えるとかあろうと思うとですね。あるいは、

地すべりなんかちゅうのは、重大な、途中で発生して、工法自体を変えないかんという
ようなこともあらうと思いますけれど、差引きしたら、例えば、あまりそう金額的には
上がらんだったけれども、上級官庁自体には協議をせないかんとですけども、そこら
辺はもうあまり関係なく、金額だけでそのOKということなのでしょうか。

○4番（高戸幸雄君） 松本議員、ご存じのとおり、災害復旧事業においては、軽変と
重変があること、私も承知をしております。当然、工法による変更については重変でご
ざいますので、上層部のほうとの協議が必要となります。そのときは、当然、これに限
らず工事は一定期間ストップはいたします。ですから、その軽変と重変については、今
回の考えでは、私は除かれるのかなと思います。ただ、軽微な変更であっても、その何
て言いますか、工法の変更によっては300万円とか400万円でも当然進めてはいか
ないと思います。当然、災害復旧事業を行う場合には、町の場合は、上級官庁、土木、
そして県のほうとは協議が済んで、そして、最悪の場合は、主管である国交省の協議も
必要かなと思います。当然、それは必要なじゃなくて必要でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 当然、そういったことは出てくる可能性がありますけれども、
そこら辺は執行部のほうで、やはり全体会議あたりでこういった変更が出てきたとかと
いうのは、まあ常々今も教えていただいておりますね。まあそういうことで、
執行部の方、気を付けながら、議会と共に一緒に歩んでいくというような体系をつくっ
ていけばいいんじゃないかなと思います。そこら辺も一つよろしく願いいたしま
す。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、討論にあたっては、必ず冒頭に賛否を明
らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 反対の立場で討論に参加いたします。

議会は、住民の代表として町長の執行機関に対して、町の議事機関、意思決定機関と
しての重要な役割を担っています。条例予算は議会が決定し、重要な行政執行につい
ては、あらかじめ議会の議決を経ることを前提にして町長が提案した案件に対して、可否

を表明することで議会の最も重要な使命であり、職責であるというふうに考えます。

予算の編成権と執行権は、当然、町長の権限に属しております。ただし、重要な契約として5,000万円以上の請負契約及び財産の取得については、議会の議決事項として条例で定められているところです。

今回、提案された議会の議決に付すべき請負契約のうち、1割以内の軽易な変更執行については、町長に専決させ、行政執行の迅速化を図る必要があるということでございますけれども、中には、工事内容を変更し、設計変更金額を1割以内に留めることも可能であります。議会で十分な審査が必要なもので専決処分の報告で行われるということになります。このことは、住民の代表として、町長の執行権を監視する機能が損なわれるということになるかと思いますので、本規程の改正については反対いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 反対の立場で意見を申し上げます。

この自治体が発注する、いわゆる公共工事、請負公共工事等についてはですね、これらの適切な運用のために、地方自治法で執行部の取り組みに議会との協調を求める。これは議会の承認、決議、そういうものを含めた言い方ですが、でいると考えます。これに対して、今回の発議は、執行部の取り組みを容易に議会の監視を受けない、そういう形に持っていくものだというふうに言わざるを得ません。節度ある税金、公金の使用のために、本発議は採択すべきではないと考えます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第7号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

なお、起立されない方は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、発議第7号、苓北町長の専決処分事項の指定についての一部改正につい

ては、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

お諮りします。

9月11日、12日は休日のため休会、9月13日から15日にかけては、決算審査特別委員会による審査のため休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日から15日までの5日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月16日（木曜日）午前9時30分から開会します。

本日、議事が終わらなかった事件については、次の本会議の議事日程に記載することといたします。

本日は、これで延会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

延会 午後5時08分

令和 3 年 9 月 1 6 日（木）

（第 4 日 目）

令和３年第５回苓北町議会定例会会議録（第４日目）

令和３年第５回苓北町議会定例会は、令和３年９月１６日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則

8. 議事日程

日程第 1	同意第 2 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 2	報告第 6 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
日程第 3	報告第 7 号	専決第 8 号 損害賠償額の決定及び和解について
日程第 4	認定第 1 号	令和 2 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 5	認定第 2 号	令和 2 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 6	認定第 3 号	令和 2 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 7	認定第 4 号	令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 8	認定第 5 号	令和 2 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 9	認定第 6 号	令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 10	認定第 7 号	令和 2 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 11	認定第 8 号	令和 2 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 12	認定第 9 号	令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 13	認定第 10 号	令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 14	認定第 11 号	令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 15	議案第 61 号	令和 3 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 16	発議第 8 号	意見書の提出について
日程第 17		陳情等文書表について
日程第 18		閉会中の継続審査（調査）の件
日程第 19		議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 同意第2号 教育委員会の委員の任命について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、同意第2号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第2号、教育委員会の委員の任命についてのお願いでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命をしたいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。氏名、吉田修一。

任期、令和3年10月1日から令和7年9月30日まで。

提案理由でございますが、苓北町教育委員会の委員のうち、1人の委員が令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意を得まして、後任の委員を任命する必要があるためでございます。

任命する委員につきましては、吉田委員の再任をお願いしたいと存じます。

略歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご覧いただきたい、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 再任ということでございますが、いろいろ賛否、問題もあらうと思います。その再任になった経緯、あるいはその選考された、今これまでになられた経緯、経過を教えてくださいと思います。というのが、今、町では各種の委員さん等があります。町が委託されたですね。なり手がいないということもあって、前任者が後任者を見つけてくれろと。町からですね、見つけてくれて、そして代わってくださいというようなやり方も、そう言われるとばなというようなこともちらほら聞きます。そこら辺で、その選考には相当なやっぱり労力がいると思います。

そして、また、この選考することに相当やっぱり重大です。町でやっぱり私たち以上

の権力をお持ちでございますので、そこら辺、どのような選考過程で、今日に至ったかという経緯を教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 今の件についてお答えいたします。

吉田委員につきましては、これまで3期、教育委員会の委員としてご活躍をいただいているところでございます。

先ほど2ページにありますように、略歴のほうは現在、宮原保育園の園長先生として子どもたちの面倒、それから学童保育をやっているところでございます。

今回、任期の満了にいたりまして、ご本人の意思、それから、これまでの私ども教育委員会への様々な助言、その他を鑑みまして、こちらのほうからもう少し、せめてコロナが落ち着くまでの学童とのつながり、それから、保小との連携、それを鑑みましてお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号の教育委員会の委員の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、5番、松本良人君、6番、石田みどり君、7番、浜口雅英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙に枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の松本良人君、石田みどり君、浜口雅英君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 同意第 2 号の投票の結果を報告します。投票総数 1 1 票、有効投票数 1 1 票、無効投票はございません。有効投票のうち賛成 1 0 票、反対 1 票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号、吉田修一君を教育委員会の委員に任命することについては、同意をすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

-----○-----

日程第 2 報告第 6 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 2、報告第 6 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について。

その報告書が提出されましたのでお手元に配付しております。

朗読は省略します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第 6 号を終わります。

-----○-----

日程第 3 報告第 7 号 専決第 8 号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 3、報告第 7 号、専決第 8 号 専決処分の報告について。

損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

なお、専決内容につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それでは、私のほうから内容を説明させていただきますので、次の次のページをお開き願います。

専決第8号、損害賠償額の決定及び和解について。

令和3年8月5日発生、町会計年度任用職員による除草作業中の車の破損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和3年8月26日、苓北町長 田嶋章二。

事故の内容でございますが、1、事故発生年月日、令和3年8月5日。

2、事故発生場所、苓北町富岡字権現山2530番1。

3、相手方、個人の車両所有者の方でございます。

4、事故の概要、概要につきましては、町が会計年度任用職員として任用している除草作業員の方が草刈り機で除草作業しているときに、跳ねた石または欠けたチップが近くに駐車していた相手方の自家用車後方ガラスにあたり破損させたものです。

5、損害賠償額、7万9,750円。なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額補てんされることとなっております。

6、和解事項、本件のほか、両者間には一切の債権債務関係がないこととして和解をしております。

以上のとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 2、3ご質問いたしたいと思います。

発生場所は権現山2530番の1と書いてありますが、これは一番下の駐車場なのか、その上の砂利敷きの駐車場なのかお伺いいたしたいと思います。

それと作業状況はどのような作業を行っていたのか。お一人で作業をされていたのか。その辺りの、私も昨年の一般質問で非常に危険性があるということで対応をお願いしたところでございますけれども、保険で全部入ったから町の財源は問題ないとした

としても、今回は車で済みましたけれども、これが人、観光客にあたった場合は、もっと大変なことになるかと思いますが、その辺りの対応状況は、その後どのようなことをなさっていたのか、お伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 場所でございますけれども、富岡の配水池ですね、付近です。ですから、富岡城ではありません。権現山の遊歩道の除草作業をしていただいておりますときに発生しております。

○1番（山口利生君） 富岡城のあの方たちではない。

○商工観光課長（錦戸雅志君） ではありません。

作業状況ですけれども、その遊歩道付近に駐車していた車に石または欠けたチップがですね、飛んで車両の後ろのほうのガラスが割れたということですが、作業に刈り払い機を使っていただく方以外は当然もう離れてですね、作業はしていただいております。そのたまたま石またはチップが車両にあたっていたということです。

あと1点お尋ねの観光客等への対応ということで、前、1回ご質問あったことにつきましては、ナイロンのほうで作業はしていただいております。富岡城の観光施設の除草作業の方はですね。作業にあたられるときには、特に観光客が通るようなところにつきましては、もう1人別の者がですね、帯同というか、一緒になって作業するというふうな対応をとらせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございました。富岡城関係のところについては十分配慮をしながら作業させていただいているということでございます。これは普通の観光のほうの施設の除草作業中の事故ということですね。

○商工観光課長（錦戸雅志君） はい。

○1番（山口利生君） やっぱ、チップを使った除草もですね、非常に周辺にいっぱい石ころ等、小さい石ころとか飛びますので、その辺りの安全対策についてはさらに徹底をしていただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 各事業所においてはですね、安全管理に対する責任が相当やっぱり強いんですよね。例えば、土木関係、あるいはほかの全てですよ、タクシー関係、交通関係にしてもですね。苓北町ではですね、そのような安全管理は、これ商工観光課だけじゃないと思いますが、全体的にですね、どのような管理をなされているか。例えば、朝の点検時の注意とかですね、そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 土木管理課関係では、恒常的にですね、会計年度任用職員を雇用して除草作業等をしていただいておりますけども、朝ですね、現場の作業の確認、そして、事故内容についてということで、朝から一応会計年度任用職員の方に担当から指示をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 商工観光課のほうも土木管理課同様ですね、一応、刈り払い機を使用する作業に関する知識という講習の中にですね、まず、リーダーを決めて、リーダーの全体的支持のもと、安全対策を講じるというふうなことでなっております。特に、今、夏場ですね、相当暑いので、熱中症にならないようにということで水分の持参と、こまめな休憩ですね、のほうを、まず体調のほうを、連日の作業になりますので、注意をしてしていただくということをお願いしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、法的にはあまり詳しくないんですがございますけれども、やはり安全管理者というのは置かなければならんとじゃなかろうかなと思います。これは、今、商工観光課、土木管理課からの答弁もいただきましたが、それだけではないと思いますよ。やはり町が雇いあげた人、全ての人には該当すると思います。仮に掃除をなさる方あたりでもですね、それぞれのやっぱり注意事項等があるというふうに。

この今は相当厳しくなってますね、例えば、前夜の酒気帯びなんかというともやっぱり相当取り締まる。そういったところもあります。そこら辺が町として、今各単位の課から報告はなされましたけれども、町として基準とか、あるいは町として全部寄せてですね、8時30分に集合させて、それから行く。そこでお話をして、今日は注意をせろということで、寄せてやる。そういったこと、手立てはなされているのか。各小さな、今どんな小さな会社、あるいは会社等の事業者、店なんかでも必ずしなければならないような形でおるんじゃないかなと。そういったことになっとなつてですね、行政そのものが不手際でいろんなことがあったら大変だと思います。

今回はですね、車の破損、これは私たちが危ないなということあるわけですが、あったわけで、車でよかったわけですけども、これがですね、石が通行人の頭に当たったり、目に当たったり、これ人身に関するならば相当なやっぱりリスクを伴うわけがございますので、そこら辺はどのようにになっているのか。この町全体の考え方を1つ、責任ある方からのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の松本議員からのご質問ですけども、町全体の安全、衛

生につきましては、町の中で安全衛生委員会というのを設置をしております。これは自治体として設置しなければならないということでございまして、これにつきましては、職員、それから会計年度任用職員のみならず、いろいろな施設等もございますので、そういった施設等の安全管理全てを含んだものでございます。

町の職場の中では、一例を申し上げますと、職場環境の点検というようなことですね、毎年定期的な時期に点検をいたしております。

また、現業の職場であります学校給食共同調理場、共同調理場につきましては、やはり夏場の時期とか、冬場の時期とか、そういった時期時期ですね、いろいろ作業にあたっての暑いとか、寒いとか、そういう状況もありますので、学校給食調理場につきましては、夏場、冬場の点検も別途行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はですね、年間のそういったこと、それから、通常の云々のことは聞いとらんとですよ。事業所あたりでは、毎日ですよ、毎朝ですよ、毎朝やらんばならんことになっとつとですよ。私はそこら辺をどう考えておられるか。通常、それは当然でしょう。やるのはですね。安全委員会をつくって、安全委員会はつくったっちゃですね、どこでんわからんとですから。毎日のことですから。私はそういったことは全く聞いておりません。その日その日に朝寄っていただいて注意をしていくというのは、それは多分、各事業所では、単位事業所では、ほかの民間の事業所ではやっておりますよ。特に、その上に個別にはですよ。例えば、給食者の運転手さんあたりはアルコールの検査あたりもせないかん。あるいは、バスの運転手さんにはアルコールの検査、それはそれなりに個別でやっぱり毎日やらなければならないことだと、私は思います。そこら辺をどういった対応をしておられるかということ聞いてわけです。今の状況ではそこら辺はやってもらえないような感じがいたします。今のは、単に私に対するその安全管理に対する言い訳にしか、私はとれません。私は、毎日のようなことをしてを聞いたわけですから、朝からですね。そうでございますので、今後やられていないのであれば、基準監督署なんかとも十分協議をされて、やっぱり町から、やっぱり町が手本になってですね、そういった形をしていただければなと思っております。これは多分やっておられんと思っておりますので、今後の課題としてですね、ぜひ取り上げていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 言葉足らずで申し訳ございません。そういった年間のですね、そういった安全衛生委員会の中で、それから、毎日につきましては、各課の中で

すね、ミーティングをですね、やっておりますので、そのミーティングの中で安全、特に安全関係ですね、そういったことは毎日それぞれ課長のほうからですね、各課員に対して周知を行っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 1点だけ確認の意味でお尋ねをいたします。

よく国道沿線とか、県道沿線では、除草作業をされる方は、1人はその刈り払い機を利用して、もう1人の方は防護ネットを持った方がよく立っておられるのを見かけるんですけども、今回のこの事故の際には、当然、跳ねたわけですから、そういった補助的というか、防護ネットを持った作業員というのは恐らくいらっしゃらなかったんじゃないかという想像をするわけですけども、その後の対策として、防護ネットを持った方を、例えば、駐車場、道路沿線、そして、また観光客が通られる道、そういったところに対する安全対策としてそういったことを行われているのか、いないのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 現在は、道路沿線じゃなかったため防護ネットについて、現時点ではそういったものを使っておりません。今後、その辺につきましても、ちょっと検討をして、より安全性ですね、特に従事されている方もですけども、通行されている方もいらっしゃいますので、ちょっと検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひ早急な対応をお願いしておきたいと思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第7号を終わります。

—————○—————

日程第 4 認定第 1号 令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)

日程第 5 認定第 2号 令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について(委員長報告)

日程第 6 認定第 3号 令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について(委員長報告)

- 日程第 7 認定第 4 号 令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 5 号 令和 2 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 6 号 令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10 認定第 7 号 令和 2 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11 認定第 8 号 令和 2 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12 認定第 9 号 令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13 認定第 10 号 令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14 認定第 11 号 令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 4、認定第 1 号、令和 2 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 14、認定第 11 号、令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 11 号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

会議規則第 41 条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。

山口利生委員長。

○1 番（山口利生君） 苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告をいたします。

令和 3 年第 5 回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された令和 2 年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり、審査の結果を報告します。

記。1. 審査年月日、令和 3 年 9 月 13 日、9 月 14 日、9 月 15 日の 3 日間。

2. 審査場所、大会議室、第 1・第 2 委員会室。

3. 委員の出席、山口利生委員長、田嶋豊昭副委員長、野田謙二委員、廣田幸英委員、

高戸幸雄委員、松本良人委員、石田みどり委員、浜口雅英委員、山本政人委員、倉田明委員。

4. 委員の欠席、なし。

5. 委員外の出席、錦戸俊春議長。

6. 監査委員の出席、登本玄一代表監査委員、野崎幸洋監査委員。

7. 執行部の出席、町長、副町長、教育長、総務・企画政策・会計・土木管理・農林水産・商工観光・税務住民・福祉保健・水道環境・教育の各課長及び健康増進室長。

8. 委員会の書記、龍岡議会事務局長、山下総務課長補佐、松本企画政策課長補佐、田平総務課長補佐。

9. 審査の課程、本委員会は、令和2年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。

10. 審査の結果、①認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、②認定第2号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、③認定第3号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、④認定第4号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、⑤認定第5号、令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、⑥認定第6号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、⑦認定第7号、令和2年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、⑧認定第8号、令和2年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、⑨認定第9号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、⑩認定第10号、令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、⑪認定第11号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上11件、全て認定すべきものと決定しました。

11. 少数意見の留保、あり。

12. 併せて、次の事項について執行部に対し要望することを決定しました。

一般会計、歳入について。

①令和2年度から町税等の徴収方法が変更された。税負担の公平性を図るためにも徴収率の向上に引き続き努力されたい。

②脱炭素社会に向けて、税収にも大きく関わってくるので、国の施策等情報収集に努められたい。

歳出について。

①町の魅力を発信するため、積極的に情報発信を行われたい。

②町民の生命と財産を守るため、防災対策についてさらに努められたい。

特記事項。①新型コロナウイルス感染拡大防止にさらに努められたい。

坂瀬川財産区特別会計。特記事項なし。

都呂々財産区特別会計。特記事項なし。

国民健康保険特別会計。

①引き続き、健康保持増進に取り組むとともに、各種健診の受診率の向上にさらに努められたい。

介護保険特別会計。

①引き続き、介護予防について積極的に取り組まれたい。

後期高齢者医療特別会計。

①引き続き、健康保持増進の取り組みを進められたい。

水道特別会計。特記事項なし。

下水道特別会計。特記事項なし。

農業集落排水特別会計。特記事項なし。

特定地域生活排水処理事業特別会計。特記事項なし。

宅地造成事業特別会計。特記事項なし。

令和3年9月15日、苓北町議会決算審査特別委員会委員長山口利生。

苓北町議会議長錦戸俊春様。

以上で、報告書を読み上げ終わります。

ただ、決算審査特別委員会の報告の補足意見といたしまして、新型コロナウイルス感染防止の切り札とされるワクチン接種が現在12歳以上、64歳以下の町民に行われていますが、早期接種完了に向け、関係医療機関とのさらなる連携強化に努めてください。苓北町は年々人口が減少し、令和3年8月末現在、6,802人となり、高齢化率も上昇しています。税収等の減少も重なり、町の財政はさらに厳しさを増していくものと思います。令和2年度決算審査の過程において、各委員から指摘があった事項や要望事項に対し、再度検討していただき、令和3年度予算の執行にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげていただきますよう要望いたします。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 委員長報告が終わりました。

次に、本案について、浜口雅英君外1名から会議規則第76条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 令和3年9月15日、町議会議長錦戸俊春様。

決算審査特別委員会委員浜口雅英。賛成者、石田みどり。

少数意見報告書。

令和3年9月13日から9月15日までの決算審査特別委員会において、留保した少数意見を、次のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記。1. 議案番号令和3年第5回苓北町議会定例会認定第1号。件名、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について。

2. 意見の要旨。富岡城新大手門広場整備工事の石垣整備、公園整備、遊歩道整備に3,100万円余りが費やされているが、石垣整備で現道は狭くなり、公園整備や塀で行き止まりになっている遊歩道の整備などは、その成果が見込めない。

また、志岐集会所改修工事に1億1,369万円余りが支出されているが、これの予算化、契約締結の議決時に外壁の補修と併せて施設の音響等の不備を含め、慎重な取り組みを求めたが、町はこれを拒否し、予算の執行を強行した。そして、先日の議案第51号、令和3年度一般会計補正予算（第3号）では、放送施設の整備に予算を増額している。このことは、手戻りと言わざるを得ない。

さらに、使い勝手が悪いと言われている天草エアラインへの支出も疑問視せざるを得ない。

以上により、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定については、反対する。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 決算審査結果報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、これから討論を行います。

討論にあたっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほど申し上げました少数意見の報告書と同じ内容ですが、改めて反対の討論に参加します。

富岡城新大手門広場整備工事の石垣整備、公園整備、遊歩道整備に3,100万円あまりが費やされています。石垣の整備で現道の道幅や視界が狭くなり、公園整備は、今後どのように活用されていくのか。塀で行き止まりになったままになっていますが、これもどのように活用されるのですか。

志岐集会所工事に1億1,369万円あまりが支出されていますが、これの予算化、

契約締結の議決時に外壁の補修と併せて施設の音響等の不備を含め、慎重な取り組みを求めましたが、町はこれを拒否され、予算の執行を強行されました。

そして、先日の議案第51号、令和3年度一般会計補正予算（第3号）では、放送施設の整備に予算を増額しておられます。

以上により、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

町債や将来に支払う可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示す、将来負担比率が83.6%と昨年度と比較して24ポイント改善されております。令和2年度の苓北町の財政運営は適切であったと判断いたします。

よって、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定には賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 令和2年度の決算認定について、反対の立場で討論を行います。

天草エアラインの件ですが、令和元年度決算では、エアライン機材維持費補助金86万3,000円、2年度の予算では1,008万7,000円、これも機材維持補助金として組まれていました。それに乗務員確保補助金として43万7,000円が組まれています。2年度、今回の決算では、816万9,000円が機材維持費補助金として組まれ、乗務員確保補助金も43万7,000円で決算されています。

それに、予算では上がっていない公共交通応援事業補助金、これが201万6,998円あがって、支出されています。ほかにエアライン利用促進費として44万8,000円があがっていますが、これは利用者への補助だと思うので別だと思います。天草エアラインについては、県や天草市、上天草市との兼ね合いもあるとは思いますが、こういうこともありました。昨年、私の知り合いが熊本の病院に行くのにエアラインを利用するというので、天草空港までタクシーで行ったにも関わらず、機材の都合で急に飛行中止となり、困り果てて私に電話がかかってきました。ちょうど私の息子が家にいたので、急遽、車で熊本まで送ったということもありました。ほかにもこういうことがあるのではないのでしょうか。利便性が悪く、予定が立てられないという声も聞いています。町も財政的に厳しくなっている中で、毎年高額な金をエアラインに支出するということは、町民感情としてもいかななものかと思います。

町は、天草エアラインにも物申す立場にあると思うので、そのことも申し添えて今回の決算の認定には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 私は、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和2年度の会計執行では、予算額の割に効果が少なかったものもあり、避難されることはあるかと思います。しかし、それは新型コロナウイルスの世界的パンデミックという時代での予算の執行であり、先の見えない時代での予算執行ということです。大事なものは、反省と学習であり、これは地方公務員、特に役場職員にとっては大事なことでないかと思います。

例えば、令和2年度の監査委員からの厳しい言葉というのは、昨年からの引き継ぎがお粗末であったり、新型コロナウイルスのパンデミックの影響なのではないかなどなど、お互いにわかってはいるけども、その委員会の中でですね、令和3年の事象まで話が広がったものもございました。しっかりした反省が大事であり、また、これからの予算の執行には、いかに、どのように生かしていくかという学習があればよいのでは、と考えております。

仮に、一見無駄な予算の執行に見えることでも、公的目的のある令和2年度の予算だったのだから、それは今後につながる可能性は必ずあることであって、役場職員の反省と学習があれば、今後に生かしていただけるものだと思っております。

よって、令和2年度の決算の認定には賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、歳入歳出決算に反対の立場で意見を申し上げます。

令和2年度実施された予算の執行体制について理解ができない項目があります。2、3例をとってご報告をいたします。

まず、款、消防費、項、消防費、目、災害対策費、節、需用費の避難所等修繕料16万6,520円です。この実施場所は、一番身近な、また、目に付くところの都呂々公民館北側の丘の斜面に、これまで美しい花を咲かせるために一生懸命育てられてきた町花の椿やつつじがここ2、3年放置され、管理がなされていませんでしたが、いきなり伐採され、防草シートが張られました。ちょっと管理がなされていれば、毎年きれいな花が咲き、都呂々公民館、都呂々出張所を訪れる方々や、もしかして、花を見に来られる方々の思い出になり、心を癒し、グラウンド周辺の桜の花とともに、花見の場所として素晴らしいところとなるところでもあったと思われます。

しかしながら、今回の工事により、花木は伐採され、防草シートが敷き詰められたことにより、殺風景となり景観も悪い。また、防草シートが張られることにより、地球温暖化が問題となっている今、植物の炭酸同化作用によるCO₂の削減もなされないこと

にもなります。

決算書では、避難路等修繕料１６８万６，５２０円となっていますが、ここの園内には、コンクリートで舗装された道が整備されており、沿道の雑草の管理をすることにより、通行に支障を及ぼすことなく、避難路として十分目的は達成するところでございます。

このような状況下でありますので、もちろん、今回の工事には道路の整備は入っていないようで、通路に手を施された形跡はありません。また、この通路は、行き止まりとなっており、避難路としての活用はできない状態にもあります。このような現状の中でどのような目的で１６８万６，５２０円が投入されたか理解できません。

また、各地区の周辺の有識者の方々にお尋ねをいたしましたけれども、これに対しての打ち合わせ等は全くなかったということです。

続きまして、款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、節、委託費の中で、小学校屋内運動場防災機能強化工事関係の工事管理業務委託料２１１万７，５００円及び設計業務委託料１４８万５，０００円が支出されています。この工事は、説明によると、体育館のＬＥＤの取り替え、バスケットボールゴールポール劣化による取り替えを行ったということでございますが、この工事に設計業務委託料、工事管理業務委託料は必要なのかどうか疑問であり、納得がいきません。

また、同じ項目内で、学校施設台帳の作成が委託料により１８万３，０００円が支払われています。学校内の施設の台帳作成を委託料により外注するものでございますが、納得はいきません。当然、学校施設である町所有の財産を管理する上では、部内で作成、管理すべきではと思われます。

また、款、教育費、項、中学校費、目、学校管理費、節、委託費でも同じく、中学校屋内運動場防災機能強化工事関係の工事管理業務委託料３６万３，０００円及び設計業務委託料４８万９，５００円が支出されております。この工事も体育館のＬＥＤ電球の取り替え、バスケットボールゴールポール劣化による取り替えということですが、この工事にも前回、前項同様、設計業務委託料、工事管理業務委託料が支払われております。

また、小学校と同じ項目で、学校施設台帳作成が委託料により３万７，０００円が支払われております。小学校と同じく、学校施設の台帳作成を委託料により外注するものには納得はいきません。

同じ委託費の中で、学校情報通信ネットワーク環境整備工事費の関係においても、調査、設計業務委託料６１万６，０００円及び管理業務委託料１５万９，５００円が支出されています。この件についても問題があり、納得がいきません。

過疎の町、少子化高齢化の中に、人口が６，８００人台となった苓北町におきまして、借入金の額が町内人口の１人当たり約１３３万６，０００円は大きい。しかしながら、

私たちは、町民の方々の安心と安全を保持しながらこの町を維持していかなければならない使命があります。特に、子どもや孫たちに将来負担のかからないような行政を推し進めていかなければなりません。そのためには、1円の金も有効に使うか、無駄使いをしないような知恵を出し合い、努力しなければならないと思っております。

町の行政無線により、毎日コロナ感染の予防活動の放送が行われております。このコロナウイルス感染症を苓北町財政難に置き換え、町内を、町民を守るために一人一人が危機感を持って苓北町をよりよくするために頑張らなければいけないんじゃないかなと思うっております。

このような観点から、無駄な支出は慎むべきであり、してはいけない。また、私はそう信じます。

このような点から2年度の予算執行については、疑義を生じるところがありますので、よって、提出された令和2年度歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 私は、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

納税組合が解体されましたが、町税など収納率の高い水準での維持、積極的に財源確保の努力がなされております。行政の定着化の推進には、マイナンバーカード普及促進に寄与され、この8月末日では50%を超えたと聞きました。また、質の高い義務教育のために、1人1台のタブレット端末の導入、活用が始まっています。令和2年度の決算が令和4年度の予算編成とつながることを期待し、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定には賛成をいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 10番、倉田です。原案に賛成です。

令和2年度苓北町歳入歳出決算については、新型コロナウイルス感染症拡大の中、大変厳しい状況下のもとで、住民の生命と生活の安定を守るために、国・県の各種支援策とあわせ、町独自の支援策を加え、努力されてこられました。一部の事業や行事等が実施できませんでしたけども、予算書に基づき、適正に執行されており、主要施策成果説明書及び監査意見書の指示にありますように、将来負担比率も改善しつつあり、随所に成果が見られます。引き続き、コロナ禍の厳しい中ではありますが、町民福祉増進のため、さらに努力いただきたい。よって、原案に賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は、認定第1号から認定第11号までをそれぞれ起立によって行います。

認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和2年度苓北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和2年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第6号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和2年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第7号、令和2年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第 8 号、令和 2 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第 8 号、令和 2 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第 9 号、令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第 9 号、令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第 10 号、令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第 10 号、令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第 11 号、令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第11号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

先ほど、特別委員会審査結果報告書の中にありました、執行部に対し、要望することとした事項については、苓北町議会決算審査特別委員会委員長を苓北町議会議長、苓北町議会議長を苓北町長に読み替え、議長として、町執行部に対しての要望とさせていただきます。

-----○-----

日程第15 議案第61号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、議案第61号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第61号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第4号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、本年10月21日に任期満了となる衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に係る補正予算を追加提案するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 議案第61号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第4号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,601万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。款15県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金、節5選挙費委託金は、衆議院議員選挙事務委託金700万円及び最高裁判所裁判官国民審査事務委託金3万円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費、節1報酬、投票立会人報酬から選挙公報配付人報酬まで、あわせて86万5,000円の増額。

節3職員手当等、時間外勤務手当は、選挙事務に係る職員の時間外勤務手当310万円の増額。

節7報償費は、ポスター掲示場設置謝礼7万円の増額。

節 8 旅費、普通旅費から選挙管理委員費用弁償まで、あわせて 10 万 2,000 円の増額。

節 10 需用費、消耗品費から修繕料まであわせて 175 万 5,000 円の増額。

節 11 役務費、電話料から申し訳ありません、次のページの計数機点検料まで、あわせて 33 万円の増額。

節 12 委託料は、ポスター掲示場設置委託料 55 カ所分といたしまして 71 万 3,000 円の増額。

節 13 使用料及び賃借料は、投票所資材運搬のための車借上料及び投票所借上料として 6 万 5,000 円の増額です。

目 4 最高裁判所裁判官国民審査費、節 10 需用費は、事務に係る消耗品費 3 万円の増額です。

以上で、令和 3 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4 番（高戸幸雄君） 私は、この補正予算そのものにはですね、何ら疑義は申しませんけれども、今回、先ほど町長申されましたけども、10 月 21 日の衆議院議員の任期満了に伴う経費だということでございますので、本来ならば当然、当初予算にこの金額そのものは計上すべきだったと思っているところであります。

そして、また、8 月 5 日のこのお知らせ版に、投票立会人を募集しますという記事が載っております。となれば、当然、その時に予算がないことに気付いて、最悪でもですね、第 3 号には今回、第 4 号として追加補正してありますけども、この第 3 号には当然この経費は計上すべきだったと思うんです。私自身も以前、役所にお世話になっていたときに、この係をさせていただきました。大変神経を使いましていろんなことがあったわけでございますけれども、選管に従事する職員大変だと思います。それ重々わかっておりますけれども、ここでやはりですね、基本的なことで、最悪この第 3 号には計上すべきだったとっております。先ほど申しましたとおり、費用の内容については何ら疑義ございませんけれども、この計上の仕方について回答というか、答弁といいますか、お願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今回のですね、補正予算につきましては、今、高戸議員がおっしゃいましたけども、まず、当初予算につきましてはですね、当初予算を編成する段階で解散総選挙が令和 2 年度にあるのか、令和 3 年度にあるのかというようなことの中

ですね、そういった状況がありまして、令和3年度の新年度予算には計上しておりませんでした。令和3年度に入りまして、今、高戸議員おっしゃるとおりですね、6月議会もあったわけですので、その時点ですね、計上していくべきであったのかなとは思いますが、国政の選挙につきましては、選挙執行に係る経費がですね、その都度見直しもされているという状況もありましたので、その選挙執行の経費の単価がですね、改正がなしてからですね、直ちに、今まででしたら専決の補正という形ですね、やっていたわけですが、先ほど町長が申しましたように、いよいよ10月21日で任期満了を迎えるという状況になりまして、今回、補正を計上したわけですが、遅れたことにつきましてはですね、もう少し6月議会なり、9月の当初（第3号）でも、今の選挙執行の単価をもってですね、計上しておけばよかったかなということで、それは反省をしております。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 執行部より反省をしているというお言葉をいただきました。やはりですね、たとえその経費、経費の単価が変わっても、やはり当然のごとく当初予算には最低限やはり計上すべきだったと思っているところでございます。

選挙執行については大変な御苦労があらうと思いますけども、適正な執行を望み、私の意見を終わりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） これもこの予算書自体には直接影響ございませんけれども、もし答える、関連をしております。だめなときはだめで結構です。

苓北町では、選挙法の今度条例が改正されました。要するに、候補者の云々とかですね、いろいろあったわけですが、この答弁の中でですね、ほとんどそのやってしまったから苓北町もするんだ、町がするんだというような答弁がございましたけれども、国政レベルの選挙においても、やはり当然国政レベルが最初にそういったやつは決めていかなければいかんと思いますけれども、同じような対応でなされているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 国政選挙におきましては、既に選挙公営という形でされております。今回の公職選挙法の改正につきましては、それを町村の首長、それから議会議員にも適用させるという施行令、法律の改正でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この703万円は、金額の提示はいつ頃あったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 金額の提示につきましてはですね、国のほうからはっきりした提示はまだあっておりません。ただ、県の選管のほうからですね、算定の根拠数値ということで資料がまいりましたので、それに基づき提案をいたしております。

○7番（浜口雅英君） いつ。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） すみません、日付けについては、今ちょっと覚えておりませんので、後ほどお答えをしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 発議第8号 意見書の提出について

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、発議第8号、意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 発議第8号、意見書の提出について。

令和3年8月30日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、倉田明。賛成者、苓北町議会議員、石田みどり。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方

財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1つ、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがないよう、十分な総額を確保すること。

2つ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3つ、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4つ、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、更なる延長は断じて行わないこと。

5つ、炭素に係る税の創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月〇日。別添意見書の送付先（宛名）様。

意見書の送付先も参考のため朗読させていただきます。

衆議院議長、大島理森様。参議院議長、山東昭子様。内閣総理大臣、菅義偉様。財務大臣、麻生太郎様。総務大臣、武田良太様。経済産業大臣、梶山弘志様。内閣官房長官、加藤勝信様。経済再生担当大臣、西村康稔様。それぞれの住所にさせていただきます。

熊本県苓北町議会議長、錦戸俊春。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

発議第8号を採決します。

お諮りします。

本件については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号、意見書の提出については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

只今議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第17 陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君） 日程第17、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました1件が提出されております。令和3年陳情第3号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたのでお手元に配付しております。

—————○—————

日程第18 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第18、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

—————○—————

日程第 19 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第 19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することにしたいと思います。

なお、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 3 年第 5 回 荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 54 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員